

平成23年第3回吉崎市議会定例会 会議録目次

会期日程	1
上程案件及び処理結果	2
一般質問通告者及び質問事項一覧	4
第1日（9月2日 金曜日）	
議事日程表（第1号）	5
出席議員及び説明のために出席した者	6
開 会（開議）	7
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
諸般の報告	9
行政報告	10
議案説明	
報告第5号 平成22年度財団法人吉崎市開発公社事業会計収支決算の報告に ついて	19
報告第6号 平成22年度吉崎市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告 について	20
議案第65号 吉崎市附属機関設置条例の一部改正について	21
議案第66号 吉崎市税条例等の一部改正について	21
議案第67号 市道路線の認定について	23
議案第68号 武生水A辺地（変更）、武生水C辺地（変更）、渡良B辺地 （変更）、原島辺地、勝本辺地、東可須辺地、立石辺地、本宮 辺地、諸吉辺地、仲・大石辺地、芦辺浦辺地、大左右・中山辺 地、瀬戸浦辺地及び石田辺地に係る総合整備計画の策定につい て	23
議案第69号 平成23年度吉崎市一般会計補正予算（第5号）	25
議案第70号 平成23年度吉崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2号）	33
議案第71号 平成23年度吉崎市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	33
議案第72号 平成23年度吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	

.....	3 4
議案第 7 3 号 平成 2 3 年度吉崎市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算 (第 1 号)	3 5
議案第 7 4 号 平成 2 3 年度吉崎市三島航路事業特別会計補正予算(第 1 号)	3 6
議案第 7 5 号 平成 2 3 年度吉崎市農業機械銀行特別会計補正予算(第 1 号)	3 6
議案第 7 6 号 平成 2 3 年度吉崎市病院事業会計補正予算(第 1 号)	3 7
認定第 1 号 平成 2 2 年度吉崎市一般会計歳入歳出決算認定について	3 8
認定第 2 号 平成 2 2 年度吉崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定 について	3 9
認定第 3 号 平成 2 2 年度吉崎市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	4 0
認定第 4 号 平成 2 2 年度吉崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認 定について	4 1
認定第 5 号 平成 2 2 年度吉崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	4 1
認定第 6 号 平成 2 2 年度吉崎市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	4 2
認定第 7 号 平成 2 2 年度吉崎市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	4 3
認定第 8 号 平成 2 2 年度吉崎市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決 算認定について	4 4
認定第 9 号 平成 2 2 年度吉崎市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	4 5
認定第 1 0 号 平成 2 2 年度吉崎市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定に ついて	4 6
認定第 1 1 号 平成 2 2 年度吉崎市水道事業会計決算認定について	4 6
認定第 1 2 号 平成 2 2 年度吉崎市病院事業会計決算認定について	4 8
監査報告	4 9

第2日(9月9日 金曜日)

議事日程表(第2号)	5 5
出席議員及び説明のために出席した者	5 6
議案に対する質疑、報告済	
報告第5号 平成22年度財団法人吉岐市開発公社事業会計収支決算の報告について	5 8
報告第6号 平成22年度吉岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	5 8
議案に対する質疑	
議案第65号 吉岐市附属機関設置条例の一部改正について	6 1
議案第66号 吉岐市税条例等の一部改正について	6 4
議案第67号 市道路線の認定について	6 4
議案第68号 武生水A辺地(変更)、武生水C辺地(変更)、渡良B辺地(変更)、原島辺地、勝本辺地、東可須辺地、立石辺地、本宮辺地、諸吉辺地、仲・大石辺地、芦辺浦辺地、大左右・中山辺地、瀬戸浦辺地及び石田辺地に係る総合整備計画の策定について	6 4
議案第69号 平成23年度吉岐市一般会計補正予算(第5号)	7 1
議案第70号 平成23年度吉岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	8 6
議案第71号 平成23年度吉岐市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	8 6
議案第72号 平成23年度吉岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	8 6
議案第73号 平成23年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第1号)	8 6
議案第74号 平成23年度吉岐市三島航路事業特別会計補正予算(第1号)	8 6
議案第75号 平成23年度吉岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第1号)	8 6
議案第76号 平成23年度吉岐市病院事業会計補正予算(第1号)	8 6
認定第1号 平成22年度吉岐市一般会計歳入歳出決算認定について	8 7

認定第 2 号	平成 2 2 年度吉崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定 について	9 1
認定第 3 号	平成 2 2 年度吉崎市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	9 1
認定第 4 号	平成 2 2 年度吉崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認 定について	9 1
認定第 5 号	平成 2 2 年度吉崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	9 1
認定第 6 号	平成 2 2 年度吉崎市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	9 1
認定第 7 号	平成 2 2 年度吉崎市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい て	9 1
認定第 8 号	平成 2 2 年度吉崎市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決 算認定について	9 1
認定第 9 号	平成 2 2 年度吉崎市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	9 1
認定第 1 0 号	平成 2 2 年度吉崎市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定に ついて	9 2
認定第 1 1 号	平成 2 2 年度吉崎市水道事業会計決算認定について	9 2
認定第 1 2 号	平成 2 2 年度吉崎市病院事業会計決算認定について	9 2
委員会付託（議案）	9 2
予算特別委員会の設置	9 2
決算特別委員会の設置	9 3
陳情		
陳情第 2 号	介護保険法の居宅介護給付サービスについて改善を求める陳情...	9 3
陳情第 3 号	郵政改革法案の早期成立を求める陳情	9 3
第 3 日（ 9 月 1 2 日 月曜日）		
議事日程表（第 3 号）	9 5
出席議員及び説明のために出席した者	9 5
一般質問	9 6
1 7 番 瀬戸口和幸 議員	9 6

11番 豊坂 敏文 議員	107
13番 鵜瀬 和博 議員	120
2番 呼子 好 議員	133
1番 久保田恒憲 議員	144

第4日(9月13日 火曜日)

議事日程表(第4号)	159
出席議員及び説明のために出席した者	159
一般質問	160
7番 町田 正一 議員	160
3番 音嶋 正吾 議員	173

第5日(9月22日 木曜日)

議事日程表(第5号)	185
出席議員及び説明のために出席した者	186
議会改革検討特別委員会調査報告	188
委員長報告、委員長に対する質疑	191
議案に対する討論、採決	
議案第65号 吉崎市附属機関設置条例の一部改正について	195
議案第66号 吉崎市税条例等の一部改正について	195
議案第67号 市道路線の認定について	195
議案第68号 武生水A辺地(変更)、武生水C辺地(変更)、渡良B辺地 (変更)、原島辺地、勝本辺地、東可須辺地、立石辺地、本宮 辺地、諸吉辺地、仲・大石辺地、芦辺浦辺地、大左右・中山辺 地、瀬戸浦辺地及び石田辺地に係る総合整備計画の策定につい て	195
議案第69号 平成23年度吉崎市一般会計補正予算(第5号)	196
議案第70号 平成23年度吉崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2号)	196
議案第71号 平成23年度吉崎市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	196
議案第72号 平成23年度吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	

.....	197
議案第73号 平成23年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算 (第1号)	197
議案第74号 平成23年度吉岐市三島航路事業特別会計補正予算(第1号)	197
議案第75号 平成23年度吉岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第1号)	197
議案第76号 平成23年度吉岐市病院事業会計補正予算(第1号)	198
認定第1号 平成22年度吉岐市一般会計歳入歳出決算認定について	198
認定第2号 平成22年度吉岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定 について	198
認定第3号 平成22年度吉岐市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	199
認定第4号 平成22年度吉岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認 定について	199
認定第5号 平成22年度吉岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	199
認定第6号 平成22年度吉岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	200
認定第7号 平成22年度吉岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	200
認定第8号 平成22年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決 算認定について	200
認定第9号 平成22年度吉岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	201
認定第10号 平成22年度吉岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定に ついて	201
認定第11号 平成22年度吉岐市水道事業会計決算認定について	201
認定第12号 平成22年度吉岐市病院事業会計決算認定について	201
陳情第2号 介護保険法の居宅介護給付サービスについて改善を求める陳情	202

議員提出議案の審議(説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決)

発議第 6 号 「離島振興法」の改正・延長を求める意見書の提出について ...	2 0 3
発議第 7 号 離島の燃油流通コストを支援する事業の拡充を求める意見書の提出について	2 0 5
発議第 8 号 航路対策調査特別委員会の設置に関する決議について	2 0 6
航路対策調査特別委員会の設置	2 0 7
委員会の閉会中の継続審査及び調査申し出の件	2 0 8
議員派遣の件	2 0 8
市長の挨拶	2 0 8
閉 会	2 1 1
資料	
閉会中委員会継続審査及び調査申し出の件	2 1 3
議員派遣の件.....	2 1 4

壱岐市告示第74号

平成23年第3回壱岐市議会定例会を、次のとおり招集する

平成23年8月26日

壱岐市長 白川 博一

- 1 期 日 平成23年9月2日(金)
- 2 場 所 壱岐市議会議場(壱岐西部開発総合センター2F)

平成23年第3回壱岐市議会定例会 会期日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要
1	9月2日 (招集日)	金	本会議	開会 会期の決定 行政報告 会議録署名議員の指名 諸般の報告 議案の上程、説明
2	9月3日	土	休 会	(閉庁日)
3	9月4日	日		
4	9月5日	月		質疑・一般質問通告書提出期限(正午まで) 議会運営委員会(午後1時30分~)
5	9月6日	火		(議案調査)
6	9月7日	水		
7	9月8日	木		
8	9月9日	金		本会議
9	9月10日	土	休 会	(閉庁日)
10	9月11日	日		
11	9月12日	月	本会議	一般質問(5人)
12	9月13日	火		一般質問(2人)
13	9月14日	水	休 会	
14	9月15日	木	委員会	常任委員会
15	9月16日	金		予算特別委員会
16	9月17日	土	休 会	(閉庁日)
17	9月18日	日		
18	9月19日	月		
19	9月20日	火	委員会	決算特別委員会
20	9月21日	水	休 会	(議事整理日)
21	9月22日	木	本会議	議案審議(委員長報告、討論、採決) 閉会

平成23年第3回壱岐市議会定例会 上程案件及び議決結果一覧(1/2)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
報告第5号	平成22年度財団法人壱岐市開発公社事業会計収支決算の報告について	-	報告済 (9/9)
報告第6号	平成22年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	-	報告済 (9/9)
議案第65号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/22)
議案第66号	壱岐市税条例等の一部改正について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/22)
議案第67号	市道路線の認定について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/22)
議案第68号	武生水A辺地(変更)、武生水C辺地(変更)、渡良B辺地(変更)、原島辺地、勝本辺地、東可須辺地、立石辺地、本宮辺地、諸吉辺地、仲・大石辺地、芦辺浦辺地、大左右・中山辺地、瀬戸浦辺地及び石田辺地に係る総合整備計画の策定について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/22)
議案第69号	平成23年度壱岐市一般会計補正予算(第5号)	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/22)
議案第70号	平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/22)
議案第71号	平成23年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/22)
議案第72号	平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/22)
議案第73号	平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第1号)	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/22)
議案第74号	平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第1号)	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/22)
議案第75号	平成23年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/22)
議案第76号	平成23年度壱岐市病院事業会計補正予算(第1号)	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/22)
認定第1号	平成22年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	決算特別委員会 認 定	認 定 (9/22)
認定第2号	平成22年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員会 認 定	認 定 (9/22)
認定第3号	平成22年度壱岐市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員会 認 定	認 定 (9/22)
認定第4号	平成22年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員会 認 定	認 定 (9/22)
認定第5号	平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員会 認 定	認 定 (9/22)

平成23年第3回壱岐市議会定例会 上程案件及び議決結果一覧(2/2)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
認定第6号	平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員会 認 定	認 定 (9/22)
認定第7号	平成22年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員会 認 定	認 定 (9/22)
認定第8号	平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員会 認 定	認 定 (9/22)
認定第9号	平成22年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教常任委員会 認 定	認 定 (9/22)
認定第10号	平成22年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員会 認 定	認 定 (9/22)
認定第11号	平成22年度壱岐市水道事業会計決算認定について	産業建設常任委員会 認 定	認 定 (9/22)
認定第12号	平成22年度壱岐市病院事業会計決算認定について	厚生常任委員会 不認定	不認定 (9/22)
陳情第2号	介護保険法の居宅介護給付サービスについて改善を求める陳情	厚生常任委員会 採 択	採 択 (9/22)
陳情第3号	郵政改革法案の早期成立を求める陳情	総務文教常任委員会 継続審議	継続審査
発議第6号	「離島振興法」の改正・延長を求める意見書の提出について	省 略	原案のとおり可決 (9/22)
発議第7号	離島の燃油流通コストを支援する事業の拡充を求める意見書の提出について	省 略	原案のとおり可決 (9/22)
発議第8号	航路対策調査特別委員会の設置に関する決議について	省 略	原案のとおり可決 (9/22)

平成23年第3回壱岐市議会定例会 上程及び議決件数

市長提出	上程	可決	否決	撤回	継続
条例制定、 一部改正、廃	2	2			
予算	8	8			
その他	2	2			
報告	2	2			
決算認定 (内前回継続)	12	11	1		
計	26	25	1		

議員発議	上程	可決	否決	継続
発議(条例制定) (一部改正)				
発議(意見書)	2	2		
決議・その他	1	1		
計	3	3		
請願・陳情等 (内前回継続)	2	1		1
計	2	1		1

平成23年第3回吉岐市議会定例会 一般質問一覧表

月日	順序	議員氏名	質問事項	質問の相手	ページ
9月12日月	1	瀬戸口和幸	防災計画の見直しについて	市長	96～107
	2	豊坂 敏文	国境離島対策について	市長	107～120
			第一次産業の振興について		
			就労の場確保について		
			特養ホームについて	市長、教育長	
下水道等について					
幼保一元化及び小学校統合について	市長				
病院医師確保について	市長				
9月12日月	3	鵜瀬 和博	航空路対策について	市長	120～132
			市長の附属機関設置について		
	4	呼子 好	特別養護老人ホームの施設整備の見直しについて	市長	133～144
雇用の創出について					
肉用牛の増頭対策について					
9月12日月	5	久保田恒憲	東日本大震災被災地復興支援活動について	市長	145～157
			海水浴の事故防止安全対策を早急に構築すべき 癒しの島吉岐を目指すのなら福祉施設の充実も必要である		
9月13日火	6	町田 正一	市長のマニフェストの一つである病院改革について	市長	160～173
			市長のマニフェストにある行政改革について		
9月13日火	7	音嶋 正吾	白川市政の検証と残された任期中のマニフェスト達成についての見解	市長	173～183

平成23年第3回定例会 吉 岐 市 議 会 会 議 録 (第 1 日)

議事日程 (第 1 号)

平成23年 9 月 2 日 午前10時00分開会、開議

日程第 1	会議録署名議員の指名	8 番 今西 菊乃 9 番 市山 和幸
日程第 2	会期の決定	21日間 決定
日程第 3	諸般の報告	議長 報告
日程第 4	行政報告	市長 説明
日程第 5	報告第 5 号 平成 2 2 年度財団法人吉岐市開発公社事業 会計収支決算の報告について	企画振興部長 説明
日程第 6	報告第 6 号 平成 2 2 年度吉岐市財政健全化判断比率及 び資金不足比率の報告について	財政課長 説明
日程第 7	議案第65号 吉岐市附属機関設置条例の一部改正につ いて	総務部長 説明
日程第 8	議案第66号 吉岐市税条例等の一部改正について	市民部長 説明
日程第 9	議案第67号 市道路線の認定について	建設部長 説明
日程第10	議案第68号 武生水 A 辺地 (変更)、武生水 C 辺地 (変 更)、渡良 B 辺地 (変更)、原島辺地、勝 本辺地、東可須辺地、立石辺地、本宮辺 地、諸吉辺地、仲・大石辺地、芦辺浦辺 地、大左右・中山辺地、瀬戸浦辺地及び石 田辺地に係る総合整備計画の策定について	企画振興部長 説明
日程第11	議案第69号 平成 2 3 年度吉岐市一般会計補正予算 (第 5 号)	財政課長 説明
日程第12	議案第70号 平成 2 3 年度吉岐市国民健康保険事業特別 会計補正予算 (第 2 号)	保健環境部長 説明
日程第13	議案第71号 平成 2 3 年度吉岐市介護保険事業特別会計 補正予算 (第 1 号)	保健環境部長 説明
日程第14	議案第72号 平成 2 3 年度吉岐市簡易水道事業特別会計 補正予算 (第 2 号)	建設部長 説明
日程第15	議案第73号 平成 2 3 年度吉岐市特別養護老人ホーム事 業特別会計補正予算 (第 1 号)	市民部長 説明
日程第16	議案第74号 平成 2 3 年度吉岐市三島航路事業特別会計 補正予算 (第 1 号)	総務部長 説明

日程第17	議案第75号	平成23年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第1号)	農林水産部長 説明
日程第18	議案第76号	平成23年度壱岐市病院事業会計補正予算(第1号)	病院部長 説明
日程第19	認定第1号	平成22年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	財政課長 説明
日程第20	認定第2号	平成22年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部長 説明
日程第21	認定第3号	平成22年度壱岐市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部長 説明
日程第22	認定第4号	平成22年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部長 説明
日程第23	認定第5号	平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部長 説明
日程第24	認定第6号	平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	建設部長 説明
日程第25	認定第7号	平成22年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	建設部長 説明
日程第26	認定第8号	平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	市民部長 説明
日程第27	認定第9号	平成22年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務部長 説明
日程第28	認定第10号	平成22年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	農林水産部長 説明
日程第29	認定第11号	平成22年度壱岐市水道事業会計決算認定について	建設部長 説明
日程第30	認定第12号	平成22年度壱岐市病院事業会計決算認定について	病院部長 説明

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員(20名)

1番 久保田恒憲君	2番 呼子 好君
3番 音嶋 正吾君	4番 町田 光浩君
5番 小金丸益明君	6番 深見 義輝君
7番 町田 正一君	8番 今西 菊乃君
9番 市山 和幸君	10番 田原 輝男君

11番 豊坂 敏文君	12番 中村出征雄君
13番 鵜瀬 和博君	14番 榊原 伸君
15番 久間 進君	16番 大久保洪昭君
17番 瀬戸口和幸君	18番 牧永 護君
19番 中田 恭一君	20番 市山 繁君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君	事務局次長 米村 和久君
事務局係長 吉井 弘二君	事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長兼病院部長	久田 賢一君
教育長	須藤 正人君	総務部長	堤 賢治君
企画振興部長	浦 哲郎君	市民部長	山内 達君
保健環境部長	山口 壽美君	建設部長	後藤 満雄君
農林水産部長	榊崎 文雄君	教育次長	村田 正明君
消防本部消防長	松本 力君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	川原 裕喜君	病院管理課長	左野 健治君
会計管理者	宇野木眞智子君	代表監査委員	山本 善勝君

午前10時00分開会

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会におきましても省エネの一環としてクールビズを実施いたしております。議場での服装につきましては、上着及びネクタイの着用は各位の判断に任せることにしております。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

ただいまから、平成23年第3回吉岐市市議会定例会を開会いたします。

これから議事日程表第1号により、本日の会議を開きます。

・

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（市山 繁君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 8 1 条の規定により、8 番、今西菊乃議員、9 番、市山和幸議員を指名いたします。

日程第 2 . 会期の決定

議長（市山 繁君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期につきましては、去る 8 月 2 6 日に議会運営委員会が開催され、協議をされておりますので、議会運営委員長に対し協議結果の報告を求めます。鵜瀬議会運営委員長。

〔議会運営委員長（鵜瀬 和博君） 登壇〕

議会運営委員長（鵜瀬 和博君） 議会運営委員会の報告をいたします。

平成 2 3 年第 3 回 岐市議会定例会の議事運営について、協議のため、去る 8 月 2 6 日、議会運営委員会を開催しましたので、その結果について報告をいたします。

会期日程案につきましては、各議員のお手元に配付しておりますが、本日から 9 月 2 2 日までの 2 1 日間と申し合わせをいたしました。

本定例会に提案されます議案等は、報告 2 件、条例改正関係 2 件、平成 2 3 年度補正予算関係 8 件、平成 2 2 年度決算認定関係 1 2 件、その他 2 件の合計 2 6 件となっております。

本日は、会期の決定、議長の報告、市長の行政報告の後、本日送付された議案の上程・説明を行います。

9 月 3 日から 8 日まで休会といたしておりますが、一般質問並びに質疑についての通告をされる方は、9 月 5 日正午までに提出をお願いします。

9 月 9 日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後、報告案件を除き所管の委員会へ審査付託を行います。質疑をされる場合はできる限り事前通告をされるようお願いいたします。

なお、上程議案のうち「平成 2 3 年度一般会計補正予算」及び「平成 2 2 年度一般会計歳入歳出決算認定」につきましては、それぞれ議長を除く議員全員で構成する特別委員会を設置して審査すべきということを確認いたしましたので、よろしくをお願いします。

9 月 1 2 日、1 3 日及び 1 4 日の 3 日間で一般質問を行います。質問の順序は、受付順の「くじ」により、番号の若い順とし、質問時間については答弁を含め 5 0 分の時間制限とします。

また、質問回数については、制限をしないことといたします。なお、同一趣旨の質問につきましては、質問者間でぜひ調整をお願いしたいと思います。

また、通告書についても、市長の適切な答弁を求める意味からも、質問の趣旨を明快に記載されるよう、あえてお願いをいたします。

9月15日、16日及び20日を委員会開催日としております。

9月22日、本会議を開催し、各委員長の報告を受けた後、議案等の審議採決を行い、全日程を終了したいと思います。

なお、本定例会会期中に「公の施設の指定管理」案件1件が追加議案として提出される予定ですが、所管の委員会へ審査付託を行うこととしております。

以上が第3回定例会の会期日程案であります。

円滑な運営に御協力を賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長（鵜瀬 和博君） 降壇〕

議長（市山 繁君） お諮りいたします。本定例会の会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月22日までの21日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から9月22日までの21日間と決定いたしました。

日程第3．諸般の報告

議長（市山 繁君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

平成23年第3回壱岐市議会定例会に提出され、受理した議案等は26件であります。

次に、監査委員より例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付いたしておりますので、御高覧をお願いいたします。

次に、系統議長会であります。

去る8月18日、佐世保市において開催された「長崎県市議会議長会臨時総会」に出席いたしました。

平成23年度事務報告に続き、各市から提出の24議案及び県下13市共同で九州市議会議長会へ提出の2議案「西九州地域の交通網の整備促進」と「新たな離島振興法の整備と振興策の推進」について審議され、それぞれ可決・決定されたところであります。

なお、本市からは、「医師確保対策」と「離島航路運賃の低廉化施策」の2件を提出したところであります。特に、航路運賃については、JR並みの運賃への要望をいたしたところであります。

詳しい資料につきましては事務局に保管しておりますので、必要な方は御高覧をお願いいたします。

なお、本定例会において議案等説明のため、白川市長をはじめ教育委員長、代表監査委員に説明員として出席を要請しておりますので、御了承願います。

以上で、私からの報告を終わります。

日程第4．行政報告

議長（市山 繁君） 次に、日程第4、行政報告を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） おはようございます。本日ここに、平成23年第3回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

8月30日、野田佳彦新首相が誕生し、本日、新しい内閣が発足する予定になっております。東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所の対応をはじめ厳しい経済情勢も相まって、非常に厳しい政権運営が予想されます。私は、この未曾有の危機を乗り越えるために、九州から日本の元気を発信していかなければならない、その一翼を壱岐市も担うという強い思いであります。政府におかれては、この国難を一丸となって乗り越えていただくことを願うものであります。

さて、この夏は、台風の接近もなく、連日猛暑日が続き、少雨傾向にございましたが、お盆を過ぎると天気が崩れ、8月22日から23日にかけて265ミリの豪雨が発生いたしました。8月20日の降り始めから26日までの総雨量は、404ミリを観測いたしました。幸いにも雨量の割には被害は少ない状況でございました。しかし、全国では、7月下旬に新潟・福島両県において、また8月26日から27日にかけて、東京を中心とした首都圏で記録的な豪雨が発生し、道路の冠水等大きな被害が発生するなど、近年は、突発的・局地的な豪雨災害が発生する傾向にあります。壱岐市といたしましては、今後もこうした災害対策について万全を期してまいりますので、市民皆様におかれましても、引き続き、大雨、そして本日12号が近づいておりますけれども、台風情報等気象情報には十分気をつけていただき、みずからの災害対策等を切に願うものであります。

次に、各スポーツ競技において、子供たちの活躍が光りました。

まず、勝本少年野球クラブですが、職員の事務の懈怠によりまして長崎県スポーツ少年団軟式野球交流大会兼全国スポーツ少年団軟式野球交流大会への出場ができなくなり、多大な御迷惑をおかけいたしました。7月30日から8月1日にかけて、福岡県嘉麻市で開催されました「第6回嘉麻の里杯争奪九州選抜少年野球大会」において、九州各県選抜64チームの強豪が集う中、見事優勝の栄誉に輝かれました。この快挙の報に接し、改めて子供たち頑張りと関係者皆様の御尽力に深く頭の下がる思いでありますとともに、心からお喜びを申し上げ、今後ますますの御活躍をお祈りするものであります。

また、8月18日から21日にかけて、愛媛県上島町で開催されました第4回全国離島交流中学生野球大会では、全国の離島から参加した19チームが熱戦を展開し、本市選抜チームは第

3位に入る成績をおさめました。その活躍について、心から健闘をたたえるものであります。

次に、東日本大震災の影響で発表が延期されておりました平成23年春の叙勲について、長年、消防防災に貢献された元郷ノ浦町消防団副団長横山雅剛様が瑞宝単光章を受章され、また、危険業務従事者叙勲の防衛功労として永年、海上自衛官として地域防衛に貢献された中田安穂様が瑞宝双光章を受章されました。

さらに、高齢者叙勲として元勝本町の代表監査委員を務められました辻本正光様が旭日単光章を受章されました。

今日まで築かれた御功績等に対し、深甚なる敬意を表しますとともに、このたびの栄誉を心からお喜び申し上げます。

それでは、前定例会以降本日までの市政の重要事項につきまして御報告申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まず、離島振興法の延長、改正に向けた取り組みについてでございます。

8月19日「新たな離島振興法の制定実現を求める長崎県総決起大会」が五島市で開催されました。

これは、漁港整備や道路整備などの基盤整備をはじめ、離島振興に大きな役割を果たしてきた離島振興法、昭和28年施行で5次にわたり延長されてまいりましたが、平成25年3月に期限切れとなりますために、その延長と離島航路の運賃低廉化やガソリン・重油・軽油・プロパンガスの本土との価格差解消などを国策として取り組みを求めるため、長崎県と長崎県離島振興協議会が主催となり開催されたものでございます。

県内離島市町関係者約340人が一堂に会した中、私は長崎県離島振興協議会長としてのあいさつの中で、特に離島航路運賃の低廉化、JR並み運賃の実現を強く訴えてまいりました。

壱岐 博多間の航路運賃の例で言えば、JR並み運賃が実現した場合、フェリー2等運賃は現在の運賃の約半分程度になります。この実現が、交流人口の拡大や産業経済の振興をはじめ離島振興活性化の一番の根幹をなすものであり、離島が元気になる最も基本的なことであると確信しております。このことを含め、離島振興法の延長、改正に今後とも強い決意を持って取り組んでまいりますので、議員各位、市民皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

次に、市と県の執務室共同化についてでございます。

市と県が同じ庁舎内で業務を遂行し、地域の課題に一体となって取り組む体制を構築するため、長崎県壱岐振興局と本市との執務室共同化についての協議を行ってまいりました。

今回、市民サービスの向上と効率的な行政運営遂行のため、壱岐振興局農林整備課と水産課を、平成23年度中に本市農林水産部が入る石田庁舎に配置しようとの案で調整をいたしております。

五島市、新上五島町においては、平成21年6月から執務室の共同化が実施されておりますが、

効率的な業務遂行、住民サービスの観点から効果が上がっていると伺っております。このことについて、今後県とも十分協議を重ね、よりよい方向性を見出してまいります。

次に、交流人口・定住人口の拡大について申し上げます。

初めに観光振興についてでございます。

本市における観光客数を推計する上で最も参考となる九州郵船とオリエンタルエアブリッジの本年4月から7月までの乗降客数累計は、24万2,701人（対前年度比97.7%）でございますが、依然として厳しい状況でございます。この要因の一つとして、東日本大震災や原発事故への不安、観光の自粛ムードが広がり、全国的な「出控え」の影響があったと考えております。

このような中、一支国博物館の入館者数につきましては、年間目標入館者数10万人に対し、4月から5月までの入館者数が1万6,888人と厳しいスタートとなりましたが、震災の影響も落ちつき始めた6月から7月にかけて広島県のテレビ番組とタイアップした大型企画ツアーや長崎、福岡、関西、中部、関東地域からのツアー客が回復し、6、7月の入館者数は2万3,020人と上昇傾向に転じ、さらに8月の入館者数は1万5,801人を数えました。4月から8月までの5カ月間の入館者数の累計は5万5,709人となり、順調に推移しているところでございます。

今後も、あらゆる機会を利用し、一支国博物館を核とした壱岐のPRを積極的に行ってまいります。

また、「海とみどり、歴史を活かす癒しのしま、壱岐」の将来像の実現に向け、「自ら関わり、共に創る自然の島づくり」を基本理念とした「壱岐市総合計画」の観光分野の個別計画として、本年度、壱岐市観光振興計画を策定することといたしております。本計画策定に当たっては、島外の学識経験者や島内の観光関係団体・事業者及び市民団体等からなる策定委員会を立ち上げ、観光振興の方向性や課題等を検証し、壱岐市の将来を見据えた壱岐市観光の指針となる計画を策定することといたしております。今回、所要の予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

また、国民宿舎壱岐島荘改修工事については、7月23日をもって宿泊業務を、同7月末をもってその他の業務を一時休業し、現在、リニューアル後の開館に備え、諸業務等を「サンドーム壱岐」内に事務室を移動し取り扱っております。同時に、改修工事発注に向けての工事設計等を進めてまいりましたが、6月に開催された建物の補強設計診断に係る長崎県建築士事務所協会耐震判定委員会において、耐震及び補強設計について、個別指導を受けた結果、当初想定していたスケジュールにおくれを生じております。現在、早期着工に向け準備を進めており、今会期中に具体的日程を御報告できる見込みであります。

次に、孫文・梅屋庄吉と長崎プロジェクトについてでございます。

このたび、辛亥革命100周年を記念して、中華人民共和国から長崎県へ孫文と梅屋庄吉・トク夫妻の全身像の寄贈にあわせて、梅屋トクの生誕の地である壱岐市にトクの胸像が贈られることになりました。これは、孫文の功績を未来へ形で残すため、梅屋庄吉が中国へ送った4体の孫文像の返礼、そして孫文と梅屋庄吉の友情を顕彰し、中日友好と発展を願って贈られるものであります。また、本年は、中国上海市と長崎県が友好交流関係を樹立して15周年に当たり、これを記念し、長崎県日中親善協議会では、梅屋庄吉の銅像を制作し上海市へ寄贈されることになりました。本市も、協議会の会員として、本事業に係る負担金として今回所要の予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、市民・福祉について申し上げます。

まず、壱岐市特別養護老人ホーム建設計画の見直しについてでございます。

壱岐市特別養護老人ホームの建設については、本年度内に「壱岐市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」を策定することといたしておりますけれども、各福祉施設及び医師会等との協議を踏まえ「壱岐市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会」でさらに協議を行い、高齢者の福祉、介護サービス事業などの総合的な基本計画を策定し、その中で十分検討、協議を行ってまいります。

こうしたことから、施設の規模などについて県の参酌基準の撤廃等を考慮し、見直しをする必要がございます。本年度当初予算に計上した設計監理委託料、工事費、備品費などの所要の予算については、今回、減額補正を行っております。また、平成24年4月の消防法に適用するため、パッケージ型自動消火設備工事費を今回計上しておりますので御審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、敬老行事についてでございますが、郷ノ浦町内の敬老行事につきましては、これまで町内各6地区で開催されておりましたけれども、郷ノ浦町内各地区自治公民館長・婦人会長・老人会長と協議を重ね、他地区との均衡を考慮し、本年度から郷ノ浦町の敬老会についても壱岐文化ホール1カ所で開催することとなりました。

これまで同様、関係団体等の御協力をいただき、楽しんでいただける敬老行事に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、産業の振興について申し上げます。

まず、農業振興についてでございますが、今年は、平年より10日ほど早く梅雨明けとなりましたけれども、本年産の葉たばこにつきましては、4月の低温や立枯病の影響を受け、10アール当たり205キログラムの収量見込みとなっております。なお、10月3日から7日にかけて熊本県合志市で開設されます葉たばこ収納の成績に期待をいたしております。

水稻につきましては、台風6号の影響によるもみすれに伴い、早期水稻の3%の減収見込みと

なっております。

畜産につきましては、子牛価格が下降気味で心配されるところでございますが、8月市では、前回市より2%下回り、平均価格41万2,000円の成績でございました。また、高齢化・後継者不足等により、繁殖牛の飼養頭数が、7月1日の頭数調べでございますけれども、6,569頭に減少しております。ピーク時では7,000頭を超えておったところでございますが、畜産は市内農業生産額の64%を超える重要な作目であり、繁殖基盤の強化による経営安定を図る必要があることから、優良系統への増頭を行うため、今回、所要の予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

また、本年度より本格実施となりました農業者戸別所得補償制度につきましては、交付対象が水田活用で2,045件、畑作で88件となっております。

また、6月10日から6月12日の梅雨前線豪雨は、最大時間雨量が32ミリという雨に見舞われ、農地15件、農業用施設12件、林地6件の災害が発生いたしております。現在、災害の復旧に向けた諸準備を進めているところですが、当面必要となる測量設計費、工事費等について今回所要の予算を計上しておりますので御審議賜りますようお願い申し上げます。

農地・水環境保全向上対策につきましては、本年度、事業の拡充により、農業用施設の長寿命化のために新設された向上活動支援交付金の申請状況につきましては、採択申請が32地区、707ヘクタールとなっております。

また、本年度で最終年度を迎える農地・水共同活動支援交付金の取り組みにつきましては、86地区、1,256ヘクタールとなっております。この制度の継続に向けた次期対策について、現在、国において検討が重ねられております。

中山間地域等直接支払制度につきましても、本年度より事業の拡充により、離島平場が交付対象となり、新規採択申請が27地区、変更申請が26地区となり全体で139地区、1,344ヘクタールと倍増となっております。

両制度につきましては、今回、所要の予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、水産業振興についてでございます。

壱岐市の基幹産業である水産業は、全国的な水産資源の減少、魚価の低迷、燃油の高騰、さらには漁業従事者の減少、高齢化等により極めて厳しい状況にあります。

平成22年度の壱岐市全体の水産業の状況は、11月、12月に天候不良による出漁困難が発生いたしましたが、漁獲量が7,922トンで、対前年度比104%、漁獲高が47億8,200万円と対前年度比99%で、ほぼ横ばいで推移しているところでございます。本市といたしましては、さらなる水産業振興を図るため、本市水産業及び漁村の活力ある持続を計画的に図るため、

「認定漁業者制度」を創設し、9月より申請受け付けを開始いたしました。

また、壱岐市管内漁協におきまして、漁協正組合員が平成23年3月末現在で約1,200人でございますが、うち60歳以上が586人で、全体の49%を占めており、後継者不足に伴う漁業従事者の高齢化が進行し、深刻な状況になっております。このため、後継者として特に期待が持てる漁家の子弟を中心に、後継者の確保育成を図るための制度「漁業後継者対策制度」につきましても、9月より申請受け付けを開始いたしております。

今後こうした新たな制度や取り組みによって、水産業の振興発展に努めてまいります。

次に、教育について申し上げます。

まず、壱岐市中学校規模適正化（統廃合）後の学校教育活動についてでございます。

壱岐市中学校規模適正化後における教育活動については、順調に経過しております。生徒間同士がすぐになじみ、学習活動や部活動において、これまで以上に活発化し、すべての教育活動の活性化につながっているものと認識しております。

今後も新中学校の基礎づくりと定着に努めるとともに、生徒が意欲や希望を持ち、安心して通学できる学校づくりに、さらに取り組んでまいります。

また、先般、小学校児童の水難事故が発生いたしました。学校の管理下だけでなく、学校外においても、家庭や地域との連携を図りながら、安全教育の一層の充実を図ってまいります。

次に、第69回国民体育大会についてでございますが、平成26年開催の第69回国民体育大会について、7月13日開催された財団法人日本体育協会理事会におきまして、長崎国体が正式に決定いたしました。

このことを受け、長崎県においては、7月25日に開催された第69回国民体育大会長崎県準備委員会総会の中で「長崎県国体準備委員会」から「長崎県国体実行委員会」へと組織変更がなされました。

本市におきましても、8月1日付で「壱岐市国体準備委員会」から「壱岐市国体実行委員会」へ移行したところでございます。

また、ソフトボール競技会場である大谷公園ソフトボール専用球場及び壱岐市ふれあい広場多目的グラウンドにつきましては、平成25年にリハーサル大会を開催することから、平成24年度に専用球場の一部改修を予定いたしておりましたが、両施設とも開設後15年以上が経過し、また使用競技団体等からの要望もあり、防球ネットの設置、芝生の張りかえ、表土の入れかえ等を追加して施行することといたしました。今回、所要の予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

今後は実行委員会内部に設置した専門委員会の中で、競技や宿泊、運輸等それぞれの詳細な計画を詰め、壱岐会場での開催に備えてまいります。

次に、医療について申し上げます。

まず、苓岐市民病院についてでございますが、苓岐市民病院の本年度4月から7月までの診療実績については、一般病床の1日の平均入院患者数が前年度同月比較で8.0人減の89.6人、精神病床の1日平均入院患者数が前年度同月比較15.1人減の23.1人、1日平均外来患者数が前年度同月比較で8.5人減の368人となっております。

この要因といたしましては、内科常勤医師1名、外科常勤医師1名の減員と、精神科病床休床による影響がございます。医師確保につきましては、7月4日から山口大学第2外科による隔週応援を開始していただくとともに、9月12日から内科常勤医師1名を採用予定としております。

精神科外来につきましては、九州大学の精神科医局から全面的な応援をいただき、本年12月までは診療日が確定しておりますので、混乱を生じないように、患者様への周知を図ってまいります。

次に、平成22年度の苓岐市民病院事業会計決算につきましては、収益的収入が23億2,451万円、収益的支出が25億2,441万円であり、当年度純損失が1億9,990万円となっております。

次に、かたばる病院についてでございますが、かたばる病院の本年度4月から7月までの診療実績につきましては、1日平均入院患者数が前年度同月比較で0.1人増の47.5人で、ほぼ満床状態であります。1日平均外来患者数が前年度同月比較1.3人増の39.8人となっております。

次に、平成22年度のかたばる病院事業会計決算につきましては、収益的収入が4億332万7,232円、収益的支出が3億6,825万5,289円であり、当年度純利益が3,507万1,943円となっております。この中には、一般会計の負担金1億847万円が含まれております。

次に、市立病院改革についてでございます。

病院改革の一環として、かたばる病院を市民病院へ機能統合し、市民病院を一部門化することにより、医師の確保・経営の効率化・急性期から慢性期医療への一貫した医療提供体制等の問題の改善が図られると考えております。現在、機能統合案として、休床中である南側50床部分を療養病床に改修し、かたばる病院の療養病床を移転する方向で県と協議していきたくと考えております。市民病院内の先生方には、8月1日の医局会の折に、この機能統合案を説明し、御理解をいただいたところでございます。

市民病院精神科病床を療養病床に改修するため、今回、所要の予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

今後のスケジュールにつきましては、市民病院精神科病棟の変更許可についての協議、かたば

る病院の跡地利用等について、国との協議の後、具体化できるものと考えております。

休床中である市民病院精神科病床につきましては、壱岐保健所、県の指導を受けながら、壱岐医療圏として適切な病床数を確保し、精神科病棟が再開できるよう、引き続き医師確保に向けて努力してまいります。

次に、防災、消防、救急について申し上げます。

まず、原子力・防災対策についてでございます。

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故については、依然、厳しい状況が続き、現在もその終息に向けて懸命な対応がとられております。

しかし、依然として計画的避難区域措置をはじめ農産物等における出荷制限等その地域にとっては、極めて深刻な事態となっております。これまで申し上げてまいりましたけれども、本市は、九州電力玄海原子力発電所から海を隔てて約25キロの位置にございます。万一、異常事態等発生した場合、放射性物質の多量の到達が懸念され、身体はもちろん本市の基幹産業である農漁業への影響など、壊滅的な被害のおそれがございます。このため、九州電力、国、県に対し安全性の確保、情報の公開、住民説明会の実施、さらには内閣府原子力安全委員会が定めた防災指針に基づく「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」、いわゆるE P Zの見直し等の要望を強く行ってまいりました。

こうした中、長崎県におきましては、8月に開催された長崎県地域防災計画を見直す検討委員会の会合で、原子力災害を想定した避難計画を策定する範囲について、現行の半径10キロから30キロに拡大する方針が示されるなど、独自の対策を講じる動きもございます。しかし、被災地の現状を見ると、やはりE P Zの見直しの必要性を改めて痛感しているところであり、早期見直しに向けて、今後とも、長崎県、関係市町とも十分連携を図り、協議、要望を重ねてまいります。

本市における被災地への支援につきましては、まず、義援金につきましては、3月14日から各庁舎、事務所、そして社会福祉協議会の16カ所に募金箱の設置を行っておりますが、8月31日現在、2,449万3,741円の募金をいただき、日本赤十字社長崎県支部を通じ、その都度、送金を行っております。これまでの本市からの義援金の合計は、壱岐市としての100万円、あわせまして長崎県市長会を通して59万5,190円を送っております。この分も含めまして2,608万8,931円となっております。市民皆様をはじめ関係皆様に衷心より感謝申し上げます。また、人的支援として、本市職員の派遣とともに、6月28日から7月4日まで、「長崎壱岐生き応援隊」として官民協働のボランティアバスを運行し、被災された皆様への早期の生活再建支援とともに、心のふれあいなど非常に大きな成果を上げていただきました。こうしたことから、今後さらに第2陣、第3陣のボランティアバスの運行を計画してありまして、今回

所要の予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

現在、本市防災計画の見直しにつきましては、鋭意、準備を進めておりますが、見直しに当たっては、言うまでもなく、原子力防災対策にも十分配慮し、かつ市民皆様の御意見をお聞きしながら進めてまいります。

また、11月13日には、芦辺港新横浜岸壁一帯におきまして、平成23年度壱岐市防災訓練を開催することといたしております。災害時における初動体制の確立、関係機関との連携等、それぞれの災害に対応した訓練を行ってまいりますので、市民皆様の御協力をお願いいたします。

次に、消防・救急についてでございますが、平成23年8月末日現在の災害発生状況は、火災36件、救急1,036件、救助19件で、去年同期と比較いたしまして、火災は18件の増と倍増いたしております。救急及び救助はほぼ同数となっております。火災が18件増となった要因といたしましては、山林火災及びその他の火災の増加によるものですが、その出火原因が不審火によるものも数件あり、危惧しているところでございます。また、熱中症搬送が11件発生しております。

火災予防の推進には、自主防災組織の育成は欠かすことができず、昨年に引き続き自治総合センターから湯岳婦人防火クラブ、山崎婦人防火クラブ及び山崎少年消防クラブにそれぞれ100万円、那賀幼稚園幼年消防クラブに40万円の助成金交付の決定を受け、それぞれ機材等の購入を行うため、今回所要の予算を計上いたしておりますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

今後とも、壱岐市の「安全・安心まちづくり」の実現のため、あらゆる機会をとらえ自主防災組織の育成、強化に努めてまいります。

次に、議案関係について御説明いたします。

まず、補正予算についてでございますが、本議会に提出しております補正予算の概要といたしましては、一般会計補正総額5億2,738万6,000円、各特別会計の補正総額マイナス10億9,118万6,000円となり、本定例会に提出いたしました一般会計、各特別会計の補正額の合計は、マイナス5億6,380万円となります。なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は235億6,842万8,000円で、特別会計につきましては99億5,095万1,000円となります。また、あわせて、病院事業会計につきましても、所要の補正予算を提案いたしております。

その他の議案について

本日提出いたしました案件の概要は、報告2件、条例の改正に係る案件2件、予算案件8件、認定12件、その他2件でございます。

案件の詳細につきましては、担当部長、課長等から説明をさせていただきますが、何とぞ十分

な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、前定例会以降の市政の重要事項につきまして申し述べましたが、今後も、さまざまな行政課題や緊急に対応しなければならない問題等に対し誠心誠意、全力で取り組んでまいり所存でございます。

議員各位並びに市民皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げて、行政報告といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これで行政報告を終わります。

日程第5．報告第5号～日程第30．認定第12号

議長（市山 繁君） 次に、日程第5、報告第5号平成22年度財団法人壱岐市開発公社事業会計収支決算の報告についてから日程第30、認定第12号平成22年度壱岐市病院事業会計決算認定についてまで26件を議題といたします。

ただいま上程いたしました議案について提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 本日の議案の説明は、担当部長及び課長等にさせますので、よろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 浦企画振興部長。

〔企画振興部長（浦 哲郎君） 登壇〕

企画振興部長（浦 哲郎君） 報告第5号平成22年度財団法人壱岐市開発公社事業会計収支決算の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告いたします。本日の提出でございます。

財団法人壱岐市開発公社は、壱岐市より国民宿舎壱岐島荘の指定管理並びにサンドーム屋内競技場及び周辺管理業務を委託しております。

4ページをお開きください。国民宿舎壱岐島荘利用状況でございますが、一支国博物館が開館し、壱岐観光の起爆剤として効果を期待する中、宮崎県で発生いたしました口蹄疫の影響は、壱岐市においては6月の牛市及びサイクルフェスティバルが中止となり、このような中において、宿泊者数は7,424人、前年対比102.8%、計画目標対比111.5%、ビジネス客などのお客様を中心に順調に利用がされてまいりました。休憩者数においては1万738人で、前年対比96.0%、計画目標対比89.2%で、特に夏場の猛暑の影響で利用者が減少いたしております。

次に、5ページをお開き願います。決算報告書でございます。収入で営業収入といたしまして8,555万9,120円、営業外収入210万3,830円で、営業外収入のうちにサンドーム屋内競技場等の管理委託料が180万円あります。収入合計8,766万2,950円でございます。

支出といたしまして、公社総務費13万276円、公社事業費営業費8,118万385円、営業外費8万6,172円で、支出合計が8,139万6,833円となっております。

収益費用明細につきましては、6ページから8ページに掲載をいたしております。

次に、9ページの損益計算書でございますが、営業収益8,555万9,120円、営業費用8,118万385円で、営業利益437万8,735円でございます。営業外収益210万3,830円、営業外費用19万9,048円、特別損失額といたしまして1万7,400円。税引き後の当年度純利益は475万2,717円となっており、前年度繰越損失金464万2,184円を差し引きまして、当年度の未処分剰余金として11万533円となっております。

10ページに貸借対照表を掲載をいたしております。

11ページをお開き願います。当期末処分剰余金につきましては、次期繰越剰余金にいたしておるところでございます。

以上で説明を終わります。

〔企画振興部長（浦 哲郎君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 川原財政課長。

〔財政課長（川原 裕喜君） 登壇〕

財政課長（川原 裕喜君） 皆さん、おはようございます。報告第6号平成22年度吉野市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成22年度吉野市財政健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付して報告をいたします。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。法第3条第1項による健全化判断比率の状況でございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、赤字決算をしておりませんので、指数の比率は発生しておりません。

次に、実質公債費比率11.2%、将来負担比率が40.2%で、いずれの比率は中段の早期健全化基準及び財政再生基準の制限基準比率を下回っております。なお、指標となる標準財政規模の額を表記しております。

次に、法第22条第1項の規定により資金不足比率の状況でございます。下の欄に記載の公営企業等会計の簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、三島航路事業特別会計、水道事業会計、病院事業会計の5事業会計におきましては、資金不足が生じた公営企業等会計がないので該

当いたしませんので、比率としては生じておりません。

資料といたしまして、資料4の1ページ、2ページに健全化判断比率等の概要について添付をいたしております。

以上で報告を終わります。

〔財政課長（川原 裕喜君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 堤総務部長。

〔総務部長（堤 賢治君） 登壇〕

総務部長（堤 賢治君） 議案第65号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について、壱岐市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、市長の附属機関として「壱岐市地域福祉計画策定委員会」を、それから教育委員会の附属機関といたしまして「壱岐市小・中学校の学校給食における食物アレルギー対策委員会」を設置する必要があるため、所要の改正を行おうとするものでございます。

次のページをお開きをお願いいたします。壱岐市附属機関設置条例の一部を次のように改正しようとするものでございます。

別表ア、市長の附属機関の部、壱岐市地籍調査推進委員会の項の次に壱岐市地域福祉計画策定委員会を加える。この委員会では、壱岐市地域福祉計画について審議をいたします。なお、委員は15人以内を予定をいたしております。

別表イ、教育委員会の附属機関の部、壱岐市学校給食運営委員会の項の次に壱岐市小・中学校の学校給食における食物アレルギー対策委員会を加える。この委員会では、学校給食における食物アレルギー対策の管理方針など専門的な役割を果たすために必要な事項を協議をいたします。この委員会の委員は15人以内を予定をいたしております。

このように改めようとするものでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

資料1に議案関係資料、改正条例新旧対象表につきましては1ページから2ページでございますが、後もってご覧いただきたいと思っております。

以上で、議案第65号につきまして説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

〔総務部長（堤 賢治君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 山内市民部長。

〔市民部長（山内 達君） 登壇〕

市民部長（山内 達君） 議案第66号壱岐市税条例等の一部改正について、壱岐市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方税法等の一部改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。吉崎市税条例の一部を次のように改正するものでございます。内容につきましては記載のとおりでございます。説明資料といたしまして、新旧対照表も配付をいたしておりますけれども、市民部関係参考資料で御説明をいたします。

資料のほうの1ページをお開き願います。第1番といたしまして条例改正の理由でございますが、先ほど申し上げました地方税法等の一部改正によるものでございます。現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律それから政令、省令が平成23年6月30日に公布されたことに伴い、吉崎市税条例等の一部を改正するものでございます。

次に、地方税法等の改正に伴う市税条例の改正部分でございますが、国や県が参考のために提示をいたしています条例の例により作成をいたしております。その関係で、それぞれの条文を改正別に条文の1条から3条にして改正をするということになっております。

第1条でございますが、吉崎市税条例、平成16年吉崎市条例第48号の一部改正です。

1)でございますけれども、寄付金税額控除の適用下限額について現行の5,000円が2,000円に引き下げとなっております。適用については平成24年度分の個人住民税からでございます。

次に、2)番で個人住民税等の不申告に関する過料の上限額について、現行の3万円が10万円に引き上げをされて厳しくなっておるということでございます。

次に、第2条吉崎市税条例の一部を改正する条例、平成20年吉崎市条例第19号の一部改正でございます。

次のページの1)の上場株式等の配当・譲渡所得等に係る軽減税率の特例について、平成25年12月31日までに期間が延長されております。

次に、第3条でございますけれども、吉崎市税条例の一部を改正する条例、平成22年吉崎市条例第17号の一部改正でございます。

1)で、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例について、施行日が2年延長されておまして27年1月1日となっております。

次に、条例の施行日でございますけれども、公布の日からということでございますけれども、ただし、第1条の2)の個人住民税等の不申告に関する過料の上限額の引き上げに関する規程につきましては、周知期間が必要ということで公布の日から2カ月を経過した日でございます。

次に、4番目、周知の方法でございますけれども、ホームページに掲載の予定でございます。

以上で説明を終わります。

〔市民部長(山内 達君) 降壇〕

議長（市山 繁君） 後藤建設部長。

〔建設部長（後藤 満雄君） 登壇〕

建設部長（後藤 満雄君） 議案第67号について御説明を申し上げます。市道路線の認定について、市道路線を別紙のとおり認定する。本日の提出でございます。

提案理由としまして、市道として受け入れる必要があるため、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

申しわけございませんが、3枚目をお開き願います。これが、今回認定をする路線の位置図でございます。

次の最後のページをお開きを願います。右側に見えますのが、梅の木ダムでございますが、梅の木ダムのところに新しい県道ができて、その県道の不用物件でございます。

申しわけございません、前のページをちょっとお開きを願います。その下の不用物件の「用」が「要」という文字を記載いたしておりますが、これを「用いる」に訂正をしていただけませんか、申しわけございません。

それでは、2枚目にお戻りを願いたいと思っております。認定路線調書、路線番号が6,224番、路線名が国分当田線、基点が芦辺町国分東触字久保川地先から終点が鶴懸地先まで延長が760メートルでございます。これは、先ほど申し上げました県道国分箱崎線の不用物件でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

〔建設部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 浦企画振興部長。

〔企画振興部長（浦 哲郎君） 登壇〕

企画振興部長（浦 哲郎君） 議案第68号武生水A辺地（変更）、武生水C辺地（変更）、渡良B辺地（変更）、原島辺地、勝本辺地、東可須辺地、立石辺地、本宮辺地、諸吉辺地、仲・大石辺地、芦辺浦辺地、大左右・中山辺地、瀬戸浦辺地及び石田辺地に係る総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

武生水A辺地（変更）、武生水C辺地（変更）、渡良B辺地（変更）、原島辺地、勝本辺地、東可須辺地、立石辺地、本宮辺地、諸吉辺地、仲・大石辺地、芦辺浦辺地、大左右・中山辺地、瀬戸浦辺地及び石田辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、市道海田紺屋町線改良事業、市道梅津線改良事業、郷ノ浦地区第2分団2部小型動力ポンプ購入事業、三島小学校原島分校屋内集会所整備事業、勝本地区第1分団小型動力ポンプ購入事業、市道土肥田線改良事業、市道八口線改良事業、勝本地区第6分団消防格納庫整備事業、市道銀台線改良事業、勝本地区第6分団小型動力ポンプ購入事業、芦辺漁港

漁業集落環境整備事業、市道瀬戸諸津線改良事業及び石田地区第2分団第1小隊小型動力ポンプ購入事業に辺地対策事業債を活用するために、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項及び第5項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。この計画は、辺地債の対象になるためには市議会の議決を経て辺地に係る総合整備計画を総務大臣に提出することとなっておりますので、議会の議決を求めます。

次に、1ページをお開き願います。右の上に辺地名を記載をいたしております。まず、武生水A辺地でございます。市道海田紺屋町線改良事業を計画に追加し、総合整備計画を変更いたしております。本路線は、避難場所である大谷公園への避難経路として利用され、また市街地郊外から行政機関及び病院へのアクセス向上を図るために整備の必要があります。特に交差点付近については、新郷ノ浦港線の接続が悪く、非常に危険な状況にあるために整備の必要があります。計画事業費は、3の公共的施設の整備計画の表、一番下の段に記載をいたしております。1,500万円であります。

次に、2ページ、武生水C辺地で市道梅津線改良事業計画に追加し総合整備計画を変更いたしております。本路線は、県道渡良浦初瀬線と1級市道鮎川線を結ぶ幹線道路であり、幅員が狭隘な上に急カーブが多く危険な状況であるので整備の必要があります。計画事業費は、1億2,980万円であります。

次に、3ページ、渡良B辺地でございます。郷ノ浦地区第2分団2部の小型動力ポンプが、購入後15年を経過し塩害等により腐食が著しく性能が低下しておりますので更新をいたすもので、計画に追加し総合整備計画を変更いたしております。

4ページ、原島辺地、三島小学校原島分校の屋内集会所は、昭和49年に建設され木造建物で老朽化が著しく危険改築の対象にもなっており整備を図る必要があります。

5ページ、勝本辺地でございます。勝本地区第1分団の小型動力ポンプは、購入後11年を経過し塩害などによる腐食が著しく性能が低下しており更新をいたすものであります。

6ページ、東可須辺地でございます。市道土肥田線は、幅員が非常に狭くカーブも急曲がりで見通しも悪く、危険な状態であるので整備の必要があります。

7ページ、立石辺地でございます。市道八口線では郷ノ浦町長峰集落と勝本町鯨伏集落を結ぶ連絡道で、本路線の下を走る刈田院川の久保内橋付近が大雨のときには橋梁付近から氾濫をし、道路が冠水をするために交通に支障を来しております。今回、河川拡張工事と連動して橋梁の拡張をすることで道路交通の利便性及び安全性を確保するために整備するものであります。また、勝本地区第6分団消防拠点施設機動格納庫が、老朽化が著しい上に狭隘なためにポンプ車格納の際に支障を来しておりますので、新築整備をする必要があります。建設場所は、旧温泉センターの跡地でございます。

8 ページ、本宮辺地でございます。市道銀台線は、幅員が非常に狭く見通しも悪いために危険な状況でありますので、整備の必要があります。また、勝本地区第6分団本宮格納庫に配備しております小型動力ポンプにつきまして、性能が低下いたしておりますので更新の計画をいたしております。

9 ページ、諸吉辺地、10 ページ、仲・大石辺地、11 ページ、芦辺浦辺地、12 ページ、大左右・中山辺地でございますが、芦辺漁港漁業集落環境整備事業で下水処理をするために施設整備を計画し、漁業及び漁村の環境整備を実施することといたしております。

13 ページ、瀬戸浦辺地でございます。市道瀬戸諸津線は、幅員が狭く支障を来しておりますので早急に整備の必要がございます。

14 ページ、石田辺地でございます。石田地区第2分団第1小隊の小型動力ポンプは、購入後10年を経過し塩害などにより腐食が著しく性能が低下いたしておりますので、更新の計画をいたしております。なお、総合整備計画の期間は、自治事務次官通知によりおおむね5年程度とすることが適当とされており、市道土肥田線改良事業、市道銀台線改良事業、芦辺漁港漁協集落環境整備事業及び市道瀬戸諸津線改良事業につきましては、辺地対策事業債を活用してこの間事業を行ってまいりましたが、5カ年間の辺地に係る総合整備計画期間を越えましたが継続して事業を行う必要がありますので、新たに平成23年度から平成27年度までの辺地に係る総合整備計画を策定し議会の議決を求めるものでございます。位置図等につきましては、別添資料2に記載をいたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔企画振興部長（浦 哲郎君） 降壇〕

議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時15分といたします。

午前11時06分休憩

.....
午前11時15分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。川原財政課長。

〔財政課長（川原 裕喜君） 登壇〕

財政課長（川原 裕喜君） 議案第69号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

平成23年度壱岐市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億2,738万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ235億6,842万8,000円

とします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により定めております。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」によるものでございます。本日の提出でございます。

3ページから5ページをお開き願います。「第1表歳入歳出予算補正」、歳入及び歳出の補正の款項の区分の補正額等については、「第1表歳入歳出予算補正」に記載の3ページから5ページのとおりでございます。歳入歳出予算補正の内容については、事項別明細書で後ほど御説明をいたします。

6ページをお開き願います。「第2表地方債補正」、1、変更、過疎対策事業債、補正前限度額7億5,090万円を補正後限度額3億4,710万円に、特別養護老人ホーム建設事業の今年度事業取りやめによる4億円の減額と市道第2中谷線改良舗装事業の380万円を減額補正をいたしております。過疎地域自立促進事業、過疎債ソフト分ですが、補正前限度額7,500万円を補正後限度額2億4,020万円に過疎地域自立促進計画に基づき当初予算計上のソフト事業へ充当するため、発行限度額の不足分1億6,520万円を増額補正をいたしております。臨時財政対策債の補正前限度額6億2,900万円を補正後限度額7億2,250万円に、23年度普通交付税算定に当たり人口基礎方式及び財源不足基礎方式により算定した臨時財政対策債発行可能額の不足分9,350万円を増額補正しております。

それでは、事項別明細書により主な内容について御説明をいたします。

10、11ページをお開き願います。まず、歳入について御説明申し上げます。

9款地方特例交付金1項の地方特例交付金は、本年度の交付額が決定をいたしました。交付決定額は5,104万3,000円で、今回は1,895万7,000円の減額補正をいたしております。この減額の主な要因といたしましては、子ども手当法に基づく予算措置が本年9月末までによる減であります。対前年比50.3%の減となります。

10款地方交付税1項の普通交付税は、本年度の交付額が決定をいたしました。交付決定額は、前年対比0.5%の増の100億7,734万7,000円の交付決定を受けております。増額の主な内容といたしましては、測定単位の人口や単位費用の減額があるものの公債費の増額やスクールバスポートの皆増等により増額となっております。今回は5億4,285万4,000円を増額補正をいたしております。

12款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林水産業費分担金の中の林業費分担金は、自然災害防止事業地元分担金の増により45万円の補正と、2目災害復旧費分担金、1節農地及び農業用施設災害復旧費分担金は、23年度豪雨等により被災した農地及び農業用施設の災害に係る

もので、46万5,000円を増額補正をいたしております。

14款国庫支出金2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金の保健衛生費補助金の疾病予防対策事業費等補助金は、今年度、女性のがん検診に加えて「働く世代の大腸がん検診」事業も補助対象となるため、52万円を増額補正いたしております。次に、4目の農林水産業費国庫補助金の中の農業費補助金、経営体育成支援事業は、今回から事業の迅速化、重点化を図るため県間補助から国直轄補助事業へ変更となり、県補助金から予算の組み替えによりまして520万4,000円を補正いたしております。次に、7目教育費国庫補助金、社会教育費補助金の国宝重要文化財等保存整備費補助金は、事業の内示額削減による事業費が減額となるため120万円を減額補正いたしております。

次に、12、13ページをお開き願います。15款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金、児童福祉費補助金の子育て支援対策臨時特例交付金は、地域子育て創生事業の82万9,000円を増額補正をいたしております。事業費の10分の10が県補助金でございます。次に、3目の衛生費県補助金2節の清掃費補助金の海岸漂着物地域対策推進事業費補助金は、地域グリーンニューディール基金事業によるもので、413万5,000円を補正いたしております。これにつきましても、事業費の10分の10が県補助金でございます。4目農林水産業費県補助金1節の農業費補助金の中山間地域等直接支払制度事業費補助金は、本年度から制度拡充による離島平地が交付対象になったことに伴い事業取り組み集落の増により4,200万円を追加いたしております。次に、担い手育成基盤整備関連流動化促進事業費補助金は、県営事業の刈田院地区土地利用調整事業委託料の減額に伴い42万5,000円を減額補正いたしております。次に、農地・水保全管理支払交付金向上活動支援交付金は、本年度より向上活動支援が交付対象となったことから事業取り組み集落の増により768万1,000円を追加いたしております。4目農林水産業費県補助金、林業費補助金の自然災害防止事業費補助金は、林地災害防止工事増に伴い225万円を追加いたしております。その中で、森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金は、松くい虫防除事業の薬剤樹幹注入が県の追加内示を受けたことにより210万7,000円を補正いたしております。次に、7目教育費県補助金、社会教育費補助金の国宝重要文化財等保存整備費補助金は、国宝重要文化財等保存整備事業の内示額削減により事業費が減額となるため12万円を減額補正いたしております。次に、まちづくり支援総合事業補助金は、アハウベイ復旧工事及び花雲亭改修工事の県内示を受けたことにより189万1,000円を補正いたしております。次に、8目消防費県補助金、消防費県補助金の消防団員確保対策推進事業費補助金は、消防団員の募集を呼びかけ確保を図る推進事業が交付内容となったために65万8,000円を追加いたしております。9目災害復旧費県補助金1節の農地及び農業用施設災害復旧費補助金は、農地農業用施設災害復旧の平成21年災、平成22年災、平成23年災事業に係る1,012万

4,000円を追加いたしております。

15款県支出金3項県委託金3目農林水産業費県委託金、農業費委託金の農地・水・農村環境保全向上活動支援事業委託金は、本年度より制度見直しにより向上活動支援に交付対象となったことから推進交付金の増により70万円を追加いたしております。

16款財産収入の土地建物貸付収入、勝本給食共同調理場の用途廃止に伴いまして、誘致企業株式会社マツオへの施設貸し付けとして25万2,000円を補正いたしております。

次に、14、15ページをお開き願います。18款繰入金の教育振興基金繰入金は、沼津小学校運動場遊具と体育館のどんちょう整備に要する経費に対し612万2,000円を補正いたしております。

19款繰越金の前年度繰越金は、5,942万7,000円を今回増額補正をいたしております。

20款諸収入4項雑入1目雑入につきましては、災害ボランティア活動促進事業支援金は、災害ボランティア第1陣、2陣、3陣を県民ボランティア振興基金から支援分として156万3,000円を補正いたしております。次に、コミュニティー助成金は、助成事業決定に伴い940万円を増額補正をいたしております。次に、自治総合センター事業助成金の減額補正は、元寇730年シンポジウム助成事業の取り下げにより260万円を減額したものでございます。

21款市債1項市債2目過疎対策事業債につきましては、特別養護老人ホーム建設事業に係る過疎債は、今年度においては建設事業が取りやめになったため4億円の減額と市道の改良舗装事業費の変更に伴い380万円の減額補正をいたしております。また、過疎対策事業の過疎地域自立支援事業過疎債ソフト分として当初7,500万円を計上しておりましたが、今回は限度額の2億4,020万円まで充当することで1億6,520万円を追加いたしております。7目の臨時財政対策債につきましては、当初6億2,900万円計上しておりましたが、23年度普通交付税決定に伴い臨時財政対策債発行可能額7億2,250万円に不足分の9,350万円を追加いたしております。

次に、16、17ページをお開き願います。歳出について御説明いたします。主要事業で主な内容について御説明をさせていただきます。

まず、補正全般の人件費の補正につきましては、共済組合負担金率の改正による補正と人事異動及び会計間の異動に伴う職員給与費等の増減によるものを今回補正をいたしております。

それでは、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の負担金補助及び交付金の県日中親善協議会負担金ですが、これは梅屋庄吉像制作、寄贈事業に係る負担金の30万円を補正いたしております。2款総務費1項総務管理費6目企画費の旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料は、アイランダー2011事業参加経費として66万2,000円を補正いたしております。これは、東京池袋のサンシャインシティにおいて平成23年11月26日から27日の2日間開催され

まず離島地域の活性化を図る目的で全国離島が一体となって都市居住者等へ島をPRし、交流人口の増加、UIJターンの促進を図るものでございます。次に、18ページ、19ページをお願いします。また、19節の負担金補助及び交付金のコミュニティー助成事業で交付決定を受け、イベント用備品2団体と自主防災用備品購入、1公民館、自主防災組織の経費として600万円を補正いたしております。この事業の財源は、財団法人自治総合センターより10分の10の助成を受けております。次に、7目の情報管理費の使用料及び賃借料は、フリースポット通信料42万3,000円と工事請負費に公共施設13カ所フリースポット設置工事費として、これを補正いたしております。これは、無線LANでインターネットのアクセスが無料で自由に利用できる場所を設置する事業でございます。また、19節の負担金補助及び交付金では、電柱等移設工事費負担金500万円を15節工事請負費へ組み替えをいたしております。次に、12目災害諸費の旅費、需用費、使用料及び賃借料は、東日本大震災に係る災害ボランティア第2陣、第3陣派遣経費として243万5,000円を増額補正いたしております。

次に、20、21ページをお願いします。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、負担金補助及び交付金、障害者共同生活介護施設ケアホーム整備事業に対する補助で仮称共同生活介護センター壱岐、定員10名ですけれども、もと壱岐警察署職員公舎を改修をいたしまして運営を図るものでございます。今回、その整備事業補助金として635万7,000円を補正をいたしております。

次に、22、23ページをお願いします。3款民生費1項社会福祉費の3目老人福祉費委託料と工事請負費ですが、これは大谷公園ゲートボール場休憩所、石田多目的広場フェンス設置、壱岐市納骨堂屋根改修工事に係る経費として今回補正をいたしております。20節扶助費ですが、これは老人日常生活用具給付事業、65歳以上のひとり暮らしの方、寝たきりの方で、これは火災警報機、自動消化器、電磁調理器に係る扶助で今回50万円を増額補正いたしております。

繰出金ですが、当初計上しておりました特別養護老人ホーム建設事業が今年度においては建設事業取りやめになったために、その財源といたしまして過疎対策事業債分4億円を減額補正をいたしております。

次に、24、25ページをお願いします。3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費の賃金、旅費、需用費、役務費、備品購入費等につきましては、子育て支援対策臨時特例交付金10分の10の補助金を活用いたしまして、子育て養成及び資質向上に研修会や子育て拠点の「かざはや広場」へAED設置等を行うもので、今回83万4,000円を増額補正いたしております。4目の保育所委託料は、柳田保育所の耐震診断、2次の分の業務の経費といたしまして175万円を補正いたしております。

次に、26、27ページをお願いします。4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費の

共済費及び賃金、需用費、委託料、使用料及び賃借料の経費は、海岸漂着物地域対策推進事業 10分の10の事業で、地域グリーンニューディール基金事業を活用いたしまして海岸漂着物処理、運搬、処分に係る経費412万2,000円を補正いたしております。

次に、28、29ページをお開き願います。4款衛生費2項清掃費2目じんかい処理費、備品購入費は勝本クリーン&リサイクルセンターのじんかい収集車の故障によります購入で、今回900万円を補正いたしております。5目じんかい処理施設整備事業費13節委託料は、郷ノ浦環境管理センター及び勝本クリーン&リサイクルセンターの解体工事に係る粉じん影響調査、ダイオキシン類ですが、それと財産処分承認申請書作成、解体工事発注仕様書作成業務に係る経費として1,960万円を補正いたしております。

次に、30、31ページをお開き願います。5款農林水産業費1項農業費4目畜産業費の備品購入費は、家畜診療所において妊娠中の妊娠鑑定用として必要な家畜用超音波画像診断装置3台を購入する経費として今回補正をいたしております。その次に、19節負担金補助及び交付金の地域肉用牛緊急増頭対策事業は、壱岐牛の市場性の向上、繁殖牛飼育頭数の減少に歯どめをかけ繁殖雌牛群の系統の均衡を図るため、新規に長崎県家畜導入事業の対象牛以外の導入に対し3年間定額補助を行う経費といたしまして今回1,040万円を補正いたしております。また、壱岐牛の取引先であります福島県畜産農家に対する原発被災地支援活動として、粗飼料、稲わら等の搬送経費補助50万円を補正いたしております。次に、5目農地費、旅費、需用費等につきまして、本年度より農地・水・農村環境保全向上活動支援事業の制度見直しにより推進費の増に伴う経費といたしまして70万円を追加いたしております。次に、19節負担金補助及び交付金、農地等環境保全向上活動支援については、本年度より事業の拡大により向上活動支援が交付対象となったことに伴い、事業取り組み集落の増により経費を1,536万3,000円を補正いたしております。今回は、新規採択が32地区、707ヘクタールの事業取り組みでございます。また、中山間地域等直接支払については、本年度から制度拡充による離島平場が交付対象になったことに伴いまして、事業取り組み集落の増により5,600万円を追加いたしております。今回は、53集落、691ヘクタールの事業の取り組みでございます。

5款農林水産業費2項林業費2目林業振興費委託料の薬剤樹幹注入作業は、森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金10分の10を活用し、委託するものでございます。今回、県の追加内示を受けたことによって、松744本の追加することにより210万7,000円を補正いたしております。また、13節委託料は林地災害測量設計業務委託として30万円の補正と15節工事請負費は林地災害防止工事1地区の経費を今回補正いたしております。次に、32、33ページをお開き願います。19節負担金補助及び交付金、被災住居等林地災害土砂除去作業5地区に対する経費として100万円を補正いたしております。

次に、34、35ページをお開き願います。6款商工費1項商工費4目観光費、報償費、旅費、需用費の58万9,000円の補正は、苓岐市観光振興計画策定に係る経費を補正いたしております。次に、4目観光費の負担金補助及び交付金は、元寇730年記念事業実行委員会の事業取り下げに伴い、今回260万円の減額補正をいたしております。

7款土木費2項道路橋梁費2目道路橋梁維持費11節需用費は、市道修繕料といたしまして1,500万円を増額補正いたしております。14節使用料及び賃借料は、市道維持管理作業に伴う機械借上料に要する経費として267万5,000円を補正いたしております。また、16節原材料費は、市道補修等に係る経費といたしまして500万円を補正をいたしております。次に、36、37ページをお開き願います。3目の道路橋梁新設改良費の13委託料には、市道白水線排水整備単独の測量設計業務の253万円の補正と15節工事請負費は単独事業で市道崎辺線道路改良舗装外5路線の工事費を今回補正いたしております。また、17節公有財産購入費といたしまして、市道保佐川線、市道水ノ元加賀城線の用地費として170万円を補正をいたしております。

22節補償補填及び賠償金は、市道水ノ元加賀城線のハウス移転補償と市道3路線の改良舗装単独の水道管布設がえ移転補償として150万円を補正いたしております。

起債事業につきましては、市道第2中谷線道路改良事業の完了により、工事費と物件移転、水道管移転補償費等合わせまして今回400万円の減額補正をいたしております。

19節負担金補助及び交付金につきましては、県営道路整備事業、国、県道路改良4路線の負担金で、今回1,535万円の補正をいたしております。次に、1目河川費の工事請負費は、普通河川門野田川浚渫L=120メートルと本宮東触地区青線改良L=124メートルの単独分を予定いたしております。次に、2目急傾斜地崩壊対策費の負担金補助及び交付金は、県営急傾斜地崩壊対策事業3地区分の負担金で、今回944万円の補正をいたしております。

次、38、39ページをお開き願います。5項都市計画費4目の街路事業費ですが、負担金補助及び交付金は県営街路事業新郷ノ浦港線の方で、負担金で今回2,280万円の補正をいたしております。

7項住宅費1目住宅管理費の需用費の修繕料は、芦辺町公営住宅14団地193戸の火災警報機設置に要する経費として263万5,000円の補正をいたしております。

8款消防費1項消防費1目常備消防費の備品購入費は、初期消火活動及び応急救護普及・予防活動資機材や幼年消防資機材、少年消防クラブ活動用資機材購入費に係る経費といたしまして補正をいたしております。これは、コミュニティー助成事業を活用した事業であります。

次に、40ページ、41ページをお開き願います。2目非常備消防費11節需用費は、消防団員の減少を食いとめるため、消防団を広くアピールし、消防団員の募集を呼びかけるなどに係る

経費で、今回65万8,000円を補正いたしております。これは消防団員確保対策推進事業費補助金を活用した事業であります。

9款教育費2項小学校費1目学校管理費、その委託料の耐震工事設計は、瀬戸小学校、那賀小学校校舎の耐震工事設計業務に要する経費といたしまして600万円を補正いたしております。

2項小学校費2目教育振興費の18節備品購入費は、沼津小学校の体育館どんちょう及び運動場遊具の購入に係る経費といたしまして補正をいたしております。購入に対する財源は、教育振興基金を充てております。

次に、42、43ページをお開き願います。9款教育費3項中学校費1目学校管理費13節の委託料は、郷ノ浦中学校校舎の耐震工事設計業務に要する経費といたしまして500万円の補正と、旧中学校6校分の跡地の除草伐採などに係る経費といたしまして95万円を補正いたしております。15節工事請負費は、芦辺中学校スクールバスの駐車場の整備550平米として補正をいたしております。5項社会教育費4目公民館費の修繕料は、勝本地区公民館空調機修繕と壱岐文化ホール非常用発電装置修繕と壱岐西部開発センター浄化槽改修に要する経費といたしまして820万円を補正をいたしております。

次に、44、45ページをお開き願います。5項社会教育費6目文化財保護費の工事費は、アホウベイ復旧工事費と花雲亭改修工事に要する経費といたしまして補正いたしております。これはまちづくり支援総合事業補助金2分の1を活用して整備を図ります。また、文化財調査事業に係る賃金、需用費、役務費、使用料及び賃借料、原材料の経費につきましては、国宝重要文化財等保存整備事業の内示額削減により239万8,000円を減額補正いたしております。

6項保健体育費の体育施設管理費といたしまして、11節需用費は大谷公園総合グラウンド放送設備修繕とB&G海洋センター体育館正面玄関の修繕に要する経費といたしまして115万円を補正いたしております。

18節の備品購入費は、自動体外式除細動器AED設置に係る経費といたしまして補正をいたしております。また、国民体育大会準備費としての13節委託料は、長崎国体ソフトボール競技の会場となる大谷公園ソフトボール専用球技場及び芦辺ふれあい広場多目的グラウンドの施設改修に係る測量設計業務に要する経費といたしまして270万円を補正いたしております。

次に、46、47ページをお開き願います。10款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費1目農地及び農業用施設災害復旧費の委託料及び工事請負費と負担金補助及び交付金の補正は、6月10日から12日豪雨災害によります公共災害復旧工事6カ所、小規模災害復旧工事7カ所と、農地及び農業用施設災害復旧事業14カ所に係る経費を補正いたしております。2項の公共土木施設災害復旧費1目公共土木施設災害復旧費の工事請負費の補正は、小規模災害復旧工事の河川3カ所と道路7カ所に係る経費を補正いたしております。

11款公債費1目元金23節償還金利子及び割引料は、地方債繰り上げ償還5億5,660万円を補正いたしております。これは平成16年度借り入れ分で、銀行等引受債1件分でございます。

給与費明細書は48ページから50ページでございます。

次の51ページに地方債の見込みに関する調書をそれぞれに記載いたしております。地方債の23年度末現在高見込み額が290億9,731万7,000円となります。なお、資料3の平成23年度9月補正予算(案)概要で詳細な概要並びに基金の状況見込み額について記載をいたしておりますので、主な内容のみ説明させていただきました。

以上で、平成23年度吉崎市一般会計補正予算(第5号)について説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔財政課長(川原 裕喜君) 降壇〕

議長(市山 繁君) 山口保健環境部長。

〔保健環境部長(山口 壽美君) 登壇〕

保健環境部長(山口 壽美君) 議案第70号平成23年度吉崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

平成23年度吉崎市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,394万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億5,950万8,000円とする。

2項については記載のとおりでございます。本日提出でございます。

10ページ、11ページをお開きください。歳出の主なものといたしまして、22年度精算による返納金でございます。8款の1目特定健康診査等事業費104万4,000円並びに11款の4目で療養給付費交付金返納金で1,272万5,000円でございます。

財源といたしましては、8ページ、9ページをお開き願いたいと思います。財政調整基金から426万9,000円、前年度繰越金967万4,000円を充てております。よろしく願いします。

続きまして、議案第71号平成23年度吉崎市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

平成23年度吉崎市の介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ404万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億6,746万円と

する。

2項については記載のとおりでございます。本日提出でございます。

10ページ、11ページをお開きください。主な減額といたしましては、包括支援センターの保健師が3月末で早期退職をいたしまして、先月の8月末まで欠員になっておりましたことによる減でございます。9月よりは、課内異動により補充をいたしております。

8ページ、9ページをお開きください。財源につきましては、一般会計の繰入金を減額して補正をいたしております。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いします。

〔保健環境部長（山口 壽美君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 後藤建設部長。

〔建設部長（後藤 満雄君） 登壇〕

建設部長（後藤 満雄君） 議案第72号平成23年度吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

平成23年度吉崎市の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ271万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,788万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。本日の提出でございます。

次に、2ページ、3ページをお開き願います。歳入歳出それぞれ左書きに歳入、それから右書きに歳出額を記載をいたしております。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。2、歳入、5款の繰越金でございます。1目繰越金で271万4,000円を前年度から繰り越しいたしております。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。3の歳出、1款総務費でございます。1目の一般管理費に44万4,000円を補正をお願いいたしております。その内訳といたしまして、19節の負担金補助に5万円、これは加圧ポンプ1台の購入予定でございます。それから、27の公課費に39万4,000円、これは消費税の確定に伴うものでございます。

それから、2目の施設管理費に227万円補正を予定いたしております。内訳といたしまして工事請負費に150万円、これは住吉の水源地のポンプ1台の購入予定でございます。それから備品購入費に77万円予定をいたしておりますが、これは量水器の購入とパソコンの購入費でございます。

以上で、議案第72号についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔建設部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 山内市民部長。

〔市民部長（山内 達君） 登壇〕

市民部長（山内 達君） 議案第73号平成23年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成23年度吉岐市の特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ11億1,239万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,543万1,000円とする。

第2項以下は記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。2ページから3ページは歳入歳出予算補正でございます。

次のページをお開き願います。4ページでございますけれども、地方債補正で、施設建設の計画の見直しのため、補正後、借り入れ限度額がゼロでございます。

次に、5ページから7ページでございますけれども、事項別明細書でございます。

次に、8ページをお願いいたします。歳入でございますけれども、老人福祉施設整備基金、それから財政調整基金及び一般会計の繰入金、そして7款の介護サービス施設整備事業債について、当初予算で所要の予算を計上いたしておりましたけれども、事業の見直しに伴い、それぞれ減額をいたしております。

次に、歳出のほうの10ページをお願いいたします。1款1項15節の工事請負費でございますけれども、来年の4月時点の消防法に対処するため、パッケージ型自動消火設備設置に伴う予算を計上いたしております。

次に、3款1項1目でございますけれども、役務費、委託料、工事請負費、それから備品購入費等について計画の見直しに伴う減額予算を計上いたしております。

以上で、説明を終わります。

〔市民部長（山内 達君） 降壇〕

議長（市山 繁君） ここで暫時休憩いたします。再開を13時といたします。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。堤総務部長。

〔総務部長（堤 賢治君） 登壇〕

総務部長（堤 賢治君） 議案第 7 4 号平成 2 3 年度吉崎市三島航路事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明を申し上げます。

予算書の 1 ページをお開きお願いいたします。平成 2 3 年度吉崎市三島航路事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,381 万 5,000 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」による。本日の提出でございます。

2 ページ、3 ページにつきましては、歳入歳出予算補正でございます。

5 ページから 7 ページにつきましては、事項別明細書でございます。

8 ページ、9 ページをお開きをお願いいたします。歳入予算補正について御説明いたします。歳入財源といたしましては、一般会計繰入金 7 万 5,000 円を計上いたしております。

10 ページ、11 ページをお開きをお願いします。歳出予算補正について御説明いたします。1 款運航費 1 項運航管理費 1 目一般管理費でございますけれども、職員の 4 月人事異動によりまして、給料、職員手当と共済費の減など、それから 2 目の業務管理費におきましてフェリー三島船舶の中間検査の折に車両鋼板を支える油圧シリンダーの補強強化のため、その修理に予想以外の日数を要しましたので、船車借り上げ料に予算不足を生じました。よって、追加計上させていただいております。

12 ページと 13 ページは、給与費明細書でございます。

以上で、議案第 7 4 号につきましての説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

〔総務部長（堤 賢治君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 桝崎農林水産部長。

〔農林水産部長（桝崎 文雄君） 登壇〕

農林水産部長（桝崎 文雄君） 議案第 7 5 号平成 2 3 年度吉崎市農業機械銀行特別会計補正予算（第 1 号）について御説明を申し上げます。

平成 2 3 年度吉崎市の農業機械銀行特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 8 5 2 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3,159 万 1,000 円とする。

2 項につきましては記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。事項別明細書、2、歳入、3款繰入金2項基金繰入金、減価償却基金の繰入金といたしまして41万8,000円を基金から繰り入れをいたしております。これは歳出で財源充当については説明を申し上げます。

4款の繰越金ですが、前年度の繰越金810万6,000円を計上いたしております。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。歳出、1款総務費1項総務管理費で一般管理費でございますが、11節の需用費、燃料費、修繕料等の必要経費をそれぞれ計上いたしております。

18節備品購入費でございますが、先ほど歳入で御説明いたしました減価償却基金の繰入金41万8,000円で機械器具の購入費として財源充当をいたしております。内訳といたしましては、刈り払い機3台、それからアルミブリッジ、これは足場ですけれども1台を購入するようになっています。

次に、2款基金積立金1項基金積立金といたしまして減価償却基金の積立金として10万6,000円を積み立てをするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

〔農林水産部長（榊崎 文雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久田病院部長。

〔副市長兼病院部長（久田 賢一君） 登壇〕

副市長兼病院部長（久田 賢一君） 議案第76号平成23年度吉野市病院事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

第1条、平成23年度吉野市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成23年度吉野市病院事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

今回、精神科病床が4月15日をもって休床となったことに伴いまして、業務の予定量を入院患者で1万1,825人減の3万9,415人へ、外来患者数で835人減の8万7,005人へ変更いたします。

（4）の主要な建設改廃事業で施設整備事業費といたしまして、かたばる病院との統合を進める上で、休床となった精神科病床のうち48床を療養型病床に改修するための設計業務費を294万円計上いたしております。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入で医業収益を1億6,266万8,000円減額いたします。支出で医業費用を4,125万9,000円減額をいたしております。

次のページをお開き願います。第4条、予算第4条本文括弧書き中、「不足する額8,621万

9,000円を不足する額8,768万9,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入で、出資金で病院の建設改良費について、一般会計が負担するための経費として建設改良費の2分の1の額として147万円を計上いたしております。

第5条は、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費を3,676万5,000円減額いたしております。

次に、4ページをお開き願います。平成23年度吉岐市病院事業吉岐市民病院会計補正予算(第1号)実施計画書でございます。収益的収入の医業収益で、精神科病床の休床に伴いまして入院収益、外来収益をそれぞれ減額いたしております。その他医業収益につきましては、精神科救急医療補助金の減額でございます。

支出でございますが、医業費用のうち給与費につきまして、精神科医師臨時及び派遣看護師の退職による分を減額いたしております。非常勤医師の報酬を追加をいたしております。材料費につきましては、給食材料費の減でございます。

経費でございますが、非常勤医師の旅費、交通費を追加をいたしております。

5ページの資本的収入及び支出でございますが、出資金は一般会計からの出資金でございます。支出で施設整備事業費といたしまして精神科病棟改修設計業務委託料を294万円計上いたしております。

以上で説明を終わります。よろしく願います。

〔副市長兼病院部長(久田 賢一君) 降壇〕

議長(市山 繁君) 川原財政課長。

〔財政課長(川原 裕喜君) 登壇〕

財政課長(川原 裕喜君) 認定第1号平成22年度吉岐市一般会計歳入歳出決算認定について。

平成22年度吉岐市一般会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

平成22年度各会計決算書の一般会計1ページをお開き願います。平成22年度吉岐市一般会計歳入歳出決算書、歳入合計288億2,758万7,160円、歳出合計280億6,447万2,431円、歳入歳出差引残額7億6,311万4,729円。決算内容につきましては2ページ以降のとおりでございます。

116ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。単位を千円にいたしております。

歳入歳出差引額7億6,311万5,000円で、繰越明許費による翌年度へ繰越すべき財源が3億7,956万2,000円でございますので、これを差し引いた実質収支額は3億8,355万

3,000円となっております。

次に、財産に関する調書でございます。各会計決算書のつづり最後の財産に関する調書をお開き願います。財産に関する調書は、平成23年3月31日付で決算を行っております。財産に関する調書1ページから公有財産、5、6ページに物品、7ページに債権、基金について記載をいたし、それぞれ22年度中の増減を記載いたしております。

7ページをお開き願います。4、基金、一般会計決算年度末現在高は57億6,392万6,000円であります。

定額運用基金の運用状況は、8ページに記載をいたしております。

土地開発基金においては、基金会計での土地について一定整理をいたし、行政財産等になっている分について基金から買い受けをいたしております。また、基金の額について6,596万4,165円を減額をし、減額分を一般会計に繰り入れをいたしております。

平成22年度一般会計決算は、国において平成21年度の1次補正予算で地域活性化・経済危機対策臨時交付金及び地域活性化・公共投資臨時交付金、同年度の2次補正予算でも地域活性化・きめ細かな臨時交付金の財政措置がなされ、本市においてもそれぞれの交付金を受けており、22年度におきましてはその交付金事業の繰越し分に係る分と国の22年度補正予算ではきめ細かな交付金と住民生活に光をそそぐ交付金を追加し、事業に取り組んできたところでございます。

その中でも、主なものとしましては、合併特例事業であります廃棄物処理施設や地域情報通信基盤整備事業、情報ネットワーク施設ですが、学校給食施設整備事業等の大型事業を進めてきたところでございます。数年後の公債費の軽減を図るため、繰上償還6億258万3,000円も実施をいたしております。また、市民が安全で安心して暮らせる経費、市の振興施策などの行政費用としてそれぞれ支出をしてきたところでございます。

平成22年度の決算内容及び主要な施策の成果等につきましては別紙資料4の報告のとおりでございます。

以上で、平成22年度一般会計歳入歳出決算認定について説明を終わります。御審議の上、認定を賜りますようよろしくお願いいたします。

〔財政課長（川原 裕喜君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 山口保健環境部長。

〔保健環境部長（山口 壽美君） 登壇〕

保健環境部長（山口 壽美君） 認定第2号平成22年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

平成22年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付する。本日提出でございます。

1ページをお願いします。国民健康保険事業勘定、歳入合計45億1,895万9,964円、歳出合計45億928万4,830円、歳入歳出差引残額967万5,134円。直営診療施設勘定、歳入合計1億4,065万5,517円、歳出合計1億4,032万6,735円、歳入歳出差引残額32万8,782円となっております。

10ページ、11ページをお開きください。歳入歳出決算事項別明細書でございます。歳入について、1款1項における国民健康保険税の決算の状況は、掲載のとおりであり、国保税の収納率は、現年度分については医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護給付金分を合わせて94.4%となっております。前年度は94.13%であり、比較すると0.27%のプラスとなっております。滞納繰越分については、現年度9.86%、前年度が9.48%であり、0.38%のプラスとなっております。滞納の累積額は3億4,277万4,699円です。

なお、43件、821万3,221円の不納欠損処分を行っております。

歳出についてでございますが、22ページ、23ページをお開き願います。2款1項の1目から4目までの療養給付費、療養費、2項の高額療養費の支出済額の合計は、29億9,446万8,005円であります。昨年度より1億1,910万円増額となっております。

24ページ、25ページをお開きください。4項の出産育児諸費につきましては、61件でございます。葬祭諸費につきましては、62件の給付件数となっております。

32ページをお開き願います。実質収支に関する調書は掲載のとおりでございます。

34ページから39ページは、直営診療所施設勘定歳入歳出決算事項明細書でございます。平成19年度から、開設者は吉岐市長で、管理者が医師となる公設民営で運営しております。勝本、湯ノ本診療所に係る経費でございます。

以上で、認定2号につきまして御説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第3号平成22年度吉岐市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

平成22年度吉岐市老人保健特別会計歳入歳出決算を、地方自治法233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付する。本日提出でございます。

1ページをお開きください。歳入合計48万2,645円、歳出合計7円となっております。これにつきましては、報告手数料が7円請求がっております。歳入歳出差引残額が48万2,638円となっております。この老人保健特別会計につきましては、平成20年4月から後期高齢者医療制度が開始されましたので、過年度精算分を計上いたしております。23年度からは3年間の設置義務がなくなりましたので、この会計を廃止いたしております。今後は一般会計で対応いたしております。

以上で、認定3号について説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第4号平成22年度吉崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

平成22年度吉崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付する。本日提出でございます。

1ページをお開きください。歳入合計2億8,541万1,926円、歳出合計2億8,378万176円、歳入歳出差引残額163万1,750円となっております。

6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出決算事項別明細書でございます。歳入について、1款1項における後期高齢者医療保険料の決算の状況は、記載のとおりであります。保険料の収納率は、現年度分については特別徴収、普通徴収合わせて99.11%となっております。前年度は99.05%であり、比較すると0.06%プラスとなっております。滞納繰越分については34.4%の収納率となっております。

滞納の累積額は276万6,300円です。失礼しました。142万1,900円です。ちょっと後ほどまた資料で説明します。済みません。

10ページ、11ページをお願いします。歳出でございますが、2款広域連合納付金2億7,533万2,207円の内訳につきましては、保険料分1億5,150万5,300円、保険基金安定分1億1,174万8,609円、共通経費負担分1,207万8,298円となっております。

以上で、認定4号につきまして説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第5号平成22年度吉崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

平成22年度吉崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付する。本日提出でございます。

1ページをお願いします。介護保険事業勘定でございますが、歳入合計28億6,285万4,076円、歳出合計28億6,137万4,620円、歳入歳出差引残額147万9,456円でございます。

続きまして、介護サービス事業勘定でございますが、歳入合計2,485万8,618円、歳出合計2,485万8,618円の同額でございます。

10ページ、11ページをお開き願います。歳入歳出決算事項別明細書でございます。歳入について、1款1項における介護保険料の決算の状況は、記載のとおりであり、保険料の徴収率は、現年度分については特別徴収、普通徴収合わせて99.10%となっております。前年度は99.02%であり、比較すると0.08%プラスとなっております。滞納繰越分については、5.8%の収納率となっております。滞納の累積額は2,027万9,820円です。

16ページ、17ページをお願いします。歳出ですが、2款介護給付費の支出済額は27億1,592万7,531円であり、昨年度より1億2,080万円増となっております。

24ページをお願いします。この介護サービス事業勘定の決算は、地域包括支援センターの設置による居宅支援サービス計画書作成に係るものでございます。

26ページ、27ページをお願いします。歳出は、1款、2款ともそれに伴う嘱託及び派遣職員の人件費となっております。

以上で、認定第5号の説明を終わらせていただきます。以上、よろしくをお願いします。

〔保健環境部長（山口 壽美君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 後藤建設部長。

〔建設部長（後藤 満雄君） 登壇〕

建設部長（後藤 満雄君） 認定第6号平成22年度吉野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

平成22年度吉野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の意見を付して議会の認定に付すものであります。本日の提出でございます。

1ページをお開き願います。歳入歳出決算書であります。歳入合計9億3,892万1,145円、歳出合計9億3,545万4,406円、歳入歳出差引残額としまして346万6,739円であります。

次に、2ページ、3ページをお開き願います。歳入の部でございますが、予算現額が9億4,258万円に対し収入済額としまして9億3,892万1,145円となっております。

次に、4、5ページをお開きを願います。歳出を掲載いたしております。予算現額9億4,258万円に対しまして支出済額9億3,545万4,406円。翌年度へ繰越額が121万8,000円あります。これは、6月の議会でも御報告申し上げました水道管敷設に伴いますものでございます。

次に、6ページ、7ページをお開きを願います。事項別明細書の歳入の部分でございます。ここで、2款の使用料及び手数料についてでございますが、簡易水道の使用料といたしまして調定額が4億5,170万5,570円に対しまして、収入済額が4億1,664万3,016円で、その内訳といたしまして現年度分が4億1,624万1,570円、収入済額が4億1,268万1,890円。滞納繰越分としまして3,546万4,000円の調定額に対しまして、収入済額が396万1,126円となっております。収納率でいたしますと、現年度分が99.14%でありまして昨年度より0.12%のアップでございます。また、滞納分につきましては、11.17%でありまして昨年度より1.7%アップとなっております。

次に、10ページ、11ページをお開きを願います。歳出の事項別の明細書でございます。そ

れぞれ1款から4款まで掲載をいたしております。

次に、最後の14ページをお開きを願います。実質収支に関する調書でございます。歳入総額が9億3,892万1,000円、歳出総額が9億3,545万4,000円、差引額が346万7,000円、翌年度へ繰越す額が5万8,000円、実質の収支額が340万9,000円となっております。

以上で、認定第6号の説明を終わらせていただきます。

次に、認定第7号平成22年度吉崎市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

平成22年度吉崎市下水道事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の意見を付して議会の認定に付するものであります。本日の提出でございます。

1ページをお開きを願います。歳入歳出決算書でございます。歳入合計4億5,053万9,606円、歳出合計4億5,047万7,086円、歳入歳出差引残額としまして6万2,520円となっております。

2ページ、3ページをお開きを願います。歳入を掲載いたしております。予算現額が4億5,521万8,000円に対し、収入済額が4億5,053万9,606円となっております。

次に、4ページ、5ページをお開きを願います。歳出を掲載いたしております。予算現額が4億5,521万8,000円に対しまして、支出済額が4億5,047万7,086円となっております。

次に、6ページ、7ページをお開きを願います。決算の事項別明細書の歳入の部でございますが、2款の使用料及び手数料で、下水道使用料といたしまして調定額が4,061万7,280円、収入済額が3,848万6,230円となっており、そのうち現年度といたしまして調定額3,864万4,580円、収入済額が3,840万50円となっております。また、滞納繰越分といたしまして調定額が197万2,700円、収入済額が8万6,180円となっております。収納率といたしまして、現年度分が99.4%で前年度比0.3%のアップでございます。また、滞納分につきましては4.4%でありまして前年度比1.3%のアップとなっております。

次に、10ページ、11ページをお開きを願います。事項別明細書の歳出の部でございます。1款から掲載をいたしております4億5,047万7,086円の内訳を掲載をいたしております。

最後16ページをお開きを願います。実質収支に関する調書でございます。歳入総額4億5,054万円、歳出総額4億5,047万7,000円、歳入歳出の差引額といたしまして6万3,000円、実質の収支額といたしまして6万3,000円となっております。

以上で、認定7号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔建設部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 山内市民部長。

〔市民部長（山内 達君） 登壇〕

市民部長（山内 達君） 認定第8号平成22年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について。

平成22年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

1ページをお開き願います。歳入の合計でございますが、5億3,649万9,299円でございます。歳出の合計は、4億4,369万7,881円でございます。差引残額ですが9,280万1,418円で、23年度への繰越金でございます。

それでは、次に6ページをお開き願います。歳入の主なものでございますけれども、1款介護サービス収入の1目介護サービス費の3億7,550万9,755円でございますが、これは入所者約100名の介護サービス、短期介護サービスそれからデイ・サービスセンターの介護サービスに係る長崎県国民健康保険団体連合会からの収入でございます。

次に、利用者負担金収入の6,440万2,591円でございますが、各サービスの利用者の負担金でございます。

次に、施設利用者負担金の未収額合計、右に書いておりますけれども、39万2,462円につきましては、既に全額入金済みとなっております。

次に、4款の繰入金3,528万9,000円は、特養ホーム建設に伴う財源として老人福祉施設整備基金を取り崩し繰り入れたものでございます。

次に、5款の繰越金5,893万6,466円は21年度分でございます。

それでは、次に10ページをお開き願います。歳出の主なものでございますけれども、1款介護サービス事業費で757万2,170円の不用額が生じておりますけれども、1目の事務費11節需用費106万9,156円につきましては、介護員の被服の購入、印刷費、コピー代の経費節減等の執行残でございます。それから、2目の介護費の11節需用費で157万4,846円の不用額が生じておりますけれども、これについても同様に、光熱費とか修繕料それから食材購入費等の経費の執行残でございます。それから、13節の委託料27万7,780円でございますが、これは施設清掃費の入札執行残でございます。次に、一番下段の3項通所介護サービス事業費で185万9,086円の不用額が生じておりますが、次のページの7節臨時雇い賃金それから11節の需用費の光熱費、修繕料、被服費等の執行残でございます。

次に、3款施設整備費の155万950円でございますけれども、施設建設に伴う地質調査、測量業務、土木設計業務それから建築設計業務委託料の変更契約後の繰越明許費の執行残でござ

います。

それから、次に16ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、22年度の収入から支出を引いた差し引きの金額は9,280万1,000円でございますが、建築確認手数料及び設計業務委託料を繰越明許費として2,064万8,000円を計上しましたので、22年度の実質収支は7,215万3,000円となっております。

以上で説明を終わります。

〔市民部長（山内 達君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 堤総務部長。

〔総務部長（堤 賢治君） 登壇〕

総務部長（堤 賢治君） 認定第9号平成22年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について。

平成22年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の意見を付して議会の認定に付すものでございます。本日の提出でございます。

決算書の1ページをお開きをお願いいたします。歳入合計でございますけれども、1億1,959万5,551円。歳出合計は、歳入と同額でございます。歳入歳出差引残額ゼロ円でございます。

2ページ、3ページをお開きをお願いいたします。歳入でございますけれども、予算現額は1億2,125万8,000円、収入済額は1億1,959万5,551円でございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。歳出でございますが、予算現額は1億2,125万8,000円、支出済額でございますけれども1億1,959万5,551円でございます。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。歳入歳出決算の事項別明細でございますけれども、1款の使用料及び手数料でございますが、収入済額が2,975万7,169円となります。乗船者数などでございますけれども、平成22年度は乗客が7万605人でございます。また、車両が1,914台でございます。前年度、平成21年度に対しまして、人が4,545人の増加、車両も711台の増加でございます。これは、地域情報通信基盤整備事業、すなわち光ケーブルの布設、それから個別のFM告知機の設置、それから原島学校給食調理場整備事業の工事関係者等の利用によるものが増加の主な理由でございます。

歳出につきましては、8ページから11ページに記載をいたしております。

12ページをお開きをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入歳出いずれも1億1,959万6,000円となっております。歳入歳出差引額はゼロ円となります。

以上で、認定第9号につきまして説明を終わらせていただきます。御審議の上、認定をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

〔総務部長（堤 賢治君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 榊崎農林水産部長。

〔農林水産部長（榊崎 文雄君） 登壇〕

農林水産部長（榊崎 文雄君） 続きまして、認定第10号平成22年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。本日の提出でございます。

決算書の1ページをお願いいたします。歳入合計1億2,611万5,722円、歳出合計1億1,800万7,811円、歳入歳出差引残額810万7,911円となっております。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。事項別明細書でございます。歳入で1款使用料及び手数料でございます。収入未済額が62万9,885円となっております。この内訳といたしまして、過年度分が1件、17万1,585円、1名でございます。それから、現年度分が45万8,300円で12名でございますが、8月末現在で現年度分が15万7,840円の3名となっており、過年度分と合わせて32万9,425円となっております。2名につきましては、今、分納で納付をしていただいております。あと2名につきましては、非常に、面談をしてお話しておりますけども、大変厳しい状況でございますが、引き続いて納付をしていただくように指導をしていきたいと思っております。

歳出につきましては、10ページ、11ページに記載をしております。記載のとおりでございます。

以上で、認定第10号の説明を終わります。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

〔農林水産部長（榊崎 文雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 後藤建設部長。

〔建設部長（後藤 満雄君） 登壇〕

建設部長（後藤 満雄君） 認定第11号平成22年度壱岐市水道事業会計決算認定について御説明を申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成22年度壱岐市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開きを願います。決算報告書でございます。まず、1番目に収益的収入及び支出の収入の上のほうの表でございます。第1款の水道事業収益としまして、予算額が1億6,069万5,000円、決算額が1億6,343万8,045円となっておりまして、前年度より81万3,000円の増額でございます。これは、給水収入の増加のためでございます。

下表の支出の部でございます。第1款の水道事業費用でございますが、予算額が1億4,903万

8,000円に対し、決算額1億3,089万5,152円となっております。前年度より4万2,000円の増加でございます。

不用額といたしまして1,814万2,848円ありますが、主たるものとしたしましては、ポンプ場の光熱水費及び修理費あるいは路面復旧等の減額のためのものがございます。

4ページ、5ページをお開きを願います。資本的収入及び支出の収入の上段の上表の収入の部でございますが、第1款資本的収入、予算額427万円に対しまして、決算額333万5,422円となっております。減額分の93万4,578円につきましては、敷設がえ工事の減少のためのものがございます。

下表の支出の部でございます。第1款の資本的支出でございます。予算額が1億4,019万3,000円で、決算額が5,059万4,725円、翌年度繰越額が4,585万5,950円、不用額が4,374万2,325円となっております。この繰越額は、6月の議会でも御報告を申し上げました亀川中継ポンプ場に関係します土木建築工事あるいは機械設備工事、電気計装工事それから設計業務の委託の合計4件分でございます。

また、不用額につきましては、同じく亀川中継ポンプ場の関係の執行残でございます。

続きまして、6ページをお開きを願います。損益計算書でございます。営業収益が1億5,346万4,339円、営業費用が1億1,650万1,241円、営業利益としまして3,696万3,098円。営業外収益としまして235万5,785円、営業外費用といたしまして818万7,623円、計上利益といたしまして3,113万1,260円となっております。また、特別損失といたしまして過年度分の勘定修正損の38万9,860円あります。この内訳といたしまして、不納欠損が34万180円それから漏水のための減額の方が4万9,680円で合計38万9,860円あります。それで、当年度純利益といたしまして3,074万1,400円、前年度の繰越利益の剰余金といたしまして137万6,063円、当年度末の未処理利益剰余金といたしまして合計の3,211万7,463円となっております。

7ページにつきましては、剰余金の利益の部それから資本剰余金の分を掲載をいたしております。

次に、8ページをお開きを願います。剰余金処分の計算書でございます。先ほどの未処理利益剰余金3,211万7,463円でありまして、減債積立金のうち3,100万円、翌年度に繰越額といたしまして111万7,463円といたしております。

次に、10ページ、11ページをお開きを願います。貸借対照表の10ページには資産の部、それから11ページには負債の部を掲載をいたしております。

12ページにつきましては事業報告書を掲載、12ページから14ページにかけては事業報告書を掲載いたしております。

15ページをお開きを願います。水道事業の収益費用明細書でございます。まず、給水の収益は、合計、水道利用料といたしまして1億5,089万5,358円であります。収納率といたしまして、本年度分は96.91%で前年度より1.74%上昇いたしております。また、滞納分につきましては11.74%で前年度より0.01%上昇をいたしておる状況でございます。

18ページをお開き願います。資本的収支明細書を掲載をいたしております。

次に、20ページをお開きを願います。企業債明細書を掲載をいたしております。未償還残高といたしまして合計2億2,385万382円となっております。

以上で、認定第11号の説明を終わらせていただきます。よろしくお申し上げます。

〔建設部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） ここで暫時休憩いたします。再開を14時5分といたします。

午後1時55分休憩

.....
午後2時05分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。久田病院部長。

〔副市長兼病院部長（久田 賢一君） 登壇〕

副市長兼病院部長（久田 賢一君） 認定第12号平成22年度壱岐市病院事業会計決算認定について説明いたします。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成22年度壱岐市病院事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

次に、2ページをお開きを願います。平成22年度壱岐市民病院事業会計決算報告書でございます。収益的収入は決算額23億2,450万6,015円で、予算額に比べ8,532万9,985円の減となっております。減の原因といたしましては、入院収益について当初目標にしていた病床利用率に達成できなかったためであります。

次に、支出でございますが、決算額25億2,440万3,738円で、不用額が7,320万3,262円となっております。不用額の主なものは、給与費、材料費、経費等でございます。

次のページをお開き願います。資本的収入及び支出で、収入で、決算額1億2,078万3,000円、予算額に比べ490万1,000円の減となっております。これは、医療機械購入の入札による借入額の減によるものでございます。

支出でございますが、決算額1億8,921万9,710円で、不用額が621万9,290円となっております。これは、建設改良費の医療機械購入の入札による執行残であります。

次のページをお開き願います。6ページ、7ページは、固定資産の明細書でございます。年度

末の償却未済高3億4,170万953円となっております。

次に、19ページをお開き願います。平成22年度損益計算書でございます。下から3行目でございますが、当年度の純損失として1億9,989万7,723円を計上いたしております。これに前年度繰越欠損金1億857万9,852円を加えまして、当年度未処理欠損金が2億569万3,575円となっております。

次のページをお開き願います。平成22年度貸借対照表でございます。中段の流動資産中の未収金でございますが、3億2,004万9,334円でございます。これは、2、3月分の診療報酬費と個人の未収金等でございます。

次に、42ページをお開き願います。平成22年度かたばる病院事業会計決算報告書でございます。収益的収入及び支出、収入で決算額4億332万7,232円、予算額に比べ1,405万6,232円の増となっております。これは、入院患者、外来患者の増加によるものでございます。

支出でございますが、決算額3億6,825万5,289円、不用額で2,101万5,711円となっております。これは、非常勤医師の未採用によるもの、それから職員の異動・退職によるものでございます。

次のページをお開き願います。資本的収入及び支出につきましては、決算はございません。

次に、57ページをお開き願います。平成22年度の損益計算書でございます。下から3行目でございますが、当年度純利益が3,507万1,943円。これに前年度繰越利益剰余金7,142万3,159円を加えまして、当年度未処分利益剰余金が1億649万5,102円となっております。

次のページをお開き願います。平成22年度貸借対照表でございますが、流動資産中の未収金でございますが、4,324万9,562円でございます。これも、2、3月分の診療報酬費と個人の未収金等でございます。

次に、61ページをお開きを願います。平成22年度壱岐市かたばる病院事業会計剰余金処分計算書でございます。2の(2)利益積立金を当年度純利益の5%相当額の積み立てをいたしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

〔副市長兼病院部長(久田 賢一君) 降壇〕

議長(市山 繁君) これで市長提出議案に対する説明が終わりましたので、監査委員より財政健全化判断比率及び資金不足比率審査と決算審査の報告を求めます。山本代表監査委員。

〔代表監査委員(山本 善勝君) 登壇〕

代表監査委員(山本 善勝君) 監査委員の山本でございます。

平成22年度吉崎市財政健全化判断比率及び資金不足比率審査の結果について御報告いたします。

審査意見書の1ページをお開き願います。市長から審査に付されました平成22年度吉崎市財政健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、関係職員の説明を受け、平成23年8月3日から8月11日まで審査をいたしました。

審査の結果、算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも正確に作成されているものと認められました。各比率につきましては、下記記載のとおりであります。

審査意見として、財政健全化判断比率の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれにおいても早期健全化基準を下回った数値であります。また、吉崎市が該当する5つのすべての会計で資金不足はなく、平成22年度における本市の財政状況は良好であると判断することができます。しかし、デフレ経済が進行する中、市税の伸びは見込めず実財源が乏しい状況にあります。さらに、普通交付税は算定がえにより平成26年度以降段階的に縮減され、平成31年度からは本来の吉崎市一本化算定により減額となり、財政状況は厳しくなることが予測されます。

以上で、報告第6号に係る審査結果の報告を終わります。

続きまして、平成22年度吉崎市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査の結果について報告いたします。

審査意見書の1ページをお開き願います。審査は、市長から審査に付されました平成22年度の10会計と財産に関する調書及び基金運用状況調書について、平成23年7月6日から平成23年7月26日まで関係職員から説明を受け審査をいたしました。

審査の結果、決算の関係書類は法令に準拠して調製されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、正確に処理されているものと認められました。

2ページから54ページまでは、各会計の決算状況と財産に関する調書及び基金の運用状況を掲載しておりますので、後もってご覧願います。

55ページをお開き願います。審査意見、最初に財政状況について、1、財政力指数については本年度0.239で前年度より0.011ポイント低下しています。ほかの類似団体の数値は0.450であり、財政力の充実を図るために市税等の徴収率の向上や収支改善になお一層の努力が必要であると思われます。2、経常収支比率について、本年度80.1%で前年度より5.4ポイント低下し改善していますが、これは人件費の圧縮と普通交付税の伸びによるものであると思われます。3、実質公債費比率について、実質公債費比率は11.2%で早期健全化基準25.0%を下回っているが、自主財源の伸びが期待できない現状では将来財政運営が厳しくなることが考えられます。4、将来負担比率について、本市の比率は40.2%であり、早期健

全化基準350.0%下回っている現状であります。

57ページをお開き願います。次に、未収金についてであります。市税のほか各種使用料など合計すると、未収総額は7億6,650万9,000円、前年度より411万1,000円増と多額となっております。徴収については滞納圧縮に努力されてはいますが、高額滞納者が増え収入未済額は増加の一途をたどっています。そこで、未納者徴収マニュアルにのっとり、また作成されていない部署はマニュアルを作成して、さらに未収金の圧縮を図られたい。

3、事務処理の適正な執行について、1、収入の調定伝票の速やかな起票処理を行うこと。2、支出伝票処理について支払い時期を逸しないように早く伝票の記載処理をされたい。3、市の認定による各種手当などの支出については、チェック体制の確立強化を万全にされたい。4、事務文書処理について漏れがないようにチェック機能の確立を図られたい。5、諸帳簿の原本となる書類を訂正するときは修正液の使用をしないこと。特に、以上5点について指摘をします。

以上申し上げましたが、今後も壱岐市発展のために御精励されることをお願い申し上げ、平成22年度一般会計及び特別会計の決算審査の結果報告を終わります。

続きまして、平成22年度壱岐市公営企業会計決算審査意見書について報告させていただきます。

決算審査意見書の1ページをお開き願います。最初に、平成22年度壱岐市水道事業会計決算審査の結果について御報告いたします。

審査は、平成23年6月21日、関係職員により書類の説明を受け実施いたしました。

審査の結果、審査に付された財務諸表は法令及び会計の原則に従って適正に処理されているものと認めます。

次に、経営の状況についてであります。平成22年度壱岐市水道事業の経営状況は、水道事業会計決算書及び決算附属書類のとおりであり、当年度純利益は3,074万1,000円で前年度実績に比べ422万8,000円の増益であります。

3ページをお開き願います。審査意見といたしまして、当年度の有収率は67.45%で前年度より0.89ポイント上昇していますが、平成17年度から見ると5.95ポイントも大幅に低下しています。今後とも引き続き漏水調査を行い、漏水防止対策を講じて有収率の向上に努められたい。

4ページをお開き願います。留意点でございます。1、水道使用料の未収金については1,207件、4,556万2,000円であり、前年度対比件数は85件の減少で金額も90万1,000円減少しています。これは、未収金に対する徴収取り組みの努力が数字に表れているものと思われ。未収金の徴収対策は講じられてはいますが、高額滞納者への対応が依然として不十分と言わざるを得ません。未収金防止マニュアル及び滞納料金徴収マニュアルについて要綱

などを整備して、未納の解消に努められることを望みます。

続きまして、11ページをお開き願います。平成22年度苓岐市民病院事業会計決算審査の結果について御報告いたします。

審査は、平成23年6月22日と平成23年6月24日の2日間、関係職員により書類の説明を受け実施いたしました。

審査の結果、最初に苓岐市民病院事業会計について、審査に付された財務諸表は、法令及び会計の原則に従って適正に処理されているものと認めます。

経営の状況について、平成22年度の苓岐市民病院事業の経営は、決算書及び決算附属書類のとおりであり、1億9,989万8,000円の当年度純損失を生じております。

14ページをお開き願います。次に、かたばる病院事業会計についてであります。審査の結果、審査に付された財務諸表は、会計の原則に従って適正に処理されているものと認めます。

経営の状況については、決算書及び決算附属書類のとおり事業収益は4億332万7,000円に対して事業費用3億6,825万5,000円であり、3,507万2,000円の当年度純利益を生じております。

15ページをご覧ください。審査意見といたしまして、苓岐市民病院事業は、医師不足、看護師不足で大変御苦労されています。医業収益は、19億7,470万9,000円で前年度対比1,921万7,000円の減収となりましたが、その反面、医業費用は、23億8,750万8,000円で前年度対比1,855万8,000円の経費増加となり、医業収支としては4億1,279万9,000円の赤字となっております。これは、前年度より3,777万5,000円赤字額の増加であります。

苓岐市民病院は、苓岐島内の中核病院として市民の健康を守る重要な存在であるだけに、今後の方向性について早急に結論を出し、病院経営の安定化を目指すことを期待するものであります。

次に、かたばる病院事業では、16ページをお開き願います。当年度の医業収益は、2億9,386万7,000円で対前年度比14万5,000円の減収となり、医業費用は、3億6,248万6,000円で対前年度比919万9,000円の経費減少となりましたが、医業収支では6,861万9,000円の赤字であります。

留意事項といたしまして、1、業務委託契約について、業務委託随意契約は、できるだけ安く契約できるような方向で契約の改善を進めていくよう一層経費の削減に努められたい。未収金について、苓岐市民病院における個人未収金の残高は3,370万5,000円で、前年度に比べ284万5,000円の減少となっております。平成21年度に続き平成22年度においても未収金残高が前年度より減少しており、徴収に対する努力の跡がうかがえます。今後ともさらに努力されることを願うものであります。

かたばる病院については、個人未収金が決算審査時点で90万1,000円が残っており、早期回収に努められることを望むものであります。

以上申し上げましたが、今後とも健全財政に向けて職員を初め関係者が一丸となって各事業に精励されることをお願い申し上げ、平成22年度公営企業会計決算審査の結果報告を終わります。

〔代表監査委員（山本 善勝君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、9月9日金曜日午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。お疲れさんでした。

午後2時28分散会

平23年第3回定例会 吉 岐 市 議 会 会 議 録 (第2日)

議事日程 (第2号)

平成23年9月9日 午前10時00分開議

日程第1	報告第5号	平成22年度財団法人吉岐市開発公社事業会計収支決算の報告について	質疑なし、報告済み
日程第2	報告第6号	平成22年度吉岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	質疑、報告済み
日程第3	議案第65号	吉岐市附属機関設置条例の一部改正について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第4	議案第66号	吉岐市税条例等の一部改正について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第5	議案第67号	市道路線の認定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第6	議案第68号	武生水A辺地(変更)、武生水C辺地(変更)、渡良B辺地(変更)、原島辺地、勝本辺地、東可須辺地、立石辺地、本宮辺地、諸吉辺地、仲・大石辺地、芦辺浦辺地、大左右・中山辺地、瀬戸浦辺地及び石田辺地に係る総合整備計画の策定について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第7	議案第69号	平成23年度吉岐市一般会計補正予算(第5号)	質疑、 予算特別委員会付託
日程第8	議案第70号	平成23年度吉岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第9	議案第71号	平成23年度吉岐市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第10	議案第72号	平成23年度吉岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第11	議案第73号	平成23年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第1号)	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第12	議案第74号	平成23年度吉岐市三島航路事業特別会計補正予算(第1号)	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第13	議事第75号	平成23年度吉岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第1号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第14	議事第76号	平成23年度吉岐市病院事業会計補正予算(第1号)	質疑、 厚生常任委員会付託

日程第15	認定第1号	平成22年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	質疑、 決算特別常任委員会付託
日程第16	認定第2号	平成22年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第17	認定第3号	平成22年度壱岐市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第18	認定第4号	平成22年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第19	認定第5号	平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第20	認定第6号	平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第21	認定第7号	平成22年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第22	認定第8号	平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第23	認定第9号	平成22年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第24	認定第10号	平成22年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第25	認定第11号	平成22年度壱岐市水道事業会計決算認定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第26	認定第12号	平成22年度壱岐市病院事業会計決算認定について	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第27	陳情第2号	介護保険法の居宅介護給付サービスについて改善を求める陳情	厚生常任委員会付託
日程第28	陳情第3号	郵政改革法案の早期成立を求める陳情	総務文教常任委員会付託

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

出席議員(20名)

1番	久保田恒憲君	2番	呼子好君
3番	音嶋正吾君	4番	町田光浩君
5番	小金丸益明君	6番	深見義輝君
7番	町田正一君	8番	今西菊乃君
9番	市山和幸君	10番	田原輝男君
11番	豊坂敏文君	12番	中村出征雄君

13番 鷓瀬 和博君	14番 榊原 伸君
15番 久間 進君	16番 大久保洪昭君
17番 瀬戸口和幸君	18番 牧永 護君
19番 中田 恭一君	20番 市山 繁君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君	事務局次長 米村 和久君
事務局係長 吉井 弘二君	事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長兼病院部長	久田 賢一君
教育長	須藤 正人君	総務部長	堤 賢治君
企画振興部長	浦 哲郎君	市民部長	山内 達君
保健環境部長	山口 壽美君	建設部長	後藤 満雄君
農林水産部長	榊崎 文雄君	教育次長	村田 正明君
消防本部消防長	松本 力君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	川原 裕喜君	病院管理課長	左野 健治君
会計管理者	宇野木真智子君	代表監査委員	山本 善勝君

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。これより議事日程表（第2号）により、本日の会議を開きます。

8月26日以降、陳情2件を受理し、その写しをお手元に配付いたしております。

・

日程第1．報告第5号・日程第2．報告第6号

議長（市山 繁君） 日程第1、報告第5号平成22年度財団法人壱岐市開発公社事業会計収支決算の報告についてから、日程第2、報告第6号平成22年度壱岐市財政健全化判断比率及び

資金不足比率の報告についての2件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、報告第5号平成22年度財団法人壱岐市開発公社事業会計収支決算の報告についての質疑を行います。質疑はありませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、これで報告第5号に対する質疑を終わります。

次に、報告第6号平成22年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての質疑を行います。質疑の通告がありますので発言を許します。12番、中村出征雄議員。

議員（12番 中村出征雄君） 2点ほどお尋ねいたします。

まず第1点目は、財政健全化法制定以来、健全化の判断比率、あるいは実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率は、いずれにおいても早期健全化基準を下回った比率でありまして、また資金不足もなく、平成22年度における本市の財政状況は良好であるということで喜ばしいことではありますが、しかしながら、平成26年度以降、段階的に交付税措置が縮減をされます。

平成31年度からは、本来の算定によります大幅な交付税の減額となりますが、当然人口の推移等によっても異なりますが、どの程度の減額となるのか、まずお尋ねをいたします。多分、現在交付税は90数億円ですが、どの程度減るのか。

それから2番目ではありますが、長崎県下13市8町21市町の健全化判断基準の状況についてありますが、早期健全化基準を上回った自治体があるのかどうか。

また、全国の自治体で判断基準を上回った自治体はどの程度になるのか。当然、平成22年度については、全国の自治体が今、9月定例議会にこの議案を提案してありますので、当然、21年度の決算の状況で結構でありますので、もしわかっておれば、お示しをいただきたいと思っております。

以上、2点についてお願いいたします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） おはようございます。本日の質疑につきましては、所管の部長及び課長に答えさせますのでよろしくお願いたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 川原財政課長。

財政課長（川原 裕喜君） どうもおはようございます。ただいま中村議員の質疑についてお答えをいたします。

報告第6号で、平成22年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率について報告をした

ところでございます。健全化判断比率の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率は、中村議員の仰せのとおり、いずれにおいても早期健全化基準を下回った比率で、また資金不足もなく、平成22年度における本市の財政状況は良好で推移しているところでございます。

しかし、御承知のとおり、合併算定がえ特例措置期間の11年目の26年度以降は段階的に交付税が縮減していくという内容になります。例えば、平成23年度算定で見ると、合併算定がえの普通交付税額が100億7,734万7,000円で交付決定を受けております。これを一本算定で算出をいたしますと、79億2,228万9,000円となります。この差額が21億5,505万8,000円で、今後、この程度の差額が段階的に縮減されていくようになります。例でいいますと、26年度においては1割減で約2億1,000万円、27年度は3割減で約6億3,000万円、28年度は5割減で約10億5,000万円、29年度は7割減で約14億7,000万円、30年度は9割減で約18億9,000万円の減額となり、5年後の平成31年度からは一本算定となりまして、約21億円余りという多額な交付税が減額となる見込みでございます。

次に、長崎県下市町の健全化判断基準の状況について、早期健全化基準を上回った自治体があるのかということでございますが、先般県へ確認したところ、先ほど中村議員が言われますように、現在22年度の各種比率につきましては確認及び集計中でありまして、国も県も公表をしていない状況でございますので御了承願いたいと思っております。

現時点で21年度分が公表をされておりますので報告をさせていただきます。21年度の長崎県下13市8町21市町の状況ですが、健全化判断比率の実質赤字比率、連結実質赤字比率の指数等は、全団体生じておりません。実質公債費比率、将来負担比率のいずれにおいても、早期健全化基準及び財政再生基準の制限基準比率を上回った団体はございません。

その中でも、実質公債費比率が18%以上あり、許可団体にあるところが1町ございまして、これは小値賀町のみでございました。この許可団体とは、首長の裁量による地方債の発行ができなくなりまして、国・県の許可を受けなければならないということでございます。それには、公債費負担適正化計画を策定する必要があります。

続きまして、全国の自治体では、判断基準を上回った自治体はどの程度あるのかということでございますけれども、国総務省の報道資料の調べでは、21年度の健全化判断基準の状況には、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも早期健全化基準以上の団体はございません。

次に、実質公債費比率では、北海道の夕張市を含む12団体が早期健全化基準以上で、うち1団体、夕張市が財政再生基準以上でありました。

次に、将来負担比率が早期健全化基準以上にあるのは、またこれも同じく北海道の夕張市を含

む3団体がありました。

以上で終わりたいと思います。よろしくお願いします。

議員（12番 中村出征雄君） はい、終わります。

議長（市山 繁君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。7番、町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） 川原課長、今回、財政健全化判断比率の4項目のうち、特にちょっと、将来負担比率が、21年度が69.1から22年度40.2になっている。改善といったら改善でしょうけども、これ主な要因というのは何ですか。

議長（市山 繁君） 川原財政課長。

財政課長（川原 裕喜君） 今、町田議員の御質疑にお答えいたします。

この比率につきましては、標準財政規模、地方税とか、普通交付税が大きな内容になってくるわけですけれども、この額が、先ほど言いました平成26年度から普通交付税等が減額、縮減していけば、だんだんこの比率が上がってくるというような状況になります。分母が、この標準財政規模になっておりますので、その比率が上がってくると。

それと、公債費の、今回も5億6,600万円の補正をしておりますけれども、公債費の負担額が上がれば、この比率もおのずと上がってきます。それで、なるべく後年度に公債費の財源を軽くするために今回も繰り上げ償還をしながら、この比率を下げるようにしております。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） 川原課長、濟いませぬ、わかりやすく。将来負担比率ですから、そのまま読めば、例えば、市債の償還が吉岐市の財政に占める割合だろうと私は判断してるんですが、それが21年度が69.1、22年度が40.2ということは、改善、将来負担比率がだんだん、21年度と22年度は改善していると考えれば普通そうですね。

そしたら、財政規模は、どんどん今から、標準財政規模が縮小されれば、分母が小さくなるんやから、将来負担比率は当然上がらないかんはずなんです、なぜ21年度に比べて22年度がここまで少なくなった要因は何ですかと。繰上償還ということが理由であれば、それで結構なんですけど。

議長（市山 繁君） 川原財政課長。

財政課長（川原 裕喜君） 今の内容なんですけれども、標準財政規模のもととなる分母の内容が普通交付税等でございますけれども、その内容が下がれば、今言われますようにおのずと上がるんですが、普通交付税、今回、普通交付税が増額になったのは、スクールバス、ポート、それと公債費の償還額を交付税見る額が増加したという内容で、今回、普通交付税が0.5%増して

おります。去年の金額と比べてですね。その内容で、前年と比べて比率がよくなったというような状況になっております。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） 川原課長、普通交付税が0.5%ぐらい分母が上がったからといって69.1が40.2になる、そんなにこう、普通考えれば30%近い減というのは、非常に比率としては非常に大きいと思うんですが、ただ単に、もうそれだけの理由ですか。普通交付税が0.5%上がったということだけですか。

議長（市山 繁君） 川原財政課長。

財政課長（川原 裕喜君） 濟いません、もう一つございました。昨年、22年度におきましても公債費の繰り上げ償還を6億円程度やっております。その関係もでございます。

以上でございます。

議長（市山 繁君） ようございますか。まだ理解してないようですから、町田議員。

議員（7番 町田 正一君） だから、要因は、その2点だということですね。普通交付税の今回については0.5%アップしたということと、公債費の繰上償還が6億円程度あったと、その2つの要因によって将来負担比率が69.1から40.2になったというふうに理解していいわけですか。

議長（市山 繁君） 答弁しますか。ようございますか。（発言する者あり）はい。

ほかにございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第6号に対する質疑を終わります。

以上で、2件の報告を終わります。

日程第3．議案第65号～日程第26．認定第12号

議長（市山 繁君） 次に、日程第3、議案第65号壱岐市附属機関設置条例の一部改正についてから、日程第26、認定第12号平成22年度壱岐市病院事業会計決算認定についてまで、24件を議題とし、これから各議案に対し質疑を行います。

初めに、議案第65号壱岐市附属機関設置条例の一部改正についての質疑を行います。質疑の通告がありますので発言を許します。12番、中村出征雄議員。

議員（12番 中村出征雄君） 1点だけお尋ねをしたいと思います。今回、附属機関の設置条例の一部改正でございますが、その中の壱岐市地域福祉計画策定委員会、この委員会の任務、あるいは委員の構成人員はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

それと同時に、今回の補正予算の中で、当然委員を任命すれば委員報酬が必要になるわけですが、補正予算の中に予算計上されていないようですが、この点についてもお尋ねをいたします。

以上、2点についてお尋ねします。

議長（市山 繁君） 山内市民部長。

市民部長（山内 達君） 中村議員の御質問にお答えをいたします。

委員会の任務についてでございますけれども、吉岐市地域福祉計画の策定に関する事項及びその他計画の策定に必要な事項に関する審議を行っていただき、市民や関係者団体等の意見を福祉サービスに反映させるためのものがございます。

構成人員については、委員は15人以内といたしております。その内訳でございますけれども、吉岐医師会長、民生児童委員協議会長、公民館連絡協議会長、老人クラブ会長、吉岐市社協等、それぞれの代表者の方々を予定をいたしております。

次に、委員報酬についてでございます。本委員会は、吉岐市附属機関設置条例の規定に基づく委員会以外であると考えておりましたので、平成23年度当初予算に4回分開催をいたす予定で22万8,000円を計上いたしておりましたけれども、内部で協議をしました結果、社会福祉法第170の規定により設置する委員会でございますので、市長の附属機関設置条例に入れるべきと判断をいたしましたので、今回、条例の提案をさせていただいております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（市山 繁君） 中村出征雄議員。

議員（12番 中村出征雄君） わかりました。今回の委員会の答申が、一応何月をめどに答申がなされるのか。その1点だけを聞いて質問を終わります。

議長（市山 繁君） 山内市民部長。

市民部長（山内 達君） 年度内に終わりたいと考えております。

議員（12番 中村出征雄君） はい、終わります。

議長（市山 繁君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。町田光浩議員。

議員（4番 町田 光浩君） 1点お尋ねします。吉岐市小中学校の学校給食における食物アレルギー対策委員会が条例改正の案として出ております。

内容としまして、吉岐市小中学校の学校給食における食物アレルギー対策の管理方針等、専門的な役割を果たすために必要な事項を協議することとなっておりますが、管理方針等専門的な役割を果たすために必要な事項というものがどういったものが御説明いただきたいのと、どういったタイミングで、この対策委員会が開催されるようになるかということをお尋ねします。

議長（市山 繁君） 村田教育次長。

教育次長（村田 正明君） 町田議員の質問にお答えします。

学校給食における食物アレルギーの生徒への対応状況を把握するために、専門的な立場から対応策を検討するというにいたしております。その中には、やはり医師の代表の方とか、学校医、あるいは薬剤師、そういった方々もメンバーに入りまして、食物アレルギーを、家庭、あるいは給食センターでの改善をしていくために検討していくということでございます。

タイミング的には、既にといいますか、議会が終わり次第、会議を進めさせていただきます。ただ、準備段階といたしましては、それぞれ学校教育課のほうで進めさせていただいております。以上です。

議長（市山 繁君） 町田光浩議員。

議員（4番 町田 光浩君） 今の説明でよくわからなかったものですから、もう一度お尋ねします。

このアレルギー対策の管理方針等、専門的な役割を果たすために必要な事項というのが、どういった事項であるのかということ、まずお伺いしたかったんですが、もう少し具体的に言っていないでしょうか。

それと、タイミングをお伺いしたんですが、定期的に、これが年度内何回、いつの時期に行われるものなのか。アレルギー、例えば、もともと持っていらっしゃるアレルギーを持つ児童生徒がいると思いますが、途中で、そのアレルギーの症状が変わったり内容が若干変化したりとかいうことも起こり得ると思うんですね。そういった場合も、この協議会のほうでいろいろな審議がされるのか。それとも、この協議会は、全体的なものを審議、食物アレルギーに関する給食の全体的なことを協議するのか。その辺のところを教えてください。

議長（市山 繁君） 村田教育次長。

教育次長（村田 正明君） 基本的に年2回考えております。しかし、いろんな状況によりまして、やはり急務なことが出てきますと臨時的にすることに考えていきたいと思っております。

中身、その事項といいますのは、対応状況を把握すること、対応策を検討すること、そして、そのアレルギーを持っておる児童生徒に対していろんな対策をしていくということを考えています。

議長（市山 繁君） 町田光浩議員。

議員（4番 町田 光浩君） 私も食物アレルギーは余り詳しくないんですけども、いろいろ見聞きするところによりますと、ひどい方になると命にかかわることもあるというふうにお伺いしております。一部、新給食センターの食物アレルギー用の調理室が別棟で設けてございますけれども、あの施設で事足りるのかとおっしゃる声も一部にあります。

今後、食物アレルギーを持つ児童生徒が増える可能性も十分に考えられますし、そういったと

きに対応が果たしてできるのか。そういったところまで、この対策委員会でも協議がされるのかということをお伺いしたかったものですから、そのように、今のような質問をさせていただきます。

今後、爆発的に増えるということは考えにくいんですが、近い将来増えて、食物アレルギーを持つ児童生徒が増えてきた場合に、あの設備で対応が十分できると考えていらっしゃるのかどうか、最後にそこだけお聞かせください。

議長（市山 繁君） 村田教育次長。

教育次長（村田 正明君） 正直言います、今の段階で十分ということはお話しできかねますけれども、食物アレルギーにつきましては、学校だけでなく、やはり家庭でも協力していただくようになろうかと思っております。できるだけ対応はしていきたいと思っております。

以上です。

議長（市山 繁君） よございますか。はい。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、これで議案第 6 5 号の質疑を終わります。

次に、議案第 6 6 号吉崎市税条例等の一部改正についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 6 6 号の質疑を終わります。

次に、議案第 6 7 号市道路線の認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、これで議案第 6 7 号の質疑を終わります。

次に、議案第 6 8 号武生水 A 辺地（変更）、武生水 C 辺地（変更）、渡良 B 辺地（変更）、原島辺地、勝本辺地、東可須辺地、立石辺地、本宮辺地、諸吉辺地、仲・大石辺地、芦辺浦辺地、大左右・中山辺地、瀬戸浦辺地及び石田辺地に係る総合整備計画の策定についての質疑を行います。質疑の通告がありますので発言を許します。14 番、榊原伸議員。

議員（14 番 榊原 伸君） 2 点ほどお尋ねいたします。

今回、多くの小型動力ポンプの更新が提案されていますが、耐用年数は約 15 年と昨年お聞きいたしましたけども、今回は 10 年から 15 年ありますが、この更新の判断はどこでされているのか、まず 1 点です。

次に、9 ページと 10 ページですけども、公共的施設の整備計画の下水処理のための施設の場所と事業内容はどのようなものかお願いいたします。

議長（市山 繁君） 消防長。

消防長（松本 力君） 14 番、榊原議員の御質問にお答えをいたします。

議員、御指摘のとおり、郷ノ浦地区4分団一部の小型動力ポンプは21年で更新をしております。また、今年度におきましても、勝本地区第1分団が11年、そして石田地区第2分団、第1小隊が10年で更新をかけております。

理由につきましては、郷ノ浦地区4分団が21年たったというのは、平成18年度から壱岐市が水出し操法大会、また訓練等するようになりまして、その当時、郷ノ浦地区が非常にポンプの更新がおくれておりまして、方向の回転式のやつを使っておりました。それが今現在は、すべてワンタッチ方式に変わっておりまして、その当時から、随時郷ノ浦地区を優先的に更新をかけていき、最終的に残ったのが、この郷ノ浦地区第4分団のポンプと思います。それで年数が21年も経過したのではないかと思います。

なお、勝本地区第1分団の11年での更新につきましては、地元の分団長、それと団長等から強い要望がっております。また地域住民からも強い要望がございまして、何かポンプの調子が非常に悪いということで、長時間かけておると出力が落ちるとか、それとか真空が非常にかかりにくいとかということで、地元も非常に困っておるということでメーカーのほうに修理を出しましたところ、高額な費用がかかるということで、それでは早目に更新をしてやろうかということで、勝本地区第1分団のポンプについては11年で更新を上げております。

なお、石田地区第2分団第1小隊につきましては、これは、私も以前から操法の指導にも行っておりましたけれども、これ非常に真空がおそくて、大体、普通は5秒ぐらいでかかるんですけども、大体7秒から8秒ぐらいかかるということ。それで、操法にはなかなか使えんということで、署の控えのやつを使って、よく大会にも出られておりました。

その後、最近になりまして、何かエンジンがぱつんというたということで、消防署のポンプを貸し出しており、業者のほうに見てもらったところ、これは修理代がもう新品買うのと同程度の金額がかかるということで、これはもう早急に更新をしてやらなければいけないということで、10年ぐらいで更新をかけております。

なお、この更新につきましては、壱岐消防本部のほうで、消防団の意見、それと年に1回、業者が来て点検をするんですけども、今月も15、16日にポンプ点検を行いますけれども、そのときの修理状況、意見等を聞きながら消防本部のほうで更新については判断をしております。

なお、小型動力ポンプについても、当たり外れがありまして、非常にやっぱり正確に15年というわけにもいきませんが、もう既に15年を超したポンプは、現在のところ、積載車に積載されているポンプについては、もうありませんので、これからは、悪いポンプからどんどん更新をかけていきたいと考えております。

以上です。

議長（市山 繁君） 後藤建設部長。

建設部長（後藤 満雄君） ページ9ページ、10ページの公共施設の整備計画の下水処理のための施設等の場所と事業内容というお尋ねであります。

まず、資料の2の辺地対策事業の位置図のこの芦辺漁集が載っておる地図をお開き願いたいと思っておりますが、諸吉の9ページにつきましては、諸吉東触の市営の吉ヶ久保団地があるわけですが、その近辺一帯を今回計画をいたしておるところでございます。

一方ページ10ページの大石地区につきましては、この地図の一番左芦辺漁港の埋め立て、あるいは大石のバス停、あるいは大黒屋さん付近、あるいは市立の芦辺保育園付近、この辺一帯を計画をいたしておるところでございます。

それで、事業はどのような内容のものかというお尋ねでございますが、下水道の施設を整備するわけでございます。道路に下水道管、あるいはマンホール等を整備するものでございます。

なお、芦辺漁港の漁業集落整備事業は、平成14年度に基本計画を行い、事業を着手をして、現在も継続整備をしておるところでございます。今回の辺地に係る計画につきましては、この当初の計画に基づきまして、平成23年度から27年度までの5カ年間を計画をいたしておるところでございます。

なお、平成24年度には、着手以来、10年間を経過をいたすこととなりますので、県の公共事業評価監視委員会によりまして再評価を受けるようにいたしておるところでございます。

なお、10年前の計画でありますので、その後、いろいろ社会状況等も変化がありまして、見直しをするような点も出ておるといふふうに思っておりますので、その辺は、今後地元の意向調査等も踏まえながら計画を確定をしていきたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 榊原議員。

議員（14番 榊原 伸君） まず、小型動力ポンプについてですが、これは1台150万円ぐらいするとですかね。150万円もする機械でございますので、更新は、この小型動力ポンプというのは、必要なときに役が立たなければ何も意味ありません。が、そのために、さっき言われますように、毎年、年に1回の定期検査をされていると思います。年数が来たから更新するんじゃなくて、しっかりした更新、メーカーをあわせての判断だと思いますけども、その辺はしっかりしていただいて、使えるものは20年でもよからうかとは思いますが、操法も大事かもわかりませんが、操法のために機械をやりかえるちゅうのもどうかともいうような気もしておりますので、その辺は、方針基準について何かはっきりしたこう基準みたいなのであればと思っておりますが、その辺はどうでしょうか。

それから、今言われましたように、分団からの要望もあると思います。それはもう一番使うのは分団が実際現場で使いますし、特に勝本なんかは海水が主でしょうから機械の傷み方も多いと

思いますけども、その辺は判断基準をもう少しはっきりしたほうがいいのではなからうかという提案をさせていただきます。

次に、下水処理の件でございますけども、昨年、私は、部長なられる前ですけども一般質問をしまして、そのときに、芦辺地区の整備について平成20年10月にアンケート調査を実施したところ、加入率等について厳しい内容であったので、芦辺浦とも協議をして最終的な方針を出したいということでありましたが、協議をされたのか。もし協議をされたのであれば、どのような内容であったのか。一応、計画書には、平成24年度以降となっておりますね、芦辺の町ちゅうか、芦辺浦はですね。その辺の引き継ぎはどのようになっておりましたかお尋ねいたします。

議長（市山 繁君） 松本消防長。

消防長（松本 力君） 榊原議員の御指摘のように、15年ということではなくして、メーカーと十分協議をしながら、傷みぐあい等を検討して、また消防団の要望も非常に大事ですので、そちらのも重要視しながら更新をかけていきたいと思っております。

以上です。

議長（市山 繁君） 後藤建設部長。

建設部長（後藤 満雄君） 前回、調査をいたしておるときには、たしか40%台の、そういう希望だったというふうに伺っております。それに基づきまして、今年の明けまして地元で再度調査をいたしました結果、77%ほどのそういう要望が、市のほうに届いたところでございます。

私たちとしましても、その77%の事業促進要望を踏まえまして、事業のこれらの漁業集落環境整備事業による整備を行おうというふうな計画に今入っておりますのでございます。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 榊原議員。

議員（14番 榊原 伸君） 下水処理については、郷ノ浦とか、瀬戸とか、加入率に、今ほとんど努力されていると思っておりますけども、新規なところはやっぱりそれなりに慎重に考えて進めていっていただきたいと思っております。

以上で終わります。

議長（市山 繁君） 次に、呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） 14番の榊原議員と同じ質問でございますから重複は避けたいと思っておりますが、大体、更新の目安が15年ということでございます。今回6台でございますが、6台の中で10年から15年あるわけでございますが、このメーカーの保証期間というのはないんですか。

議長（市山 繁君） 松本消防長。

消防長（松本 力君） メーカーの保証期間につきましては、契約当時に2年間は無償で修理

をしてやるという保証契約を結んでおります。

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） わかりました。やっぱりあとは管理の面も少しあるんじゃないかと思っておりますが、そのほうは指導をお願いしたいと思います。

そしてもう一つ、ちょっとこうお尋ねでございますが、例えば、この総合整備計画書の3ページの下のほうに整備計画ということで、21年から25年までの5カ年間となっておりますが、この意味は、この消防施設を5年間でやるということですか。

議長（市山 繁君） 浦企画振興部長。

企画振興部長（浦 哲郎君） 呼子議員さんの御質問の3ページ、渡良B辺地の分でございます。辺地計画については5カ年計画を策定するというので、平成21年から25年までの5カ年ということで、今回については、一番下の下段の分についての郷ノ浦地区第2分団2部の小型動力ポンプ機の購入の分を追加として上げさせていただいております。

事業としては、予算等の関係で今年度の予算で計上するというのでいたしております。

議員（2番 呼子 好君） はい。

議長（市山 繁君） よございますか。はい。

以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。5番、小金丸議員。

議員（5番 小金丸益明君） 榊原議員の質問に関連してですけども、芦辺漁港、漁業集落環境整備事業につきましては、瀬戸方面から始まりまして、事業着手から10年経過しておること、県の再評価を受けなければならないという現状だと認識いたしております。榊原議員の指摘もございましたように、地元芦辺浦では、もう一回アンケート調査をしてと、部長言われたように、70数%の加入希望が出ております。が、まだ地元には、その再評価の結果を受けて工事着手できるかどうか分からない状態だという認識でございます。

しかしこの、今回出されました総合整備計画には、芦辺浦外の付近ですね、大石からずっと吉ヶ久保というような近郊が、また総合計画に入っておりますが、現時点で、本体ではございませんけども、芦辺浦の本来の漁業集落外も計画に含むということは、再評価事業が県の評価はクリアできるとお考えになっておられるのか。この今、どうしてこの時期にこの近郊を計画に入れるのかというところを御説明いただきたいと思っております。

議長（市山 繁君） 後藤建設部長。

建設部長（後藤 満雄君） 小金丸議員さんの御質問にお答えをいたします。

現段階では、先ほど申し上げましたように、平成14年の計画で事業がすべて推移をいたしておるところでございます。したがって、旧芦辺町時代に、その計画を練っておったものが、

今言われますような芦辺浦の近郊も既に入っておったところでございます。

でありますので、今回は、諸吉東、あるいは大石、この地区も含めて辺地の計画に上げておると同時に、再評価につきましては、評価委員会に提出審議をしていただくまでには、地元のこれらの地域の意向ももう少し鮮明に調査をいたしまして、それでもって再評価に臨みたいと思っております。

場合によりますと、今の地区から少し減するような結果にもなるかと予測される所も、現況を見ますとあるというふうに思っておるところでございます。

以上でございますが。

議長（市山 繁君） よございますか。小金丸議員。

議員（5番 小金丸益明君） もう一回確認しますけども、平成14年当初の計画では、今総合計画に組み入れられました地域は入っておったんですか。当初から。入っておって、また総合計画に入れるわけですか、改めて。その辺が、ちょっと詳しく御説明ください。

議長（市山 繁君） 後藤建設部長。

建設部長（後藤 満雄君） 平成14年の計画の段階で、先ほどから申し上げますように、この芦辺浦の周辺地区も計画に入れて芦辺漁港漁業集落環境整備事業が計画を策定をされておったわけですね。

今回、辺地の計画につきましては、平成21年から25年までの計画でありますので、もう一度、これの部分については、再度計画の中に取り込むというふうにしておるわけですね。

一方、事業の評価委員会につきましては、来年の五、六月ぐらいに、県で実施をされるわけでございますが、それまでのうちにつきましては、先ほどから申し上げますように、この周辺地区の少し家屋と家屋と離れた部分につきましては、あたりは意向調査等も踏まえまして、この計画に、要するに漁業集落環境整備事業の計画の中に入れる。入れるか入れないか、判断をして、評価委員会に臨みたいと思っておるところでございます。

以上です。

議長（市山 繁君） よございますか。小金丸議員。

議員（5番 小金丸益明君） もう一回、確認ですけども、来年の五、六月、県の再評価の決定が出ますよね。予定で。9月、来年の。まあまあ来年度に出ますよね。その評価の対象になっているのは、今のこの辺地債の区域も評価の対象に入るとるわけですか。県の。

議長（市山 繁君） ちょっと続けて。

議員（5番 小金丸益明君） 県の再評価を今受けてありますよね、多分。それには、今この吉ヶ久保とか、近郊の付近も計画に入ったところを出してあるわけですよ。

議長（市山 繁君） 後藤建設部長。

建設部長（後藤 満雄君） 来年の五、六月ぐらいの事業評価委員会にかける段階におきましては、今入っておるところもよく吟味をして、それで新たな地区として効果算定をして、事業を推進していくかどうかも含めまして、来年の9月ごろに恐らく、来年の今ごろにそれが決定がなされるかと思っておるところでございます。

だから、今議員言われますように、今のところをはっきり、今の段階で申請をしますというようなことには必ずしもならないと思っております。その辺は、今後、この数カ月間のうちで調査をし、判定をした後で出していきたいと思っておりますが。

以上です。

議長（市山 繁君） 小金丸議員。

議員（5番 小金丸益明君） これで終わりますけども、私も地元議員として、先ほど部長も認識されております70数%の加入希望というのは、今回出された計画、追加で辺地債を組もうとされよところの地域の意向は聞いとらんわけですよ。70数%の中に入っていないんですよ。

ちゅうのが、その今回改めてアンケート調査等々をしたのは、芦辺浦会という任意の団体が浦の将来を考えて、精力的にアンケートをしたのは、浦部、要するに芦辺浦の港付近の地域の住民の意向が70数%あるので、ぜひともこの計画は推進してくれという意向を持ってやって、来年のその再評価の結果を待っておるわけですけども、今この私が危惧してるのは、広範囲に計画、当初からあったと言われますけども、その近郊の付近まで含めて、もし加入率が下がったとき、対象範囲の加入率が低いという結果を持って事業が中止されるのが、私はそれを危惧したもんで、しつこく確認をいたしておるところでございます。その点、よろしく願いたいします。

議長（市山 繁君） 後藤建設部長。

建設部長（後藤 満雄君） 大変明確な答えをせずに申しわけございません。それは、今小金丸議員、危惧されとる範囲につきましては、市のほうで、今後、この数カ月間でそういう意向調査をしてまいろうというふうに考えておるところでございます。それを踏まえまして、評価委員会に、新たな地区をもって評価委員会にかける予定でございます。

以上ですが。

議長（市山 繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第68号の質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

午前10時50分休憩

.....
午前11時00分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案質疑を続けます。

次に、議案第69号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）について質疑を行います。質疑の通告がありますので発言を許します。14番、榊原議員。

議員（14番 榊原 伸君） 歳入について3点ほど通告しておりましたけども、1番目の中で通告をちょっと削除していただきたいと思います。それは、「当初予算ではなかったと思うが」の欄を削除していただきたいと思います。海外漂着物の対策推進事業補助費ですね、13ページ、今回補正で413万円ほどついていますが、どのような経緯で補助金がついたのか。

2点目、15ページですが、雑収入2目の自治総合センター事業助成金260万円が減額補正となっていますが、これは説明では、元寇関係の事業が取りやめになったということでございます。そもそもこの元寇関係の事業自体が、私は当初からわからなくておりました。今度の中止になったことわかりません。その経過を、だれが提案して、なぜ中止になったのか説明をお願いいたします。

3番目、同じく15ページですが、2目の過疎対策事業債の中で4億380万円が減額となっておりますが、説明では、特別養護老人ホームを建設計画の中止によるものとありましたが、今回の市長の行政報告では、建設については本年度内に壱岐市高齢者福祉計画第5期介護保険事業計画を作成することとしていますが、各福祉施設及び医師会等との協議を踏まえ、壱岐市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会で、さらに協議を行い、高齢者の福祉、介護サービス事業などの総合的な基本計画を策定し、その中で十分検討協議を行ってまいりますと報告をされました。

この報告を聞いたときに、私は、今の市長の任期中には計画はできないんじゃないかと、すべきではないというように私は思いますが、今後の予定はどのようになっていますか。

次に、歳出のほうですが、35ページ、商工費の観光費の中ですが、今回大型船の歓迎セレモニーで9万円の補正がされています。当初予算では12万円だったと思いますが、本年は何隻を予定されているのか。また、どのようなものに使われるのか説明をお願いしたいと思います。

以上。

議長（市山 繁君） 山口保健環境部長。

保健環境部長（山口 壽美君） 榊原議員の御質問にお答えいたします。

どのような経緯で海岸漂着物地域対策推進事業の補助金がついたのかという御質問でございます。今回、この事業につきましては、平成23年度の事業でございます。本年度が最終年度にあたり、現場を精査をいたしましたところ、事業費の増額をする必要があるということで県に申請を行い、認められましたので、今回計上いたしております。

事業内容といたしましては、船を利用した海岸からの撤去費用の委託が大半でございます。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 浦企画振興部長。

企画振興部長（浦 哲郎君） 榊原議員の自治総合センター助成金並びに大型客船セレモニーについての御質問についてお答えをいたします。

まず自治総合センター事業助成金の分でございます。歳出の34、35ページ、6款商工費1項商工費の元寇730年記念事業助成金の減額と関連がございますので、あわせて説明をさせていただきます。

元寇730年記念事業につきましては、本年平成23年が蒙古襲来、弘安の役から730年目の節目の年に当たることから、平成22年3月25日に、壱岐島内の有志によって実行委員会が発足されました。事業計画等については、実行委員会等で協議が重ねられ、本市といたしましては、実行委員会に対しまして、国などの地域づくりに係る助成事業などの検討や当初趣旨書にかかわらず、寄付金の収入見込みなど、よく勘案して実現可能な計画を策定いただきたい旨をお伝えをいたしております。

記念事業の一つとして、本年10月に計画されておりました蒙古襲来のシンポジウムについて、実行委員会より自治総合センターシンポジウム助成の要望があり、精査をいたし、壱岐市といたしましては、昨年11月19日付で、平成23年度自治総合センターシンポジウム助成の申請を、助成対象事業者名を壱岐市長名で主催者として元寇730年記念事業実行委員会と共催として、壱岐市の名で壱岐市から長崎県へ申請をいたしました。長崎県は、自治総合センターへの申請となっております。

本年1月13日付で助成内定がなされましたので、23年度当初予算でシンポジウム助成金を受け入れ、歳出で受入額を全額実行委員会に助成することで、それぞれ260万円を計上させていただきました。正式決定は4月5日付で、自治総合センターより助成額260万円の決定がなされました。

取り下げに至った経過でございます。3月11日に東日本大震災が発生し、日本中を震撼させる大惨事となり、4月30日に開催された第9回元寇730年記念事業常任委員会において、東北地方への支援が叫ばれている中、イベントに対して寄附をいただくことが国民の理解を得られない。東日本への支援が最優先であり、イベントを開催するのは困難であるとの理由で、記念事業のすべてのイベントの中止が決定となりました。

壱岐市といたしましては、シンポジウム助成事業は、実行委員会との共催事業ではありますが、あくまでも主導するのは実行委員会であるとの考えのスタンスであり、その実行委員会がすべてのイベントを中止するとの決定をされたことによって、本市といたしましても、共催を取りやめ

るとともに、5月9日付でシンポジウム助成事業の取り下げ申請を行い、5月23日付で財団法人自治総合センターから取り下げの承認の通知をいただきました。

以上により、本補正予算の歳入20款諸収入4項雑入の自治総合センター事業助成金260万円並びに歳出の6款商工費1項商工費の元寇730年記念事業助成金260万円をそれぞれ減額補正をいたしております。

次に、大型客船でございます。本年、本市への大型客船の入港は、当初では1隻の予定でありましたが、本年6月1日に、飛鳥2の入港が新たに決まりました。9月26日に富士丸、これは新郷ノ浦港に着岸をいたします。11月10日に飛鳥2、これは沖合停泊でございます。今回、提案させていただいておりますのが、新たに寄港の決定をした飛鳥2に係る大型客船歓迎セレモニーの費用でございます。大型客船歓迎セレモニーの対応については、壱岐市観光協会を事務局として、壱岐市商工会、壱岐体験型観光受入協議会など、それぞれタクシー協会、貸し切りバス事業者、壱岐市等で、大型客船受入実行委員会を組織して、会場の設営、それから撤収、それから歓迎セレモニーの実施、アトラクションの手配等、それぞれ業務を行っております。

1回の歓迎セレモニーにかかる予算額は20万円を予定しております。当初の財源としては、長崎県クルーズ協議会から助成金8万円と壱岐市からの委託料12万円を見込んでおりましたが、長崎県クルーズ協議会からの助成金が8万円から9万5,000円に増額になりまして、壱岐市の委託料が10万5,000円に変更になります。当初予算で20万円が計上済みでございますので、1万5,000円の執行残が発生いたしますので、1回当たりの市の委託料10万5,000円から執行残が生じる分の1万5,000円を差し引いて、今回9万円を補正させていただいております。

長崎県クルーズ協議会からの助成金については、直接事務局の観光協会のほうにお支払いがされます。経費等に使われておる主な内容でございますが、歓迎のアトラクション、そして歓迎等の看板の設置並びに撤去、そして会場設営等の発電機、そして記念品、プレート代等もろもろでございます。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 山内市民部長。

市民部長（山内 達君） 特養ホームの今後の予定という御質問でございます。

壱岐市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会のまず第1回目の会合を10月初旬に予定をいたしております。その後、数回の協議を重ねて、平成24年2月ごろをめどに事業計画を議会に報告したいと考えております。

平成24年度に壱岐市福祉施設等整備検討委員会に諮問をいたしまして、場所及び規模等の検討をいただき、検討委員会の答申を尊重いたしまして、その後に設計書の作成に着手したいと考

えております。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 榊原議員。

議員（14番 榊原 伸君） 自治総合センター事業助成金の件でございますが、実行委員会ができるから助成の申請をされたものか、実行委員会ができる前にされたものか。こういう国の助成金というのは、前もってお願いせんことには、私は簡単には助成金等はつかないとは思いますが、その辺の経過を説明をお願いいたします。

それから、今の特養の関係ですけども、今説明がありました、この説明の段取りをしていつて来年の4月まで可能なのか、私はちょっと時間的に無理と思っておりますのでこういう質問をしております。

それから35ページの観光費ですが、大型客船を、大変いいことでございますが、どのような形で、誘致とっていいのかわかりませんが、どんどんふやす方向でお願いしたいんですが、どこが窓口として、こういう関係事業に取り組んであるのか、それだけお願いいたします。

議長（市山 繁君） 浦企画振興部長。

企画振興部長（浦 哲郎君） 自治総合センター事業等の申請でございますが、あくまでも実行委員会等が結成をされた段階、その後になります。ただ、先ほども申しましたように、本年度の分についても、昨年11月に申請しておりますので、実質的には1年前、それぞれ実行委員会が計画されなければ、例えば、今年分、23年にすぐやるから、その分は補助金をお願いしますというのは、なかなか難しい状況でございます。あくまでも実行委員会が立ち上げられて、その後市等に協議がなされて、もしくは市を窓口として申請をするということになります。

そして、大型客船でございますが、基本的には長崎県のクルーズ船の協議会がございます。直接エージェントから旅行会社等から壱岐に来たいということもありますが、クルーズ船の呼びかけについては、長崎県の大型客船協議会のほうで、それぞれエージェントと周りをいたしております。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 山内市民部長。

市民部長（山内 達君） 期間的に間に合うのかという御質問だったと思っておりますけども、介護保険、それから老人福祉の第5次整備計画を年度内に作成をしなければいけないということになっておりますので、期間的には半年ちょっとでございますけど、その間に詰めて計画書を作成したいと考えております。

以上でございます。

議員（１４番 榊原 伸君） 以上で終わります。

議長（市山 繁君） はい。次に、１２番、中村出征雄議員。

議員（１２番 中村出征雄君） ５点ほどお尋ねをいたします。

まず１１ページの歳入であります。１３款の使用料及び手数料、７目の教育使用料、３節の社会教育使用料、文化ホール使用料、滞納繰越分１２万円、今回減額の補正をしてありますが、当然、当初予算の編成時までに過年度分がまだ入ってなかったと理解しております。その後、２２年度の出納閉鎖までに納付されたから、今回減額するということに理解しているのかどうか。まず、その点が第１点目です。

それから、１７ページ、２款の総務費、５目の財産管理費、１３節の委託料１７８万９,０００円、今回計上されてありますが、その中の不動産鑑定委託料１６２万９,０００円について、不動産の鑑定委託ということですが、その不動産はどういった不動産を鑑定なさるのかお尋ねをいたします。

それから１９ページ、２款の総務費、６目の企画費、１９節の負担金補助及び交付金６００万円についてであります。これについては、コミュニティー助成事業の助成金ですが、この団体名と事業内容について、もう一度説明をお願いいたします。

また、この件については、当然、毎年、市民から応募団体を募集されてあると思いますが、今年の応募状況は、今回決定した団体のみだったのかどうか、この点についてお尋ねをいたします。

それから２１ページ、３款の民生費、１目の社会福祉総務費、１９節負担金補助及び交付金６３５万７,０００円、障害者共同生活介護施設、ケアホームの助成金であります。事業主体並びに施設の概要、補助率等についてもお尋ねをいたします。

それから２９ページ、４款の衛生費、５目の廃棄物処理施設整備事業費、１３節の委託料１,９６０万円について、これについては、旧じんかい処理場、郷ノ浦町と勝本町の解体業務に伴う予算の計上のようにありますが、石田町の分はなぜ計上してないのかお尋ねをいたします。

以上、５点についてお尋ねをいたします。

議長（市山 繁君） 村田教育次長。

教育次長（村田 正明君） それでは、教育委員会関係につきまして、中村議員の質問にお答えをいたします。

１１ページ、吉岐文化ホール使用料滞納繰越分の１２万円でありますけれども、ご質問のように、平成２２年度３月１５日にすべて完納をされております。

以上です。

議長（市山 繁君） 堤総務部長。

総務部長（堤 賢治君） １２番、中村議員の御質問にお答えをいたします。

御質問は、どの不動産の鑑定を予定しているかということでございます。不動産鑑定を行う箇所につきましては、4カ所を予定をいたしております。1つは、旧こどもセンターの跡地、これは沓岐警察署の背後の更地でございます。面積が1,300平方メートル、それから2番目に古城倉庫並びに敷地でございます。これは古城団地のバス停の際でございます。敷地が185平米、それから鉄骨2階建ての建物100平米でございます。

次に、3番目に、通常建設業協会前と言っておりますけれども、ここに宅地が457平米、それから雑種地が342平米でございます。

次に、4番目に湯本のヨーガの里の跡地でございます。ここに建物宅地が3,319平米、それから木造1階建ての建物がございます。それから、その隣接のグラウンドでございます。グラウンドは6,471平米でございます。このように、市街地、それから面積が広い物件につきまして、今回不動産鑑定を行い、公募による売却を行おうとするものでございます。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 浦企画振興部長。

企画振興部長（浦 哲郎君） 中村議員からのコミュニティー助成事業についての御質問でございます。

平成23年度分の申請につきましては、1月末で締めて進達をしております。その段階で6件の申し込みがありました。それで今回、3件が採択されておりますので、3件不採択ということになっております。

今回、予算に計上いたしております分については、郷ノ浦元居青年会のお祭り用備品の購入、郷ノ浦片原触南部自治公民館のイベント用備品購入費、勝本片山触公民館自治防災組織の自主防災用備品の購入の事業内容でございます。

以上です。

議長（市山 繁君） 山内市民部長。

市民部長（山内 達君） ケアホームの事業主体についてでございますけれども、社会福祉法人米寿会でございます。現在、沓岐で障害者の通所施設「沓岐國の里」を運営されております。

次に、概要でございますけれども、設置場所は、郷ノ浦町東触、具体的には大谷公園の西側に位置をしております。鉄筋コンクリート2階建て、延べ面積が約229平米でございます。2階部分の4部屋について入居者の居室として8名の方が利用できます。それから1階部分でございますけれども、2部屋については車いす利用者の2名の利用予定でございます。あとの2部屋につきましては、共同食堂と、それから管理人室として利用予定でございます。合計の10名の方が入所できる施設でございます。

次に、施設の改修費用でございますけれども、1,597万6,800円の見積もりとなっております。

ります。補助率等につきましては、国及び県の補助金が750万円、それから壱岐市社会福祉法人等施設整備補助金交付要綱によりまして、総事業費から補助金を差し引いた残額の4分の3になりますけども、635万7,000円が市の補助金の対象となりますので、今回予算を計上いたしております。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 山口保健環境部長。

保健環境部長（山口 壽美君） 中村議員の廃棄物処理施設整備事業の石田町分は、なぜ計上されてないかということの御質問にお答えいたします。

解体に際しましては多額の予算を要しますので、合併特例債を計画的に充てるようにいたしております。合併特例債の適用期限であります平成25年度までに実施するようにいたしております。

お尋ねの石田町環境美化リサイクルセンター及び石田町自給肥料供給センターに伴う予算につきましては、平成24年度、25年度に計上する計画でございます。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 中村出征雄議員。

議員（12番 中村出征雄君） まず2番目の不動産鑑定委託料の関係ですが、これは当然、もう業者は当然島内にはいらっしやらないと思いますので、島内の不動産鑑定士等も随意契約されておるのかどうか、この点についてお尋ねをします。

それから次のコミュニティー助成事業の関係ですが、先ほどの説明では、申請が6件あって3件が今回決定したということですが、恐らく、今後追加で決定することはないかと思いますが、宝くじのほうで、こう壱岐市の場合は、どの程度とか枠があるのかないのか。

そして、今回3件認められなかったというのは、枠がないから認められなかったのか、それとももう対象事業として認められなかったのか、その点について、再度お尋ねをします。

議長（市山 繁君） 堤総務部長。

総務部長（堤 賢治君） 中村議員の御質問にお答えをいたします。

これ委託する業者はという質問でございますけれども、仰せのとおり、島内にはそのような業者がおりませんので、島外の業者、指名願いが出ておる業者を参考にして、その中から選んで指名入札を行いたいと思っております。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 浦企画振興部長。

企画振興部長（浦 哲郎君） 中村議員のコミュニティー助成事業の壱岐市での配分枠というのは、その辺については、正直、こちらのほうではわかりかねます。どのような決定方法をされ

ておるかということとはわかりかねます。

また、3件の不採択となった事業については、事業に適合をしていたから申請をいたしましたので、何らかの理由でということですが、こちらとしては不採択の理由等については確認をいたしておりません。

以上です。

議長（市山 繁君） 中村出征雄議員。

議員（12番 中村出征雄君） わかりました。ぜひ、コミュニティーの関係については、もう恐らくこの分は全額の補助ですから、ぜひとも該当する事業があれば、来年度以降もぜひ利用されるように周知方をお願い申し上げて、私の質問を終わります。

議長（市山 繁君） 次に、13番、鵜瀬和博議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） ページ41ページの消防費、非常備消防費についてお尋ねをいたします。今回の需用費の183万3,000円のうち65万8,000円が消防団員確保対策推進事業費となっておりますけども、消防団員確保については、各それぞれの地区分団におかれまして大変苦慮されてる状況でございます。入団したくてもなかなか職場の理解、協力なしでは厳しいものではないかと思っております。そのような中、御理解、御協力いただいている事業者の方々には、私も消防団の一人として心から感謝を申し上げます。

例えば、ほかの自治体においては、そういった御協力いただいている事業者については、団員一人当たりの助成をしたり、事業者評価のポイントを加点するなど、さまざまな特典を設けているところもあるようですが、現在、彦岐市においては、こういった御協力いただいている事業者にはそのような特典がないのかお尋ねをいたします。

議長（市山 繁君） 松本消防長。

消防長（松本 力君） 13番、鵜瀬議員の御質問にお答えをいたします。

消防団員の確保につきましては、消防団員の皆様方の御努力によりまして、一旦減っていたものの最近は若干上昇をしております。

今年の5月に結団式を行いましたけれども、結団式の前におきましては1,010数名おりましたのが、結団式後におきましては970名程度まで減少いたしております。非常に消防団員の確保というのは非常に難しいのが現状でございます。

先般、長崎県の正副団長会が彦岐市で開催されました折にも、その件につきまして協議をいたしました。ほかの地区も、かなりやっぱ消防団の減少があっているみたいでございます。なお、彦岐市におきましては、消防団協力事業所につきましては加点方式ということで、入札時に加点を行っております。県下を見ますと、諫早、大村、五島、雲仙市等が加点措置を行っているということでございます。なお、各事業所の消防団員一人当たりの助成というのは、現在、彦岐市に

おいては行っておりません。

今後も消防団の入団というのは非常に大事なことでございまして、特に今回平成23年度消防団員確保対策事業費補助金という補助をいただきまして、内容といたしましては、消防団員の募集を呼びかけるための広報用紙、横断幕、のぼり等を購入する予定をしております。いろんな方法を使いながら、消防団の入団を進めていきたいと考えておりますので、議員皆様方も御協力のほどをよろしくお願いいたします。

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 島内においては、事業者の入札時の加点になるということですので、そういった内容のことも御存じない事業者も多々あるかと思っておりますので、消防団員の勧誘も含めて啓蒙のほうをよろしくお願いいたしますと要請しまして、私の質問を終わります。

議長（市山 繁君） 次に、1番、久保田恒憲議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 私のほうでは3点ほど質疑の通告書を出しておりますが、3番目のほうの負担金補助金及び交付金、元寇730年記念事業の件につきましては、先ほど同僚議員の質問がありましたので、これは除かせていただきます。ということで2点です。

まずページ18、総務費、その中で情報管理費、15節工事請負費610万円の内訳と、フリースポット設置工事13カ所の場所、設置までの経緯、今後の方向性について説明を求めますということですが、610万円の中で、フリースポットは152万3,000円ということで説明を受けております。それは、議会補助資料のほうにも載っておりますが、じゃあ460万円という大きな金額は、これは情報通信基盤整備事業のほうだなあとということなんですけど、これのもう少し410万円といえますか の内容の説明と。

それからフリースポットについて、13カ所は、以前の市長の6月鵜瀬議員の一般質問に対する答え。それから、本日一般質問のお答え状況についての報告に掲載されておりますので、箇所数といえますか、箇所の場所は構わないんですけど、設置費用が、以前、同僚議員の質問の中には、本1冊分ぐらいのスペースと、1台2万円程度で設置できるんだよという話がありました。それでいくと、ちょっと152万3,000円、13で割ると11万7,000円ぐらいですね。そこに、工事費プラス通信料ちゅうことになっておりますので、このところが、余りにもちょっとお金が違い過ぎるなあとという疑問を持っておりますので、その説明をまずは求めたいと思います。

次に、35ページの第6款商工費、4目観光費、その中で8、9、11節、足すと58万9,000円、壱岐市観光振興計画策定事業に係る費用ということで、議会資料にもあるんですけど、これは新しい事業なのか。今までもあった事業なのか、新しい事業なのか、今までもあったのであれば、その成果などを検証してもらって、新たに多分こういう事業を継続されてるんじ

やないかと思しますので、この2点について説明を求めます。

議長（市山 繁君） 浦企画振興部長。

企画振興部長（浦 哲郎君） 久保田議員さんの2点の御質問について回答いたします。

まず、フリースポットの工事関係でございます。工事費といたしまして610万円の内訳でございます。地域情報通信基盤整備事業に係る自営柱の工事等で500万円、フリースポットの設置工事費で110万円でございます。9月補正予算の主要概要でフリースポット設置事業で152万3,000円ということで資料を提出しておりますが、その中にはOA機器の借り上げ料が42万3,000円が含まれております。

自営柱工事等についての500万円については、NTT等の電柱改造費の負担金として19節で計上いたしておりましたが、追加申請に対して既存の電柱が改造不可のために強度不足として改めて回答がありましたので、自営柱で施工するように変更するために、予算の19節の負担金から15節の工事請負費に変更するものでございます。

また、フリースポットの設置工事費110万円でございますが、フリースポットとは、携帯端末等から無線を利用してインターネットに無料で接続できる公共空間のことでございますが、工事の内訳として、通信機器及び光ケーブルの配線工事、そして施設内配線工事が主なものであります。1カ所当たり約8万5,000円を見込んでおります。設置場所といたしましては、各4庁舎、そして港ターミナル3カ所、そして空港ターミナル1カ所、文化施設といたしまして、壱岐文化ホール、勝本中央公民館、離島センター、観光地といたしましてイルカパーク、猿岩物産館の計13カ所を予定をいたしております。

設置までの経過でございますが、商工会等からの御意見が出されまして、調査の結果、現在、壱岐島内で民間施設で25カ所が設置されております。しかしながら、各港や市役所等の公の施設では利用できないと、中途半端な利用範囲になっておりますので、民間の方々の努力を無駄にしないということで、公共施設への設置を決定したところでございます。

今後は、設置場所の精査、関係機関との協力を進め、今後設置の検討及び島内、あるいは来島者に、このフリースポットの利用の周知及び利用の拡大を進めていく所存でございます。

次に、壱岐市観光振興計画の策定についてでございます。壱岐市総合計画に基づく観光分野の個別計画として、新たに策定するものでございます。この観光振興計画については、合併後、策定しておりませんでした。本市を取り巻く観光の状況は、平成3年度の年間76万人をピークに年々減少して、平成22年度には約55万人まで減少しております。要因としては、長引く経済の不況や、あるいは団体旅行から個人旅行への旅行形態の変化、そして国内観光地等の熾烈な誘致合戦等が考えられます。

このような中、昨年3月には壱岐の地域振興の拠点施設としての一支部博物館、そして長崎

県埋蔵文化財センターが開設され、交流人口の拡大による地域経済の活性化を図るため、壱岐の重要な歴史遺産等を活用した観光振興策が取り組んでいるところでございますが、本市としても、観光立島を目指し、さらなる観光交流活性化を図るために当該の学識経験者や島内の観光関係団体、そして事業者及び市民団体から成る策定委員会を立ち上げて、本市における観光振興の方向性や課題を検証して、本市の将来を見据えた観光振興の指針となるべき観光振興計画を策定するものでございます。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 確認ですけど、500万円という自営柱の建柱、これはフリースポットのためだけに使われるというような、何か感じを受けたんですけど、そういう理解でよろしいでしょうか。

それと、今の壱岐市観光振興計画事業、これは新聞を見ると、よく活性化を何とかとか、いろんな会議が開かれてますよね。それは何なのかというような気がするわけですよ。だから、例えば、博物館なら博物館、当然でき上がるということはわかってるので、それと同時進行でいろんな何といたしますか、団体が結成されたり、そういう活性化が話し合われたりしているものだと私は思っていました。

しかし、新しい事業であれば、ぜひ今までに行われてるいろんな振興局さんが主体となったり、あるいは市観光商工課主体となったり、観光協会が主体となったりするような、いろんなそういうグループとぜひ話を詰められて、何といたしますか、いろんな何といたしますか、よく言われるえらい先生方とか、そんなんじゃないかと、それも必要でしょうけど、ぜひそういう形で進めていただきたいと思っております。

以上です。

議長（市山 繁君） 浦企画振興部長。

企画振興部長（浦 哲郎君） 大変説明が不十分で申しわけございませんでした。

500万円については、ケーブルテレビの線でございます。それをNTTと架設をいたしております。その分について、例で申し上げれば、その電柱で、支線を引っ張らなければ強度がないと。それが、支線について、その分について用地交渉等、承諾を得られなかったので自分で建ててくださいということでの500万円でございます。

そして、観光振興計画でございますが、基本的には、総合計画に基づく、本来個別の壱岐の観光振興計画書がなければならなかったんです。それぞれ事業での計画で進められておりました。もとなる観光の計画書がございませんでしたので、この分を作成するというところでございます。

ただ、先ほど申されましたように、それぞれ今までの実施計画等がございますので、それらと、

併せて島内観光業者団体等も協議しながら進めていくということでございます。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） ですから、さっき言いましたように、460万円、そっちのほう、普通ですよ。こういうふうには610万円あって、フリースポットが、工事代金はのかって152万3,000円だよって、別紙の議案関係資料にあれば、もっと大きな数の、460万円、こういうののこうですね。普通わかりやすく説明が出るんじゃないかとは思ってるんですけど、まあわかりました。

ただ、ケーブルテレビは、いつごろ、ほぼ開通というか、するんですか。それを1点お尋ねして終わりたいと思うんですが、先ほど、この壱岐市の観光振興計画策定事業、ぜひ、今度こそ実のあるものをつくり上げてください。

以上です。

議長（市山 繁君） 浦企画振興部長。

企画振興部長（浦 哲郎君） 観光振興計画については、壱岐の観光の指針となるものでございますので、議員さん御指摘のように実のあるものとして作成をしまっている所存でございます。

ケーブルテレビの関係でございますが、現在、告知放送で、3月31日までに申し込まれた分、市の予算で計上しておる分で、告知放送で109件の未施工分がございます。この分については、本人の都合、そして長期入院、そして島外出稼ぎ等によるものでございます。これ以外の分については、8月末までには完了をいたしております。

そのほかに、4月以降に関西ブロードバンドさんに申し込まれた分が100件程度、まだ未施工の分がございます。関西については、それぞれで事業者のほうで行われます。壱岐市については、本人都合、長期入院、島外等の出稼ぎ等でございますので、この分については、相手様方との連絡とれ次第、これを設置するということでございます。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。16番、大久保議員。

議員（16番 大久保洪昭君） 通告はしておりません。43ページ9款5項社会教育費の4目11節の需用費、修繕料の820万円、これは資料によりますと3施設の修繕となっておりますが、それぞれの金額についてお尋ねをします。

次に、この3施設の中の勝本地区公民館の空調修理についてお尋ねですが、この勝本地区公民館は昭和40年に建設をされております。これも老朽化とともに全体的にかなり傷みが激しく、空調においては数年前より全く稼働をしていないような状況であり、それでも利用者は年間に

3,500人から4,000人ぐらいの人が利用されております。

そうした中に、今年の中学校の統廃合により不必要となった空調がこの図書室に、ここの図書室に2台、そして和室に1台が移設をされておりますが、現在、2階の大会議室には壊れた空調が放置してありますが、修理というのはこれを修理するということなのか。

以上、2点についてお尋ねをします。

議長（市山 繁君） 村田教育次長。

教育次長（村田 正明君） それでは御質問にお答えいたします。

勝本公民館の空調は250万円、文化ホールの非常用の発電機90万円、勝本開発センター、この施設関係の浄化槽480万円の820万円となっております。

そして、統廃合によりまして不要となりました空調関係につきましては、可能な限りほかの施設にも利用しておりますけれども、やはり面積的なもの、あるいはかなり古いということで取り外しの費用等も考えますと、やはり新しいものをつけたほうがいいというようなことも調べておりますので、今回は、つけますのは大ホール、2階と思いますけれども、空調施設をつけさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（市山 繁君） 大久保議員。

議員（16番 大久保洪昭君） はっきり聞き取れなかったんですが、今の壊れた空調の修理ということじゃないわけですね。壊れている空調の修理。今、この公民館には、大会議室のほうに1台壊れた、もう壊れて放置してある空調があるわけです。これの修理じゃないわけですね。

議長（市山 繁君） 村田教育次長。

教育次長（村田 正明君） 失礼しました。2階の壊れた部分の修理でございます。取りかえでございます。

議長（市山 繁君） 大久保議員。

議員（16番 大久保洪昭君） 取りかえということは、ほかのところからまた持ってくるちゅうわけですね。この修理ですか。

議長（市山 繁君） 村田教育次長。

教育次長（村田 正明君） 大変申しわけございません。新規に取りかえます。

議長（市山 繁君） 大久保議員。

議員（16番 大久保洪昭君） 最後に1点、市長にお尋ねをしたいと思います。これは、この予算には直接な関係はありません。先ほど申しますように、この地区公民館の内室はもちろんですね、外装のひび割れ、それに加えて、図書室の窓は、もう全くあきません。それで、雨漏りもしてましたが、雨漏りは、たびたび雨漏りしてたんですよ。これは、最近、修理はされたと聞いて

ております。

御承知のように、この建物は、臨港道路沿いに建設をされており、大潮満潮時には海水が建物内に流れ込んだこともあります。これはバケツで何度もくみ出されておりますが、全体的にこの勝本の地区公民館は修理の価値がなしと、そういうふうにも言われております。この地区公民館は、災害時は市の指定避難場所となっております。

逆に、この避難場所から避難をしなければならないようなそうした場所でもあり建物なんです。そして今から2年ほど前と思いますが、勝本浦の連合公民館、ここよりこの地区公民館建てかえの要望を出されております。それは市長も御存じだと思いますけど、そしてあの21年の7月に、市の附属機関であるまちづくり協定委員会が開催されております。前の建設担当理事より、仮称ではありますが、勝本街並みセンター建設計画について山口設計の図を附して説明会が開催されておりますが、その後、何ら方向性が示されず、示されずに今日に至っているわけですが、その建設の方向性が全く見えないわけですね。それで、この地区公民館を建てかえるお考えがあるのか。それとも、今後においても修理修理修理で対応されるのか。市長のお考えをお聞きして質疑を終わりたいと思いますが、お願いします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 大久保議員の御質問にお答えいたします。

この勝本町中央公民館につきましては、先ほど申されますように50年近くが経過しようとしておるわけでございます。いつか議会でも申し上げたかもしれませんが、私の青年団時代の活動の思い出の場所でもございます。

そうした中で、先ほど申されますように、勝本浦の方々から申請が上がってまいりました。建てかえてくれという申請が上がってまいりました。たまたま勝本浦は、街並み景観事業の地区でもございましたので、2年前だったかと思っておりますけれども、そのように主管課に指示をしたところでございます。その後の経過について、私も申しわけありませんが、今の進捗状況を把握していないところでございまして、早急に、その進捗状況を把握したいと思っております。

そこで、やはりこの補助事業に乗るならば、私は一番いいと思っておるところでございまして、今、あそこに仮設便所を今つくっております。あの仮設便所をつくるときにも、私がこのように申し上げたと思っておるわけでございまして、新たにあの集会室ができるならば、外からも入れるように、正規なトイレを、そこでやりたいということで、今仮設的なトイレをつくっていると思っております。

したがって、もし、この街並み事業に、この施設が該当しないとすれば、これは多額な一般財源を伴うということになりますから、やはりそのときについては、財政面、それから皆さんと協議をしなければいけません。しかしながら、今議員おっしゃるように50年近くたった建物

を修理修理ということと新しく建てる、その辺のことを十分に今後考えていきたいと思っております。

議長（市山 繁君） 大久保議員。

議員（16番 大久保洪昭君） 街並みの補助ですね。これは、余り規模が、今の現在の建物の規模が大き過ぎる。

議長（市山 繁君） マイクが少し入ってませんから。

議員（16番 大久保洪昭君） 規模が大き過ぎる。それは、ここに設計図もあるわけですが、やはりこれより縮小すれば、この街並みの補助に当てはまるようになるわけですか。

議長（市山 繁君） 後藤建設部長。

建設部長（後藤 満雄君） 大久保議員さんの御質問にお答えをいたします。

議員御承知のように、街並み環境整備事業によりまして、旧つたや旅館の3階建てを拠点地域に当初計画をしておいたというふうに聞いております。

その後、議員おっしゃいますように、中央公民館の老朽化があり、拠点地域を中央公民館にしたいだけないでしょうかという要望が来ております。それを踏まえまして、県のほうに協議をいたしました結果、まだまだ正式な文書は出しておらない申しわけございませんが、やっておらないように聞いておりますが、その段階で、拠点地域がそんなに大きいのが要るか。

今議員おっしゃいますように、1、2階合わせまして600平米ぐらいの建物、2階建てを今計画をされておるわけですが、それでは大き過ぎると。もちろん費用も2億数千万円かかるというようなことで、県のほうとしましては、その事業は少し考慮しなさいというようなことがあっておったわけでございます。

その後、私どもが計画が十分事務的なものを少し進めてないように、ちょっと調査をしておりますが、聞いておりますので、その辺、適切な規模が果たしてどこか、あるいは、どの面積で事業に乗るか。その辺をもう少し県と連絡を取り合いまして、事業に、先ほど市長が申し上げますように、この街並み環境整備事業で推進できるものか、あるいはできないものかを判断をしていきたいというふうに考えております。

以上ですが。

議員（16番 大久保洪昭君） わかりました。

議長（市山 繁君） はい。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第69号の質疑を終わります。

ここでお諮りいたしますが、もうすぐ12時になります、あと少し時間がかかりますが、このまま続行してようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） それでは、そのようにいたします。

次に、議案第70号平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、これで議案第70号の質疑を終わります。

次に、議案第71号平成23年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑ありませんので、これで議案第71号の質疑を終わります。

次に、議案第72号平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、これで議案第72号の質疑を終わります。

次に、議案第73号平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第73号の質疑を終わります。

次に、議案第74号平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、これで議案第74号の質疑を終わります。

次に、議案第75号平成23年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第75号の質疑を終わります。

次に、議案第76号平成23年度壱岐市病院事業会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑の通告がありますので発言を許します。14番、榊原議員。

議員（14番 榊原 伸君） 1ページですが、2条の中で、精神科病棟の改修設計業務として294万円が上がっておりますが、市長の施政方針で言われましたように、休床中である市民病院の精神科病床については、壱岐保健所、県の指導を受けながら、壱岐医療圏として適切な病床数を確保し、精神科病棟が再開できるよう引き続き医師確保に努力してまいりますということ

でしたが、これを改修したときに、精神科病棟が再開できるようになったときにはどのようにされますか、お尋ねいたします。

議長（市山 繁君） 久田病院部長。

副市長兼病院部長（久田 賢一君） 榊原議員の質問にお答えいたします。

精神科病棟が再開できるようになったときには、また改修してもとに戻すのかという御質問でございます。これにつきましては、改修してもとに戻すということは考えておりません。精神科病棟が再開できるようになったときには、既にその改修された病棟には既に患者様が入院をされていらっしゃるわけでございますから、その患者様の行き先等の問題を考えても、もとに戻すということはないというふうに思っております。

精神科病棟の再開には、常勤医師が2名、それから看護師が15名の確保が必要となります。大変厳しい状況であるというふうに認識いたしております。医師の確保が可能となり再開できる状況になれば、残りの病床で再開をしたいと考えております。

以上でございます。

議員（14番 榊原 伸君） おわります。

議長（市山 繁君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、これで議案第76号の質疑を終わります。

次に、認定第1号平成22年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。質疑ありませんか。11番、豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） 代表監査委員が決算委員会には出席をされませんので、代表監査委員に1つお尋ねをいたしたいと思えます。

歳入歳出決算及びこの審査意見書の57ページがありますが、これについて、現在未納者の徴収マニュアル、これを作成せろというのが指示されております。これについては、議員には、平成21年度のマニュアル、これは配付を受けたわけですが、22年度の方も、もう作成をしてあると思えます。現在、もう23年ですが、22年度分も作成をしてあると思えます。

これは、マニュアルは作成をしてあるわけですが、代表監査員として滞納額のこのマニュアルはいいわけですが、滞納額の具体策、これについての、特に代表監査員は、現年度の収納率向上に努めろというのがあります。未収金の圧縮をせろというのがありますが、これについての代表監査員の具体策が何かありましたらお願いをしたいと思えますし、それから下に、適切な執行についてという中に、市の認定による各種手当等の支払いについては、チェック体制の確立強化を漫然にせろというのがあります。これについて、監査時点での件数と、それから具体的な原因、

こういうことについてお尋ねをしていきたいと思います。

以上です。

議長（市山 繁君） 山本代表監査委員。

代表監査委員（山本 善勝君） 豊坂議員の御質問にお答えいたします。

まず徴収マニュアルの作成の件でございますが、これはこの徴収マニュアルにつきましては、今税務課のことを言われましてかと思うんですけれども、作成をしてあります。しかし、これは全般的に徴収マニュアルが作成してないところについては作成をしてほしいということで、一応申し上げてるところでございます。

具体的な対策はどういうのが監査委員としてお持ちかということでございますが、一応、徴収マニュアルにのっとり、毎月、目標値を、まず年度の目標値を予算のときに立てられるわけですが、徴収率、収納率ですかね、目標値を立てて、それから毎月、目標値を立てて、それを実績を出して、そこでミーティングをして反省をして、成果を見るというような形で、1年間、重点的に徴収をされておりますが、もう毎月、日々の努力が収納率の向上につながるんじゃないかと、このように思っております。そういうことで、こういう経済の苦しいときに、収納率を上げるということは大変かと思っておりますけれども、やはり皆さん方の日々の努力が収納率の向上につながるものと思っております。

それから、チェック体制の件でございますが、これは申請をして、それから認定業務等があるわけですね。その場合は、申請された段階で、そこで確実にチェック体制をすれば、おくて発生することは少なからうかと思っておりますので、チェック体制をそこでやるということでございます。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） この滞納徴収については、いろいろ問題があると思っておりますが、日々の努力というのが言われておりますが、滞納せし者は、現在、税、地方税の関係ですが、滞納システムの利用がされておりますが、それについては、この活用方策について監査はされたことはありますか。

それから、今の市の認定の各種手当について、何で遅延している。事例等を、具体的にお願いをしたいと思います。

議長（市山 繁君） 山本代表監査委員。

代表監査委員（山本 善勝君） 1点目、滞納システムの活用でございますが、これは私が一つ徴収システムマニュアル化と申し上げている点は、仕事は各部署でされとるわけですね。しかし文書化されてないと、それぞれ職員が意見の統一と効率的にできない場合があるということで、より効果的にやるためにマニュアル化をしてほしいということをお願いしております。

それともう一点は、時効の問題があります。これを、時効を防止のためにも、ぜひマニュアル化されてないところについてはマニュアル化してほしいということを望んでおります。

それからマニュアル化されて、物すごく実績が上がった点、一つの企業会計ですけども、病院事業会計ですね、これがマニュアルを作成されまして、大変収納率が向上したところもございません。

それから2点目、済いません、もう一回お願いいたしたいと思います。

議長（市山 繁君） 豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） 何回も言わせないようにお願いをしておきます。

まず1点目に、まだ答弁してないのが、滞納システムの現在の活用状況、これについて具体的に監査指導されたことがあるかどうか。

それから、市の認定による各種手当、これについて遅延してるちゅうのは、どういう実例があるかということ具体的に言ってください。

議長（市山 繁君） 山本代表監査委員。

代表監査委員（山本 善勝君） 滞納システムの監査をしているかということですかね。これについては、システムについて税務課のほうでシステム化されております。ソフト的なものですから、中身については、まだ確認はしておりません。

2点目の補助金の支給がおくれているということのチェックでございますかね。済いません、まだ理解しておりません。申しわけございません。

議長（市山 繁君） 豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） なるべく早く終わりますから、明確な答弁だけお願いをしておきます。

まず、徴収の滞納システムが導入されて、もう3年になります。これについての活用状況等を把握されたことがありますか。それをはっきり言うておるんです。

それから2点目は、市の認定による各種手当というのがここにありますよね。この分で具体的におくれているのはどういうところについて問題があったのかと、それを具体的に件数と原因を追究されたと思いますから、その点についてお尋ねします。

議長（市山 繁君） 山本代表監査委員。

代表監査委員（山本 善勝君） 徴収システムの活用状況は、まだ把握はしておりません。

それから、各種手当の追究でございますが、これについては、具体的に言いますと扶養手当、通勤手当等の、そういう手当があるかと思えますけれども、それは申請をされて、そして認定されて支給されるわけでございますが、それについては件数云々は、一応確認は、書類審査はしておりますけれども、件数等については確認はしておりません。

議長（市山 繁君） ほかに質疑ありませんか。豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） もう余り長くなりますから言いませんが、徴収の滞納システムは、もう既に3年前からできてます。これの把握はされてない。あるいはマニュアルができてないというのは、今始まった問題じゃないと思うんです。だから、どういう事業が、まだどういう会計がマニュアルができてないかというのは、もう既に把握してあるはずですから、抽象的に言わないで、はっきりどこがしてないということを言われればいいわけです。

それから、その扶養手当とか、通勤手当とか、これは人件費の総務課の問題ですが、こういうところの問題、ここに書いてあるのは、各種手当等というのを書いてあります。市が認定する手当なり補助金なり、等というのは補助金等もあると思いますよ。こういうところについても、チェック体制の確立というのがありますが、これについては監査委員、よく今後調べて監査を願いたい。要望で終わります。

議長（市山 繁君） はい。ほかに質疑ありませんか。中村議員。

議員（12番 中村出征雄君） 通告はしておりませんでした、1点だけお願いしたいと思えます。

実は、決算認定について、資料の、決算委員会で結構ですから、次の資料の提示をぜひお願いしたいと思います。と申し上げますのは、資料4の中に平成22年度の決算の状況、先ほどの財政健全化比率と同じような内容ですが、財政力指数、あるいは経常収支の比率、それから実質公債比率、そして将来の負担比率、あるいは各基金の残高等について、ぜひとも長崎県下の状況、当然22年度はまだわからないと思いますので、21年度で結構ですから、決算状況の中の必要な部分について、多分当然県のほうでも毎年11月ごろには県の会計課かどっかで、県下13市8町の決算の統計をとられておると思えます。そういったことで、ぜひ決算委員会で、壱岐の財政が県下の中でどういう状況になっておるのか把握したいと思いますので、その資料の提出を、議長のほうでお取り計らいをお願いしたいと思います。

それとあともう一点は、先ほどもちょっと質問しましたが、全国の中で交付税の不交付団体が幾つぐらいの自治体があるのか。

それともう一つは、赤字財政再建団体が全国でどの程度あるのか。もちろん、県下でもしあれば、それも含めて、以上の資料をできましたら決算委員会の場に提出していただければ幸いです。議長のほうでお取り計らいをお願いいたします。

議長（市山 繁君） ただいま中村議員から決算時に資料提出ということでございますから、関係の人はよろしゅうお願いします。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで認定第1号の質疑を終わります。

次に、認定第2号平成22年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、これで認定第2号の質疑を終わります。

次に、認定第3号平成22年度壱岐市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、これで認定第3号の質疑を終わります。

次に、認定第4号平成22年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、これで認定第4号の質疑を終わります。

次に、認定第5号平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、これで認定第5号の質疑を終わります。

次に、認定第6号平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、これで認定第6号の質疑を終わります。

次に、認定第7号平成22年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑ありませんので、これで認定第7号の質疑を終わります。

次に、認定第8号平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、これで認定第8号の質疑を終わります。

次に、認定第9号平成22年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑ありませんので、これで認定第9号の質疑を終わります。

次に、認定第10号平成22年度吉野市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑ありませんので、これで認定第10号の質疑を終わります。

次に、認定第11号平成22年度吉野市水道事業会計決算認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、これで認定第11号の質疑を終わります。

次に、認定第12号平成22年度吉野市病院事業会計決算認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、これで認定第12号の質疑を終わります。

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。議案第65号吉野市附属機関設置条例の一部改正についてから、議案第68号武生水A辺地（変更）、武生水C辺地（変更）、渡良B辺地（変更）、原島辺地、勝本辺地、東可須辺地、立石辺地、本宮辺地、諸吉辺地、仲・大石辺地、芦辺浦辺地、大左右・中山辺地、瀬戸浦辺地及び石田辺地に係る総合整備計画の策定についてまで、議案第70号平成23年度吉野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から、議案第76号平成23年度吉野市病院事業会計補正予算（第1号）まで、認定第2号平成22年度吉野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、認定第12号平成22年度吉野市病院事業会計決算認定についてまで、22件をお手元の配付の議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

お諮りいたします。議案第69号平成23年度吉野市一般会計補正予算（第5号）については、議長を除く19人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号については、議長を除く19人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く19名を指名したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く 19 名を予算特別委員会に選任することに決定しました。

お諮りいたします。認定第 1 号平成 22 年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定については、議長を除く 19 人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、認定第 1 号については、議長を除く 19 人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により議長を除く 19 名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く 19 名を決算特別委員会に選任することに決定しました。

これで、しばらく休憩いたします。

午後 0 時 23 分休憩

午後 0 時 24 分再開

議長（市山 繁君） 再開します。予算特別委員会及び決算特別委員会の正副委員長が決定いたしましたので、御報告をいたします。

予算特別委員会委員長に 9 番、市山和幸議員、副委員長に 7 番、町田正一議員、決算特別委員会委員長に 4 番、町田光浩議員、副委員長に 6 番、深見義輝議員が決定いたしましたので御報告いたします。

日程第 27 . 陳情第 2 号 . 日程第 28 . 陳情第 3 号

議長（市山 繁君） 次に、日程第 27、陳情第 2 号介護保険法の居宅介護給付サービスについて改善を求める陳情及び日程第 28、陳情第 3 号郵政改革法案の早期成立を求める陳情についての 2 件を議題とします。

ただいま上程いたしました 2 件については、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

議長（市山 繁君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。次の本会議は 9 月 12 日月曜日午前 10 時から開きます。

本日は、これで散会いたします。お疲れさんでした。

午後0時25分散会

平成23年第3回定例会 吉 岐 市 議 会 会 議 録 (第3日)

議事日程 (第3号)

平成23年9月12日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 17番 瀬戸口和幸 議員
- 11番 豊坂 敏文 議員
- 13番 鵜瀬 和博 議員
- 2番 呼子 好 議員
- 1番 久保田恒憲 議員

本日の会議に付した事件
(議事日程第3号に同じ)

出席議員 (20名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 久保田恒憲君 | 2番 呼子 好君 |
| 3番 音嶋 正吾君 | 4番 町田 光浩君 |
| 5番 小金丸益明君 | 6番 深見 義輝君 |
| 7番 町田 正一君 | 8番 今西 菊乃君 |
| 9番 市山 和幸君 | 10番 田原 輝男君 |
| 11番 豊坂 敏文君 | 12番 中村出征雄君 |
| 13番 鵜瀬 和博君 | 14番 榊原 伸君 |
| 15番 久間 進君 | 16番 大久保洪昭君 |
| 17番 瀬戸口和幸君 | 18番 牧永 護君 |
| 19番 中田 恭一君 | 20番 市山 繁君 |

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 米村 和久君
事務局係長 吉井 弘二君 事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長兼病院部長	久田 賢一君
教育長	須藤 正人君	総務部長	堤 賢治君
企画振興部長	浦 哲郎君	市民部長	山内 達君
保健環境部長	山口 壽美君	建設部長	後藤 満雄君
農林水産部長	榊崎 文雄君	教育次長	村田 正明君
消防本部消防長	松本 力君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	川原 裕喜君	病院管理課長	左野 健治君
会計管理者	宇野木真智子君		

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

これより議事日程表第3号により本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（市山 繁君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含め50分以内となっておりますので、よろしくお願いいたします。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いいたします。

それでは、質問順位に従い、17番、瀬戸口和幸議員の登壇をお願いいたします。

〔瀬戸口和幸議員 一般質問席 登壇〕

議員（17番 瀬戸口和幸君） おはようございます。

では、防災計画の見直しについてということで市長に質問をいたします。ここで「見直し」ということに触れておりますが、これについてあげた理由なんですけど2つございまして、1つは、皆さん御存じのとおり東日本大震災の災害によって地震、津波、それから原発事故が起こりまして、住民の方の避難、それから農・水産物の被害と、甚大なものがあります。それをもとにしまして、皆さん御存じのとおり、壱岐の正面、距離にして30キロ余りのところに玄海原発があるわけなんですけど、この壱岐と原発の間には海だけでございまして、遮へい物もなし、もし風向き

によっては、南寄りの風等が吹いて事故等があればもろに壱岐はかぶるんじゃないかということからしまして、やはり何か考えとかないかということで、市長もこれを考えましてE P Z、防災重点区域を、今、国の防災指針では10キロとなっておりますが、30キロに拡大してほしいということ要望されておるようでございます。そういうことで、これを受けまして、県も今年度23年度末までに県の地域防災計画を見直そうという動きになっております。そういうことからしまして、これを受けまして、県の地域防災計画が見直されると、壱岐市としての防災計画ももちろん見直す必要があるんじゃないかということでございます。

ということと、2つ目の理由としましては、もし玄海原発で事故が発生した場合は、もし、福島の場合は水素爆発があつてちょうど風向きで50キロ圏外等に放射能物質が飛散したわけでございます、壱岐もかぶる可能性があるということからしますと、そのとき、じゃあ御存じのとおり避難をしてるわけです、福島原発の場合。壱岐も避難という事態に至ることがあるんじゃないか、そのときのことを考えとかないかんじゃないか。福島の原発はまだ陸続きでございますので、非常に、個人的にも車等で移動できるんです。壱岐の場合は離島ということで、そう簡単には避難はできないだろう。個人で船を持ってある方は限られております。それからしますと、市挙げて、行政としても避難を考えてやらないかん。この中で一番問題になるのは輸送手段だと思います。そういうことを考えますと、それも含めまして壱岐市の防災計画見直す必要があるという観点から、これをもとにしまして、市長としてどう防災計画を見直すということに考えておられるかということで、私が述べますことについて、再度御見解を伺いたいと思っております。

まず、その前に、大きくは津波に関してとそれから原発関連ということで、まず最初に津波に関してのハザードマップの件ですけど、ハザードマップについては、浸水予想地域と避難場所と避難路等を含めたものをあらかじめ、もし津波が襲った場合、どのくらいの範囲になるから、その危険区域等を周知するものでございますが、これの作成それから住民への周知はどうなっているかということ、それからこれに基づいて実際訓練等を実施したことがあるのかということ、でちょっと、以前ちょっとこのハザードマップについては私もちらっと見たような気はするんですけど、その後お目にかかった形跡がありませんのでどうなっているのかということ。これ実際全国的な統計で、沿岸にある日本全国640市町村あるそうでございますが、そのうち実際このハザードマップを整備しているのは343市町村、約54%だそうでございます。そういうことで、実際壱岐市としてのハザードマップ、津波に対するハザードマップは実際できているのか、本当に周知されているのか、これについて、本当に実際訓練をやったことがあるのか、どういう状況になっているかということをお聞きしたいと思います。

それから、次は原発関連でございますが、先ほどから申し上げますように、市長がE P Z 10キロから30キロに拡大を要請された、要望されたということなんですが、その後のこの状

況、可能性、本当にあるのかということです。どういう状況になっているのかということ、わかっている状況をお示ししていただきたいと思います。

それから、原発の事故発生時の場合、防災という観点からどういう何で考えとかないかのじゃないかということで、前段で触れましたように、まず大きくは、私として考えましたのは、情報収集体制の確立と強化を図る必要があるだろうということと、放射能物質の拡散で避難等が必要になったときどういう対処をするか。特に輸送手段を考えたら、行ったらいいかなということで考えていきたいと思います。

まず最初の情報収集体制の確立と強化でございますが、実際福島原発の水素爆発が3月12日に発生したんですけど、その時点では結構放射能物質が飛散しとったようでございますが、それが本当にオープンになったのは8日後だそうでございます。それで、一応、どうも危ないということで結構国、そしてから行政としては避難しなさいということだったんですが、実際どの地域に飛散しているか住民はわからんままで移動した。結果的には南東の風が吹いとったんです。約、その方向50キロ地点、一番問題になっているのは福島県の飯舘村ですかね、あそこら付近まで飛散しておった。だけど、そういう細部の情報がわからんままで、どうも結果として、後から聞いて見ますと、南から北西方向に流れてるんですけど、それを知らないままに、それよりも海岸べた、太平洋側の住民の人は内陸へ、内陸へと避難しとったようでございますが。ということは、一番放射能物質の飛散の濃いところにみんなどうも逃げとったという何があったようでございます。こういうことも関連しまして、何かのこういう事故等があった場合、情報っていうのが早く取ってそれなりの対応をしないと、今申し上げましたような事例があるわけです。玄海原発で起こった場合、そのときの気象状況とか、そのときの事故の状況等早めに収集して、それなりの対応をする必要があると思うんです。それだから、皆さん、私が言うまでもなく、情報っていうのは受け身であってはもうだめだと、自分から働きかけて、であるような体制をつくる必要があると思うんです。そのためには、玄海原発は佐賀県でございますので、一番その情報が入ってくるのは佐賀県だと思うんです。長崎県はEPZの10キロ圏に松浦市鷹島が入っているようでございますが。それだから、一応入れてはくれるでしょうけど、佐賀県が主体になって長崎県に流れてくる、待っては遅いだろうということからすれば、長崎県としても積極的に働きかけて、長崎県等それなりの協定を結ぶなり、もしくは長崎県としても、その佐賀県に連絡員等派遣する等手段を講ずる必要があると思うんです。そのためには、県が行くんであったら壱岐からも積極的に連絡員を派遣して、情報を自分から働きかけて取るという必要があるように思うわけです。

それと、今の何は情報収集のための能動的に働きかけるという意味でございますが、もう一つ、EPZが10キロから30キロになるかどうかの兼ね合いもありますけど、積極的に情報を取る

という意味から、壱岐にもモリタリングポストぐらい設けてもらうぐらいの働きかけをすべきだと私は思っております。いろんな意味でのモリタリングポストを設けるための制約もあるかと思いますが、それはそれとしましてできるだけということで働きかけをしたらどうかと思っております。

それから、第2項目の放射線物質の拡散・危険性大で、もしくは拡散した場合、島民、住民が避難しなきゃいけない、計画的避難区域等に入った場合、じゃあ住民、避難するとしたらどうしたらいいんだということなんです。自分で船を持っておる人は自分で動くかもしれないけど、ほとんどの人はそういう手段はないと思うんです。じゃあどうするか、船をチャーターする何もあるでしょう。九州郵船が定期航路持ってますけど、積極的に協力してくれるかもしれませんが、そういうのを何すると、結構時間がかかるわけです。急遽できないと思うんです。船等チャーターするにしても、急にはできない。そこからすれば、事前に、やはり防災計画で、こういう壱岐・離島としては問題点ありますよということで、県のほうに働きかけて、ぜひ県の地域防災計画でそれなりにオーソライズしてくれと、もう実際事があった場合すぐできるようにということで、できないかという働きかけをすべきだと思うんです。そしてまあ、フェリー何とかとも申しましたけど、一番考えられるのは、自衛隊等にあらかじめお願いしておくとか、その辺の手順を決めとって体制を整えると一番いいかと思えます。これについては後で触れたいと思えます。

以上でございます。

それで、あと住民の避難だけを申し上げましたけど、実際避難に何すると行政機能も移らないかんと思うんです。じゃあ、実際この行政機能、市役所の職員ばかりが残って何とかするわけにもいかんでしょうから、じゃあそのときの行政機能、どうあるべきか、どこに移ったらいいのか、どういう体制に何するのか、長崎県の中で支援体制をできればいいんですけど、あらかじめ協定を結ぶなりの何はやっておく必要もあるかと思うんです。

そういうことで、概要は以上でございますが、まとめますと、事があった場合の対処するための情報収集体制の確立、病院の派遣とかモリタリングポストの設置、それから放射能物質の被災地・避難の要がある時の対処方法、大きくはこの2つについて、私の思いつきもあるようでございますが、県に働きかけ、県の地域防災計画へとオーソライズし、これを指針として壱岐の防災計画で具体的にマニュアル化する等必要があるかと思えます。

以上、市長に御見解をお伺いいたします。

議長（市山 繁君） ただいまの瀬戸口議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） おはようございます。17番議員、瀬戸口和幸議員の御質問にお答えを

いたします。

防災計画の見直しについて、4項目の御質問がございました。

まず1項目めの津波に関してでございます。ハザードマップの作製及び周知とこれに基づく訓練の実施はとの御質問でございます。

防災計画につきましては、このたびの東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故を受けて、壱岐市地域防災計画につきましても、特に震災対策、原子力災害対策につきまして、避難場所・避難経路などの見直しが重要と考えております。

現在の防災計画は、平成17年度に作成をいたしましたものでございます。防災危険個所マップについて、今年度津波が発生した場合の避難場所の見直し作業を行いまして、津波用ハザードマップの作製を行うことといたしております。現在、仕様書の作成など発注に向けた準備を行っているところでございます。

周知につきましては、全世帯に配布いたしますとともに、市のホームページにも掲載することといたしております。津波の場合、とにかく高台の安全な場所に避難することが第一であります。日ごろから災害発生に備えて、避難場所等や高台へのルートなど確認をしておく必要があると考えております。

訓練につきましては、本年11月13日に壱岐市防災訓練を開催することといたしております。訓練想定は、壱岐市東方沖を震源とするマグニチュード7.0の地震が発生し、壱岐市で震度6強の地震を観測し、家屋の倒壊、地すべり、火災等が発生し、津波警報が発表されるという想定で行うことといたしております。

次に、2項目の原発関連についてでございますけれども、E P Z、現在10キロメートルでございますけれども、E P Z、いわゆる防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲、現在、国は10キロメートルとしておりますけれども、これを30キロメートル範囲に拡大の可能性があるのか、いずれにしても壱岐市全域での対象はとの御質問でございます。

原発関連につきましては、内閣府原子力安全委員会が定めた防災指針に基づく防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲、いわゆるE P Zでございます。これは、原子炉施設から半径10キロメートル圏内を防災計画の対象範囲とされておりますけれども、先ほど申されました30キロメートル以上離れておりましても、計画避難区域に指定されました福島県飯舘村の例がございます。原子力安全委員会では、E P Zの見直しを現在検討されておるところであります。

また、長崎県におきましては、先月地域防災計画見直し検討委員会が開催されておまして、国の結果を待つのではなく、福島の現状、本県の地理的特性を考慮し、避難対象範囲は半径30キロと拡大する方針が出されております。壱岐市は玄海原子力発電所から最短で24キロメートルに位置しておりまして、30キロメートル圏外に避難するとした場合、地形が平坦な壱

岐市ではさえぎるものがないため、同心円内での対策ではなく、壱岐市全域を捉えた原子力防災対策を検討する必要があります。

今後も、国、県へ避難対策等要望を行ってまいりたいと考えております。ちなみに、玄海原発から壱岐のほうに吹く南寄りの風、これは平成22年1月から12月までのデータでございます。84日風が吹いております。23%の南の風が吹いているというデータがございます。

また、EPZの範囲に含まれた場合、国、県の対応はどうかということをごさいますけれども、EPZの範囲に入りますと、周辺住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリング体制の整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避、避難等の方法の周知、避難経路及び場所の明示。これらにつきまして、国、県が責任を持って対応してくれるということでございます。

次に、事故発生時の対処としてはどう考えておるかということでございます。情報収集体制の確立・強化、佐賀県と長崎県の防災協定の締結、そして初動態勢の早期確立をとの御質問でございます。

事故発生時の対処といたしまして、長崎県地域防災計画では、現時点では県、国、松浦市及び原子力事業者が特定事象が発生した場合に、住民等に対する確かな情報を常に伝達できるよう体制の整備が図られています。長崎県内では、原子力発電所から10キロメートル円内にある市町は松浦市のみでございます。防災対策を重点、いわゆるEPZに壱岐市は該当いたしておりません。したがって、特定事象が発生した場合、一般メディアのからの情報は伝わってまいります。でも、迅速に的確な情報は得られないことが想定されます。したがって、先ほど申しました、EPZの範囲に指定されることが迅速な情報手段を確保するということになるわけでございます。何としてもEPZの範囲に入れていただきたいと思っております。

そこで、原子力発電所の立地県である佐賀県や隣接する福岡県、長崎県との県レベルの広域的な防災体制が必要であると考えております。そのため、長崎県地域防災計画の中では、大規模災害が発生し、被災県独自では十分に応急措置ができない場合は、九州、山口9県の相互間の応援を行うための災害時相互応援協定が締結されております。いざという場合は、本協定による運用がなされるものと考えておるところでございます。初動態勢の早期確立につきましては、長崎県の地域防災計画の見直しの中で、避難誘導體制、輸送体制、医療体制、モニタリング体制、情報伝達のあり方等が検討される予定であります。平成24年2月を目途に見直し案が提言されることとなっております。この中で、先ほど議員御指摘のモニタリング体制でございますけれども、現在、県の補正予算の中でモニタリングポストを5カ所設置するという補正予算の情報がございます。皆さん御存じのように、長崎県で30キロ圏内にあるのは、佐世保市、平戸市、松浦市、そして壱岐でございます。5カ所をということでございますので、ぜひこの中に壱岐が含まって

いることを期待したいと思っております。長崎県地域防災計画の見直しを受けて、本市の地域防災計画を見直してまいりたいと考えております。

次に、放射能の拡散の危険性大のときの住民の避難の要領、特に島外への避難の要領、避難の要がある場合の具体的な実施要領と事前に計画作成の要があるという御指摘でございます。原子力発電所の事故による放射能の拡散等特定事象が発生した場合の住民の避難の要領につきましては、長崎県地域防災計画の見直しの中で、避難対象範囲を原子力発電所から30キロメートルとして避難計画が策定される予定であります。壱岐市といたしましては、先ほど申し上げましたように、長崎県地域防災計画の見直しを受けまして、避難対処の方針や避難誘導の方法などを定めた避難実施要領を策定してまいりたいと考えております。

また、原子力事故発生時の対処について県の防災計画に今の段階で申し出をして、県の計画に反映できるよう進めるべきと思うが、いかにという御質問でございます。

長崎県の地域防災計画の見直しのスケジュールといたしましては、国の防災指針においてE P Zが見直され、地域防災計画の中で原子力災害対策編がございますけれども、修正されるまでの間、県独自の暫定避難計画及び暫定行動計画が本年度中に策定されることとなっております。長崎県地域防災計画につきましては、本年度中に検討委員会の答申がなされ、その後平成24年度の長崎県防災会議で見直しが行なわれることとなっております。その見直しに当たっては、原子力発電所から半径30キロメートルの範囲にある佐世保市、平戸市、松浦市、壱岐市の関係4市と県による長崎県原子力災害対策協議会が設置され、長崎県地域防災計画における原子力災害対策編の見直しや関係4市の原子力災害対策の見直し及び避難計画の策定などの検討を行うこととなっておりますので、その協議会の中で今の壱岐市の要望等を行ってまいりたいと考えております。

4点目の御質問でございます。あわせて本市の防災計画で具体的にマニュアル化すべきと思うがということでございます。

本御質問の趣旨につきましては、事故発生時の対処として情報収集体制や住民の避難要領などについて壱岐市防災計画の中に具体的にマニュアル化すべきということで理解いたしておりますけれども、先ほど申し上げましたように、壱岐市地域防災計画は県の計画に沿って策定することとなりますので、避難対処の方針や避難誘導の方法などを定めた避難実施要領の中でマニュアル化を図っていきたいと考えております。また、Jアラート、全国警報瞬時システム、これが今壱岐の防災告知放送に連動いたしております。Jアラートの告知の場合のもろもろのケースや対処法についても、あわせて研究していきたいと思っておる次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 瀬戸口議員。

議員（17番 瀬戸口和幸君） 順次、再度質問したいと思います。

ハザードマップの件ですけど、一応今発注にかかっているということでございますが、できるだけ早目にやっていただきたいと思います。あの平成16年11月に策定されました吉岐市の防災計画については、津波等についてはほんの概要しか触れておられません。それで、避難地域として、その中で、全体の防災ということなんで60数カ所策定されておりますが、津波という点に絞って何しますと、その67カ所の何のうちの、さあ非常に疑問を呈するところが結構あると思います。以前、私、長田市長のときもそれは指摘しました。それから最近では市長、それから同僚議員も指摘したとおりでございますが、市長、認識されてると思います。一例は、八幡地区では3カ所指定されております。児童館とか保育所とか、それから八幡小学校とか指定されてるようでございますが、あそこもほとんど海岸から高低差はないということです。それから、八幡地区の皆さん、ちょっと例を挙げて申しわけないんですけど、あそこから皆さん避難されるとした場合、今避難経路として考えられるのは、清石浜のほうの海岸線と、それから青島のほうに何する海岸線が主になると思うんです。そこからすると、急遽何するとすると、2つに挟まれた丘のほうに逃げる道しかないような気がするんです。それと避難場所との関係、避難路の関係もあります。そこら辺もありますので、実際周知、ハザードマップができて周知するのはいいかと思えます。だけど、やはり訓練をしなければ、これ実測にしたがって皆さん実感しないといかんと思うんです。ということからしますと、この例で、一昨日、読売新聞で、この東北大地震の関係で、防災教育という観点で書かれていた記事がありますのでちょっと紹介したいと思います。ということは、周知する、地域防災教育というのは知識だけじゃだめなんだということです。その趣旨とするところは、命を守る姿勢を身につけるという防災教育じゃなけりゃいかんということなんです。ということは、その何は、これ記事の内容ですけど、群馬大学の先生が、ここ5、6年前から岩手県の釜石市に防災教育に行っておられるようです。それで、当初は一般に呼びかけてやっとなんだけども、何回もやっているうちにどうも来る人がほとんど一定していると、これじゃあいかんということで始められたのが、じゃあ子供たち、学校でやろうと、学校で何して保護者を通じてそれが地域に広げていこうということでやられたようでございます。それで、その効果があったかどうかは知りません。今度の津波で釜石市の不明者は1,000名以上あったようでございますが、その学校の子供たちが、犠牲者が出たのは5名だそうです。ということは、その5名は欠席しとった子供と保護者が連れに来て連れて帰った5名だそうです。そのほかは無事だったということは、まあその点じゃあこの5、6年かけた防災教育の効能があったということで結論なっているようでございますが、先ほどから申しますように、この群馬大学の先生が言われるんですが、知識の防災教育じゃだめと、命を守る姿勢を身につける教育をやらないかんということで、先ほどから何回も申しますように、ハザードマップにしる配るだけじゃだめ、実際、訓練、実際にやってみないと、体験してみないと身につかない、実際のとき功を奏しないという

ことで、この何で先生が協調される3原則というのは、「想定にとられるな」、ということは、逆に言いますとハザードマップを信用するなど。ハザードマップっていうのは何メートル来たらこの何ですよと、ある想定にしたがってやってる、実際はそのときの規模によっていろいろあるということなんです。そういうことで、想定にとられるなということ。それから3原則の2番目は「どんな状況でも最善を尽くせ」、やろうと思ったら実際にやりなさいということ。中途半端にやるなということ。それから、3原則の3つめは、「率先避難者となりなさい」ということです。このときの釜石市の後からの状況を何しますと、中学校の子供たちがまず高台に走り出したそうです。それにつられて小学校の子供たちも「おにいちゃんたちがやってる。おれたちもあの先生から言われたとおりやらないかん」と何した。そしたら結構動き出したら、住民の人も「ああ、子供たちがこれ何しよる。やらなということ結構避難者、避難住民もやったということで、割と被害が少なかったということだそうでございます。そういうことで、何回も申しますように、EPZができてみてもぜひその訓練、実のある、住民の皆さんにわかるようにしていただきたいということを強調したいと思います。

それから、EPZの件については、それなりの30キロに拡大されれば、また整備、処置の仕方も違うということで、できるだけ拡大されること、国、どうも、だけど国としては今の状況では拡大するっていう動きにはないのはもうちらっと聞いてますが、だけど幸いにして、長崎県としては30キロ圏内までを考えたそれなりの防災計画を考えたいということでございますので、EPZにかかわらず、県としてそれなりの何して、また国に働きかけてもらえば幸いかと思います。

それから、避難等が必要になったときの対処の仕方、能動的に情報収集するという面で、モニタリングポストが県で5カ所考えられているということで、4市が何してそのほかもあるわけですけど、先ほどちらっと市長言われたのは、壱岐もその5カ所の1カ所に含むべきと、期待していると言われたのがちょっと私も心なく聞こえたもんですから、期待するんじゃないで強く要請してほしいと思います、はい。言葉の文でいきたいというような何が使われたかと思いますが、よろしく願います。

それから、島外へ避難するときの、その何で、一応長崎県の地域防災計画ではそれぞれ考えるということなんですけど、何回も申し上げますように、長崎県下でも離島あります。離島それぞれ対馬、五島、壱岐あるわけです。壱岐は特殊な玄海原発に30キロから40数キロ内に入っている事からしますと、一番離島の何でも強行すべき何かがあると思うんですが、離島っていう観点から、実際に避難するとなると個人では無理だというわけです。だけど、そこで、先ほどから申し上げますように、大々的に船がチャーターできればいいんです。それには時間的に無理だということからすれば、あらかじめ体系づけるというので、私の思案でございますが、防衛庁、自

衛隊等にあらかじめ事があったときはすぐできるように、自衛隊に要請は県知事からの要請になりますけれども、この例が、今やっておるのが急患輸送、患者輸送、これは自衛隊としては災害派遣の一環としてやっておるわけです、はい。そういう何でできておるもんですから、何かあれば消防庁やら県知事から要請してもらえればすぐ運んで来れるわけです。それと同じようなのをぜひ確立できないか、確立することによって何かあれば、県知事を通せばすぐ自衛隊から考えてくれるということあると思うんです。ぜひ考えて、それなりのできるように吉岐として、県の地域防災計画の中での吉岐としての特殊性からして要望してほしいし、それを受けて吉岐市の地域防災計画で実際の手順等マニュアル化してほしいと思うんです。まあ、輸送手段だけにしましたけど、実際に、じゃあ3万数千の何がどういう優先順位で出すかということもあるかと思います。地域ということもあるかもしれませんが、放射能で一番影響を受けるのは若い人ということからすれば乳幼児、子供それからそれに何する妊産婦等が優先順位になろうかと思うんですけど、そこら辺もあらかじめ、やはりやっておかないと急遽そんなにできる何じゃないと思うんです。それを、防災計画の中でマニュアル化しておくべきだということです。中間輸送の場合はマニュアル化できているからスムーズにできる、それと同じような考えでぜひ進めてほしいと思います。

以上、一回目の市長の答弁に対して、私としてのコメントをさせていただきましたが、何か補足することがありましたら市長、お願いします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 瀬戸口議員の追加の御質問にお答えいたしたいと思いますが、ハザードマップにつきましては、現在、申しあげましたように、仕様書の作成をいたしまして発注に向けて準備を進めておるところであります。議員御指摘の見直し、それは危害の恐れのある箇所はもちろんでございますし、それから周知よりも訓練が大事なんだと、体験をして、いわゆる体でそれを覚えていかなくはいけないんだというような御指摘でございます。先ほどの、避難の3原則でございますが、「想定にとらわれない、最善を尽くす、率先避難者となる」というそういったものも含めまして、やはり防災、ハザードマップあるいは防災計画、そういったものについて反映をさせていきたいと思っておる次第でございます。

それから、モニタリングポストの件でございますけれども、まだ5カ所というのも確認はいたしておらないわけでございます。しかしながら、先ほどから申し上げますように、4市の中で松浦市はもちろん10キロ以内に含まれてるところもあるわけですが、吉岐市が一番危険性が高いわけでございます。ぜひ、そのモニタリングポストを吉岐に設置していただくように、これはぜひ実現をしたいと思っております。

それから、避難の件でございますけれども、南の港から出て行きますと近づくということにな

るわけございまして、やはり北の港から出るということになるかと思うわけございませけれども、これはやはり市だけでやれる問題ではございません。先ほど申されるように、やはり自衛隊等々のお力をお借りしないと3万人の、私は先ほどから申しますように、30キロだからどうのとかいうことではなくて、もうそういう事故が起こればもう島民すべてが避難せないかんという気持ちであります。3万人の住民を避難させるとなりますと、それがやはり国、県の力を借りなければとてもできないことございまして、県の防災計画の中にその壱岐の特殊性、そして壱岐の避難はどうするということを反映させていきたいと強く思っておる次第であります。そういった意味で、先ほどおっしゃられました急患輸送のような、本当に具体的なマニュアル化をしていただきたいと思う次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 瀬戸口議員。

議員（17番 瀬戸口和幸君） 何かあった場合の住民の避難という面で、確かに今壱岐の使える港ってのは郷ノ浦、印通寺、芦辺、主に、勝本ないわけじゃないですけど、まあ浅いとか何とかなんで、実際、私も、実際どこの港を使ったらいいのかなということになると思うんです。やはりちょっと離れてる何からすると郷ノ浦ぐらいかなという、郷ノ浦には例の200メートルの何がありますけれど、あれが一番使えるんだと思うんですが、自衛隊の船の場合は、あそこの郷ノ浦の何はマイナス7メートルですかね。少なくとも10メートルは必要なんです。これは護衛艦の場合ですから。護衛艦の場合はソナーというのがあってそれが使えるからということでマイナス10メートルぐらい必要なんでちょっと無理ですけど、そのほかの自衛艦、補給艦とかあるわけです。それだからそれなりの何ですら自衛隊のほうで考えてくれると思うんですが、そういうのもある程度やっぱオーソライズしておかないと急にはできないということもあります、はい。そういうことで、今、前向きに県の地域防災計画に盛り込んで、壱岐の特殊性を強調して、それなりの考えをいただいて、それに指針に従って壱岐の防災計画も考えていきたいということでございます。ぜひ遂行していただきたいと思います。ということは、皆さん御存じのとおり福島原発の原発なんで一番、まさかっていう何しとった、例の、何回も出ますけど福島県の飯館村。暗示もなかったちゅうような、8日後にオープンになった何では非常にかぶとったということで、今酪農何とかの飯館村は今全員計画的避難区域になっておりますから、抜け殻ですね。抜け殻ちゅうのは言葉がよくないですけど、ほとんど住民が避難したまま、行政も移ったままってということで、あそこの菅野村長さんですかね、言われました、2年で帰るようにするんだということで、鋭意努力されてるようでございます。まあ、壱岐もああいうようにならんように願っております。東北大震災ということで、過去の弊歴からすると、結構ここ何千年の間に起こっておるわけなんですから、頻度的には壱岐は幸いにして少ないと思いますけれども、どういうことが

あるかわからない、津波だけじゃないかもしれない、そういうことも考えとってこういう他山の石で同壱岐市長の傍らとして、大丈夫だろうという何じゃなくて、ぜひこれを機会に3万島民が無事に過ごせますよう、実りある地域防災計画策定して、何か来たときはあれがあるからいう何でぜひ遂行していただくように進めていただきたいと思います。

以上で終わりたいと思いますが、ありますか。じゃあ、以上で私の質問を終わらせていただきます。

〔瀬戸口和幸議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、瀬戸口議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

午前10時47分休憩

.....
午前11時00分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を行います。

次に、11番、豊坂敏文議員の登壇をお願いいたします。

〔豊坂 敏文議員 一般質問席 登壇〕

議員（11番 豊坂 敏文君） それでは、白川市政3年半を過ぎてまいりました。この間、変化と挑戦の日々だったと思います。その中で、「やるしかない、やればできる」、これをスローガンとされたかもっとうにされたかとどちらかと思いますが、そのスローガンは、先日の壱岐商業高校の体育祭のスローガンのちょっと取ってみました。「We Can Make It やればできる」というのがあります。これが白川精神だと思いますが、前段はこれぐらいにいたしまして、白川市政に対し盛りだくさんのといいますか、少し少ないですが7項目の一般質問を指導したいと思います。別に通告はしておりませんでした、7項目プラス1をやっていきたいと思います。

まず皮切りに、合併して8年目となっており、旧町時代に各町に町史がありました。この町史は町の歴史をいろいろ1冊のあるいは2冊につづっているわけですが、郷ノ浦町から下旧町時代からまずつくられて、ある町では13年に経過している、まああります。一番古い所はつくられてから39年の歩みが、現在まで記録がないという考え方を持っております。既に合併して8年目となるわけですから、この取り組みについて市長のお考えを、これは早くしておかないと防備録がないというふうになります。そういう中での市長のこの取り組みについてどういう考えがあるか、それをまず皮切りに聞いてから、次に行ってみたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（市山 繁君） ただいまの豊坂議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 通告になかったものですから今考えたところでございますが、おっしゃるように町史、旧町の町史が製作されてから39年も空いている町があるということを初めて、私今知ったわけでございますけれども、おっしゃるように、やはり旧町の歩みというのは歴史に、記録に留めなければいけないと思っておる次第でございます。したがって、新しい新市になりましての壱岐市史をいつつくるのか、それはまだわからないところでございますけれども、それに向けてもこの問題については克明にその記録を取らなきゃいけないと思っております。そういう方向で望ましていただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） まだ町史の増刊の件については、具体的に言って郷ノ浦町史が平成10年に刷られておりますから、これで13年になります。それから芦辺町が昭和53年、これは34年、勝本町史が昭和60年ですから26年、それから石田町史平成3年ですからこれは20年、石田町史は行政編と産業編、教育編とあるわけですが、そういう中で、先ほど39年と言いましたが、芦辺町史の34年、これが一番古いです。石田町史については、産業編と教育編が平成4年にできまして、これが19年、こういう歩みになっておりますから、これについては古い職員がこれは編集主体にあるわけです。なるべくいるときに編集をしたほうが、防備録になると思います。これは早くやったほうがいいということの中でお願いをしておきます。

それでは、1番目から行きたいと思いますが、国境離島対策についての市長のお考えをお願いします。

長崎県の国境離島という外洋離島連絡協議会というのが現在漁協、各壱岐、対馬、五島、それから宇久、小値賀、大村の各漁協で組織された漁業組合の連絡協議会があります。これは平成23年2月付で発足をしておりますが、県、国に、この国境、普通は離島等連絡協議会というのがあるわけですが、外洋離島あるいは国境離島という形の中で、国のほうへあるいは県のほうに漁業用の燃油の直接補償、これについてはA重油の単価が50円以上に値上がりした場合についてはこの補填をどうかならないかというような要望も出されておりますし、それから輸送運賃の補助、それから大量時における出荷物の市場への円滑な到着体制の整備と、そのほか全体で10項目の要請がなされておまして、現在国、県のほうに要望がなされております。このような要望がなされる中で、市長は全国離振の副会長として当面2013年3月で失効する離島振興法の延長について、現行の取り組みが、行政報告の中でも述べられております。その中で、次の点についてお伺いをします。

まず燃油の免税についてでございますが、この燃油の免税は軽油の免税の特別目的税がありま

す。これについては、平成21年度税制改正によって目的税であった軽油、取引税が普通税に移行するということになってます。これによって平成24年、来年の3月31日までの引き取り分までが対象になってます。それが4月以降になると、もう免税軽油というのが、制度がなくなります。これについては、現在、今漁業は、漁船でも軽油を燃料としている機関、漁船がありますし、それから各業者間でも免税軽油のしている分もあります。で、一番多いのは農業関係です。農業関係ではトラクターなり農機具関係の免税軽油があります。壱岐島内で約、現況で対象件数が、全体を含めまして300件ぐらいあります。その中で、去年の22年度の一年間の軽油量ちゅうのは691トンあります。で、これが来年の4月からなくなる、これについて何かの対応をしなければならぬんじゃないかという考え方を持っていますが、これについて市長の見解をお願いをしたいと思います。

それから、もう一つは国土保全対策の一環として現在外国人に対する土地の所有が乱獲をされている動きがあります。この対策については、早く国、県への法制化の呼びかけ等を行うことが緊急の課題だと思っておりますが、この所有権移転等の乱獲について市長のお考え、これについては早くしないと、特に対馬の事例もありますが、この対策については早く対応しなければ日本全体が危ないというふうに考えております。この点について市長のお考えをお願いをします。よろしく申し上げます。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 盛りだくさんの御質問いただいております。

まず第1番目の国境離島対策でございます。

国境離島という、あるいは外洋離島という言葉がございますけれども、長崎県離島振興協議会でこの国境離島というものの定義を申し上げてみたいと思っておりますけれども、この国境離島というのは領海の基線となる離島。基線と申しますのは、領海の幅を決めるその島ということでございますから、一番外にある島というふうに理解していただいて結構だと思いますが、及びその島の周辺にあって一体的な生活圏を形成している離島を、本県では国境離島と位置づけているということでございまして、長崎県で申しますと、壱岐、対馬、五島、小値賀、そして佐世保市の宇久、寺島、西海市の江島、平島が国境離島となっておりますのでございます。

議員御指摘の離島燃油対策につきましては、御存じのように国の離島ガソリン流通コスト支援事業によりまして、各ガソリンスタンドに対し国が補助金を交付し店頭小売価格に反映させる方法で、本年5月から実施されています。ガソリン1リットル当たり7円の補助がなされておりますが、店頭小売価格は依然として全国平均を20円程度上回っております、本土との価格差の解消には至っておりません。この現状を踏まえまして、新たな離島振興法の改正延長の要望の中

で、揮発油税の特例分免除、ガソリンは24.3円、1リットル当たりでございますけれども、価格低廉化を訴えてまいります。また、平成23年度で終了する船舶農林業機械等に係る軽油引取税免税措置32.1円、リットル当たりでございます、及び農林漁業用A重油に係る石油・石炭税、これは2.04円、1リットルでございます。免税還付措置の恒久化並びに離島で使用する灯油及び離島航路用のA重油・軽油にかかる石油石炭税、これもリットル当たり2.04円でございますけれども、その免税措置及び離島で使用するプロパンガスに係る石油石炭税2.04円と石油ガス税9.8円、1リットル当たりの免税措置の創設を図るなど、本土との格差の完全解消と産業の振興に向けた各施策の実現のために、新たな離島振興法の制定に当たり、国に対し強く要望することといたしておるところでございます。

次に、日本国土の外国人土地所有に対する法律等の対策はいかにということでございますけれども、外国人の土地取得問題につきましては、隣の対馬で韓国資本による土地買収あるいは北海道で中国などの資本が森林を買い進めていることが問題視されております。これを受けまして、本年1月に与党民主党の「外国人による土地取得に関するプロジェクトチーム」が発足いたしまして、外国人や外国資本の土地取引の規制をすべく、外国人土地法や森林法、国土利用計画法の改正など、新たな立法の必要性等について検討作業が始められております。壱岐市では、今のところこのような事例の発生はないものと思っておりますけれども、今後国の動向を注意深く見守っていくとともに、機会あるごとに国境離島、外洋離島の保全と、住民の安全安心について強く訴えてまいります。このガソリン税、揮発油税、あるいは日本国土の外国人の土地所有につきましては、いずれも壱岐市の条例で規制をするということには限界があると認識をしておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） 揮発油税についてもあるいは国土の保全についても、これは市のほうでどうするということはできませんが、国のほうに、今言われましたように、離島振興法が、あるいは離島という立場の中で強く国のほうに要請をし、早く法制化されるようお願いをしたいと思っております。

続きまして、第1次産業の振興についてお伺いをしたいと思います。

漁業振興策の中で、もうこれは県のほうも要綱がもうできているようでございますが、全国発の認定担い手確保育成事業制度、この具体的実施要綱が、本市においては6月1日から施行され要綱ができております。そういう中で、今回の行政報告の中で、9月より申請を受付開始とされておりましたが、その周知方法と現況の受付件数、これは今日現在じゃなくていいですが、もう既に10日以上なってますから、各この推進について、漁協のほう为主体で窓口になっていると

と思いますが、その周知方法あるいはパンフレット等の作成で周知が詳細に出ているかどうか、その点についてお伺いをしたいと思います。

次に、農業振興方策ですが、壱岐市の基幹産業である農業を見ても、厳しい現況下のもと農家戸数も激減をしております。その中で、ＪＡ壱岐市では壱岐地域農業戦略として、第７次営農振興計画が作成されて、この中で、畜産について繁殖牛８，０００頭の平成２７年度目標達成とされております。現在、当面の課題として思っておりますのが、完遂目標として平成２３年度に７，０００頭は達成に向け振興しているという話を聞きました。でも、現況を見てみますと、平成２３年７月末の頭数は６，５６９頭と減少をしております。それに加え、今年の１０月の競牛市の頭数が、成牛が約２７０頭市場に出されてまいります。そうするともう６，５００頭は切っている、そういう状況に６，３００頭ぐらいなっております。こういう中で、今度の９月の市の補正予算の中で、増頭対策の一環として助成措置がなされております。その要綱とそれから具体的な取り扱いについて、現況で説明できる、応対ができる範囲内で結構ですが、それをお聞かせ願いたいと思います。どういうところに、これは増頭対策ですから、一番の答弁がしやすいように話していきますが、繁殖牛の増頭というのは、更新と増頭と両方あります。維持というものがああります。維持確保というのも対象にすべきという私の見解を含めながら、それを含めて増頭対策をすべきだという考えを思っておりますが、市長のお考えをお願いをしたいと思います。

それからもう一つは、長崎県の家畜導入事業が、これはもう既に３０年来経過しておりますが、一頭当たりの導入に対して、１３万８，０００円、以前は国の事業で４万６，０００円が国、県が４万６，０００円、それから担当町が４万６，０００円で合計１３万８，０００円だったんです。現在、もう国のほうはこれを廃止いたしまして、県が２万２，０００円とそれから市の方が４万６，０００円になって１３万８，０００円を維持しておりますが、この１３万８，０００円という額が、３０年来そのままできております。この枠の拡大に向けて県へ要望等の考えはないか、市長の考え方をお願いをしたいと思います。特に来年は、平成２４年１０月は第１０回の全国和牛共進会が本県で開催されることを含めまして、重点な施策という考え方の中で思い切った、県も方策をすべきだというふうに考えます。それについて市長のお考えをお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 続いて、農業の振興策についてでございます。畜産振興８，０００頭達成の具体策、長崎県家畜導入事業の枠拡大についてということでございます。

壱岐市の農業は第１次産業の大きな柱であります。中でも肉用牛は農畜産物の約６５％を占める基幹作物となっております。ＪＡ壱岐市の第７次営農振興計画では、平成２７年度末の繁殖

牛 8,000頭の目標に向けた取り組みが策定されたところでございます。先ほど、議員御指摘のように、繁殖雌牛は平成20年の7,200頭をピークに、今年4月には6,600頭まで減少しております。議員の御指摘によりますと、6,500頭を切るんじゃないかということでございますけれども、これを受けて、まず7,000頭まで回復させるために、JA壱岐市をはじめ、県振興局、壱岐市共済組合等の関係機関で構成される緊急増頭対策会議が7月に設置されております。この会議では、関係機関が連携して頭数減少に歯どめをかけるかめの具体的な方策と取り組みについて協議が重ねられているところでございます。今年の8月5日に和牛部会長さん、そしてJA組合長さんからこのことについて要望が出されたところでございます。先の緊急増頭対策会議で取りまとめられました方策の実現化に向けた予算を本議会に上程をいたしておるところでございます。関係機関と連携を取りながら振興策を講じてまいりたいと思っております。議員ご指摘のように、増頭するためには、維持をするそして更新をしていく、そういったものと相まって増頭ということでございますので非常に厳しい状況にあると思っております。そういった中で、先ほど申しますように、和牛部会あるいはJA組合長さんからの要望につきましては、県外導入をしてくれということでございます。そういったことに対する予算措置をしているところでございます。

そこで、この県外導入と同じように導入が、今県内導入というのがございます。先ほどおっしゃいました県費9万2,000円、そして市が4万6,000円を出しております。13万8,000円の今時価保留、あるいは島内の保留をしておるところでございますけれども、この実績が平成22年度100頭の導入計画でございますけれども、59頭の実績に留まっておるところでございます。そういったことで、なかなか増頭が進まない。内訳といたしましては、自家保留が46頭、壱岐家畜市場の購入が13頭、計59頭でございます。この市内の壱岐の牛を導入する、あるいは自家保留をする、このことを13万8,000円でございますけれども、この13万8,000円と今申します金額は、例えば46万円の雌牛を購入したときに3割の補助ということになるわけでございます。したがって、私は決して低い補助率ではないと思っております。このいわゆる100頭の導入計画に対しまして59頭の実績でありますので、これにつきまして、この利用をお願いいたしますとともに、県外の導入、今度新しく補助を出しますけれども、それについての御利用もお願いしたいと思っております。

議長（市山 繁君） 市長、漁業振興策の答弁がなされてない。白川市長。

市長（白川 博一君） 失礼いたしました。漁業の初の全国認定漁業者制度の周知等につきましてでございますけれども、壱岐市の基幹産業であります水産業は、水産資源の減少、魚価の低迷、燃油の高騰、さらには漁業従事者の減少、高齢化等により極めて厳しい状況でございます。壱岐

市といたしましてはさらなる水産業振興を図るため、吉岐市の水産業及び漁村の活力ある持続を計画的に図る必要があることから、対策の一環といたしまして「認定漁業者制度」を創設したところでございます。要領6月1日付で施行いたしました。これは議員御指摘のように日本初と自負をいたしておるところでございます。漁協の事務担当者説明会も終了いたしましたして9月より申請受付を開始いたしました。あわせて後継者対策として、新規就漁業者に対し月15万円、この内の5万円は漁協の負担でございますけれども、2年間支給いたします。これらの制度をぜひ御利用いただき、漁業の振興に役立てていただきたいと願っております。

周知につきましては、市報の9月号に掲載し、各漁協からも組合員皆様に周知いただくようお願いをいたしておるところでございます。現在の受付状況でございますけれども、認定漁業者につきましては12名程度、後継者につきましては5名程度の申し込みがあつておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） 認定漁業者の担い手確保対策については、5月から申請受付ということですから、これは予定通り計画達成ができるという感じに思っておりますし、担当課の努力をお願いをしたいと思います。

それから、先ほど畜産振興について市長のほうから、3割は補助している、それは分母が安いという感じがしております。分母を60万円にすれば18%しかならんとです。だから分母を大きくせんとできないというふうに感じています。そういう中で、これは畜産のほうでも、担当課においては営農資料等も同時に指導体制をつくりながら、そういう体制の中でこの導入に向けて、畜産事業の振興に努力をしていただきたいということをお願いしておきますし、それからこの増頭対策、県の家畜導入事業ですが、宮崎は20万円出しておると、全然振興策の方向づけが違います。そういう中で、他県の状況も踏まえながら、私はこの13万8,000円というのは県の導入事業であればもう少し長崎県の畜産事業を振興する必要があると思います。そういう中では、体制強化という中で、まだ分母の、この13万8,000円の額を、分母を導入すれば1頭50万円以上、先ほど市長46万円と言われましたが、46万円で導入しようっても、安い牛しかできんとね。やはりいい牛を、三代交配を入れよるならば、60万円相当の牛を入れんと。私は118万円の牛を青森から入れたこともあります。そういう中で、これは導入対策になりませんでしたが、そういうこともありますし、高い牛は100万円以上のもんもあるわけです。あるいは初任牛であれば、初任牛を導入すれば80万円、90万円はします。特に県外の導入をすると、それぐらいの分母になります。そういうことも踏まえていただいて、県等への要望もしていただきたいということ強く要望しておきます。

その次に、就労の場の確保でございますが、まず日本列島は現在原発の2次災害によって誘致合戦が進められております。特に東北には仕事ができない、そういう中で各地に誘致合戦が進められておりますが、そういう中で市長、次の点についてお伺いします。

現在、福祉施設の充実が順次、民間でも進められておりますが、そういう中での就労の場の確保という中で質問をしていきたいと思っております。

市内のほうで、まずいろいろ障害者の方々がいらっしゃいますが、この彦岐市内の方で、市内出身の方で県の施設にいられる就学時前、そしてまた青年等が、現在彦岐島外に、福祉施設に入床してあります。この実態状況についてお聞かせ願いたい。で、何でもこういうことを言うかといいますと、今後やはり世帯の中ではみんな家族同様に生活をする、あるいは彦岐島内でグループホーム等の計画も必要じゃないかというように考えますが、これについては行政で公共的な福祉施設あるいは民間でやる等いろいろ考え方がありますが、このグループホームを必要じゃないかという考え方の中で質問をしております。ですが、現在島外の施設の入所状況について、実態、数等が何人くらいおられるかわかっておりましたら、それから次に今後のグループホームの設置等についての市長の考え方をお聞かせ願います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 障害者の雇用についての御質問でございます。

全体的な企業誘致のこともあるのかなと思っておりますけれども、そうじゃないようでございますので割愛をさせていただきます。

障害者の支援事業につきましては、島内にホームヘルプサービスを提供する社協の4つの事業所や彦岐國の里及び結などによりサービスが提供されておまして、島内の障害者福祉サービスを利用されておられる方は、平成23年の7月の利用実績で延べ167名いらっしゃいます。島外の81カ所の施設に延べ130人が利用しておられますけれども、これは障害者それぞれ障害の種類や程度が様々でございますして、それぞれの心身の状況に合った島外の施設に入所、またはグループホームなどから就労先や訓練施設へ通われている方々が多数おられるものと考えておるところでございます。

議員（11番 豊坂 敏文君） 市長、グループホームの支援策は。

議長（市山 繁君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 失礼いたしました。彦岐市内においての障害者の支援施設といたしましては、身体障害者通所授産施設彦岐國の里、知的障害者通所授産施設結、児童デイサービス施設彦岐こどもセンター障害児日中一時支援事業所彦岐市社会福祉協議会郷ノ浦事業所・芦辺事業所、それから精神障害者福祉ホームひまわり、宿泊型自立訓練施設天寿庵、精神障害者地域作業所の

ぎくの丘などがございまして、福祉ホーム及び宿泊型自立訓練施設を除く各施設が日中に障害をお持ちの方が通われる通所型の施設となっております。市内に夜間利用できる施設が非常に少なく、特に急な用件などで島外への宿泊を要する場合などに障害をお持ちの方を一時的に預けるショートステイ事業施設がないことは、障害をお持ちの家族にとっては大変な不安と不自由な思いでおられることと思います。ケアホーム、グループホームにつきましては、日中は職場や施設で就労や訓練を受け、夜間に世話人等の支援を受けながら利用する施設となりますが、壱岐國の里を運営する社会福祉法人米寿会によるケアホームの開設が平成24年4月を目標に進められておりまして、壱岐市社会福祉法人施設整備費補助金交付要綱により建築整備に対して助成を行うよう予算を計上し、提案をさせていただいております。精神障害者福祉ホームひまわりの家につきましては、平成24年4月より定員6名のケアホームと定員12名のグループホームを兼ねた施設に移行を行いまして、精神障害者のみならず知的障害者等を受け入れるよう計画をいたしております。また、前年度に在宅の障害者を対象に行いました生活状況・心身状況実体調査の結果等の分析を行い、さらに施設の充足が必要な場合には補助金の交付要綱等の見直し等図り、障害者福祉施設の充実を図りたいと考えておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） 市長のほうも、最初の、私は通告はしてございました、企業誘致の予定という全般的なことを、私は最初言っておりませんでしたので、せっかく答弁がありましたら、御答弁をお願いをします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 企業誘致の全般的な予定ということでございます。

企業誘致につきましては、県の所管課、財団法人、長崎県産業振興財団との情報交換を密にしております。誘致の動きがある企業には面談を行うようにいたしております。また、これまで面談を行ってきた企業に対しましては、接点が切れないように繰り返し訪問を行うなど誘致活動を続けておるところであります。しかしながら、昨今の日本経済の低迷、加えて東日本大震災や史上まれな円高などによりまして、企業は国内投資を控えている状況の中で、壱岐市への企業誘致が進んでいないというのが実態でございます。当面現在進出いただいている企業の雇用拡大につながるものには支援を行うとともに、今後も県と連携し、新規の企業誘致に向けて積極的に取り組みを進めてまいります。今回、株式会社松尾の壱岐ハーネス工場の勝本移転計画書でございますけれども、経営計画では現在従業員が18名、売り上げが月500万円でございます。これを今年9月から順次拡大をいたしまして、来年6月までに従業員30名、売り上げ月

1,000万円、平成13年1月までに従業員40名、売り上げ1,400万円、月でございます。13年1月以降、従業員を50名、売上高月1,750万円という経営計画をなされておりまして、このような企業につきましては、大いに応援をしていきたいと考えておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） この誘致合戦時代ですが、なかなか離島に新規の企業が来るのは難しいと思いますが、吉岐に合った雇用の輪、これは新規に、企業誘致については、今言われましたように、県の産業振興財団もあります。こういうこととの連絡を図っていただいて、企業誘致斡旋に努力をしていただきたいということを強く要望をいたします。

続きまして、特養ホームの建設についてお伺いをいたします。

今後20年から25年、ちょうど我々年代が80から85になるぐらいのときが一番高齢化人口が大きくなります。そのように、今から20年なり25年は突進して高齢化社会になってまいります。これに対して、今公共施設だけでは対応できない現下にあるわけですが、民営とそれから両立できる対策が必要だと思いますし、当面昨年までに、今年もいろいろありましたが、鯨伏の特養ホームの建てかえ問題について、これについては今、市長のお考えでいつごろ、公営の分については建設予定か。で、その他民間の動き等もあれば、民間の動き等も、市長の見解の中で答弁願いたいと思いますが、民間等の働きかけも必要じゃないかと思えますから、その点についてもお伺いしておきたいと思えます。よろしく願います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 特養ホームの件についてでございますけれども、行政報告で申し上げましたように、本年度内に各福祉施設及び医師会等の協議を踏まえまして、吉岐市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会で協議を行いまして、高齢者の福祉・介護サービス事業などの総合的な基本計画を策定し、その中で十分検討・協議を行ってまいります。初回は10月初旬を予定しておりまして、数回の協議を重ね、平成24年2月ごろには事業計画を議会に報告したいと考えております。

御質問の公設の施設建設につきましては、平成24年度に吉岐市福祉施設等整備検討委員会に諮問いたしまして、場所及び規模等の検討をいただき、検討委員会の答申を尊重し、設計者の作成に着手する予定でございます。施設の建設につきましては、平成25年度に着工したいと考えております。

次に、民営化の動き、現時点ではということでございますが、現在平成24年度から平成

26年度までの第5期介護保険事業計画の作成準備に取りかかっている状況でございます。今後の施設の整備計画につきましては、10月初旬から開催する吉崎市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会の中で十分検討・協議をお願いすることといたしております。数回の協議を重ね、平成24年2月ごろには事業計画を議会に御報告する予定でございます。その後介護保険料の変更等の条例改正をお願いする予定でございます。現在のところ民間からの特別養護老人ホーム、認知症グループホーム等の開設の希望が複数ございます。第5期介護保険事業計画で施設の増床を図るようになれば、この分は民間にお願いしたいと思っておりますので、待機者も多数いらっしゃると思います。でき得る限り早期に公募し、利用者の御期待に応えたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） 特養ホームの建設、ほかの施設の関係も、グループホーム等の関係もありますが、特に今老人ホーム、養護ホーム等あるいは特養ホーム等はもう喫緊の、待機者も多いということもあります。これについては早期着工に向けて進めていただきたいということをお願いをしておきます。

その次に、下水道の加入状況と合併浄化槽の普及状況についてお伺いいたします。

現在、下水道については加入率が43.3%、これは喫緊の加入率の資料を取っておりますが、漁業集落で44.2%、それから合併浄化槽が31.1%、こういう状況下の中にあります。こういう中で、私は2年前にも質問をしておりますが、加入率のアップイコール公共施設の下水道の整備、これは下水道に早く、公共施設に絶対つなぐ必要があるということをお願いをしております。具体的に、教育委員会が監視する各小・中学校のグラウンド、あるいは教育施設等のトイレ、あるいはプールに付属したトイレ、こういうところの下水道がまだ接続していないということで質問をしておりましたが、その後の進捗状況について教育長、今の下水道に2年前から、どういうところ、例えば盈科小学校か武中については下水道につなぐ、こういう実績がどういうふうに変更されたかについてお伺いをしたいと思いますが、各教育施設のこの下水道に接続された事例等についてお聞かせ願いたいと思います。

議長（市山 繁君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 11番、豊坂敏文議員にお答えをいたします。

ただいま、市内の小・中学校で浄化槽施設に取り込んでおらないトイレ等の実数を申し上げます。プールのトイレが5カ所、体育館のトイレ3カ所、グラウンド外のトイレ3カ所、体育館外のトイレ1カ所、倉庫外のトイレ1カ所、そして部室のトイレ1カ所、14カ所でございます。個

数にいたしまして11個になります。議員御指摘の成果としては非常に御不満であろうかと思っております。申しわけないと思いますが、これらの14カ所のトイレにつきましては、児童・生徒はもちろん、社会体育施設等々での活用がございますので、年次的に整備を進めてまいります。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） はい、教育長、年次的に進める、もう一回だけちょっと再質問しますが、執行率が今教育委員会の中で、学校教育、学校施設あるいは教育施設全般ですが、実際にまだ連結をしてない、浄化槽に連結をしていないところは総体的には何カ所ある。その中で14カ所、執行率が何%になっているかだけお伺いをしたいと思います。

議長（市山 繁君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 現在、浄化槽施設に連結をしておらないところが14カ所でございます。執行率につきましては、申しわけございませんが、後ほど返答させていただきたいと思えます。現状で14カ所が浄化槽設備になっておらないということでございます。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） それでは、もう一点だけ行きます。14カ所が未設置ということであれば、執行されたところが何カ所かわかればいいんですが、執行された所はわかりますか。

議長（市山 繁君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） この何年間にということだと非常に、今資料持ち合わせておらないんですが、校舎全部は設置をいたしております。そして、今残ります11校の校名を上げる前に、小学校が9校、中学校が2校となっております。よろしいですか。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） 大体浄化槽が、もうあとは時間ないですから次行きますが、実際私が聞いているのは、盈科小学校の場合はもう既に下水道の施設があるわけです。浄化槽はあります。ただ、グラウンドのトイレとかプール等のトイレは連結してないわけですよ。接続してないんです。そういうところについていくら、私は2年前にこれは質問したと思えますが、連結してないからこの改善策がどれだけ今執行率があるか、進捗率がどれだけかということを知っているんですが、これは今後調べておいていただきたい。お願いします。あとまだ2点ありますから、次行きます。

幼保一元化の方針と小学校の統合計画について。

近年、幼保一元化については幾度となく同僚議員から質問がなされております。現在その動向についてお聞かせ願いたいと思います。

それから、中学校の統廃合については、今年4月から10校が4校とされて、生徒の皆さんも学園生活に充実感が沸いてるところであります。昨日も、第1回の勝本中学校の体育祭があったわけですが、皆さん仲良く頑張っておられますし、評価しているところでございます。このことを踏まえながら、次の課題として小学校の統合、これについてもう計画をしていいと思っているわけですが、幼保一元化の関係とそれからこの教育長の小学校の統合関係について、市長、教育長の答弁をお願いをします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 私の方から幼保一元化の真意について申し上げたいと思います。市内幼稚園と認可保育所の一部及び僻地保育所の多くが定員割れをしている現状を踏まえまして、保育効果、財政の充実、設備面や保育環境の均衡化等を図り、保護者が安心して子供を預けられる環境づくりをするために、教育総務課と子供家庭課で協議を開始いたしております。9月中旬に壱岐市幼保連携計画作成について、市民の御意見を聞くようにいたしております。そして、職員及び保護者アンケートを実施するようにいたしておるところでございます。

国の子育てシステムの検討会議、中間取りまとめでありますけれども、具体的には学校教育、保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合施設を創設することによりまして、学校教育法及び保育の質の向上施設の一体化、保育の量的拡大、家庭における養育の支援の強化、二重行政の解消を図ること、以上4点の実現を目標として幼保一体化を含む子ども・子育て支援に関する基本指針を策定するということになっておるわけでございます。これによりまして、市町村は国による制度改正及び基本指針に基づき、市町村システム事業計画を策定するということになっております。子ども・子育て支援システム検討会議で継続して検討が行われておりますので、国の動向を見きわめながら、多くの意見を聞きながら、先を見据え、壱岐市の実情に合った計画を作成したいと考えております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 11番、豊坂敏文議員にお答えをいたします。

小学校の件でございます。実は、小学校の統合につきましては、先に行いました中学校の適正規模の説明会の折にも意見が出てまいりましたところでございます。

小学校といえますのは、地域住民とのかかわりが非常に強うございまして、子供も1年から6年生という6年間の学校生活をする場でございます。地域との密接な関係をもとにいたしました学習を多く取り入れているというような特徴もございます。小学校が地域から消えることのデメリット、そして1年生から6年生といえます年齢差の子供たちの動きをどうするか等々、非常に微妙な問題があるものでございます。このようなことから、今年の4月からスタートいたしました新中学校のこの1年間の動向を注意深く見守りながらまた検証を加え、明らかになったことをさらに精査をいたしまして、議会の皆様、地域の方々、そして保護者の皆さんの御意見を尊重しながら小学校の統廃合については検討に入りたいと思っております。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） もう最後で終わります。1問、あと1問は次回に回していきたいと思います。

それでは、今、動向については、動向を検証しながら、教育長の答弁に一番ふさわしい答弁だったと思いますが、モデル校でも検討していいと思います。小学校の統合についてはモデルもつくってもいいと思いますから、そういうことも検討しながら検証をし、進めていただきたいというふうをお願いをして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔豊坂 敏文議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、豊坂敏文議員の一般質問を終わります。

議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午前11時53分休憩

午後1時00分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次に、13番、鵜瀬和博議員の登壇をお願いします。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 登壇〕

議員（13番 鵜瀬 和博君） 通告に従いまして、壱岐市長に対し、13番、鵜瀬和博が一般質問をさせていただきます。大きく2点、まず1点目は航空路対策について、2点目が市長の附属機関設置についてでございます。

まず、質問の前に本土と壱岐を結ぶ島民の生活航路の交通手段としてこれまで長い間運航維持に御尽力いただいております九州郵船をはじめ、壱岐・対馬フェリー、オリエンタルエアブリッジに対し、心から感謝を申し上げます。

この離島航路の維持のために運営主体である、特に九州郵船に加え、行政をはじめ、島民が一体となって離島振興策に沿った観光客の誘致等の需要拡大策を講じなければなりません。しかし、壱岐の発展のために、水産業、農業、商工業の様々な施策により、生産した商品は島内のトラックに乗せ、大型消費地へ運ばなければなりません。この離島航路は、島民をはじめ、すべての産業など人的・物的交流においては必要不可欠であり、島外からの観光客には壱岐への窓口として重要と考えております。私たち離島民にとっては、これら交通アクセスは死活問題であると考えております。

そのような中、全国的に離島の過疎化や高齢化に伴う乗客減などにより、離島航路整備法に基づく国の補助対象でありながら離島航路の運行維持が大変厳しくなっており、赤字の一部を国が補助する離島航路補助制度はありますけども、現況ではどこの航路も経営的にも難しくなっており、壱岐航路においても例外ではなく、特に燃油高騰に伴うバンカーサーチャージの負荷により以前に増して島民や観光客の負担を強いられております。こういった運賃等の問題が人・物流交流の課題となっております。

さて、そこで、壱岐で関係する空路及び海路の充実を図り、地域経済の振興と住民生活の向上に寄与することを目的に、壱岐市航路対策協議会が設置をされております。協議会メンバーとしては市長が会長、副会長に市議会議長、委員として農協組合長、漁協組合長会会長、商工会会長、観光協会・トラック協会壱岐支部長、全九州離島自動車連盟壱岐支部長、そして副議長と議会の各常任委員長と、顧問に県議会議員となっております。設置要綱によれば、年1回の定例会と必要に応じて臨時に開催するようになっております。これまでの航路対策協議会の開催状況としては、年2回のダイヤ改正等の折に開催しており、ダイヤや運賃改定等については唯一の離島航路事業者である九州郵船からの報告を受けております。このことは海上運送法の一部改正によりまして、事業者の判断で航路、ダイヤ設定、運賃設定が迅速かつ弾力的に行われるようになってきているものの、利用者の半数以上が私たち島民であること、また離島航路整備法に基づく補助航路も一部あることを踏まえると、ぜひ改定の2カ月前などに事前協議をするべきと考えております。

また、毎回九州郵船が同席をされており、各業界から口頭による様々な要望をされておりますが、オブザーバーの九州郵船も即答ができないような現状であります。経済団体、関係団体の長からなるこの協議会では、これといった議題もなくダイヤ改正報告会に終わり、ほとんど機能していないように思われますが、市長の考えをお聞かせをいただきたいと思っております。本来要望を伝えるならば、事前にこの協議会内で十分協議・精査し、正式に文書化して九州郵船などから協議会開催時に文書にて回答をもらうべきであると考えますが、市長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

また、この委員会の中に委員として、先ほども言いましたが、議会より議員5名が出席をして

おります。この件に関しましては、御承知のとおり、平成20年3月議会において議会活性化特別委員会の報告の中で、市長の附属機関・諮問機関への議員就任の適否については、機関の運営形態上、議員が公的立場からこれらの役職に就くことは適正でない判断し、議会としては議会の運営形態等を十分精査し、今後の就任要請に対しては慎重に対応すべきとし、市長に対しても附属機関・諮問機関における議員への就任要請について、その適否を厳正に検討されるよう議会として要望すべきとの意見で一致をしております。

現在、リフレッシュ運賃割引によりまして特定疾患のお持ちの方の通院や学生の受験、そして就職、障害者の方、65歳以上のシルバー割引を実施をされております。そこで、議長を除く我々議員の代わりにサービス向上のため公募などによる一般利用者や、特に福祉関係団体からも委員の選出をしてはと考えております。今後の協議会のあり方や委員の構成を見直すべきと考えます。

また、我々議会としてもこの航空路対策には所管の委員会がありますが、ぜひ特別委員会を設置するなどしてしっかりと取り組むべきと考えております。市長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

また、協議会の協議内容として、要綱の第5条によれば、1、空路及び航路運行の正常化とサービス向上に関する事、2、貨物輸送と各種運賃体系の調査及び改善に関する事、3、関係機関への陳情、請願及び商工に関する事、4、その他、目的達成に関する事となっております。しかし、私が委員として出席した中では、空路については何の協議もなかったように記憶をしております。

現在、オリエンタルエアブリッジにおいては、平成22年度では離島航空路線安全整備事業補助金933万円など、そのほか離島航空路線各対策事業費補助金、利用率補償補助金は、一定の率に達しない場合、離島航空路線の収入不足額に対し、その差額を負担するようになっております。

また、ORCでは、離島産品航空ネットワーク事業として、航空路を利用した線路保持とトレーサビリティ実験を行い、航空輸送技術の高度化を図り、離島産品の流通拡大の可能性の検証を目的として、貨物運賃無料として平成21年度は壱岐からも鮮魚や和菓子の産品があったようでございます。昨年においては、壱岐の産品を原材料とした弁当、通称「空弁」も好評だったと聞いております。今年も募集がまっているようございます。

この飛行機の運航について離島3島を比較してみますと、壱岐では長崎便の1往復のみ、五島では長崎便が、季節によってですが1から3往復、そして福岡便が4往復、対馬では長崎便が2から5往復、福岡便が4往復となっております。御承知のとおり壱岐へのアクセスが一番少ないのが現状となっております。そのために、ORCや福岡便の運行をされているANAに対し、

空路の活用法や福岡便の復活に向け、搭乗率向上のためこの協議会内でさらに協議すべきと考えております。そして、将来的に福岡に飛行機が就航すれば、東京、大阪からの集客が見込めると考えますが、市長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

3つ目は、平成19年10月1日に施行されました地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会の壱岐・対馬航路活性化協議会と、壱岐市航路対策協議会について、活性化協議会事前協議や事後報告がなく連携していないように思えますが、この協議会との位置づけはどのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

4点目につきまして、新たな離島振興法の制定実現を求め、長崎県総決起大会が市長の行政報告でもありましたとおり、8月19日五島市で開催をされ、平成25年3月期限切れとなるため、その延長と、特に離島航路運賃の低廉化、JR並み運賃の実現を強く訴えられております。

例えば、格差是正の地方戦略事業やトック構想として地区離島が大消費地都会へ安全安心の農水産商工品を運ぶ産地偽装もない離島ならではの安全安心ふるさと便として輸送コストの支援を求め、財政支援措置を強化するようあわせて要望していただきたいと考えております。またそのためには、各団体が単独ではなく、現在あるこの航路対策協議会が窓口となって、九州郵船、ORC、壱岐・対馬フェリーなど行政と一体となり、お互いが協議、努力することこそが必要と考えております。特に、これからのオフ期、観光客集客のため、事業者との協同キャンペーンを実施したり、集客経営努力によるインセンティブ制度を導入したり、運送トラックに壱岐キャンペーンの広告宣伝を描いたりとしたら、より友好的になると思いますが、この共同キャンペーンについて市長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

議長（市山 繁君） ただいまの鵜瀬議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 13番、鵜瀬和博議員の御質問にお答えをいたします。

航路対策について、4点の御質問でございます。

離島にとって交通アクセスは死活問題であるということから、まず現在の航路対策協議会は九州郵船からのダイヤの変更の報告が主であり、余り意味がない。また、九州郵船もオブザーバーであり、その場の要望を聞くだけで回答は難しい。事前を要望をとりまとめ、文書化するなど、正式に要望するなど、委員構成や協議会のあり方を考えるべきであるというご意見でございます。

壱岐市の航路対策についての考え方及び航路対策協議会のあり方に対する御質問でございます。鵜瀬議員もつい先ごろまで委員でいらっしゃいましたので、非常にこの点詳しくあられます。かつそのあり方、機能について疑問をお持ちでの御質問だと思います。

現在の航路対策協議会は、議員がおおせのとおり、九州郵船からの申し出による航路運賃やダイヤの変更に伴い、壱岐市航路対策協議会を開催いたしまして九州郵船からの説明を求め、委員

皆様に御協議していただきまして、御指摘は否定できないと思っております。

実は、先日9月5日に開催いたしました協議会においても、九州郵船から申し出によりまして、本年11月から来年3月までのダイヤとバンカーサーチャージの協議を行ったところであります。今回の協議会におきましては、議員の御意見のように、各委員会から航路対策協議会のあり方や委員構成について現状を打破して、本来あるべき姿に持っていかうという前向きな御意見をいただいたところでございます。私は委員皆様の意見を取りまとめ、年4回の定例協議会を開催する提案をいたしました。新たな気持ちで航路・空路について地域公共交通の活性化のために協議を重ねてまいります。そして、委員皆様とともに、国、県、航路事業者等に陳情や要望行動を活発に進め、市民の足の確保、利便性の確保に努めてまいります。

また、委員の構成の中のことでございますけれども、附属機関に対しまして、議員の方々は搬入すべきでないという議会の御意見のようでございますけれども、この航路対策協議会におきましては、委員の皆様方から常任委員長への御参加を強く求められたということをお伝えしておきたいと思っております。

次に、航路対策協議会では、空路についても協議することになっているけれども、空路については具体的協議がないという御質問でございます。

現在、壱岐、対馬、五島の3つの離島におきましては、オリエンタルエアブリッジ、ORCの航空機が就航いたしまして、長崎県が主体となって長崎県離島航空路線再生協議会、長崎県空港活性化推進協議会、長崎県内離島航空路線就航地域公共交通協議会において県内離島航空路の発展を努めておるところでございます。私は、これらの会議の中で、特にダイヤについて便数や時間帯の要望を行ってまいりましたが、「機材が2台しかない」という「物理的に無理だ」という返事に周知しておりました。そのようなこともあり、航路対策協議会では空路について協議を怠ってありましたことを反省しております。現在、壱岐が機体整備によりまして、1機による運行のために今月17日まで午後の便が運休いたしておりますが、その辺の説明さえしておりません。反省しきりでございます。今後、壱岐航空路利用者のニーズに応えるために航路対策協議会で十分協議を重ね、県やORCに対し機材の充実を含め、要望活動等を行ってまいりたいと思います。

また、鹿児島便、長崎・鹿児島便が、就航については、この廃止も含め流動的なようでございますし、また機材の充実、こういったことについても要望を申し上げておるわけでございますけれども、議員御指摘の福岡便につきましては、私が一存で出しまして復活をお願いをいたしております。このことにつきましては、ぜひ福岡航空路線の復活について今後も強く要望してまいりたいと思っておる次第でございます。

次に、3点目の壱岐・対馬航路活性化協議会の位置づけはということでございます。

博多～壱岐・対馬航路は、近年の燃料油価格高騰や人口減少によりまして、その取り巻く現状

は年々厳しくなってきました。航空運航事業者の経営努力は限界を超え、減便や運賃の値上げを余儀なくされているところがございます。壱岐市、対馬市の振興のためには、本土と両市を結ぶ航路の安定的な維持、観光客誘致及び新たな航路利用者の掘り起こしが不可欠となっております。そのため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、壱岐・対馬航路活性化協議会を設置いたしまして、広域行政による公共交通の充実及び活性化を図るため、平成21年7月に壱岐・対馬航路公共交通総合連携計画を策定いたしまして、壱岐市・対馬市の地域住民の代表、行政、交通事業者等の関係者が協力をいたしまして、航路の維持・増進に取り組んでおります。

したがって、壱岐・対馬航路活性化協議会は法定の協議会でございます。事業の成果といたしましては、1つには利用者ニーズに配慮した運航ダイヤの見直しを行いまして、ジェットフォイルの博多早着便、いわゆる午前9時着が実現いたしました。また、利用者ニーズに即したサービスの向上では、クレジットカード払いの導入が行われております。その他、ニュー対馬の省エネ化が図られておるところでございます。さらに、観光客ニーズを取り組み、観光客の航路利用を促進する新たな観光ルートの形成等に取り組んでおります。本市から、私を初め、地域住民の代表として選任された商工会長、観光協会長、公民館連絡協議会長、対馬市からは対馬市長及び当市の地域代表者3名を選任して九州郵船とともに策定した連携計画に基づき、本航路の活性化を図っております。

この壱岐・対馬航路活性化協議会の壱岐の航路対策協議会との位置づけはということでございますけれども、この壱岐・対馬航路活性化協議会につきましては、平成21年度から25年度までの時限立法によつての設置でございます。23年度までで補助金は終わります。そして、今申し上げましたように、壱岐・対馬を一体となった活性化協議会でございますので、直接の関係はないと思っておりますけれども、航路対策協議会との関係と申しますのは、壱岐の航路対策が壱岐だけということに対しまして、壱岐・対馬航路活性化協議会は一体となった話をしていくということで御理解いただきたいと思っております。

次に、航空路対策についてでございますけれども、各航空路との共同キャンペーンを実施してはどうかということでございます。おおせのとおり、航路・空路ともに利用客増に向けたキャンペーンは必要だと思っております。昨年、空路につきましては、長崎県空港活性化推進協議会壱岐支部の事業といたしまして、壱岐・長崎間の空路の利用促進のため、壱岐空港、一支国博物館スタンプラリーを実施いたしました。今年度も引き続き行う計画でございます。合同キャンペーンの具体的な内容につきましては、壱岐市航路対策協議会及び九州郵船並びにORCとともに研究してまいります。また、航路につきましては、本市だけでなく対馬市との協議が必要となると思っております。

ところで、先ほど申されました特産品の空路輸送につきまして、財政支援等々県に要望すべきだということでございます。そういったことについても進めてまいりたいと思っております。また、このキャンペーン、事業者との連携を取ったキャンペーン、またそのインセンティブを意識したところのキャンペーン、そういったものについても研究をしてまいりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 今回、特に航空路対策については、航路対策協議会のあり方についてを御指摘をさせていただきました。市長も先般の航路対策協議会の折に、年4回の定期会の開催を今後されるようですが、言わば3カ月に1回、単純に、それはいいんですが、それぞれの季節季節によって状況も違いますので、例えば夏のキャンペーンに向けては、冬の間協議をして夏に向けての対策を考えていただくとか、そういう準備をしていただきたいと考えております。

また、航路、特に空路、空路は特に福岡便の復活に向け、あらゆる機会を捉えて市長のほうも、県のほう、そしてORCとの協議の場において要望を強くしていきたいということですので、あわせてそのようにしていただきたいと思えます。

私が、3番目の壱岐・対馬航路活性化協議会と壱岐の航路対策協議会の位置づけというのは、一応壱岐・対馬航路活性化協議会については平成25年までの時限立法の中での会ですので、要は壱岐の航路対策協議会で話したことをそこに上げるとか、逆にその協議会であった分についてを航路対策協議会のほうにおろすとか、そういったのが今までになかったものですから、今の市長の答弁では、予算が今年度までだからあと2年についてはしないということなのか、あわせて再度お尋ねをいたします。これは法定協議会ですから、それぞれの同意がないと開催しないというわけにはいかないでしょうから、その点についてお尋ねをいたします。

あと、この航路活性化協議会において、実はおかしいなっていうか、指定席の設置のアンケート、市長も報告があったと思うんですが、これが集計207のうち現状のままでいいと答えられたのが125で、このアンケート取った中では6割ぐらい、だから半数以上が指定席については設置しなくていいということなので、この協議会においては少数意見も気かけながら、なるべく、なるべくちゅうかしない方向で終わったようですけども、市長の出張が多いんで御存じかと思うんですが、冬場に関してはそう問題ないと思うんです。問題ないっていうか、そうお客さんも少ないでしょうから。特に夏休みとかの多客期においては、今乗船手続が1時間前から始まりますので、1時間近くも前から並ばなければいけないと。そしてもう一つは、今は屋内になりましたが、暑い中、寒い中、特にお年寄りや夏場の御家族連れにとっては、じっとそこに並ぶっていうのが大変なんです。特に、このアンケートではたかが207の集計のうち6割っていう、結

果としてはありますけど、集計数が私は足りないんじゃないかと。私の周りの御家族連れ、お年寄りからは、ぜひ指定席にしてほしいと。そしてまた、せめて整理券でもいいから配付してもらえないだろうかという声をよく聞きます。だからこういった利用者の声をよく集約して、九州郵船などにやっぱり正式に要望書を提出するほうがいいと思って、だからぜひ航路対策協議会の中でこういった、また先ほど市長の言われました壱岐・対馬とは別で壱岐独自のものっていうことですから、アンケートを取るなりしていただいて、少しずつではありますけども九州郵船の利用者にとって利便性を少しずつよくなっていると、先ほど市長が言われましたクレジットカード等、ああいったのは利用されている方にとっては大変好評をいただいておりますし、中にはカードの種類もいろいろあるようですから、その辺もお客さんの動向を見ながら再度追加していただくようなこともしていただければ、より利用者の方もよくなるんじゃないかならうかと思えます。

そして、もう1つ御提案をさせていただきたいとですが、これからORCと九州郵船あたりのお話をされるということですが、結構、市長もそうだろうと思えます、長崎に行くとき、仕事とかそのスケジュールの事情によりまして、行きを飛行機で行って帰りをフェリーで利用した場合、離島アクセスパックっていうのをぜひつくっていただいて、さらに利用して、今はORCについてはいつ行っても島民カードを見せれば島民割引で乗れることができますけども、九州郵船についてはそういったものはありません。だから飛行機とフェリーのパック、要は離島じゃないとその両方が楽しめないわけです。利用できないわけですから、離島アクセスパックってのは、これはわかりやすいように勝手に作ったわけなんですけど、そういった商品の開発あたりもこれからは必要じゃないかならうかと。だからその際に島民であるっていうことを証明するために、島民カードを持っているわけですから、それを九州郵船さんの窓口で見せれば島民割引の金額で乗れるなどの判断になるんじゃないかならうか。私はいつも思うんです。結局、期間限定でも時間限定でもいいんですけども、空気を運ぶよりは安くしてでも運んだほうがいいと思うけど、まあ、薄利多売という言い方はちょっとあんまりかもしれませんが、どうせならそういったのを活用して、少しでも利益が上がるような、そして利用者の方が利用しやすいような対応を、ぜひ協議をしていただきたいと考えております。その点について、また市長、私の提案を受けてどういったものか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 鵜瀬議員の追加の御質問にお答えをいたします。

25年で終わる、23年で補助金はなくなるんだから来年、再来年はしないのかということでございますが、実は補助金を今まで受けておりますのは、例えばフェリーニュー対馬の燃油を軽減をするための試験とか、あるいは先ほど申しました早着便の試行とか、そういった運航等々大

きな補助金がないということでございまして、壱岐・対馬航路活性化協議会の会議そのものは壱岐・対馬、そして九郵でもってやっていくということでございます。

それから、ジェットフォイルの指定席の問題でございますけれども、二百数十のアンケートの中でそれを決定していかなものかということでございます。確かに、これは賛否ございます。例えば船が郷ノ浦に着岸した場合、2階からおりる、1階からおりる、そういったこともございます。潮の干満によりまして。ですから、そこにも指定席がいいのか悪いのかってこともございます。また、その中で、私は全席指定ということじゃなくて一部指定、先ほど議員もちょっとおっしゃいましたけれども、そういったことにつきましてもやはり協議をする必要があるんじゃないかと思えます。その潮位はその便でわかるわけでございますから、例えば不自由な方についてはその乗降の近くに指定席を設けるとか、そういったことにつきましても提案をしていきたいなと思っております。

それから、離島アクセスパック、仮称でございますけれども、パックにすれば御存じのように旅行、遠いところの旅行でも驚くような値段で行けるという状況でございます。この提案は非常に私はユニークだと思っておりますし、今までORCと九郵の方との接点っていいですか、そういったものはなかったような気がいたします。先ほどの航路対策協議会の中でも、そういったことについてもぜひ協議を重ねていって双方、ORC、九州郵船の方々との話し合いも、あわせた話し合いも航路対策協議会で持てたらいいなと思っている次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 先ほど市長も言われました壱岐航路対策協議会については壱岐独自の対策協議会なのでっていうことですから、指定席についても、実はアンケートの内容を分析してみると、観光客や帰省客にとっては指定席を望んでる方が多いんです。対馬については7対3ぐらいで指定席は要らないっていうことだったんですが、ぜひ壱岐の方については、そのように、アンケートではなっているようでございますので、実現に向けてぜひ九州郵船のほうと協議をしていただきたいと。そして、今市長が言われました区画を区切った指定席、私も航路対策協議会のとときに御提案させていただいたシルバーシートみたいな、いすの色を変えて、例えば妊婦の方ですとかお年寄り、あと病気の方については、この入り口付近のこのイエローシートなり、黄色にするとか、かぶせるだけでそういったサービスができるんです。ちょっとしたことで、金のかからない方法でそういったサービスの向上になりますので、ぜひこの航路対策協議会の中で審議をしていただいて、市民の意向を汲み取っていただきたいと思えます。

そこで、これもお願いなんですけど、実は九州郵船をはじめ、市長にもお願いですが、要は当日の天気や波の状況っていうのはなかなか、それぞれの会社のホームページを見ても出てないん

です。そして、今はホームページっていうのはあくまでもこちらから見ないと見れないんです。市長も御存じのとおり、長崎県ですとか壱岐で言えばJA壱岐市あたりがツイッターというのがありまして、ツイッターというのはこちらから発信するほうなんです。だから、市長は特に、今長崎県の離島振興協議会長でもありますし、全国の副会長でもあります。そういった形で市長の動きもそのツイッターで発信することによってわかりますし、今日の、例えば九州郵船の波の状況はこういう状況ですよとか、今放送はされてますね、郷ノ浦から芦辺に変わりましたとか。そういったのも放送と、もう一つアイテムとしてそういったツイッター等のサービスを提供していただければ、またさらに利用者が増えるのではなからうか。そしてまた市長の動きもわかりますし、「おお、頑張ってるな」というのもわかりますから、ぜひ、これはもう簡単に設置ができますので、政策企画課なり総務部のほうで検討していただいて、ぜひ実施していただきたいと思えます。

あと、実は、九州郵船さんにさらにもうお願いなんですけども、今市民病院においてはお医者さんの招聘について大変厳しいような状況になっております。そうした中に、非常勤医師の先生方が22年度ジェットfoilを利用されている金額が実は940件ほどありまして、その金額は921万円になっているんです。この金額が、実は島外からの往復料金なんです、単純に。でも、これはやっぱりあくまでも壱岐の緊急医療の医師ということを壱岐市が証明して、パッチなどそういうのを発行して、そういった経費の削減に努められたらいいんじゃないかならうかと。これも航路対策協議会で言うものか、市長が直接九州郵船の社長に言うものか、トップ会談をされて具体的に総務部のほうで協議をしていただいて話していただければいいと思えますので、その点について再度市長にお尋ね、ツイッターとその先生関係の。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 船の運航状況についての発信でございます。

私も、数年前まで非常にコンピューターについていろいろやりたいと思っておったわけですけど、60過ぎますとなかなかおっくうになりました。しかしながら、おっしゃるようにツイッターというのはつぶやけばいいわけございまして、そういった市民の方々の利便の用に供するという意味から研究してまいります。それから、壱岐ビジョンがございまして、壱岐ビジョンでも取り上げていきたいと思っております。そして、それが船に対するものであります、次の医師の旅費九百数十万円、これはすなわち壱岐が出しておるわけございまして、おっしゃるように、その件についても九州郵船と相談してみたいと思っております。

そして、これは御質問にはございませんけれども、皆さんにお知らせがございまして、ORCの壱岐・長崎の正規の料金は9,300円でございます。島民割引で6,650円、2,650円

の減額をしていただいておりますということに感謝を申し上げておるわけでございまして、皆さんにお知らせをしておきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） ぜひ航路対策協議会において、あり方について市長といろいろ御相談差し上げましたけども、市長の御答弁では、ぜひ、より活用して実のあるものにしたいということと私は受け取りました。ぜひ、吉岐の交通アクセスは吉岐島民あつての交通アクセスと思うんです。吉岐が潰れればその事業者の方も生活ができなくなります。そういったことで、吉岐と交通事業者が一体となって今後航路対策協議会を窓口として、離島民の利用そして島外からの観光客の利用について十分審議をしていただいて、よりよい方向に、サービス向上に向けて推進していただきたいということを申し添えまして、この件につきましては質問を終わります。

続きまして、2点目の市長の附属機関設置についてお尋ねをいたします。

さまざまな計画を策定されるたびに、市長の附属機関として目的に合わせ設置されております。どのように活用されているのかお尋ねします。また、委員選考に当たっては、民間人やその計画をこれから吉岐を背負っていく若い世代に人を多く、今後は登用すべきと考えています。また、計画策定諮問後のそれぞれの附属機関に対して、計画の経過報告や政策評価などの活用はされているのかお尋ねをいたします。

2点目、合併当初に設置されました地域審議会は、この設置に関する事項によりまして年2回以上開催するようになっておりまして、毎年度当初予算に計上されておりますが平成20年を最後に開催をされておらず、年度途中で予算は全額削減をされております。審議会の設置期間としては、平成26年3月31日までとなっております。また、委員も15名以内で、公民館長、自治会長、そして農林水産団体・商工観光団体に属する者、社会教育及び学校教育の団体に属する者、青年・女性・高齢者を構成員とする組織に属する者、社会福祉保険医療に関する者、そして学識経験を有する者となっており、その中から市長が任命するようになっております。

また、審議内容については、市長の諮問に応じて新市建設計画の変更に関する事項並びに執行状況に関する事項、合併特例債による地域振興のため基金の活用に関する事項、新市の基本構想の作成及び変更に関する事項、その他市長が必要と認める事項となっております。ここ3年ほどされておりませんが、吉岐市の総合計画の執行状況等について、この地域審議会あたりで説明をされたのか、そしてまた先般3月には吉岐市の総合計画、後期計画が変更されて、我々に提示があつておりますが、実際この地域審議会は活用されておりません。今後の地域審議会の活用について市長はどのようにお考えか、どのようにされるのか。このまま、いろいろ附属機関が今40以上あります。それを計画のたびにどんどん増やしていくものか、その点をお尋ねしたいと

思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 鵜瀬議員の2番目の御質問にお答えをいたします。

市長の附属機関の設置について、計画を策定するたびに附属機関を設置するけれども、活用が十分なされているか、また委員選考については民間人を多く活用すべきだ、計画策定後の附属機関の活用はという御質問でございます。

現在、附属機関設置条例で設置をしている附属機関につきましては、今回、議会に御提案いたしております地域福祉計画策定委員会、学校給食食物アレルギー対策委員会を含めまして市長部局が54、教育委員会の附属機関が9、合計63機関となります。この63の附属機関につきましては、これまでそれぞれの目的に沿って協議等をいただいておりますし、委員の選考に当たりますと、それぞれの附属機関の目指す事項を達成するため、適任者の方に委員となっただけよう要綱等で定めております。現在委員に御就任いただいている方は、市内の農協、漁協、商工会や自治会、PTAなどの各組織の代表の方をはじめ、その委員会の関連する地域の方々など多岐にわたっておりまして、民間の方が圧倒的に多数を占めておるところでございます。

また、経過報告等はどうかということでございますけれども、この条例で設置している附属機関につきましては、その諮問に応じて成果品をいただくということにしておりますので、一応成果品をいただいたところでその大きな役割が終わるわけでございますけれども、しかしながら、そこで終わって次はないのかということとそうじゃございませんで、また諮問するというような状況でございますので、休止状況であるという委員会はほとんどございませぬ。折々に諮問をしていくということで、現在の63の機関につきましては、表現は悪いですけども生きているという表現をさせていただきたいと思っております。市民の皆様とともに歩み、よりよい行政を推進するためには、今後も多くの民間の方々を委員へ就任していただきたいと考えております。

計画策定後の附属機関の活用でございますけれども、計画の策定そのものが目的の委員会は当然計画の策定後には委員の任期も満了となり、その後と同じ内容の計画を作成する見込みがない場合は委員会自体が廃止されることとなります。しかしながら、計画の実施内容や達成状況の評価など、計画の策定後も含めたところで委員に就任していただいている場合は、策定した計画がより現実に即したものとなるよう、引き続き委員の皆様からの御協力をいただいております。

次に、地域審議会でございますけれども、当初予算で予算化されているけれども年度末にはそのまま減額される、地域審議会をやっていないじゃないかということでございます。

御存じのとおり、地域審議会につきましては、4町合併に伴い、市町村の合併の特例に関する

法律に基づき、旧町単位で設置することとされておりまして、設置期間は合併の日から平成26年3月31日までとされておりまして、あと2年半余りでございます。この地域審議会の役割でございますが、先ほど鵜瀬議員がおっしゃったように5つでございます。市長の諮問に応じて審議し、答申するものとされておりまして。会議は、会長が招集または委員の4分の1以上の者から請求があったときに開催することとなっておりますけれども、先ほど申されました新市建設計画の変更に関する事項については、諮問を怠っておるとというのが現状でございます。御指摘のように、芦辺町が役員改正のため、平成20年度に開催した以降開催をしておらないところでございます。今後の地域審議会のあり方でございますけれども、今後は早期に自治基本条例や市民協同推進条例と制定いたしまして、協同のまちづくりを念頭に、市民の皆様と一緒に地域の特性を活かしたまちづくりを進めるため、小学校区を単位とした新たな行政区制度やコミュニティ協議会などへ、その役割を移行してまいりたいと考えているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 時間もございませんので、地域審議会について言いますが、今市長が言われました形態を変えて今後は、特に市長がされようとしている壱岐住民基本条例の制定に向けて小学校区ごとで開催をしていきたいということですから、結局、先ほど言いました附属機関、それも含めて、つくるのはいいんですけども、ある程度政策が策定された後はもうほったらかしと思うんです。表現は悪いかもしんですけど。だから地域審議会の設置はされてあるけどもこういった内容をしてますよという、管理されてるところが、要はそれを怠っているということです。一応この条例の中でも、市長の附属機関というのは、総務部の管轄になっております。細分にわたっては各課が管轄ですから。ぜひ、部長会なり課長会なりでいいですよ、現状についても報告をしていただいて、実際機能しているのか、実際それは、実際設置されたときと全然おちがいないのかという点も、今後強力に推し進めていただきたいと思います。また、この地域審議会については、もう3年ぐらい、今2年か、政策評価ではD判定です。そしてその一番最後には、今後のことについては廃止も含め、地域審議会の必要性と廃止を含めて検討するということになっております。この政策評価は御存じでした、市長。まあわからんでしょう。こういったものもありますから、ぜひ今市長が言われたとおり、基本条例を制定するのであれば、再度見直していただいて、より細かい審議をしていただきたいと思います。

もう時間もありませんので、ぜひ、先ほどの航路対策協議会、そして地域審議会、そして附属機関については、重々目的があって設置されたものでありますから、その目的を達成するように、市長のリーダーシップをお願いして、私の質疑を終わります。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、鵜瀬和博議員の一般質問を終わります。

.....
議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を14時といたします。

午後1時51分休憩

.....
午後2時00分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次に、2番、呼子好議員の登壇をお願いいたします。

〔呼子 好議員 一般質問席 登壇〕

議員（2番 呼子 好君） それでは、私今回、3点につきまして白川市長の見解を求めたいというふうに思っていますから、最後までよろしくお願い申し上げます。

まず、第1点の特別養護老人ホームの施設整備の見直しについてでございます。これにつきましては、前回の6月議会の中でも一般質問いたしました。今回施設計画の見直し、撤回、白紙とされたこの真意についてお伺いしたいというふうに思っています。今までの経過を若干お話したいと思っておりますが、この特養問題につきましては、多くの待機者が、入所希望者が多くて、早期完成を願っておるところでございます。市長は、3月議会行政報告で「23年なるべく早い時期に着工し、24年3月末には完成したい」との発言がありました。予算も11億4,857万円設計施設造成建設本体でございますが、計上されまして、我々議会も承認をいたしました。

去る3月11日の東日本大震災の発生、津波の影響で当初予定地の埋立地は海拔0メートルという、そういう状況の中で、専門家の私見で現計画地は適地でないという判断されたこと、そしてまた県の参酌基準の撤廃と増床施設の分散化を検討するとの考えで予算が計上されました。

また、市長は6月の議会の行政報告の中で、この際待機者あるいは待機者の増、県の参酌基準の撤廃等を考慮し、増床や施設の分散化を検討すべきである考えを表明されました。このとき予算も7,417万円計上されました。この件については、前回の6月の一般質問で4名の同僚議員から当初計画からの整合性の関連質問がありました。このとき市長は、24年度4月より消防法改正によりスプリンクラー約7,000万円の設置義務化されたことを理由に言われました。その後、簡易なパッケージ型の消火器、約1,000万円でよいということでございまして、また待機者が市の特養に約50人、民間施設に80人、計130人が待機されておることがありました。その県の参酌基準が撤廃されることで増床が可能になり、2カ所分散し、1カ所は鯨伏地区に、1カ所は民間へと方向転換されました。今回予算も7,472万円、これ設計敷地造成の予算計上をされましたが、建設場所、規模等を決定してない中で、この予算につきましては議会で否決をいたしました。

今回、9月議会行政報告で壱岐市高齢者福祉施設計画及び介護保険事業計画作成委員会で検討・協議を行うとのことでしたが、開催されたかどうかお伺いしたいと思います。当初予算の設計・造成・本体工事等の減額予算の計上、自動消火器1,470万円計上されたのみでございます。また、前回6月議会一般質問で、同僚議員の質問の中で、答弁された中で、今年8月から9月を目途に候補地を検討し、決定したいと答弁されておりますが、現在の進捗状況はどうか、進んでいるのでしょうか。候補地は地元の理解が大前提だというふうに思っておりますが、地元との話し合いをされてるのかどうか、市長の見解をお願いしたいと思います。

年内に測量地質調査、設計、建設計画の作成を行い、24年当初に県との本格協議を行い、24年着手の予定と発言されておりますが、先ほどの豊坂議員の質問の中では25年に着手したい、そういう意向でございます。私はこの24年というのは、時間的に無理であるというふうに思っておりますが、市長の再度の見解をお願いします。

それと、増床でございますが、120床だと思いますが、市の特養に何床なのか、民間に何床考えてあるのか、また2カ所分散で1カ所民間へのことですが、民間との協議ができているのかどうか、これも先ほど豊坂議員のほうから質問が出ておりましたが、市長の見解を再度お願いをしたいというふうに思ってます。

それと、今後のスケジュールでございますが、いつ完成するのか、そして先ほど25年という着工でございますが、25年度末の竣工ができるのかどうか、そこのとこの市長の考えをお聞かせ願いたいと思ってます。

以上です。

議長（市山 繁君） ただいまの呼子議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 特別養護老人ホームの施設整備の見直しについて、質問でございます。

2番議員、呼子好議員の御質問にお答えをいたします。

3月定例議会において、24年3月末の完成を明言、予算を計上されたが、6月議会、9月議会での見直しを表明されたと。完成は何年何月を目指しているかという御質問でございます。

行政報告で申し上げましたように、本年度内に各施設及び医師会等との協議を踏まえ、「壱岐市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会」で協議を行いまして、高齢者の福祉、介護サービス事業などの総合的な基本計画を策定し、その中で十分検討・協議を行ってまいります。8月、9月という予定が大変おくれておまして、初回は10月初旬を予定をいたしております。数回の協議を重ね、平成24年2月ごろには事業計画を議会に報告したいと考えております。

完成は何年何月ということでございますが、平成24年度に壱岐市福祉施設等整備検討委員会に諮問いたしまして、場所及び規模等の検討をいただき、検討委員会の答申を尊重して設計書の

作成に着手する予定でございます。公の特養につきましては、25年度着工、完成を目指したいと思っております。また、民間につきましては、先ほど申しました、検討委員会の答申を尊重すると申し上げました、この委員会でどの程度の増床が、増床があるとすればどの程度出るかわかりませんが、その部分については、先ほど民間にゆだねたいと申しました。民間の分については、なるべく早くお願いをしたいと思っております。場所、その他につきましては、先ほど申しましたように、福祉施設等整備検討委員会の答申を待ちたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） いろいろな委員会に答申をされるということでございまして、最終的には25年着工し、25年度末には完成する、そういうふうを受けとめたわけでございます。場所でございますが、この場所につきましては鯨伏地区ということである程度市長考えをされたのか、その点1点お願いします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 私の勇み足の部分の発言が過去にあったわけでございますけれども、最終的には、先ほど申します福祉施設等整備検討委員会の意見を尊重したいと思っておりますけれども、これまでの経過からいたしまして鯨伏地区には大変御協力賜っております。そしてまた鯨伏地区からぜひ鯨伏地区に残してくれという要望も上がっております。そのことも無視はできないと思っておりますし、私といたしましては地元の意見、そして検討委員会の意見を調整しながら決定をしていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） 整備検討委員会で検討してもらおうというふうに言われましたが、市の特養については何床、当初の計画、それと変わってないのか、増床部分について民間にさせるのか、その見解はどうでしょう。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 施設整備の内容でございますけれども、今壱岐市が持っておりますベッド数は100床でございます。で、2割以内のショートステイということで、一生懸命、増やすということで120床を計画いたすところでございまして、基盤整備の許可されているベッド数は100でございます。そこで、今度の福祉施設等整備検討委員会でどのような結果が出るか

わかりませんので、詳しくは申し上げるわけにはまいりませんが、その100床をそのまま公で建てるかどうかということにつきましては、その整備検討委員会でのベッド数を考慮いたしまして、例えば特養だけでいいのか、グループホームもいるんじゃないか、そういったことも検討いたしまして、その施設につきましては、全体のベッド数の中で特養のベッド、そしてグループホームのベッドというのが全体で捉えられておりますので、ぎりぎり全部特養をつくってしまいますとグループホームがつかれないといったような弊害も出てまいります。そういったことで、総合的に判断をさせていただきたいと思っている次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） 先ほど言いますように、量で130名の待機者があるわけでございますので、これに対応できる、そういう施設をお願いしたいと思っておりますし、来年の2月に議会に諮るということでございますから、ぜひ遅れないように検討方をお願いをしたいというふうに思っております。

続きまして、第2点目でございます。雇用の創出についてでございます。

市長はここに、私マニフェスト持っておりますが、このマニフェストにも「第1次産業の振興により雇用の創出を基本です」という、そういうマニフェストがされております。これに関して、私自身この雇用問題については、全国の地方自治体の抱えている大きな問題だというふうに思っております。雇用がなければ働く場所がない、地域がなくなり部落が崩壊する。限界集落が増えるというふうに、私は思っておるところでございます。特に壱岐ではこの問題解決が一番大事だというふうに思っております。市長も、ご覧のとおり、壱岐島内を見ても空き家が増え、そして空き店舗が増えている、一方高齢者、ひとり暮らしが多くなっているという今の壱岐の現状でございます。壱岐の先人が、今まで築いてきた地域が守れない、祖先が守れない、高齢者の方が必死で現在家を守り、田畑を耕しております。ある人は、「うちの息子はもう帰ってきません。私の時代は終わりですよ」という、こういう悲しい話も聞いております。でも、おやじさんも子供たちには先祖を守ってほしいという方が大半じゃないでしょうか。子どもさんも壱岐に仕事があれば帰りたい、残りたい、そういう願望があるわけございまして、今月の9月号の広報壱岐にも、商高3年の女の子が壱岐で働きたい理由として「生まれ育った壱岐をもっと盛り上げたい」という思いを語ってありました。私はすばらしい事だと思います。我々行政に携わるものとして、真剣にこの雇用創出がふるさとを守る事業の振興が大切だというふうに考えております。市長の見解をお願いをしたいと思っております。特に、壱岐は離島というハンディがあり、先ほど豊坂議員も言っておりましたが、企業誘致が大変厳しい状況にありますから、壱岐は昔から大地に恵まれ、大地を受けて農業・漁業で栄えた島です。この豊かな恵みを活かして農業・漁業で雇用の

創出ができる、そういう政策を図ることで、私は農業・漁業での生産物を確保し、付加価値をつけて販売する6次産業化であれば、私は農業生産にも雇用が生まれ、確保にも雇用が生まれる。水産業も捕る漁業から、私は育てる栽培漁業、養殖漁業を漁業一体となって研究・開発する必要があるというふうに思っております。特に壱岐の場合は農業・漁業の生産物を組み合わせた加工技術が、私は開発が急務だと思いますし、農協・漁協に対して指導要請する必要もあるんじゃないかというふうに思っております。

先般、佐世保で、これは九十九島漁協だったと思っておりますが、いりこ米、いりこ米とブレンドしたやつをインターネットで販売しているというのが出ておりました。かなり好評が出ておったようでございまして、私は、こういうことが農業の品物とそして漁業の品物が合わせた加工品ができればと思っております。例えば、壱岐ではわかめとか、あるいはひじきとか、そういうのを米とブレンドするとか、あるいは野菜と魚をブレンドするとか、そういう加工技術、これを私は積極的に大学の研究所あたりに相談し、持ちかけながら開発するというのが急務だというふうに思っておりますし、市長のマニフェストにもそういうことを謳ってありますから、よそにない特徴の、海とそして陸のそういう加工品の開発をすれば、私は雇用もかなり生まれてくるというふうに思っておりますから、ぜひそのところお願いをしたいと思っております。

先般も熊本県の天草の田脇水産株式会社が長崎大学に研究依頼をし、共同開発をした、この田脇水産というのはシマアジとかそういうのを養殖をしておりますが、この養殖も自分で卵から、そして養殖し、製品までして販売しておる。そういうのが長崎大学の研究所と一緒にやっておるのがテレビに出ておりましたが、これも東京のデパートに販売しようということで、東京のデパート営業部長も来て商談をしておりましたが、一つ天草のことを言っておりました。ブランドとして「天草の美しい海でつくった魚」というそういうキャッチフレーズがあったようでございますが、美しい海とはどういうものかという、どこと比較して美しいのかという、そういう逆質問をされておったのが印象的でしたが、そういうふうにかなり研究をされてます。ですから、先ほど言いますように、漁協でも、私は今から栽培、養殖、こういうのをやれば、そこでもある程度働く、雇用が出ますし、そういうことを積極的に研究してもらいたいと思っておりますし、私はこういう先進的なところに職員を派遣し、勉強させて、専門的にそういう推進をする必要があるんじゃないかというふうに思っておりますので、市長の考えをお聞かせ願いたいと思っております。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 呼子議員の2番目の質問、雇用の創出についてでございます。

第1次産業の振興で、雇用の確保対策、栽培漁業、養殖漁業の振興策、地産地消による農水商

工連携による加工技術の研究・開発ということでございます。呼子議員の今の考え方、私はマニフェストにも書いてありまうように、本当に方向的には呼子議員の考え方と全く同じでございます。

農業につきまして申し上げますと、水稻、葉タバコ、肉用牛を主体に振興を図ってまいりましたけれども、近年メロン、イチゴ、アスパラなど、施設園芸は盛んになってまいっております。特に、施設園芸は高収益性の作型を担い手農家が中心に導入しておりまして、産地化が図られております。

本市の農業構造は、土地利用型農業を中心に担い手不足が深刻化しております。規模拡大志向農家への農地流動化は、これまで継続更新の面積が大半を占め、新規開拓が進展を見せないまま推移してまいりましたけれども、兼業農家の高齢化が進み、今後農地の流動化により経営規模の拡大を期待するものでございます。施設園芸、肉用牛経営を意欲と能力のある担い手及び生産性の高い特定農業団体法人、現在37組織の育成を推進することが、雇用の確保につながると考えておるところでございます。

漁業につきましては、就業者の減少と後継者不足、高齢化が続く中、漁業生産と漁村の活力の維持を図るためには、新規就業者の確保、育成を積極的に推進する必要があります。壱岐市といたしましては、後継者として特に期待が持てる漁家の子弟を中心に、後継者の確保育成を図るための制度、「漁業後継者対策制度」を9月より申請受付を開始いたしております。長崎県では、漁業担い手確保推進事業として、新規漁業就業者の漁業技術取得のための受け入れ、漁家への支援、将来の漁業への就業が期待される小・中・高校生を対象とした水産教室への支援、新規就業希望者の漁業技術取得研修期間中の生活費に対する支援、漁業就業者になる意欲と技術を持つ人に貸し出すための漁船を、漁協が取得する際の支援、漁船取得リース事業でございますけれども、新規漁業就業者の確保を推進しております。これらの事業を活用して漁業就業者の確保を図ってまいり所存でございます。

栽培漁業につきましては、いろいろな条件の影響で水産資源の枯渇が叫ばれておりまして、その対策といたしましては、陸上で水産資源の培養をし、ある一定の規模になり海に戻すために、平成21年3月に壱岐栽培センターが完成いたしました。平成21年9月から供用開始いたしております。アワビ、アカウニ、カサゴの稚貝、稚魚の放流を行っています。今後も計画的に放流を実施し、漁獲量の増産を図ってまいります。

養殖漁業につきましては、長崎県が平成20年度にマグロの安定供給に向けた国内外の需要の高まりの中で、全国有数の養殖マグロの生産地としていくために20年度から養殖漁場の振興策を盛り込んだ「長崎県マグロ養殖振興プラン」が策定されました。これには壱岐市では1社の養殖業が参入されております。また、マグロ以外にも業者によりまして、ヒラス、トラフグ、マハタの養殖も行われております。

一方、各漁協におきまして、昆布、ワカメの養殖や離島漁業再生支援交付金事業によりまして、イワガキ等の養殖も実施されておりまして、水産業活性化のための活路開発に努力をされております。

農産物につきましては、島の産業活性化チャレンジ支援事業といたしまして、壱岐産大豆による壱州豆腐、壱岐産もずくと壱岐産ゆずポン酢による「もずく酢」、壱岐産アスパラピューレによるデザート類等の取り組みを行い、1つでも多くのブランド化を目指してまいります。水産物については、儲かるブランド体制支援事業で、長崎県が県を代表する水産加工品として、「平成長崎俵物」を長崎県ブランドとして推奨しております。現在、壱岐市管内では郷ノ浦町漁協の粒ウニ、玄海美剣、勝本町漁協のメダイの味噌漬け、メダイの西京漬け、イカウニが認定を受け、壱岐ブランドとして販売されております。また勝本漁協が取れたての新鮮な大型ケンサキイカを限定し、壱岐剣としてブランド化、出荷をいたしております。

平成22年度より新商品販売に向けた販売戦略を進めるため、郷ノ浦漁協ではプロジェクトチームを構成し、大型マダイ、ヤズ、ブリの低価格魚を活用し、生ハム用の新商品開発に向け取り組んでおります。また、水産加工業者では、ブリの味噌漬け、ブリ・サザエの飯の素、アワビ・サザエのうま煮の開発にも取り組んでおります。今後農・水・商工と連携を取ながら、新加工品の開発研究に取り組み、農業、漁業の所得を図ってまいりたいと思っております。

先ほど議員がおっしゃいました大学等にいろんな研究、それから海と陸の産物の組み合わせた研究等々を研究してもらいたいという御意見、ぜひ前向きに取り組みたいですと思っております。そして、先ほどおっしゃられました商高生の女の子の意見、そういうのも私も見まして、一人でも多く壱岐の仕事を見つけて壱岐に残ってもらいたいという気持ちがございます。

地産地消による農・水・商工連携による加工技術の研究開発をという御質問につきましては、商工関係におきまして、平成21年度から長崎県ふるさと雇用再生特別基金事業を利用しまして、地元農産物を利用した加工品の研究開発を委託・支援をいたしております。具体的にはアグリランド壱岐において、イチゴ、メロン、トウモロコシ、カボチャを利用したアイスクリーム類の研究開発、商品名は「生壱岐アイス」として売り出されておりまして、また米や甘藷などを利用した米粉パンなどの開発を行いまして、島内外にPRを進めております。このような研究開発と物産直売店の運営と合わせ、これまでに8名の新規雇用が生まれております。本事業につきましては、平成23年度で事業委託が終了いたしますけれども、事業終了後もこれを契機として事業運営が行われるものと期待をしておるところでございます。

また、7月に農・水・商工業、観光関係者による異業種交流会を開催し、他地区の取り組み事例等を紹介し、今後各団体間で連携をとり進めていくことを確認したところでございます。いずれにいたしましても、一人でも多くの若者が、壱岐で仕事ができますように頑張っていく所存で

ございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） それでは、農協なり漁協の加工取り組みは私も存じております。ですから、よそにない海と農のその組み合わせた加工、よそにないやつを開発する、これが私は一番壱岐に適してるんじゃないかというふうに思ってますから、それぞれの農業なり漁業については、よその地区もやっております。ですから、それがないやつをぜひ職員を先進地に研修させ、そして加工技術をもって勉強させてもらいたいと思っておりますし、私はこれは1人ぐらい専任職員がおってもいいんじゃないかと。雇用対策の面でいいんじゃないかというふうに思っておりますから、ぜひ前向きにお願いをし、一人でも多く壱岐に雇用ができる、そういう体制をお願いしたいなというふうに思っております。

それでは、第3番目でございます。3番目は、肉用牛の増頭対策についてでございます。

これにつきましても、先ほど豊坂議員が色々話をされておりましたが、市長もここにマニフェストにも書いてあります。特に、壱岐牛は日本一を目指し、畜産振興と他作物との連携強化をしますというのが、大きくやりますということでやってありますが、これがなかなか日本一にはならないということでございますから、ぜひ市長のマニフェストどおり、日本一になるそういう施策をお願いしたいということを提案をするわけでございます。

先ほど市長も肉用牛の農業生産額に占める割合16.5%、35億円の販売を見ておりますが、この35億円のうち約30億円は海外、外貨が一気に入ってきているという状況でございます。それと、また壱岐には、わざわざ遠くから壱岐まで自分の運賃を払って、そして牛の運賃代でも払って、そして持って行っておる。ほかの農産物、水産物は向こうに持って行って、生産者が金を払って売っておる。そういう違う面があるわけでございまして、かなりこの肉用牛については、私は壱岐の経済に大きく貢献しておるというふうに思ってます。

特に、この畜産につきましても、関連の方はかなり雇用が生まれておるというふうに思っておりますし、牛市も年に子牛で6回、成牛で4回やっておりますが、1回に島外から80人来て、3万円としても3×8、240万円というのが壱岐に落ちとるわけでございます。そういうこともありますし、かなり経済効果は出ておりますから、牛には補助金とか、そういうのを一部聞くわけでございますが、牛がおって初めて私はこの壱岐の島は成り立っておるというふうに思ってます。

特に、壱岐の景観でございます。牛がいなければ、もう田も畑も耕しません。ガズラとアワダチソウの山、これが壱岐の現状になるんじゃないかというふうに思っておりますし、牛がおることによって、田畑を耕す、そういう景観面もあります。

また、有機農業、化学肥料よりも有機農業を使ってやっぱり米でも何でも出すんだ、吉岐は全部有機農業で農業の品物は出す、そういうキャッチフレーズが必要だというふうに思っておりますし、そういうものからも、かなり効果が出るだろうというふうに思っております。

それと、特に今牛も豊坂議員じゃありませんが、6,600頭ぐらいに減っておる。当初は7,200頭おりましたので、8,000頭やろうと、そういう意気込みでやったわけでございますが、いろいろ口蹄疫、あるいはこの震災問題ちょっと牛の価格にも影響してきておるというふうに思うわけでございますが、それが少しダウンしてきたという状況です。

ですから、今回補正予算に導入資金を1頭8万円付されております。私はこの8万円でございますが、要は県に対してどのくらい皆さん方が発言されてるのか、大変に思っております。

私も農協におるときに、63年から平成元年にかけまして、約3年間で800頭鹿児島から導入しました。このときは、県はなぜ県外から入れるのかと、県内でよくないかという、そういうおしかりを受けました。また、五島、あるいは平戸からも、産地からは吉岐はまた変なことしてる、そういうふうに言われましたが、私はそのときの元牛が、今の子牛価格を維持発展しておるというふうに思ってるわけでございまして。信念をもって私はそのときやりました。ですから、そういう職員を市の中でも県にももの申す、そういう職員を育ててほしい。それにはやっぱり勉強してほしいなというように思ってます。やっぱり地域のことをもう少し聞く耳を持たせるということです。

来年の10月25日、全共があります。関係部で約37万から40万人全国から来るだろうと、ハウステンボスでやるわけでございますが、そういう話も聞いております。

来年の10月になりますと、今の推移でいくと、もう6,000頭割る。そういう中に一つの吉岐の産地として成り立つのかという、そういうことも危惧しておりますから、私は牛飼いなというのは、一回やめたらまたもう一回飼おうという、そういう気にならないのが現状でございますから、ぜひ今意欲のあるうちに、積極的に二、三年のうちで市長の決断をお願いしたいなと思っております。

1頭8万円、農協もやっぱこの減少に対して大変ということで、1頭5万円追加して農協も出すという状況でございますが、私は家畜導入事業の13万8,000円、この額までせめてお願いしたいなと思っておりますし、この8万円につきましても県外導入というふうに限定しておるということでございますが、地域の推進協議会の中では、県内、あるいは個人も含めて吉岐の市場で買ったのも該当させようと、そういう話が出ておる。

これを一方的に県外だけという、そういうことで私はなかなか生産者の理解が得られないんじゃないかと。同じ買うなら、やっぱり吉岐の地元で買えばそれだけ値段が上がります。よそに金を落とすよりも、やっぱり吉岐で購入する。自家保留も保留するんだという、そういう中でぜひ

この8万円については、少し検討をお願いしたいと思いますし、これは予算委員会もありますから、予算委員会の中でも少し意見を述べさせてもらいたいなというふうに思っております。

それと、今戸数も約900戸ぐらいかなというふうに思っておりますが、この900の農家の方が一生懸命になって働いております。私もこの高齢者には、やっぱり元気が出る、やっぱり仕事がないのが一番つらい、仕事がなければぼけると。そういう中で牛を飼いながら、やっぱり牛と対話してほしい、そういうことを言いながら励ましをしております。

そして、牛は田畑、山ではお金が入りませんが、牛はお金が入ってきます。退職金がきます。例えば5頭売りますと40万円にしても、4・5、200万円というのが牛をやめたらあしたでもすぐ金が入るといふ、そういう物でございますから、そういう中で楽しみと勇気を持って牛飼いをしてほしい。健康のために飼ってほしい、そういう話をしておりますから、ぜひこれに対して市長の考え方をお願いしたいと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 肉用牛の増頭対策についての御質問でございます。

吉岐牛の振興は、吉岐の経済の活性化になる。飼育農家の減少、繁殖牛の減少対策はいかにと。優良牛の系統を更新推進。市場性の高い子牛生産は急務であるということでもあります。

おっしゃいますように、吉岐牛の農業は第1次産業の大きな柱でございます。中でも、肉用牛については、吉岐地域の農業を支える重要な作目として積極的に振興を図っておるところでございます。

近年、繁殖飼育農家の高齢化、後継者不足等によりまして、飼養戸数の減少が避けられない状況でございます。平成27年末の飼養農家戸数が670戸にまで減少するという試算もなされておるようでございます。平成23年度の4月1日の調査におきましては、飼養農家の年齢構成を見ましたときに、71歳以上の方が27%、51歳から70歳までで51%、50歳以下が22%となっております。飼養頭数につきましても、平成20年度をピークに減少しております。平成20年度7,198頭、平成21年度7,080頭、平成22年度6,942頭、平成23年度6,659頭、これはいずれも4月1日でございますけれども、平成23年7月には6,569頭と減少の一途でございます。後継者の確保は必要と改めて認識しておる次第でございます。

吉岐牛の生産基盤を維持拡大するには、各地区の和牛部会や作業支援組織等の活動は、高齢農家のみならず、規模拡大農家の育成にも寄与しております。これらの対策を講じるためには、関係団体等の御意見も伺い、担い手の育成及び新規就農者支援事業による後継者の育成に向けた施策とあわせて研究してまいりたいと存じます。

減少対策につきましては、繁殖牛9頭以下の経営において、全飼養頭数の48%、全飼養戸数

の80%が飼育されていることから、子牛産地として生産頭数を維持するために、多頭飼育経営を育成し、直面する経営上の課題を調査し、研究することは必要でございます。

また、県外導入に対しましても、助成措置、今回の本議会に上程をしておるところでございますけれども、呼子議員にぜひ御理解いただきたいのは、農協から8月に和牛部会長さんと農協長さん名で要望がまいりました。農協が5万円出すと、あと10万円を市で出してくれという要望でございました。

これは、先ほど言われるように、県に頼んでおっては、全然間に合わないということで、これはもう今喫緊の課題であるということで、私は即決断をいたしまして、今回の予算に上げたわけでございます。

そして、どうして8万円にしたかと申しますと、先ほどから申しますように、13万8,000円が自家保留、あるいは壱岐産の子牛の補助金が13万8,000円でございます。やはり呼子議員もおっしゃいましたように、県外にそれ以上出しますと、私も牛飼いをしておりましたからわかりますけれども、非常に流れというのがございまして、そっちでわっといってしまう状況があるんですね、牛飼いさんていうのは。

したがいまして、私はそうじゃなくて、壱岐の市場も、壱岐の牛もやはり大事なんだと。そして、県外から導入する、それは13万8,000円よりも下の13万円に抑えたいという気持ちもございまして、8万円という農協とあわせて13万円ということで、この金額を今回予算として提案をしておるところでございます。ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） 内容はわかりました。市長に再度、この8万円の使い道といいですか、これについては県内っっちゃうか、壱岐の市場の導入、あるいは自分の金で導入した場合にも該当させるのかどうか、そこのところをお願いします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 先ほどの豊坂議員の質問のときにもお答えしましたけれども、13万8,000円の枠が100とあるにもかかわらず、59頭しか使われていない。これは、いわゆる市内の分でございますけれども、そういう状況にございまして、今現時点では、この13万円というのは農協が要求なさっております県外産に限らせていただきたいと思いますと思っている次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（２番 呼子 好君） 家畜導入事業は、かなりの縛りがあるわけですね。だから、１００と予定しちよっても５９頭しかできなかったという、そういう状況ですから、今回これは縛りは割とないわけです。市と農協だけです。その撤廃すれば、かなり頭数は増えてくると思うんですね。だから、これに対してもやっぱり農協も、農協はもう自分のやつも何も全部５万円出すんですよ。だから、これに対してのやっぱり市も同じ、農協と同じレベルで出してほしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 私は先ほど申しますように、素直に文章を読んでおりました。その内容的なものにつきましては、実情等々が勉強不足でございますので、担当課、そして農協等々との協議を踏まえまして、柔軟性を持たしたいと思えます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（２番 呼子 好君） ありがとうございます。

先ほどちょっと言いますように、８月に農協長、そして部会長会が市長にお見えになったとき、そういう話をされたということですが、その後壱岐の肉用牛増頭推進協議会という、そういうのが市も入っておりますし、県も全部入った中で、これは県外だけじゃなくて、やっぱり地元で導入するやつも一緒に該当させようじゃないか。そして、農協も市も一緒にやってもらおうじゃないか、そういう話が煮詰まっておるわけで、事務局の部長は多分御存じだと思っておりますから、ぜひいいほうに検討方をお願いしたいなというふうに思ってます。

また、改めて予算委員会でも質問いたしますので、いい返事ができますようお願い申し上げます。一応私の質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

〔呼子 好議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、呼子好議員の一般質問を終わります。

.....

議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を１４時５５分といたします。

午後２時４４分休憩

.....

午後２時５５分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、１番、久保田恒憲議員の登壇をお願いします。

〔久保田恒憲議員 一般質問席 登壇〕

議員（1番 久保田恒憲君） それでは、今回の一般質問も、私に寄せられた市民の意見をもとに3項目上げております。そして、各項目とも国や県からの指示とか、補助とか予算などを待たなくても、市独自で取り組める案件だと考えております。ぜひ素直な討議を、率直な討議を行って、実りある50分にしたいと思いますので、簡潔な答弁を求める次第です。

それでは、通告に従いまして次の質問、まず第1項の質問に移ります。

第1項、東日本大震災被災地復興支援活動について。

壱岐は、「長崎・壱岐生き応援隊」というボランティアバスを派遣しました。その派遣した活動に、壱岐の市民の方々どのような判断をされてるのか。

そして、2回目の、あるいは3回目の派遣を考えておられるようですが、やはり1回目の派遣の検証を行った上で、そのような取り組みを進めた方がいいのではないかと思っております。

といいますのも、民間主導でもう一回行きたいという方々のグループがありまして、募集をされましたけど、最終的に7名しか集まっていないということで、その7名では県が補助を出しておりますボランティアバス、20名っていうその要件を満たさない。じゃあ、別の方法では行けないかということを探られているようです。

この第1回目の壱岐市のボランティアバス派遣を受けまして、壱岐市がどのように評価をされ、それをもとに今後どのような復興支援を考えておられるのか、まずその点を市長に質問をしたいと思っております。

議長（市山 繁君） ただいまの久保田議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 1番議員、久保田恒憲議員の御質問にお答えいたします。

東日本大震災被災地復興支援活動について、壱岐生き応援隊によるボランティア活動を市民はどのように受けとめておられるかということでございます。

また、民間主導での2回目の計画は7名しか集まらなかったということで、20名以上が県のボランティアバスの対象外であるから、別の方法を模索されたようであるがということでございます。

今後の成果と今後の支援活動を問うということですが、壱岐市においては、東日本大震災で被災された皆様への早期の生活再建を支援するため、6月28日から7月4日までの7日間、「長崎・壱岐生き応援隊」を結成いたしまして、宮城県東松島市にボランティアバスを運行し、運転手の方を含めまして26名の方々に御参加をいただきました。

実質3日間の活動ではありましたが、被災地の悲惨な状況の中で何か役に立ちたいとい

う一心で、泥まみれになりながらがれきの撤去や泥を出す作業に取り組んでいただき、大きな成果を残していただきました。

また、被災者との心の触れ合いもあったと聞いております。被災者の方から私あてにお礼の手紙もいただきまして、このたびのボランティアバスの運行が実現できて本当によかったと実感をいたしております。

市民の皆様には、この活動についてはケーブルテレビやFMラジオ、広報いき等でお知らせをしてきたところでございます。

また、参加者の皆様には、日ごろ職場や地域、団体など、それぞれの立場でこのたびの活動の状況について御報告いただいているものと思っております。そのような中から、一人でも多くボランティアに関心を持っていただき、また市内にある各ボランティアの連携を築いていただきたいと願っております。

被災地の状況は、復興・復旧にはほど遠く、人手不足が続いております。引き続き支援を行うため、このたび第二陣、第三陣のボランティアバスの運行に伴う予算計上をさせていただいております。

20名以上が県のボランティアバスの補助対象といたしますのは、財団法人県民ボランティア振興基金が本年6月に東日本大震災に係るボランティアバス運行に対する支援制度を拡充したものでございます。第一陣も、幸いに本支援制度の対象となりまして、貸切バス代について支援金をいただいております。その支援要件に、貸切バスを利用する場合は、おおむね20名以上で補助率は10分の10、全額いただけます。支援金額の上限は120万円でございます。

また、レンタカー利用やマイカー利用の場合は、原則10名以上で補助率が10分の10、上限は250万円となっておりますところでございます。基本的には、ボランティアについては民間主導が望ましいと考えておりますけれども、先ほどの状況もでございます。このように島外に足を運ぶとなりますと、それだけの必要経費と人材が必要となってまいります。そこで、民間と行政が互いの役割を十分発揮できるような方法を模索する必要があります。このたびの第一陣でのボランティアバス運行は、まさに官民協働による効果があらわれたものと思っておりますところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） その大きな成果を上げたっていうところが、もう少し何か見えなかなと私自身は思っておるわけです。

というのは、市長にあてて手紙が来たとかですね。でも、やはり補助があったといえ、公費を使って行ったわけですから、私はそれなりのやはりこういうことがありましたよと、これだけ喜

んでもらえましたよというようなことを、市民にやはりお伝えしなくちゃいけないんだと私は思うわけですね。

先ほど市長が言われましたように、行った人それぞれがそれぞれの場所で伝えられているであろうというふうにお話をされましたけど、果たしてそれもあるうであってわからないわけですね。

私自身は、幸いにロータリークラブさんとか、あるいは老人の集まりの場でお話をさせていただく機会があります。しかし、やはりケーブルテレビとか広報紙とか、いろんなところで見られる人は見られてると思うんですけど、意外と思われてるより知らない人も数多くいらっしゃるんですよ。私は、それを感じたからこそ、やはりもう一回壱岐市のほうで何らかの形で、もちろん再募集をかけるときでもいいですけど、市民の皆さんの意見を聞いた上で、ああ、やはり募集をしなくちゃいけないっていう、そういう段階を経たほうがいいんじゃないかと思って、この質問を差し上げているわけです。

具体的に私だけで言えば、私が向こうに足を運んで、やはり壱岐市の宣伝をしたかったわけですね。せっかく遠くから来たんだからということで、私なりにスポーツ少年団という組織を通じて、こういうふうに遠い壱岐から来てるんですよと、もしよかったら、地元のマスコミに売り込むことができないかなっていう、ちょっと功名心もありましてお願いをしたわけです。積極的に動いていただいて、しかし残念ながら、いろんなマスコミ、新聞社とか行ってその方がお話をしたときに、「ありがたいことです」と、「でも、世界じゅうから来てますからね」って言われたと。ああ、これはやはりちょっと考えが甘かったかなと、私自身は反省をしたわけですね。

しかし、やはり行ったことによって地域から宮城県に嫁いでる方から電話があって、「ありがとうございます」って私たちの宿舎に来ていただいたりとか、その後、八幡小学校さんのPTAさんから、向こうに行かれたんだったら、今やはり義援金を送るんでもピンポイントってありますよね。赤十字を通してやると、どこに行ったかわからないと。やはり形の見える義援をしたいということで相談がありまして、そういうところにも同じく仙台のそういう私の知り合いを通じて義援金の送り先を決めさせていただきました。

もちろん、私もスポーツ少年団ですから、仙台市のスポーツ少年団の人にこれだけ動いてもらってありがたいということで、私は私のスポーツ少年団の組織を通じて義援金を集めて、仙台スポーツ少年団に送ったんですけど、こういう話がどっかでひょっとしたら25名か、4名の中にいらっしゃるかもしれませんし、そういう市としてやはり後フォローっていいですかね、派遣したその後のことまでちょっとやっていただきたかったなというのが今の私の思いで、このような質問をしているわけです。

ケーブルテレビで何回も放送されたとか、そういうことは私もよく知ってますけど、それでも

なおかつ市民の皆さんに伝わっていない部分がありますよってということで、この質問をしております。

ですから、壱岐市に届いた効果というものが、あるいは市民から寄せられた「よくやったね」という声なかったのかなということで、私はここでボランティアの成果と、それを受けて今後の支援活動をお尋ねしてるわけです。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 私の考え方と久保田議員は隊長として行かれましたから、少し考えの差があるなと今気づいておるわけですがけれども、私はいつ報告会をしていただけるのかなと、正直僕はさっき派遣とおっしゃいましたけど、私は派遣ではないと思っておるわけですね。ボランティアとなっていていただいたということで、その点が僕と久保田議員とのちょっと感覚のずれがあったかと思えます。

壱岐市が報告会を開催しなければいけなかったかということについては、ちょっと私もその辺自分からしなかったということについて、少し考えをもう一遍自分自身問うてみたいと思っております。

そこで、やはり早期に御報告会をどちらが主導してやるなりしていただいて、そして住民の皆様方に御意見を聞く場を設けたいと思っております。

そして、先ほど申しますように、第二陣、第三陣につきましても、ぜひボランティアを募りたいなと思ってる次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 確かに私もその点は反省したんですよ。ただ、私は帰ったときにあいさつで、一つのボランティア隊のリーダーとしての責任じゃないですよ、皆さんと一緒に帰ってきた時点で、これで終わりだというあいさつをしましてし、広報紙いきへの原稿も依頼されましたので、ああ、やはりそれはそれで書かなくちゃいけないなということを書きました。

やはり私としては、市の担当職員ともそういう話は何回か詰めましたので、そういう意味で、私が全部その後フォローまでしなくてはいけないんじゃないかという感覚には立っていませんでした。でも、市長がおっしゃるように、あるいはほかの隊員さんがおっしゃるように、ちょっと私自身も早目にこれで自分自身で責任は全うしたっていうような判断をしたのは、ちょっと反省をしております。

ですから、私自身はもちろん機会があれば、私自身の思いというのは情報を発信していきますけど、できれば全体としての発信の場がないかなということをお伝えをしているわけです。

この項は、このくらいで終わりたいと思いますけど、御存じのように福岡大学は、夏休みを利用して94人派遣しております。この大学の取り組みも、本当に6月くらいから募集して、そしてその中で卒業生や、消防士が行った体験を聞いたり、場所が大学だけに、心理学の先生たちの講義を聞いたり、十分な予習期間を設けて94人を被災地に派遣したという活動をしております。

ただ、救いじゃないんですけど、私の壱岐高の卒業生もこの福大じゃないんですけど、四国の愛媛大学に行ってる生徒は、単独で学生が募集したそのボランティアに行ってるんですね。私が行ったっていうことを知らないで、その後行ったんですよ。そういう面では、ああ、ちゃんとした若い子もいるなということで、ある意味安心をしているわけです。

じゃあ、続きまして2番目、海水浴の事故防止の安全対策を早急に、来年に向けて構築するべきではないかということです。

残念ながら、今年も海水浴場での水難事故が発生しました。御存じのように、壱岐の海は観光資源にとっても魅力であり、特に夏の海水浴客が市の活性化には欠かせないものだと思っております。その中でやはり海水浴の安全・安心は、市としてもぜひ取り組まなくてはならない課題だと思っております。

ですから、来年に向け壱岐市とか海上保安署とか、あるいはマリンスポーツ関係者とか、話し合っていて、ぜひ事故防止対策を早急に練り上げていただいて、来年のこのマリンスポーツの季節を迎えていただきたいと思って、この質問を上げております。

この件に対して市長の見解を求めます。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 久保田議員の2番目の御質問のお答えの前に、先ほどの件について少し申し上げたいと思います。

主管課とぜひ協議をさせていただきまして、早目に報告会をお願いしたいと思っております。そして、私はこの20人という県の助成基準がございますけれども、1人、2人足りなかったからやめるのかということではなくて、やはりそれは最低行かれる人数を決めて、それに達すればやっぱり20人に満たなくても、やはり出すべきじゃなかろうかと考えておるところでございます。

さて、2番目の海水浴場の事故防止安全対策を早急に構築すべきだという御質問でございます。8月11日に芦辺町清石浜海水浴場にて、芦辺町内の小学6年生児童が亡くなられるという痛ましく悲しい事故が発生いたしました。御両親並びに御遺族の皆様には心からお悔やみ申し上げますとともに、亡くなられました男子児童の御冥福をお祈りを申し上げます。

壱岐の海は、夏場の海水浴を初めとするマリンスポーツなど、観光客の誘致において欠かせな

い、大変魅力ある観光資源であります。本市におきましては、例年市内10カ所の海水浴場を長崎県公安委員会へ届け出を行いまして、7月中旬から8月下旬までの監視業務について業者へ委託をしておるところでございます。

今年度につきましても、監視業務を行う監視員については、消防署の救命講習等を受講していただき、海水浴場における危険防止、安全確保を目的として業務の委託を行っております。また、監視の業務説明会の折には、壱岐海上保安署の御協力により、離岸流に関する説明をあわせて行うなど、海水浴場における危険防止対策等を講じてまいりました。

しかしながら、8月11日に小学6年生の男子児童が亡くなるという事故が発生してしまったところでございます。これを受けまして、翌日8月12日に壱岐警察署及び監視業者並びに壱岐市において水難事故再発防止検討会を行い、水難事故の再発防止策の検討会を開催したところでございます。

まず、事故が発生しました芦辺町清石浜海水浴場については、翌日から8月31日まで開設期間を遊泳禁止といたしました。その他の海水浴場についても、監視業務の強化と監視人による注意喚起の徹底を指示いたしました。

監視業務の強化といたしましては、監視員の巡視時間をこれまでの2時間に1回を1時間に1回に増やしました。巡回時に海水浴客に対し、休憩時間をとるようにとの呼びかけを行っております。浮輪などの遊具の利用者に対しては、波に流されても絶対に追わないようにとの注意を喚起いたしました。

このように注意喚起の徹底を行ったところでございますけれども、次年度以降の海水浴管理の全般に対しましては、市内海水浴場の数の見直しを行い、監視員の数を増やす、あるいは、陸側からの丘側からの監視に加えて、海側からの監視もできるような伝馬船などによる監視を行うなどを検討して、海水浴場等での事故防止に取り組んでいく所存でございます。

壱岐にとりまして、夏場の海水浴をはじめとするマリンスポーツは、観光客の誘致のために欠かせないものでございます。来年以降の市内全域の海水浴場のあり方について、地域の方々、海水浴場関係者やマリンスポーツ愛好者団体等を含めて、先ほど申しました事柄について検討してまいりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 今までの過去にも、そういう水難事故がありました。やはりそういう教訓を活かしていただいて、ぜひ今市長が言われたような対策をとっていただきたいと思っております。

といいますのは、私はちょうど離岸流のケーブルテレビの注意も見ました。そういう中で起き

ているので、やはり先ほど言いますように、ケーブルテレビを見てない人は見てないと。回覧も離岸流の危険性が出てても、見てない人は見てないと。やはりいろんな箇所、いろんな方法でその安全策を周知すべきではないかと思うとともに、8月23日、ちょうどシーズンも終わりのころ筒城浜に行きまして、マリンスポーツの関係者といろいろお話をさせていただきました。やはり海水浴客が減ったといえども、マリンスポーツ、リピーターがありますと私たちも本当に楽しく、再度来ていただけるように一生懸命頑張ってますと。そういう中で、市から要請があれば私たちにできる安全対策はいつでも協力をしますよってというお話をさせていただきました、今回このような質問にさせていただきました。

同じく8月31日に、錦浜のほうで、御存じのように滋賀県から100名を超す中学生の修学旅行生がありました。本来ですと東日本に行く予定だったのが、やはりああいう地震の後、放射能とかそういう関係で壱岐のほうに行こうと、壱岐でマリンスポーツを楽しもうということで、ちょっと季節外れではあるけれども、クラゲに刺されないように全員がウエットスーツを着て、マリンスポーツを楽しもうとしておりました。

やはり時代はまだなかなか放射能とか収束に向けて難しいと思います。そういう中で、こちらの安全な海のほうに来られるマリンスポーツっていうのは多いと思いますので、ぜひとも先ほど市長が言われたように、関係者の皆様とよく話をさせていただいて、余り金もかからない設備を、放送設備であるとかいろいろあると思いますけれども、ぜひ取り入れていただきたいと思っています。

それでは3番目、「癒しの島壱岐」というキャッチフレーズをよく聞きます。そのような島を目指すんだったら、福祉施設においても充実させたらいいんじゃないかという質問です。

まず1項、障害者等駐車場の積極的普及活動の取り組みを進めてもらえないかと。長崎県にはパーキングパーミット制度というものがあります。それを積極的に活用して、そして多くの人々が利用する施設の駐車場に、そのような駐車スペースを確保してもらおうとともに、健常者の理解と協力を得る施策をとるべきではないでしょうかということです。

2番目が、文化ホール等の公共施設のトイレを、洋式にもうちょっと増やしてもらえないかということです。もうこの質問を回答される方は、ぜひ同じようにまた繰り返さないでいただきたいと思います。せっかくの時間がもったいないので。

要は、これも駐車場においても、ある若者から提案がありまして、身体障害者用の表示がしてある駐車スペースに、どうもそうじゃない人がとめてるようですと、それは残念ですと、やはりどうにかありませんかという提案がありましたので、ああ、そうだなと。ある意味私はあきらめてたんですよ、仕方がないなと。でも、若い青年からそういうことを言われると、ああ、そうだな、やはりこれは取り組むべきだということで今回このように載せるためにちょっと勉強したら、

パーキングパーミット制度って御存じでしょう、あるんですよ。

それを簡単に説明しますと、長崎県が施設ですね、どこかと話し合ってる表示板を設けて、障害者の人が申請すれば、障害者の人はその表示板を車にかけとくわけです。その駐車場に駐車するときにはですね。その駐車スペースには、単なる車いすマークとかじゃなくて、これは長崎県のパーキングパーミット制度で設けられた駐車場なので、こういう札を持ってる人が利用すべき場所ですよっていうことがあるんですよ。

私が調査してみました。県の施設にもなかったり、市の施設にもあったりなかったり、数をお話ししてもいいんですけどね、例えばほかの島、離島と長崎県を比較してみます。3月30日現在、対馬16施設、22駐車場。施設は16カ所、広いところは2カ所ぐらい駐車場を設けてますのでね。壱岐、勝ってるんですよ、17施設、23駐車場とね。ところが、平戸、やはり橋がかかっているからでしょうね、28施設、37駐車場。五島、14施設、17駐車場。これでどうのこのじゃなくて、せっかく設けてる場所にそういう表示がなされてない。

市役所と言えば、芦辺庁舎のはちゃんとパーキングパーミットの立て札が立っております。そうじゃないところは、車いすマークの駐車スペースがあるだけ。そういうところをやはりもうちょっと、多分もう調査されてると思いますからね、この一般質問で出してるわけですから、調査をされてる。現場も見られてるということで、今後例えば県の振興局がそういうスペースにちゃんとやってないとしたら、あるいは、県の振興局との話し合いでこういう制度があって、私たちはどういうふうにしたらいいですかとか、とにかく前進させるような方法を私は提案してるわけです。

ですから、それを取り組まれるかどうかという答弁と、それから、洋式トイレ、これも調査して回りました。女子用トイレは、もちろん私入ってませんからね。女子用トイレを調査するときに、不審者が何か男が入っちゃったって言われて、つかまったらいけませんから、うちの女房と2人でおまえ女子用見ると、おれ男子用を見るよってということで、島内一周トイレ調査を行いました。

それも調べてあるから、一々言いませんけど、文化ホール、大ホール、女性用11のうちに1個なんですよ。ほかのところ、中ホールは7個中2個とか、これは後もって見ていただければもうわかるんで、ただこの提案も、7月31日でしたかね、長崎県母子寡婦の大会がありました。あのときに言われたんですよ。ほかから参加した人が、「ねえねえ、ここのトレイ洋式ないよ。少ないね」で、それを聞いた人がこんなことでいいんですかって私に言われたので、ああ、確かにそうだなと。

今皆さん方の家庭で、和式のとこどのくらいあります。多分ほとんどが洋式なんですよ。ここに書いてありますように、老人憩の家とか、そういうところも高齢者が増えてくるので、洋式に

しましうといつてますよね。じゃあ、吉岐の代表的な施設、多くの人が集まる施設、そういうところから洋式を取り入れていくのは、普通じゃないかなと思うわけです。そんなにお金もかからないんじゃないかと思ひますし、もう小学生の子供でも、和式を知らない子供が増えける時代なんですよ。ぜひ余りにも少な過ぎるといふことで、こちらのほうもぜひ取り組むか、取り組まないかといふことで答弁をお願ひしたいと思ひます。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 久保田議員の「癒しの島吉岐」を目指すのなら、福祉施設の充実が必要である。まず、障害者等駐車場の積極的普及活動の取り組みをといふことで、県のパーキングパーミット制度を積極的に活用するなど、多くの人々が利用する施設の駐車場に障害者用駐車スペースを確保してもらつるとともに、健常者の理解と協力を得る施策をとるべきだといふ御質問でございます。

長崎県でも、身障者用駐車場を利用できるものを明確にすることによりまして、利用対象外駐車を防止し、身障者用駐車場の適正利用を図るため、平成19年からパーキングパーミット制度が制定されております。現在では、各公共機関や一部の商業施設でも車いすマークの専用駐車場が整備されているところでございます。

吉岐市といたしましては、長崎県パーキングパーミット制度の協力市町として利用証の交付、返還事務を行っております。台帳管理等その他の事務については長崎県が行っておりまして、一月ごとにこれだけこうしましたよ、これだけ改修いたしましたよといふ報告を行っているところでございます。

現在、長崎県パーキングパーミット制度に御協力いただいている施設は、議員御指摘のように、長崎県内685施設ございまして、吉岐市内では17の施設となっております。現在、吉岐市で利用証を交付をいたしておりますのは、交付状況を申し上げますと、身障者が33人、その他が6人の計39名でございます。その他の6と申しますのは、このパーキングパーミット制度は、高齢・身体障害者でなくても、高齢者、あるいは妊婦の方も利用できるといふことで、その他といふ6名が上がつておるところでございます。

しかしながら、現在の状況といたしましては、利用証をお持ちでない方が利用されている現状も否定できないところでございます。吉岐市といたしましては、県とも協議を行ひまして、利用証の積極的な活用のための周知や広報活動を今まで以上に推進してまいります。

また、健常者の理解、協力については、運転手の皆様の根本的な意識改革が必要であると思ひますけれども、啓発活動等を根気よく実施し、市民の皆様の御協力をお願ひしたいところでございます。

公共施設以外の障害者専用駐車場の確保といたしましては、商業施設等経営者の皆様の御判断にゆだねられていることが現状でございますけれども、1施設でも一つのスペースでも専用駐車場が増加するよう、県とも連携して御理解を得れるような方策を協議してまいりたいと思っております。

公共施設のトイレにつきましては、多くの方がお集まりになる社会教育施設が多々ございますので、教育長のほうに答弁をさせます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 1番、久保田恒憲議員にお答えをいたします。

現在、36カ所の社会教育施設と4カ所の文化財施設に合計491基の便器がございます。内訳は、和式の大便秘器が218でございます。洋式の大便秘器が61、そして男女供用の障害者用トイレが22基ございます。残る109基は男性の小便秘器でございます。

現在、大便秘器のトイレの洋式化率は、男女供用の障害者用のトイレを加えましたところで約28%です。男女供用の障害者用トイレを加えずに洋式トイレの数字で洋式化率を出しますと、約22%という率でございます。

公共施設のトイレの洋式化につきましては、5月に改修をさせていただきました筒城公民館に洋式トイレを1基増設をさせていただいております。

また、現在改修をしております芦辺のふれあい広場につきましても、12基の洋式トイレを設置するようにはいたしております。今後改修、建設をいたします施設におきましても、大便秘器の洋式化は検討をさせていただきまして、実施に向けて努力をしていきたいと思っております。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） じゃあ、とにかく実施に向けて努力じゃなくても、実施するということでよろしいですね。その数はともかくですよ、検討も何も先ほど言いましたように、あの文化ホールでそれじゃやはり少な過ぎると思いますでしょ。だから、お金はそんなにかからないんじゃないかと思っておりますので、ぜひ進めるっていうことでよろしいでしょうかね。

議長（市山 繁君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 1つ問題がございますのは、改修という手段をとりますと、どうしても面積ということが出てくるんですね。便器の戸数を確保するための増設がどうしても必要になるかと思っております。あとは数はこの場では申し上げられませんが、市長部局と御理

解をいただきまして、増設に向けて努力を開始いたします。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 多分今の文化ホールは、私女子用トイレだから入ってませんが、洋式トイレだけ幅が広がっていることはあり得ないんじゃないかと思ってるんですよね。多くのところが和式から洋式には、そのスペースだけでできてるような気がします。それはとにかく、もう一回調査をしていただいて、ぜひ簡単にできるようにであれば進めていただきたいと思っております。

それと、そのトイレの中で原の辻ガイダンスですね、一支国博物館、さすがに最近建てた建物だから洋式、なおかつウォシュレットですよ。ところが、一支国博物館は長崎県立埋蔵文化財センターも兼ねてますよね。あそこに駐車場がありますよね。障害者等用駐車場スペースがありますよ。長崎県パーキングパーミットの立て札ありませんよ。

ですから、そういうのを含めて、やはり「ここまでしたけんもうよかろう」じゃなくて、やはりこっちは十分でもこっちはだめかなと、そのくらいの、そのくらいって失礼ですけど、そういうような見方をぜひ持っていただきたいと思っております。市民病院さんは、やはりちゃんと書いてありました。

なぜそういうことを言うかということ、長崎県のそのパーキングパーミット制度そのものを皆さん知りませんよね。私も今回初めてその若者が言ったので、よし、それは調べないかんとということで調べたときに、そういう制度があったわけですよ。

じゃあ、それを例えば博物館にでもボンとやるときますね。そうすると、島外から来た人たちが、「もうここには違う立て札が立っちょるばい、これは何だろうか」と、「ああ、長崎県は進んでるな」って、こういう印象を持ちませんか。私は平成19年ぐらいからやって、今このパーキングパーミット制度っていうのは、佐賀県が始めて、長崎県でやって、共通した制度を利用しようっていうことでずっと広まってるんですよ。せっかく広まってるのに、それを取り入れて、早い時期に取り入れた長崎県が余り進んでない、おかしいでしょう。

長崎県のこの駐車場のパーキングパーミット制度を、皆さん御存じでしたか。ようは知っちゃったところじゃないっっちゃう方は、手を挙げていいんで、また私も知らなかったんですけど、変わった立て札があるってということで、ああ、なるほどなと思ったので、ぜひ博物館で協議されて、館長さんですからすぐにその駐車場には取り入れてください。これは約束できますよね。ちょっとその答弁をお願いします。

議長（市山 繁君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） お約束をこの場でいたしたいんですけれども、ちょっと私がパーキングパーミット制度の理解が甚だ十分ではございませんので、まず週1回の検討会がございますので、そこに提出をさせていただきます。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） ちょっと申しわけないんですけどね、一般質問を出してですよ、県のパーキングパーミット制度を積極的に活用するなどって出してるのに、現時点でよく理解してないって、私はこの返答は理解できないですね。調べてですよ、これはどんなもんかと。その中で例えばこういう事情があって、今は進められないんだよというのならわかりますけど、これじゃここに一生懸命こっちが勉強してですよ、書いた意味ないじゃないですか。と私は思うんですよ。私のこういうふうに思うのがおかしければ、その旨指摘していただきたいんですけどね。

議長（市山 繁君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） おわびを申し上げます。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） おわびをしていただいたら、それ以上もちろん責めるつもりはありませんが、私も議員になって日が浅いので、やはり真面目に取り組んで、一般質問通告書を出す以上は勉強をするわけですよ。大した勉強じゃありませんけどね。そしたら、受ける側はもっと勉強してるもんだと思って私は理解してるわけです。

だから、こういう勉強をしてきたら、ちょっとこういう話をしようかなっちゅうとこまで、用意したり用意しなかったりですけど、ちょっとこの一般通告の何ていいですか、ここに余り書かないのがいいのかなっていう気もしてるんですけど。ちょっとじゃあ市長、改めて。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） パーキングパーミットについては、私も正直申し上げて今回初めて勉強させていただきました。

ただ、答弁が私が答弁ということで、教育長は社会教育施設のほうの調査をしておったということで、お許しを願いたいと思います。社会教育施設でございますけれども、一支国博物館については私のほうから返事をさせていただきます。

直ちに行います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） じゃあ、市長から直ちにやるという返事をいただきましたので、この件はこれで終わろうかなと思ってるんですけど、その今市長が言われた中でも、質問の間のところにだから私はここで障害者駐車場とか文化ホールとか書いてれば、当然教育長、市長って書いてますからね、その中で私にはこの中でこれしかこんだろうっていう、これもまたちょっとどうかなと思うんですけど、多分館長もお忙しいですから、そういう中では非常に行き届く、いろんな調査をするまでには至らなかったんじゃないかと思っております。

私は、このように今回一般質問は先ほど言いましたように、非常に大きなお金がかかるとか、国の指示を待たなくてはいけないとか、そういうことじゃないんですけど、市民の皆さんから上がった意見を取り上げているだけです。

ただ、今回思ったのは、やはり市民の皆さんの意識も高いんですね。そしたら、それを受けて代弁者である私も、そして行政を担われる理事者の方々も、やはりそういう市民の皆様の期待にこたえることはやらなくちゃいけないんじゃないかと思ってるんです。

当たり前のことですけどね。やはりなあなあじゃなくて、忝岐をどうかしようと思ってるのは、どうかしなくちゃいけないなと思ってるのは、我々だけじゃなくて市民の皆さんもそのように思われてるわけですよ。ですから、私はそういう方の気持ちを受けて、このような形でちょっと天下国家の論理じゃなくて、ちっちゃい意見なんですけど、おつなぎをしてるわけです。

こういう市民の皆さんの期待に市長として、この後その期待にどのようにこたえていかれるか、この私が質問した3点含めて、どの項目でもいいですけど、やはり任せとけてっていうような何か決意でも聞かせていただければと思っております。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 一般質問、そしてお答えをしたことについては、久保田議員の御質問に限らず真摯に受けとめて、前向きに取り組んでおる次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議員（1番 久保田恒憲君） はい、終わります。

〔久保田恒憲議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、久保田恒憲議員の一般質問を終わります。

・ ・

議長（市山 繁君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議はあす、9月13日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさんでした。

午後 3 時41分散会

平成23年第3回定例会 吉 岐 市 議 会 会 議 録 (第4日)

議事日程(第4号)

平成23年9月13日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

7番 町田 正一 議員

3番 音嶋 正吾 議員

本日の会議に付した事件

(議事日程第4号に同じ)

出席議員(20名)

1番 久保田恒憲君	2番 呼子 好君
3番 音嶋 正吾君	4番 町田 光浩君
5番 小金丸益明君	6番 深見 義輝君
7番 町田 正一君	8番 今西 菊乃君
9番 市山 和幸君	10番 田原 輝男君
11番 豊坂 敏文君	12番 中村出征雄君
13番 鵜瀬 和博君	14番 榊原 伸君
15番 久間 進君	16番 大久保洪昭君
17番 瀬戸口和幸君	18番 牧永 護君
19番 中田 恭一君	20番 市山 繁君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長	松本 陽治君	事務局次長	米村 和久君
事務局係長	吉井 弘二君	事務局書記	村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長兼病院部長	久田 賢一君
教育長	須藤 正人君	総務部長	堤 賢治君
企画振興部長	浦 哲郎君	市民部長	山内 達君
保健環境部長	山口 壽美君	建設部長	後藤 満雄君
農林水産部長	榊崎 文雄君	教育次長	村田 正明君
消防本部消防長	松本 力君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	川原 裕喜君	病院管理課長	左野 健治君
会計管理者	宇野木真智子君		

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

これより議事日程表第4号により、本日の会議を開きます。

・

日程第1 一般質問

議長（市山 繁君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含め50分以内となっておりますので、よろしくお願いいたします。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いいたします。

それでは、質問順位に従い、7番、町田正一議員の登壇をお願いします。

〔町田 正一議員 一般質問席 登壇〕

議員（7番 町田 正一君） おはようございます。今日の朝ですね、私の恩師から、朝早くから電話ありまして、私も非常にテレビ映りが悪いということで苦情が出たんですが、市長にですね、答弁のときに、やっぱり、原稿を下向いて、だらだらと読むと、非常に印象が悪いと。だから、テレビが映るんだったら、正面を向いて。詳しい数字の部分はしょうがないですけども、それは前を見て答弁されたほうがいいという御意見でした。

それから、ついでに苦情ですが、昨日、久保田議員の質問に対して、パーキングパーミットは、これ鵜瀬議員が6年前に、長田市長のときに質問されてます。私みたいなんが覚えとるんですから、教育長が勉強不足というのは、一般質問をただ単に聞き流しとるだけじゃないかと、ちょっとがっかりいたしました。

私も、今日は通告に従いまして、呼子議員から引き継ぎましてですね、市長のマニフェストを

根拠に、この後、音嶋議員に、これ渡すようになってますんで。（笑声）3人続けてやるように打ち合わせになってます。

市長も、あと、市長任期あと6カ月ですね。3人目の立候補者が出まして、選挙のことが気になられるのもわかるんですけども、現職の場合は、これは個別になかなか選挙運動ちゅうのも、なかなかできないんですけども、現職の場合は4年間の政策の実行というか、4年間にやった評価が、僕はもう選挙にあらわれてくると思うんです。余り細かいことにとらわれずに、私の座右の銘で、「吞舟の魚は支流に游がず」というのがありますんで、ぜひ吞舟の魚の心を持って、泰然自若として、マニフェストの実行に移っていただきたいと思います。

ということで、私も、今日は、市長のマニフェストを中心に、また例によって、市長にずっと聞いていくわけですが。

まず最初に、今回、市長は行政報告でも病院改革の第一歩として、かたばる病院と市民病院の統合を打ち出されてます。私は正直言って、これが病院改革だとは思っておりません。精神科の医師がそのままおれば、恐らく、こういう話はなかつたろうということなんで、基本的には、ただ単なる合理化だ。合理化というのは改革かもしれませんけど、やむを得ず、こういう形になったということなんです。

実は、今年の6月に市山繁議員がこのことについて、財政上のプラスマイナスについて、ずっと聞かれてます。私も、これ10回ぐらい市山議員の質問内容をずっと読みましてですね。もう一回ちょっと、その当時、答弁されてないところとか、あるいはこれからの検討課題だということで、はっきりと言われなかつた部分がかかなりあるんです。まず、その点について、療養型のかたばる病院を精神病床を廃止して、かたばる病院を市民病院の4階に持ってきたときに、じゃあ財政的にどうなるのかということ、まず答弁いただきたいと思ひまして、質問通告してます。

まず、これ間違いないか、ちょっと、もう一回確認の意味なんですけど、病院建設時、市民病院の建設時に、精神病床に対する国の補助金。これが9,000万円あります。これは左野課長のほうが答弁されてましたけども、今回、精神病床が70床から50床になることによって、国の補助金9,000万円のうち、一体、幾ら返還しなければならないのか。まず、これが第1点。

それから、財政面のマイナスとして、精神病床に対する特別交付税。これが70床分5,170万円ありますけれども、これが20床休床で50床分の減少になりますから、この分の特別交付税が減額されます。まず、これが幾らぐらい減少するのか。これが2点目。

3番目に、かたばる病院に対しては、今度、不採算地域病院なんで、これが特別交付金48床分3,900万円減少します。これがなくなります。これだけで、大体、運営費の分で、八千四、五百万円減です。プラス市民病院の精神科病床が廃止されることによって、1億9,000万円

の減収になります。わかりますね。

それから、次に、今回調査費として200万円近く計上されてますけれども、内部改修ですね。これも当時6月に聞いたときは答えられてなかったんですが、今回、恐らく、相当な内部改修の金額がかかると思うんです。詳しい数字じゃなくていいです。大体概算で結構です。多分、トイレとか、居住室等は、恐らく相当な改修になると思うんですが、これがどのぐらいかかるのかを一応、答弁していただきたいと思います。これが一応財政的なマイナス面です。

それから、プラス面として、今度一本化された場合、どういうメリットがあるのか。財政的な面も含めてですね。あるいは、そのスタッフの面等も含めてですね、メリットはどの程度のものがあるのか。

ついでに、今回の場合についてはもう方向を出されてますけども、かたばる病院のスタッフとの話し合いはもうきちんと終了しているのかどうかまで含めてですね、市長にはまず答弁していただきたいと思います。

議長（市山 繁君） ただいまの町田議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 7番、町田正一議員の御質問にお答えいたします。

実は昨日、家に帰りまして、何で棒読みするのかというおしかりを私の近くにおる者から受けたところでございまして、反省をいたしております。また、「呑舟の魚枝流に游がず」。私が当選いたしましたときに、町田議員から色紙をいただきました。船を飲み込むような魚がどうして小さな川に泳ぐかということでございますけれども、それほど大きな度量は持っておりませんが、一所懸命頑張りたいと思っておる次第でございます。

町田議員の御質問のマニフェストの中での病院改革のお話でございます。御質問でございます。

まず、精神病床を廃止する。そして、かたばるの療養病床を診療に持ってくる。そのマイナス面をまず申し上げたいと思いますけれども、おっしゃいますように、まず建築に、市民病院の建築に当たりまして、国から、おっしゃるように精神病棟に対する建築費9,078万2,000円が交付されております。これを用途変更。いわゆる療養病床にするということで、返還をしなければならぬ金額が5,300万円と計算をいたしております。

次に、精神科病床を廃止するということで、交付税がどうなのかということでございますが、この交付税につきましては、先ほど特別交付税とおっしゃいましたけど、これは普通交付税でございまして、1床当たり70万1,000円でございます。おっしゃるように、4,900万円余りでございます。しかしながら、この国の今度の病院改革ガイドラインによりまして、5年間はこの分をあるものとして交付する。いわゆる減らさない。5年間は減らさないということでございますので、5年間は、この4,900万円については、交付されるということでございます。

それから6年目以降につきましては、ですから、休床いたします48床分が減るということでございます。廃止するですね。失礼しました。休床する分についても減りますので、70床分すべて減るということでございます。6年目以降ですね。ただし、そこに療養病床を持ってまいりますから、療養病床も同じく70万1,000円の交付金がございます。したがって、実質6年目以降、減るのは、22床掛けることの70万1,000円、1,500万円程度ということでございます。

それから、先ほど申されました特別交付税でございますけれども、政権が変わりまして、平成21年度から、不採算地区の病院、いわゆる主な病院から1.5キロ以上離れている病院について交付される特別交付税が3,936万円でございます。これについては、統合いたしますから、なくなるということになるところでございます。

それから、次に、メリットでございますけれども、メリット分でございますけれども、改修費用でございますけれども、極力、安く上がるようにしておりますけれども、主な改修内容といたしましては、病床ごとに、医療ガスの設置、機械浴室の改修、病室内手洗い設備等の設置と給排水工事等の改修を予定いたしております。これにつきましては、5,000万円程度で改修できるのではなかろうかと思っておりますところでございます。

それから、次に、メリットでございますけれども、統合した場合に、当直医の報酬、それから現在委託をいたしております給食費の委託費の経費等の削減が見込まれますので、単年度で5,500万円ほどの削減効果があるという計算をしておるところでございます。

それから、職員との同意はどうかということでございますけれども、これは現在、病院課長のほうで進めてもらっております。今のところ、その職員の了解について、大分納得をしていただいていると認識をいたしておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 町田議員。

議員（7番 町田 正一君） 市長、これ、僕はずっと4月から、3月、6月、ずっと病院改革について、ずっと一般質問してきました。今回の行政改革で、市長が行政報告の中で、これが病院改革の第一歩だとされてるんですが、これ市長のマニフェストの一番最初ですね。市長もこれお持ちで、よくわかりだと思えますけど、まず「経営体制を抜本的に変更し赤字体質からの脱却を図ります」。これが市長の病院改革のマニフェストの一番最初の一番重要な根幹の部分なすもんだと、私も正直言って思ってるんですよ。平成26年から交付税が20数億円減るという状況の中で、今までみたいに、壱岐市が、行政がですね、もちろん、島民の医療の安全というのは、もちろん、そりゃ、必要なんですけども、じゃあ、それが、僕は初めから公設民営にしろと言ってますけども、民間だったら、なぜできなくて、行政だったら、なぜ、それができるのか

と。だから、6月にはきちんと民間との契約の中で、安心安全できるような条項をつくれと。不採算部分も維持しろと。それでもやれるという応募者があって、ときに、初めて公設民営というのは進むと思ってるんですよ。だから、私は、今回のこのかたばる病院とこの市民病院の統合が白川市長が言う、この病院改革の第一歩だとは、私は全く別な問題だと思ってます。

市長の、この経費的な面は、大体、これで納得しました。あとはもう細かい部分については、また所管の委員会でもありますから、細かく聞いていきますけれども、これが市長が言われる病院改革の第一歩に本当になるのかどうか。市長ですね、これ、私の同級生からも、これをやったらですね、僕はこれが、病院改革は行政改革の僕はメルクマールだと思ってるんですよ。これがポイントだろうと。これをやったら、本当に沓岐市の行政のスリム化に通じると。どっちにしろ、26年から20何億円交付税が減ったら、これは職員の方の定数の維持さえ困難になります。もう御存じだと思いますけれども。20何億円、100億円近い交付税の中で、この20何億円が減るということは、今まで機械的にやってた補助金も、ほとんど削減しないとやっていけない状況なんですよ。多分、財政課長も一番頭痛められておると思いますけれども。こんなときに、もうできるだけ僕は沓岐市が直営でやる部分は、もう最低限にとどめると。そして後年の負担をできるだけ少なくすると。市民の方には、今まで例えば1,000万円、2,000万円の補助金もらいよったけれども、今までは1割カットで済んだけれども、26年からは1割カットどころじゃないんです。もう半額にしてくれとか。そういうふうなレベルにまで行かないと、恐らく財政的に破綻する寸前に陥ると。その覚悟を持てば、もう今、市民病院の改革を、本当言うたら、この前も言ったように、僕はもっと早くから、市長に対して、市民病院改革言えばよかったと思ってますけれども。今回の部分が、私は、病院改革の第一歩だと、正直言って認識は全くしておりません。これは後ろ向きな改革だろうと。後ろ向きの合理化だろうと思ってますが、この病院改革について、もう一回、市長、民主党の野田さんじゃないですけども、最後のチャンスと思って、もう一回ちょっと御答弁。この病院改革に対する答弁。これについてはもう「経営体制を抜本的に変更し」って、市長、書いておるわけですから。これで当たってきたんですよ、市長は。ですね。これで当たってきたんです。だから、やって、もし、次、落ちられたら、そりゃ、マニフェストが間違うとった。(笑声)言うしかないと思いますけども。この分についてだけ、市長、答弁お願いします。

議長(市山 繁君) 白川市長。

〔市長(白川 博一君) 登壇〕

市長(白川 博一君) おっしゃいますように、私は、経営体制を抜本的に改革して、赤字体質からの脱却を図ると申してまいりました。その気持ちは当時も今も変わらんわけでございますけれども、実は3年間、医師の確保に奔走してまいりました。そういった中で、まず最初に言われ

ました、かたばる病院との統合は別問題だとおっしゃいましたけど、それは私の改革の第一歩でないことは事実でございますけれども、2つ病院を持つということを1つにする。これはですね、やはり、病院改革につながる内容だと思っておるところでございます。ただ、おっしゃるように、病院改革の第一歩ではないと。そのとおりだと思っております。町田議員は公設民営化をずっと提唱されてまいりました。私もそういう方向で研究もいたしましたし、現在もいたしております。ただ、私が申し上げたいのは、今、3つの大学から派遣をいただいております。4人の常勤医師を採用いたしております。そういう支援をいただきまして、17名、必要な医師を確保しておるわけでございますけれども、これが、私は、今、私の素直な気持ちはですね、おっしゃるように、赤字削減、これも大事でございます。しかしながら、今申し上げました病院の各大学からの派遣医師。そして今、現有の職員。そういった方々、あるいは看護師も不足いたしております。そういった中で、万一、こういうスタッフがなくなったときのことを考えますと、私はその判断について非常に躊躇いたしております。これは私が落選したら済むというような問題ではございません。壱岐の医療をどうするか。私は、選挙期間には本当に、赤字だ、赤字だと叫んでまいりました。しかし、今、私は当事者といたしまして、赤字だと。それと、壱岐の市民を守るための医師の充足。今、そこでですね、本当に悩んでおります。ぜひですね、議員の皆様方の御意見を聞きながら、その議員おっしゃるような方向で医師の充実を図れば、私は間違いなく、そちらへ進むわけでございますけれども、その医師がいなくなったときの壱岐の医療を考えたときに、本当にその決断を躊躇せざるを得ないという状況でございます。議員皆様方と、今後、本当にひざを交えて御相談をさせていただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 町田議員。

議員（7番 町田 正一君） 市長、ちょっときつい言い方もかもしれませんが、今の答弁は、恐らく3月、6月に私が聞いたときの答弁から、ほとんど変わらないんですね。じゃあ、前回、僕が質問したときに、市長は、もちろん、一番大切なのは医師がきちんと、それは在籍して島民の最低限の医療体制ができる。というのが、もちろん僕も、そりゃ、だれもですね、市民病院をなくせとかというような意見はだれも持っておらんわけですから。この間、僕が6月に質問してから、そのとき市長は、その市民病院の今大学に派遣、大学のほうにも行くと。市民病院の先生たちとも、あるいは看護師の人たちとも話し合いをしていきたいというふうに答弁されましたけども、じゃあ、この3カ月間で、それを具体的にされたのかどうか。本当に腹を割ってですね。それをちょっとお尋ねします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 医師会には、8月1日に医師の先生方とお話し合いをいたしました。それから各3つの派遣の病院にも訪問いたしました。職員とは、私は話してないところであります。また、市民病院の先生方と腹を割って話す。そこまでは行ってないというのも事実でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 町田議員。

議員（7番 町田 正一君） やっぱ、それが一番大切だと思うんですね。市民病院の先生たちと、本当にですね、この先生、今、派遣していただいている大学医局とか、市民病院に在籍しておられる4人の先生たちが、公設民営にするんだったら、私はやめると言われたらですね、これは幾ら僕がここで言うたって、それは現実に市民病院に医者がいなくなるという現実があるわけですから。それはちょっと現実問題として、それはもう公設民営は恐らくできないだろうと思ってます。その部分を、一番肝心な部分を、僕は早くやってもらいたいと。市長の、本来だったら、もっと早くやるべきでしょうけれども、それを一番最初にやらないと。何にも前向いて進まないと。

副市長は病院部長なんですけど、副市長でもいいですけども、病院の先生たちとですね、私が市長だったら、話しますよ、それは。酒でも飲みながらですね。こういうふうにしたいと。それで、市民病院に不満があるんだったら、何でも言うてくれと。そんならいのことは、副市長なり、市長なりが、病院の先生、お医者さんですから、もちろん、きちんとしたプライドもお持ちだし。島内の医療、この離島の医療について、献身的に考えられておるはずなんですよ。だから、私は別に話したって、何の差し支えもないと思いますけれども、副市長は病院部長なんで、ちょっと直接、現場の責任者として、副市長、ちょっと答弁をいいですか。

議長（市山 繁君） 久田副市長。

〔副市長兼病院部長（久田 賢一君） 登壇〕

副市長兼病院部長（久田 賢一君） 病院部長として、先生たちと腹を割って具体的にお話をしたことについてはございません。以上でございます。

〔副市長兼病院部長（久田 賢一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 町田議員。

議員（7番 町田 正一君） そう言われると、質問のしようがなくてですね。これ、やっぱり非常に、僕は、難しいというのは、市長、わかってます。多分、市長がやっておられること、多分、10分の1ぐらいしか、この議場では話せないことってというのは、多分、おありになると思うんですね。それは僕も非常によくわかるし、わかっておるんですけども、それはだから、お互いにオブラートに包んだ形で僕も質問しとるわけなんで。ぜひ、この件については、後でまた委員会もありますから、厚生委員会の所管でもありますんでですね。そこで、もう少し具体的に、

それちょっと聞いていきたいと思います。特にドクターとの話し合いは、これ、きちんと行政のトップたる者がですね。これはちょっと申しわけないですけど、大村市民病院を民間にしたときは、これは2年間かけて、当時の市長が、これは調べてもらったらわかりますけども。委員会で行政視察に行ったときに、2年間ですね、もうほとんど毎週のように市長は市民病院のほうに、大村市民病院のほうに行ったと。それでも理解を得られるまでに2年間かかったと。ぜひ、そのくらいの気持ちでやらないと、僕は、病院改革はできないと思ってます。だから、病院改革を、市長、反省の弁も言われましたけど、病院改革をやろうと思ったら、もう何回も言いますけれども、トップの首が変わるくらいのことが今まで自治体でも何回もあるんですよ。一所懸命やられちよる。僕は尊敬してますけど、多久市の市長でさえですね、この多久市民病院をですね、あれはもう完全に民間に売却しましたけれども。(発言する者あり)武雄、武雄ですね。武雄の市長でもですね。それでリコールか、何か、されましたよね。銚子の市長もそうだったですよ。だから、そのくらいのやっぱり覚悟が要るんだと。ぜひですね、もうあと任期6カ月なんで。それを僕はどっかで決断して、やらないとですね。これ、もう次の市長は26年にかかります。もうそれこそ交付税が20数億円減るといような状況の中で市政を任されるわけですよ。そしたら、今、こんな議論を、僕は、しとるレベル、恐らく、そういう話にはならんだろうと思います。やむを得ずというか、後ろ向きの形で、市民病院を何らかの形に、どうかせないかんというふうな形になる。もう、そんなときはですね、もう、これ、にっちもさっちもいかんようになった時点で、市民病院をどうするかという話にしかならんとよ。だから、26年までには、これ、きちんと方向性を、きちんとやっぱり出さないとですね、市長も、だから、ぜひ、次の市長選出されると。この前、明言されましたんで。この分については、ぜひ、僕は率直にですね、自分の方向性は打ち出して、市長選は闘われるべきだと。僕は、その3人の候補それぞれがですね。そうしないと、当ってから、病院をどうする、こうするというのは、非常にあんまり壱岐市にとってもよくないと思います。

時間がありませんので、次、市長のマニフェストの2番目ですね。行政改革についてです。

市長のマニフェストは、確かに行財政改革の中で職員の給料が、市長3割カット、退職金5割カットしてます。「職員数削減を含む総人件費1割以上圧縮します」となってますが、私も市長の演説会なんか、行きましたけどもですね。やっぱり、10%人件費削減と言った場合はですね、それから、最初に、市長になられてから5%一律カットされました。音嶋議員の質問に対して、市長は確か10%削減するのも、当面5%だと。あと10%については、もう少し先の段階的にやるというふうに言われました。非常に、普通の市民から見てですね、人件費の10%カットっていったら、普通は職員の報酬を10%カットするっていうのが、普通の市民の、僕は、受ける考えだと思うんですよ。だから、非常に市長にこれがわかりにくいと。だから、新聞から、まだ

5%しかやってない。あと10%カットするじゃないかというような形で言われます。僕は別に一律10%カットも、いろいろ年齢層がありますから、一律10%カットするのが正直言って、私は賛成じゃありません。それよりも壱岐市独自の給与体系を、むしろ、それよりもつくったほうがいいだろうと。そりゃ、地方公務員法でも、公務員の給料はほかの自治体とか、あるいは地域の状況に応じて条例で定めなければならないというふうに公務員法ではなってます。壱岐市の場合は、国の給料があって、県の給料があって、大体、それに右へならえて、大体給与表ができてますけれども。僕はもう次の市長のマニフェストは、壱岐市独自の給与表をつくと。そのくらいのことは、そしてですね、僕は、この前、昨日も言われてましたように、雇用の確保面から行って、若い人を、正規職員に若い、新卒はすぐ正規職員という形になりますけども、若い人を例えば嘱託で採用して、3年間ぐらいですね、契約で嘱託で採用すると。そして、その中から、この人やったら、本人の希望もありますけども、この人やったら壱岐市の職員にふさわしいと。そういう人を正規職員に上げるとか、そういう方法だってできると思うんですね。その浮いた人件費で。だから、とりあえず、雇用の確保面からもですね。せっかく、壱岐高とか、商高で、島内に残りたいと。あるいは、私の教え子の中にも、ぜひ、島内に帰ってきたいという子おりますけれども、募集がほとんどないんですね。嘱託でもいいと。別に正規職員じゃなくてもいいと。3年間とか、5年間ぐらい、その人の仕事ぶりを見て、正規職員に登用するという、そういった方向もあっていいと。そのためには、新しい壱岐市独自の給与表を見直せと。つくれと。私は思いますけれども、これについて、市長の考え方というか、答弁をお願いします。

それから、もう一つですね、合併してから、もう8年になりますけど、実は市民生活、市民の方にとっては、合併の効果っていうのが、もう正直言って、全く目に見えた形で出てきてません。旧町の場合は、それこそ役場がすぐ身近にあって、職員もすぐ身近に市民の人と接して、結構、それこそ細かい地域の相談とか、そういうのもできた。というか、それなりにつながりがありましたけれども、今は市民のほうが役場に行かないと、行って、いろんな相談しないとできないような状況になってます。これは別に壱岐市だけじゃないんですけども、私は、前、市長、行政区の構想も出されましたけれども、それとは別にですね、私は御用聞きみたいな職員を、各小学校区1人やっても12人です。嘱託の職員で僕はいいと思いますが、張りついてですね。例えば、箱崎のことだったら、公民館、ずっと公民館長のとこ、ずっと回ったりとか、地域の所をくるくる回ったりとか。そういうふうにして、地域の苦情とかですね、こうしてもらいたいとか、行政に対する要望とか、そういうのをずっと聞いていくと。もう、そういう公民館、私の所の公民館も、公民館長のなり手もおらんような高齢化進んでまして、ぜひ、何でもかんでもとういわけじゃないですけども、そういった人的面のバックアップも、各小学校区ぐらいに1人ぐらいは担当職員をつけて、片手間じゃなくても、その人が全部、その地域も、出勤は1日10分か20分、

朝、出勤して、あとは1日地域のほうを回ると。車でですね。あるいはバイクでもいいし、自転車でもいいですから、歩いて回っても構いませんけども。そのくらいのことを実はしてもらいたい。できたら、市民部の中に地域課みたいなのをぜひつくって、もうちょっと、市民と行政との距離を縮めるような方向が打ち出せないかと思ってます。

この2点について、答弁をお願いします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 町田議員の御質問は、通告によって文書書いておりますけど、全く通用しない御質問でございます。

まず、独自の給料表をつくるべきだということでございますけれども、確かに公務員だけが優遇されているという、そういった御意見もお聞きをいたしております。そしてまた、先ほど言われますように、私のマニフェストでは、人員削減を含む総人件費の10%をカットということでございますから、一律10%をカットするとは書いておりませんし、言ってもおらないところでございます。

そこで、ここで申し上げますけれども、平成20年度の人件費と平成24年度の当初予算、私が任期が終わる年なんでもございますけれども、そこで10%をカットということをお約束しておりました。平成23年度の予算で、今、5億2,000万円カットいたしております。あと1,000万円減れば5億3,000万円で、10%の、総人件費の10%のカットになります。それは24年度では、あと1,000万ですから、もう確実に達成できるということ、ここでははっきり申し上げておきたいと思えます。

それから、独自の給料表をつくるべきだということでございますけれども、これは正直申し上げて、不可能とまで言いませんけど、非常に難しい。なぜかと言いますと、その給料表をつくるための根拠はどういうふうにするかということでございます。それよりも私は公務員の給料の中で、職務給の原則、均衡の原則、給与条例主義の原則というのが、これは地方自治法でうたわれております。ですから、この地方自治法を逸脱することはできないわけございまして、やはり、現行の、うちが人事院を持っておりません。公平委員会を持っておりませんから、やはり、国の給与表に準拠した、ただし、私は、この中で見直すべきは職務給の原則だと思っておるわけでございます。職員の給与は、その職務と責任に応じるものでなくてはならないということでございまして、これを、この点において、職務により、給与の決定級を明確にするべきであるというふうを考えております。

そういったことで、地方自治法に抵触しない範囲で。ですから、今、例えば、7級制ということになりますと、それを例えば5級制にするとか、そういったことで持っていかなければならな

いではなかろうかと思っておるところでございます。それは今申し上げたのは例でございますので、例として、そういうことになるかと思うわけでございます。

ちなみに、現在の壱岐市の給与水準、他の市町と比べます給与水準を申し上げておきたいと思えます。これを図る目安として、ラスパイレス指数というのがございます。平成20年度に97.1%でございました。現在94.1でございまして、県内の13市のうちで一番下でございます。町を含めましたところの21市町におきましても、下から2番目でございます。そういうことを申し上げておきたいと思えます。

なお、国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案、いわゆるカット法案が成立いたしますと、約8%給与が、国家公務員の給与が下がるということが試算されておりますので、これが可決いたしますと、地方が高いという議論になるかと思っております。それにつきましては、当然のことながら、その時点で議論をしまいたいと思っております。

それから、次の御用聞きの方でございますけれども、小学校は三島を含めまして19校でございます。そこで私は、その提案についての趣旨は理解しないわけではございませんけれども、やはり、御用聞きに行政が回ると。これは、とてもじゃないですが、その対応に、私は現実問題として、市の対応はできないと思っております。したがって、先ほど議員も申されましたように、新しい行政区の整備によりまして、住民参加型行政区をつくりたいと思っておりますことと、今年度から、予算で通していただきましたけれども、広域性を目的として、市民みずからが考えを行う活力ある事業を支援するというので、まちづくり市民力事業補助金を創設もいたしましております。そういったことで、地域の方々が知恵を出されて、広域性にやるというようなことについては支援をしまいたいと思っております。今のところ、いわゆる、御用聞きの方をつくる考えはございません。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 町田議員。

議員（7番 町田 正一君） 壱岐市独自の給与体系をつくるのは非常に難しいと言われましたけれども、例えば、大分県の姫島ですね。あそこ、平均給料が10数万円です。その分、例えば50人のところを雇用確保のために100人雇ってるんですね。2倍の職員を。それは幾らでもできるんですよ、市長。法的、地方自治法とか、地方公務員法でできないというんじゃなくて、それは政策なんです。私は政策だと思っております。

それから、御用聞きの方の方は、言いかえれば、市民の要望を聞くための職員があつていいと。これは別に僕の独自の提案じゃなくて、合併したほかの自治体結構やってるんですよ。地域課というのをつくってですね。結構、職員が御用聞きに回るとか、今日の買い物はどうのこうのとかじゃなくて、地域に密着した形で住民の要望を取り入れるというようなことが、僕は考えてもい

いんじゃないかと。少なくとも合併効果が、市民の中には、何のための合併やったんかというような状況なんです。僕はもう、全く合併効果が今のところはあられてない。

市長、僕は市長が努力されてることわかりますよ。経常収支比率も90%から80%まで、市長のこの4年間で減少し、減少したんです。それはこの時期に経常経費が10%削減するちゅうのは、ほかの自治体では恐らく希少な例だと思います。苦の面で努力されてる、私はあえて言いませんでしたけれども、努力されてるのはわかります。だから、それにプラスして、ただし、壱岐市が今後やっていくためには、そのくらいの気持ちがないと、行政の仕事ちゅうのは何かちゅうたら、やっぱり、それは住民の幸せのために、それは公務員は皆そうですよね。住民の幸せのためにあるのが公務員ですよ。それでアイデアも出せんような公務員だったら、日常、事務処理をするだけの公務員だったら、公務員要らんとです。それはもうみんなですね、それこそ優秀な事務屋、事務処理だけだったら、民間委託したほうがまだいいですよ。やっぱり、少なくとも、壱岐の未来にとって、どんなアイデアを出すかとかですね。そういうのが職員の仕事であって、日常の行政事務みたいなんがするのが、もし、職員の仕事だというのであれば、これはもうはっきり言って、民間委託したほうがはるかに効率的です。

ちょっと時間ありませんので、一応、通告してますから、最後にですね、市長も、これ、毎回、毎回、謝って、また聞くのかと言われたらいいんですけども、前、聞いたって。非常に職員の今回の火事の分のとか、子供たちの県大会の出場の手続を忘れとったとかですね。それが処分されてますけども、6月議会でも各議員から厳しい質問がありましたけども、その後、何の報告も今回なかったんで、ちょっとお尋ねします。

今回、郷ノ浦庁舎、本庁舎の、職員組合のいわゆる4階の部屋、賠償についてですね、子供たちの父兄に、もちろん法的にはそうですよ。未成年者ですから、子供たちの父兄が賠償責任ありますけども、民法上はそうかもしれんけれども、日常的に施錠もしてなかったと。子供たちも日常的に、そこにおるのがわかってながら、施錠もしてなかったというんだったら、基本的に職員組合が応分の負担をすべきだと、私は言いましたけど、その後、どうなってるのか。まず、これが1点目。

2番目ですね、今度の教育委員会の職員の処分ですね。教育長に対してはどういう処分があったのかどうか。こんな見よったら、教育長、僕は、「巧言令色鮮なし仁」という、教育長、言葉も御存じだと思いますけど、言葉は非常にきれいだけれども、誠実そうに見えるけれども、結局、組織というのは、部下の不始末はすべてトップの責任なんです。何かあったときに責任とるからトップにおるんです。ぜひ、教育長については、自分に対してはどういう処分があったのか。あるいは、今回の分について、自分として、反省すべきところは、職員も把握しきらん人間が、何で、その子供たちのことがわかるとですかね。僕は非常に不愉快極まりないと思ってますけどね。

ぜひ、この2点について、答弁をお願いします。時間がありませんので、短く。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 先ほど、御質問の中で、姫島村、住民の半数以上が村の職員であるというようなこともわかってますけれども、その辺は十分、私ももう一度、胸に聞いてみたいと思っています。

さて、次の職員の相次ぐ不祥事についてでございます。6月議会で申し上げました。その後の経過でございますけれども、8月31日に長崎県市町村総合事務組合顧問弁護士、相談に行かれました。そこで、やはり、御指摘の件につきましては、確かに、当該、子供が組合事務所の部屋に侵入していなければ、火災は発生しなかったかもしれませんけれども、当日、部屋の施錠をしていなかったことで、職員組合に落ち度が全くないということは言えません。しかしながら、重過失とはならないということでございます。

また、火災発生の時間帯が午前8時15分ということも、市役所は一定時間になれば、市民が自由にできる状況にあるということも不自然ではないわけございまして、今回の火災は第三者行為としてとらえているところでございます。そういったことで、民法の適用をもって、子供を監督する法定義務を負う保護者に対して、すべての賠償を求めたところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 7番、町田正一議員にお答えをいたします。

私の処分は訓告でございます。そして、私は、教育委員会職員の統率をとれておると思っております。その状況下での予期せぬ出来事ございまして、このことにつきましては、関係者の皆様に改めて申しわけないと思っております。

私の教育理念は、子供たちのために、壱岐の教育を、教育の島壱岐を維持し発展させていくというのが、私の教育理念でございます。この目標に向かひましての不動の心を持ち続けておるといふ気持ちであります。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 町田議員。

議員（7番 町田 正一君） 市長、職員組合に対する民法上の分は、それは、別に弁護士に相談せんでもですね、それは当たり前なんです。そりゃ、重過失にもならないです。基本的には、それは賠償義務はないんですよ。それは子供たちの親が賠償を負うのは、それが法律上はもちろんそうです。それも最初に言うたように、それはそうなんだと。でも、責任というか、それにつ

いて、しかし、職員組合の、組合の執行部の人たちの管理下にある部分ですね、日常的に子供たちが出入りしとって、過失は当然あるわけなんだから、当然、そこでは話し合いの中で、少なくとも半分を負担するとか、あるいは、僕は全額負担しろと言いたいですけども、そういう話し合いができないのかと。私は、法的な部分ではもちろんそうというのは、最初に言ったようにわかっていますから、その分についての話し合いはできないのかという点が、まず第1点。

それから教育長、教育の島だとか、教育長、いっつも言われてますけど、教育の島というのは非常に言葉としてはきれいですけれども、何をもって教育の島と言うんだと。教育の島の定義まで含めて、12月は、僕、教育長にその分について、教育長に、教育に対する見解を50分ぐらいにわたって聞きたいと思います。

市長、その部分だけ、最後にちょっとお願いします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 議員御存じのように、法律を無視した交渉というものは難しいと思っておりますけども、思いで行動するというのは難しいわけがございますけれども、議員のお気持ちもわかります。職員組合と話をしてみたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議員（7番 町田 正一君） ありがとうございます。これで終わります。

〔町田 正一議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、町田正一議員の一般質問を終わります。

議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時5分といたします。

午前10時53分休憩

午前11時05分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番、音嶋正吾議員の登壇をお願いいたします。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 登壇〕

議員（3番 音嶋 正吾君） いよいよ本議会の一般質問も私をもって千秋楽を迎えます。優勝の行方をかけた結びの一番と認識をいたしておりますので、がっぷり四つに組んで真剣勝負の議論を願いたいと考えております。

町田議員が申されましたように、原稿に目を転じない市長の見解を、難しい事は申し上げませ

ん。市長の実直なお考えをお聞きをいたしたい。そのように考えております。

町田議員がハードに質問をされましたので、私はソフト感覚で質問をいたしたいと考えております。ハードとソフトがミックスして初めて物事が機能いたしますし、成熟した人間関係が形成されると確信をいたしております。

それでは、通告に従いまして、白川市政の検証とマニフェストの達成状況についての自己評価について、お尋ねをいたします。

市長、御存じのごとく、元来マニフェストというものは、候補者本人と有権者に取り交わされた数字的な意味合いも込めた約束事であります。申し上げるまでもなく、選挙時のいわゆる道具として、選挙の言葉のあやとして、あってはならないというのが、私の実直なる考えでありますし、皆さんの共通的な認識であると考えています。

そこで、私で3人目に、このマニフェストを手をいたしますが、私は3年半前、市長がこのマニフェストにおいて有権者の支持を得られたと確信をいたしております。白川博一氏自身の人格もさることながら、この「変える、白川博一の3つの改革」に有権者が1票1票を投じて、白川市長に市政を託したと考えております。

改革の第一、市民病院、「みずから病院の改革の先頭に立ちます」。この件に関しましては、町田議員のほうから御指摘がございましたので、簡潔で結構でございます。

2番目に「税金の無駄遣いを徹底的にやめる」。3番目に「80億円ものごみし尿処理計画を見直す」と上げておられます。

私は、このマニフェストについて、マニフェストどおりに実施できたもの、着手できなかったもの、一部、マニフェストどおりに実施をできたものという観点、3つの分類において自己評価を願いたいと考えております。

約束したことが何で実現できなかったのか、それはなぜか、今後、どう改善していくのか。有権者にお示しをすることが、市政を白川市長に託した有権者への説明責任、また有権者との信頼関係構築の第一歩になると疑ってやみません。

続きまして、第2点目でございます。

吉岐市の振興のため、いかなる戦略取り組みをもって行政運営に臨まれたかという問題であります。昨日から同僚議員からも御指摘がございましたように、私は、一次産業の振興なくて、吉岐の将来への展望は望めないという考え方に立脚をいたしております。

そこで、市長のマニフェストの進める振興策。いわゆる農業、漁業、商業、観光、雇用、福祉、教育の面から、市長のお考えをお聞かせを願いたい。

そしてまた、私は、本市の揺るぎない発展の礎となるべきものは、交通のアクセスの改善が何より優先されると考えております。

次に、3点目、民間経営的な発想の行政運営について、お尋ねをいたします。

行政運営、民間企業の経営手法を導入して、より効果的で質の高い行政サービスを提供しようとする考えが現在各地域で取り組みをなされております。壱岐市の現状を考えると、合併後も人口減少社会が加速をいたしております。財政危機から出口が見えず、国・県を通じて歳入確保と一層の歳出削減が厳しく求められております。また、地方分権による権限委譲や行政システムの変革も加速し、自己決定、自己責任による経営が地方自治に求められております。しかるに、急激な社会変化の中、これまでの管理型行政運営から、民間の経営発想・手法を取り入れた経営型の行政経営へと転換をすべきであると考えております。ならば、目指すべき方向はいかに考えてみますときに、行財政改革は市役所内部の改革事業やお金がないから予算を削減することなどがすべてではないというふうに考えるものであります。住民福祉や暮らしやすい、暮らしやすさを向上することや、自治の主権者である住民と行政との新しい協力体制をつくること。そして、私がかねてより提言をしておりますが、市長が夢を描き、知恵を出し、元気の出る地域振興。すなわち、壱岐の特性を活かし、壱岐の個性と潜在力を磨き、元気のあるまちづくりをすることではなからうかと考えております。そして、理想的な行政のあり方とは、どのように考えておられるか、市長の見解を求めます。

次に、離島の実態が反映される離島振興法改正を願うものであります。

白川市長は全国離島振興協議会の副会長、長崎県離島振興協議会会長の要職に就任をされておられます。本県はのみならず、全国離島民の存亡の危機を認識され、神妙として法改正に取り組んでいただきたいと考えております。御存じのごとく、離島振興法は昭和28年に制定をされております。離島振興法に指定されている全国の離島は314の有人離島であると認識をいたしております。長崎県の離島面積は、1,568平方キロメートル。長崎県の占める割合は38.2%、離島人口が15万6,000人、10.5%。この離島振興法も平成24年度末に期限切れを迎えます。5回目の延長であります。平成15年から24年まで5回の延長がなされております。長崎県を代表として、これまで1兆8,780億円の金が投じられております。うち国費が1兆9,650億円に及んでおります。主に公共投資を主体とする社会資本整備、重点が置かれておる状況であります。今後の改正に向けての取り組みについて、昨日も市長のほうから見解が示されましたが、最も重要視する点について、お答えをいただきたいと考えております。

最後の5番目の質問でございますが、2008年壱岐市民病院に対する夜間透析の受け入れ及び透析施設の拡充の早期実現に向けた陳情がなされたことは承知のとおりであります。市長就任後の第1回の6月定例議会において、私も一般質問をいたしました。その後、今年の6月定例議会において同僚の中村議員からも質問をされたと認識をしております。

まず、市長に実直にお尋ねをいたします。

当時、市民1万1,728名の署名をもって陳情された切実な訴えに対して、今日まで陳情の趣旨実現のために、市長みずからがどのような行動をとられたのか、お答えをお願いします。

以上、5点に関する市長の答弁を求めます。

議長（市山 繁君） ただいまの音嶋議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 3番、音嶋正吾議員の御質問にお答えをいたします。

私のマニフェストにつきまして、5点の質問でございます。

そして、まず、マニフェストの3つの改革の中で、自己評価、そして反省すべきこと、そして、不退転の決意で取り組むこと。この3点について、述べよということでございます。

まず、病院改革でございますけれども、先ほど町田議員の御質問にお答えいたしましたように、医師の確保ができないという状況でございます。これにつきましては、本当に残念だと思っております。これにつきましては、反省すべきことといたしまして、議員御存じのように、独立行政法人化を目指してまいったわけでございますけれども、やはり、どうしても、さまざまな要因もございました。私もできる限りの医師確保に動いたと、これは自負をいたしておりますけれども、現実としてできなかった。これは大いに反省するところでございます。そして、また、このたびの精神科病棟の休床。これはもう本当に残念でならないと思っておる次第でございます。今後も、今後の課題といたしましては、この病院改革。先ほど申しますように、議員の皆様方も十分話し合いをしたいと思っておりますし、この精神病床の回復につきましても、一所懸命頑張っていきたいと思っております。やはり、医師確保の道筋をつけることによって、市立病院改革をなし遂げる。そういう方向で強い決意で考えておるところでございます。

2番目のマニフェストでございますけれども、無駄遣いストップの点でございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、無駄遣いということではございませんけれども、人件費の10%削減。そして平成22年度におきまして、8億2,200万円という大きな削減効果を上げたところでございまして、この点は、自分なりに、ある程度評価できるんじゃないかと思っておるところでございます。

反省すべきことにつきましては、やはり、このことについて、広報あるいは市政懇談会等で住民皆様方の無駄遣いストップの点について、いろいろ御提案をいただくという方法をとってまいりましたけれども、市民皆様方からの提案も少し少なかったなと思っておりますし、広報、その他の周知の方法等にも、まずかったのではなかろうかと思っておるところでございます。

今後でございますけれども、普通交付税の合併算定がえが、御存じのように平成31年度から終了いたしまして、本来の壱岐市の普通交付税となります。その地方交付税の削減額は21億円と見込まれておりまして、現在の壱岐市の財政状況から見ると、物すごく大きな削減額でござい

ます。今、今年度の交付税の額が約100億円でございますから、2割以上の削減ということでございまして、非常に厳しい状況になると思っております。したがって、今後も、この無駄遣いストップにつきましては、引き続き行財政改革はもちろんのこと、起債の償還等も、繰上償還等も含めて、これの目的達成に努力をしていく所存でございます。

次に、ごみ処理計画の見直しでございます。これは地元の皆様方の御協力、御理解をいただきまして、灰溶融炉を廃止をいたしました。これにつきましては、このこともございまして、もろもろの無駄の削減をいたしまして、当初80億円余りの計画でございました工事費を現段階で46億円に圧縮できております。

反省すべき点につきましては、平成22年度未完成の計画で進めておりましたけれども、総合評価方式による入札を行いました結果、第1回目の焼却炉の入札が不調に終わりました。結果として1年おくれたということでございます。このことにつきましては、既存の焼却炉の所在の地域の方々の御理解をいただいた。延長していただいたということで、大変感謝を申し上げます。1年おくれの平成23年度末になりまして、市民の皆様にお迷惑をおかけいたしましたけれども、その工事も現在今年度末の完成に向けて、順調に進捗しているところでございます。

今後は、循環型島づくり宣言に基づきまして、エコの島壱岐を目指し、関係機関等と連携を図り、取り組んでまいり所存でございます。

次に、戦略的取り組みとして、どのようにしてきたかということでございます。第一次産業の振興なくして壱岐の振興はない。同感でございます。農業、漁業の振興を図り、そして、商業につなげていくということでございまして、認定漁業者制度の創設あるいは農業におきましては、生産組織の育成、そして施設園芸等の育成に力を入れてきたところでございます。そしてまた、議員おっしゃいますように、離島であります。交通アクセス。これについての問題につきましては、昨日、鵜瀬議員の御質問にもお答えいたしましたけれども、航路対策協議会等々で協議を重ねてまいったわけでございますけれども、この辺について不十分だったという認識を昨日申し上げたところでございます。今後は、この航路対策協議会を中心に、離島壱岐に対するアクセスについても協議をしてまいりたいと思っております。

また、福祉施設につきまして、特養の改築を計画いたしましたけれども、今、おくれを生じております。これにつきましても、福祉施設等検討委員会の答申を待ちまして、増床の答申が出されれば、できるだけ早期に、この増床部分について公募をしていきたいと思っております。

次に、民間的発想が必要だということでございます。そのとおりだと思っております。民間的発想をするためには、最小の経費で、最大の効果を生むという、この姿勢をもってやるべきだと思っております。これの対応といたしましては、各施設の休止あるいは民間

への貸与等がございます。御存じのように、サンドーム壱岐の休止、そして、まなびの館のJAへの貸与、あるいは指定管理者による施設の管理等々をお願いをいたしたところでございます。

先ほど、戦略的取り組みの中で一つだけ落としておりました。

まず、これにつきましては、光ケーブル網の壱岐全域のネットワーク化でございます。完成でございます。これによりまして、壱岐ケーブルテレビあるいは防災告知等々の整備がなされたということで、これにつきましては、私は、将来の壱岐の発展につながる大きな戦略的な事業じゃないかと思っているところでございます。

この内容につきまして少し申し上げますと、総事業費は46億円でございます。その中で、当初に要しました経費が約6,000万円でございます。そして5億円の合併特例債の借入れをいたしました。その3割、1億5,000万円が返還ということになるわけでございますけれども、これは15年償還でございまして、7割は補てんがでございます。3割1億5,000万円について、15年で払うということでございますから、年間1,000万円程度。そして当初6,000万円でございますから、2億1,000万円で、この光ケーブル網が完成したということでございます。46億円の事業が完成したということでございます。それとあわせまして、防災無線が耐用年数がまいておりました。平成19年にその防災無線の更新について見積もりをとっておりますけれども、28億4,000万円の防災無線の更新費でございます。この部分が、この28億4,000万円の部分も、この光ケーブルによって解消できたということをおきたいと思っております。

次に、民間発想でございます。済みません。元気のあるまちづくりのために、どういうふうにするのかということでございますけれども、やはり、これにつきましては、先ほど申しますように、最小の経費で最大の効果を生むということでございます。抽象的で申しわけございませんけれども、やはり、私は、競争なくして進歩はない。常々考えておるところでございます。民間、地方公共団体の競争しかり、また職員間においても同様であると思っております。そういった意味で、職員の教育、職員の自覚等々を促しておるところでございまして、現在、管理職員の行動目標等の成果について取り組みを行っております。最終的には全職員の意識改革を図る上からも、職員に対して、この行動目標、報告等々を足しまして、さらに一歩進んだ取り組みをしなければならないと思っております。

次に、離島振興法に対する心構えということでございます。

議員おっしゃるように、私は長崎県離島振興協議会長、6月から拝命しておりまして、全国の副会長も持たせていただいております。正直申し上げまして、中央に行きますと閣僚の方にも会える機会がございます。離島の現状等々についても声を大にしてお話をしているところでございまして、実はこの中で、国境離島、これにつきましては強く申し上げております。と申しますのは、

日本は経済水域を入れますと世界第6位の面積を持つ国でございます。この第6位の面積。今からは海洋にメタンハイドレードとか、レアアースとか、物すごい資源がございます。そういった中で、この海洋を経済水域を持っているということは、国の力を本当に強くするというところでございまして、私はこの国境離島について、国の手厚い援助を申し上げております。その中で、私は交通基本法の理念に基づきまして、国民すべて等しく移動する権利があるんだと。ならば、離島の航路についてJR並みの運賃で移動する。そのことをぜひ国策でやっていただきたいということを強く申し上げておるところでございます。

次でございます。また、夜間透析の件でございます。夜間透析につきまして、おっしゃいますように、平成20年5月、それから失礼しました。2008年5月、そして、2008年11月に、それぞれ陳情を受けております。1万1,728名分の署名を添えて、人工透析の拡充の早期実現についての陳情書がなされました。当時、音嶋議員から市民病院での夜間透析の対応及び透析診療を増設すべきじゃないかという一般質問もいただいております。その折に申し上げましたことは、やはり、専門医の安定的かつ継続的な確保のめどが立って初めて議論できるものであり、実現できるよう頑張ると答弁をいたしました。しかしながら、医師不足、医師の偏在は年々厳しさを増すばかりでございまして、専門医の継続的かつ安定的な確保はいまだめどは立たない状況にございます。私も、議員御指摘のように、陽の当たらない方々に対して陽を当てる、そういう、それが政治の使命であると肝に銘じておりますけれども、この現実には頭を痛めているところでございます。しかしながら、あきらめることなく、今後も努力を続けていくということをお約束申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 第1番目の市長マニフェストの検証に関しては、市長がみずから自己評価をできるということが、私は大切ではなかろうかと考えております。なぜかと申しますと、約束をされた本人が市民に向かって、有権者に向かって、堂々と主張をできる。そのことが最も重要であろうと考えます。

市長の見る目と有権者の見る目にはギャップがございます。その結果、市長は2期目を目指して立候補されるという決意表明をされましたので、有権者の皆さんが、そこで御判断いただけるというふうに私は思っております。

継続は力なり、ローマは1日にしてならずと申しますので、日々努力をして、実現に向けて、精進をしていただきたい。そのことを1項目には申し上げておきます。

そして、私は、戦略的取り組みの中で最も重要視すべきことは、すべてのいわゆる産業振興の核となるのは人材であると考えます。そして地域資源、いっぱい、壱岐には潜在的なすばらしい

自然が眠っております。それをまず、見出す。原石を見出すということが最も大事じゃないかと考えます。例えば、散歩、ウォーキング等に参加したとき、あ、これはすごいな。また、町の新たな発見をする。それが一つの原石であろうと考えております。

例えば、また、ボランティア活動、イベントに参加する。そうすることにより、内外の人々との触れ合い。いわゆるコミュニケーションが発生をします。そして、そのことによって、まちづくりに対する感性と熱意が沸いてきます。そうすることにより、視点を変えた発想が浮かんできます。それが一つ磨くということになるのではないのでしょうか。

私は、今、皆さんが求めてある、この吉岐の島に求めてあることは、いやし、安らぎ、ぬくもりではなからうかと考えていました。それが一つの魅力。ダイヤモンドに例えまして、原石があります。それを磨きます。そして加工します。すばらしいジュエリーになります。光り輝く。そうした地域振興を目指すべきであると考えました。そうしたことを原点にした施策を打っていくことが今後の吉岐特有の潜在力を活かした発展に寄与するというふうに確信をいたしております。

そうした関係で申しますと、地域再生のキーワードは継続である。そして土俵をつくってやる。大いに活動できる土俵をつくってやる。そして、そのことにおいて人づくりをする。必ずや輝ける地方再生が可能になるのではなからうかと考えています。

次に、民間経営を取り入れた行政運営。なぜかと、私は、このことをなぜ申し上げるかと言いますと、住民起点の考えに立脚すべきであるというふうに思うのであります。やはり、機構改革、組織の事業を見直すとか、内向きの改革ではなく、住民にいかに利便性を高めていくか、暮らしやすい環境整備をしていくか、そういう外向きの考え方に変革をすべきではないかと考えるのであります。

今、逆転の発想で申しますと、人は満足を求めます。逆に言いますと、住民満足度を高めるためには、不安の不でない不、いわゆる不安、不満、不便などが挙げられるかと思うんですね。そうしたものが住民満足度の阻害要因になっておるというふうに考えます。そうしたものを、不安を安心に変えて、不満を満足に変えていく。不便を便利に変えていく。例えば、納税制度。大型、いわゆる固有名詞では悪いですが、大店舗、例えば、商業施設で納税ができるようにすると。そうした利便性を高めていくような方策を考えるべきではないかと思うのであります。

現在まで、生活基盤整備がおくれた時代には、地域づくりの司令塔としては、国が権限を行使して、政策は国がつくり、地方自治体は事務事業を行う。いわば、国の使い走りの身分であり、住民より国・県の役員に顔を向けた仕事をする。そうした風潮があったのではないかと思います。そうした背景の中で、自治体行政が画一化した流れになったのではないかというふうな考えを持っております。物嗜好から心嗜好への返還を今いたしております。住民にとって、ゆとりと豊かさの実感できる社会を目指したい。そのように考えておられるのではないのでしょうか。例えば、

役所の各課が所管する政策、施策、業務それぞれについて、独自に独創的工夫を凝らして、みずから行動していくということが不可欠であると考えます。かつての自治体の仕事は行政運営と言われておりましたが、今日では行政を経営するという感覚に発想の転換をすべきであると考えております。いつも私が口癖のように申しますが、できるか、できないかという理論に時間を費やすよりも、前例のない新しい政策、サービスでも、それがなし遂げられるという強い信念をもって、限られた人、地域資源、物、金、情報等をフルに活用して、チャレンジすべきであると考えます。私は、必ずや、競争のない、チャレンジ精神のない組織は、いずれ衰退していくと確信を持っております。本市もそうした道をたどらぬよう、研さんをつんで行っていただきたいということを強調いたしておきます。

次に、離島振興法の改正について、お尋ねをいたします。

私が、長崎県離島懇話会の注目すべき意見として、ここにちょっとピックアップして、皆さん方に御報告を申し上げます。

B委員さんは、これからの離島振興法は全く違う視点で考えるべき。それなりの大胆な発想の転換をしないと意味がない。離島航路については、壱岐、対馬、五島などは、思い切って1,000円にして、人の動きを見るなどすべきではないかと。また、A委員の意見としては、船の運賃は最大でも1,000円にしなさい。ジェットfoilにしても、最大でも3,000円にしなさいと。いわゆる隔絶性の解消のために、航路運賃の大幅な削減を提言したいというような御意見もございました。また、F委員の意見には、五島手延べうどんの売り上げについて、四、五年前までは5億円だったそうであります。現在10億円を超すようになったと。なぜかと申しますと、地域産業育成の支援策を盛り込んだからであります。ですから、壱岐市も独自の支援策を、あれも、これもじゃなく、重点的に支援策を打ち出すべきというふうに思うのであります。K委員の意見の中には、離島というハンディの中、環境面の不利条件を逆手にとってですね、新しいエネルギー関係の太陽光発電、風力、バイオマス施設などの施設を推進すれば、雇用の創出が期待できるのではないかとというような意見も出されております。やはり、今後は離島の置かれておる立場を国に実直に訴えて、離島民のための離島振興法の改正を望むものであります。市長は重職につかれております。あなたの訴えが離島民の揺るぎない幸せになるということを肝に銘じていただきたい。市長、よろしいですか。このことを強く要望いたします。

さて、最後に、私も、病院問題は最初には申しませんでしたけれども、この透析病棟の増床問題であります。

私は3年半前、当時を思い浮かべてみると、市長に対して、期待感いっぱいございました。透析装置の増設については、見解のごとく、専門医の確保ができれば、継続的に確保ができれば、ぜひともやりたいというような見解を示されておりました。私は当時、市長にこう進言いたしま

した。鉄は熱いうちに打てと。熱い気持ちがあれば、また実現しませんよと申し上げたのを記憶いたしております。白川市長は弱者の方に光を当てる政策を実現していただけるものと確信をいたしておりました。ところが、どうでしょう。精神病棟の療養型病床への改修予算が本議会に提案されております。前議会で、中村議員が4階の精神病棟には透析施設をつくったらいかなものかという質問をされたら、4階は不適當であるというようにいわれました。非常に悲しい限りであります。透析病患者の皆さんは白川市長に一縷の望みを託しておられました「変える、白川博一の3つの改革」の最も重要である命と生活を守る本幹ではありませんか。残された在任期間中で、実現に向けて、あらゆる手だてを尽くしていただきたい。私は、そのように思っております。

市長、申しわけございませんが、3分ほどで、答弁を願いたいと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 答弁は今まで全部ですか。（発言する者あり）透析、（「透析」と呼ぶ者あり）はい。

透析につきまして、先ほどおっしゃいましたように、私はそういうふうに申し上げてまいりましたし、透析の医師が確保できればということで、私は、透析の機械を20基ぐらい買う。それは物理的にできます。しかし、それを準備して、医師が確保できなければどうなるんですか。私は、やはり、申しますように、医師が確保できなければ、機材だけ置いておっても、いわゆる、あかすの間になってしまう。そういうことは、私はやるべきじゃないと思っている次第でございます。

ちなみに、現在の壱岐市の人工透析の現状を申し上げます。3つの病院で36台ございます。そして、それをフルに活用した場合に、112名のキャパと申しますか、対応ができます。現在の患者数は95名でございまして、稼働率は85%でございます。ただ、しかし、おっしゃるように、これは壱岐の方が全部ここに来るということではなくて、島外にも透析に行っておられる方、多数いらっしゃる。それは十分に認識をいたしております。しかし、壱岐の現在の透析台数と患者数については、以上のとおりでございます。

いずれにしましても、私は、この人工透析。週に3日も、しかも4時間もされなければいけない。この方々の苦しみ、そして、お昼に仕事もできない。それは十分わかります。しかしながら、先ほどから何度も申しますように、医師の確保。これを絶対しないと、できないという状況でございますので、御理解いただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 私も当然ですね、医師の確保なくしてできないということはわかっているわけです。わかっています。そうした弁明を聞きたくないんです。白川市長なら、やっていただけるというような期待感をお持ちなんです。この精神病棟を改修するという記事を読まれて、当時の患者さんから、私のほうに電話がありました。どうなってるんですかと。私は白川市長なら実現していただける。そんなふうに思っていましたと。そうですか。わかりました。私もそれでは白川市長に一般質問でお尋ねをしてみますということをお申し述べました。どうかですね、あと半年あります。前を向いて、しっかりですね、前向いて、倒れるくらいまで交渉に行っていただけませんか。そのことをお願いを申し上げます。

最後に、市長、3年半前に有権者は、本当に市長の壱岐市活性化宣言、白川博一のマニフェスト、変える、進める、何かをやってくれそうだという期待感、皆さん託されたと思います。現在、有権者の皆さんは、それが実現できたらすばらしいという、具体的に提示されたことを評価する。そうした機運になっておられるのではないかと私は考えております。6月定例議会にも申し上げました。「疾風に勁草を知る」という言葉を申し上げました。困難に遭って、初めて、その人の本当の価値、本当の強さがわかる。困難がその人間の奥底に秘める意志や信念の堅固さを見分けることができる。「疾風」は激しく吹く風のこと、「勁草」は強い草を意味します。激しい風が吹いて、初めて強い草が見分けられると申します。努力をする人は夢を語り、怠ける者は不満を語ると言われております。市長、夢を描く、知恵を出す。元気な島づくりの先頭に立っていただきたいことをこいねがい、私の一般質問の打ちどめといたします。ありがとうございました。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、音嶋正吾議員の一般質問を終わります。

議長（市山 繁君） これで一般質問を終わります。

これで、本日の日程は終了いたしました。明日9月14日は休会といたします。

次の本会議は9月22日木曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさんでした。

午前11時56分散会

平成23年第3回定例会 吉 岐 市 議 会 会 議 録 (第 5 日)

議事日程 (第 5 号)

平成23年 9 月22日 午前10時00分開議

日程第 1	議会改革検討特別委員会調査報告	
日程第 2	議案第65号	吉岐市附属機関設置条例の一部改正について 総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 3	議案第66号	吉岐市税条例等の一部改正について 総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 4	議案第67号	市道路線の認定について 産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 5	議案第68号	武生水 A 辺地 (変更)、武生水 C 辺地 (変更)、渡良 B 辺地 (変更)、原島辺地、勝本辺地、東可須辺地、立石辺地、本宮辺地、諸吉辺地、仲・大石辺地、芦辺浦辺地、大左右・中山辺地、瀬戸浦辺地及び石田辺地に係る総合整備計画の策定について 総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 6	議案第69号	平成 2 3 年度吉岐市一般会計補正予算 (第 5 号) 予算特別委員長報告、可決 本会議・可決
日程第 7	議案第70号	平成 2 3 年度吉岐市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) 厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 8	議案第71号	平成 2 3 年度吉岐市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) 厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 9	議案第72号	平成 2 3 年度吉岐市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) 産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第73号	平成 2 3 年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算 (第 1 号) 厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第74号	平成 2 3 年度吉岐市三島航路事業特別会計補正予算 (第 1 号) 総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議事第75号	平成 2 3 年度吉岐市農業機械銀行特別会計補正予算 (第 1 号) 産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議事第76号	平成 2 3 年度吉岐市病院事業会計補正予算 (第 1 号) 厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	認定第 1 号	平成 2 2 年度吉岐市一般会計歳入歳出決算認定について 決算特別委員長報告、認定 本会議、認定

日程第15	認定第2号	平成22年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第16	認定第3号	平成22年度壱岐市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第17	認定第4号	平成22年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第18	認定第5号	平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第19	認定第6号	平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第20	認定第7号	平成22年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第21	認定第8号	平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第22	認定第9号	平成22年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第23	認定第10号	平成22年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第24	認定第11号	平成22年度壱岐市水道事業会計決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第25	認定第12号	平成22年度壱岐市病院事業会計決算認定について	厚生常任委員長報告・不認定 討論・本会議・不認定
日程第26	陳情第2号	介護保険法の居宅介護給付サービスについて改善を求める陳情	厚生常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第27	発議第6号	「離島振興法」の改正・延長を求める意見書の提出について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第28	発議第7号	離島の燃油流通コストを支援する事業の拡充を求める意見書の提出について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第29	発議第8号	航路対策調査特別委員会の設置に関する決議について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第30	委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申し出の件		申し出のとおり決定
日程第31	議員派遣の件		原案のとおり 決定

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

出席議員(20名)

1番 久保田恒憲君	2番 呼子 好君
3番 音嶋 正吾君	4番 町田 光浩君

5番 小金丸益明君	6番 深見 義輝君
7番 町田 正一君	8番 今西 菊乃君
9番 市山 和幸君	10番 田原 輝男君
11番 豊坂 敏文君	12番 中村出征雄君
13番 鵜瀬 和博君	14番 榊原 伸君
15番 久間 進君	16番 大久保洪昭君
17番 瀬戸口和幸君	18番 牧永 護君
19番 中田 恭一君	20番 市山 繁君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君	事務局次長 米村 和久君
事務局係長 吉井 弘二君	事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長兼病院部長	久田 賢一君
教育長	須藤 正人君	総務部長	堤 賢治君
企画振興部長	浦 哲郎君	市民部長	山内 達君
保健環境部長	山口 壽美君	建設部長	後藤 満雄君
農林水産部長	榊崎 文雄君	教育次長	村田 正明君
消防本部消防長	松本 力君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	川原 裕喜君	病院管理課長	左野 健治君
会計管理者	宇野木真智子君	代表監査委員	山本 善勝君

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

これより、議事日程表第5号により本日の会議を開きます。

・

日程第 1 . 議会改革検討特別委員会調査報告について

議長（市山 繁君） 日程第 1、議会改革検討特別委員会調査報告について議題といたします。
小金丸益明議会改革検討特別委員会委員長、お願いします。

〔議会改革検討特別委員会委員長（小金丸益明君） 登壇〕

議会改革検討特別委員会委員長（小金丸益明君） 平成 23 年 9 月 22 日、本日、吉野市議会議長市山繁様。議会改革検討特別委員会委員長小金丸益明。

委員会調査報告書、本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を次のとおり、会議規則第 45 条第 2 項の規定により報告します。

記。平成 23 年 3 月定例会において本委員会が設置され、議会基本条例の制定及び次期改選時における議員定数条例の改正と、あわせて議会としての機能向上及び効率的な議会運営に資するための方策を調査研究することとし、7 回の委員会を開催し協議を重ねました。

1、議会基本条例の制定について、議会報告会実施要綱について、通年議会実施要綱について、2、定数条例の改正について、以上の項目についての調査協議が終了したので、次のとおり報告します。

調査協議の結果、1、議会基本条例の制定について、地方分権の進展により地方公共団体の自己決定、自己責任の範囲が急速に拡大する中で、二元代表制の一翼である議会の担う役割と責任はこれまで以上に重要なものとなってきました。

このため、議会は市長、その他の執行機関と対等な関係を構築し、市民の福祉の向上と将来のまちづくりに向けて意思決定機関及び行政の監視機関としての役割を十分発揮しなければなりません。

市民の代表として選ばれた議員は、市民の代弁者であるとともに、市民協働のまちづくりを実現するため、市民への情報発信と意見の収集を積極的に行い、政策立案能力の向上に努め、あわせて議会の意思決定に関する説明責任を果たす必要があります。

議会は、市民に開かれた議事を推進し、議会運営の基本的事項を定め、議会の役割と活動の指針を明確にするため基本条例を制定するに至りました。

去る 7 月 27 日には、日本で最初に議会基本条例を制定された北海道栗山町の元議会事務局長の中尾修氏を講師として招聘し、「全国に広がる地方議会改革」と題し、議員全員による研修会を開催、基本条例についての研修を行うとともに、7 月 15 日から 31 日まで、ホームページ及び市役所各庁舎において基本条例に対するパブリックコメントを実施し、市民からの意見を募集いたしました。

法制執務の視点から法規の担当課へ事前に確認・調整し、条例（案）と法令との適法性、整合性や執行部へ影響が生じる項目について内容の精査も行っていました。

このことを踏まえ、12月定例会において条例を提出する予定であり、あわせて議会報告会実施要綱並びに通年議会実施要綱も定めることとしております。

次に、2、定数条例の改正について、壱岐市の今後の財政状況は合併後10年経過した平成26年度以降5年間で交付税が段階的に縮減されていき、平成31年度からは壱岐市での1本算定となり、21億円程度減額される状況であります。

また、今後の人口動態から判断しても、定数を削減すべきとする考えは全議員による意向調査においてもおおむね一致するところでありますが、大幅な削減を求める意見と、急激な削減を避けて段階的削減を望むとする意見に大別されております。

極端に減ずるとすれば本来の委員会活動ができないとの意見もありますが、現在の3常任委員会を2常任委員会にすることによって、十分審議は可能であると思われます。

また、新人等が立候補しにくいという面もありますが、選挙公営（ポスター代等の公費負担）について、条例化していくことでクリアできるものと思われます。

議会にあっては合意形成が最も重要であることから、全議員に対し意向調査を実施するとともに、姉妹都市である諏訪市の実態等を考慮し、18名・16名とする2案に絞られました。

しかし、いずれの案も理論的根拠をもって適正数であると立証することは困難でありました。

このような経過を踏まえ、県下各市における定数条例の下限値と議員の意向調査をもとに、検証・討議を重ね、18名・16名とする選択採決を行った結果、両論拮抗する中、賛成多数をもって16名と決定いたしました。

よって、現行の定数20名から4名を減じ、議員定数に関する条例定数を16名とすることとし、次の一般選挙から適用すべきであるとの結論に達した次第であります。

議員報酬については、議会としては今後とも壱岐市特別職報酬等審議会の答申を尊重するという方針であります。

以上を最終報告としますが、基本条例においては、第23条により見直し規定を設けていることから、条例施行後は議会運営委員会において検証し、改正等を含め適正な措置を講じられるよう強く要望するものであります。

以上であります。

議長（市山 繁君） これから、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。中村議員。

議員（12番 中村出征雄君） 委員長に審議の過程について。

議長（市山 繁君） マイク。

議員（12番 中村出征雄君） 2点だけお尋ねしたいと思いますが、まず1点目は全議員に対するアンケート調査を実施されましたが、その結果について議論があったのかどうか、それをま

ず1点目。

そして2点目は、議員歳費については、この報告の中では報酬審議会の答申を尊重するということですが、「議会としてみずから減額したらどうか」というような意見がなかったのかどうか、以上2点についてお尋ねをいたします。

議長（市山 繁君） 小金丸委員長。

議会改革検討特別委員会委員長（小金丸益明君） 皆さん、御承知のように20名の議員の皆さんを対象にアンケート調査を実施しました。

結果は、18名とする方向がいいという意向が14名、16名とする意向を持つ議員の方が6名という、数字的にはそういう結果が出ました。

御存じのように、適正数の論拠となる理由を付記していただくようにアンケートは実施しました。

その中では、先ほど報告書にも入れておりますように、常任委員会の運営ができるかどうか等々、それと段階的がよくないかという意見がございました。

今回のアンケートは、その数をもって採決の材料にするのではなく、皆さん方の意向をお聞きして、その理由に対する議論を7名の委員で慎重審議・討議を重ねてまいりました。

その結果、ここにも書いておりますように拮抗いたしました。私が委員長で、採決にまずは加わりませんので、委員6名で採決いたしましたところ、18が3名、16が3名ということで拮抗いたしました。委員長判断ということで16ということに決しました。それが1点目です。

2点目、報酬につきましても、特段大きな議題としては取り上げておりませんが、その端々でみずからの報酬については「今ある報酬審議会のほうにゆだねるべき」という意見がございまして、あえてその文言をつけ加えさせていただいています。

以上です。

議長（市山 繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、議会改革検討特別委員会の調査報告を終わります。

〔議会改革検討特別委員会委員長（小金丸益明君） 降壇〕

日程第2．議案第65号～日程第26．陳情第2号

議長（市山 繁君） 次に、日程第2、議案第65号吉岐市附属機関設置条例の一部改正についてから、日程第26、陳情第2号介護保険法の居宅介護給付サービスについて改善を求める陳情まで、25件を一括議題といたします。

本案の審査は、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。今西菊乃総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長（今西 菊乃君） 登壇〕

総務文教常任委員長（今西 菊乃君） 吉岐市議会議長市山繁様、総務文教常任委員会委員長今西菊乃。

委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、吉岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記。議案第65号吉岐市附属機関設置条例の一部改正について、原案可決。議案第66号吉岐市税条例等の一部改正について、原案可決。議案第68号武生水A辺地（変更）、武生水C辺地（変更）、渡良B辺地（変更）、原島辺地、勝本辺地、東可須辺地、立石辺地、本宮辺地、諸吉辺地、仲・大石辺地、芦辺浦辺地、大左右・中山辺地、瀬戸浦辺地及び石田辺地に係る総合整備計画の策定について、原案可決。議案第74号平成23年度吉岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

続きまして、認定第9号平成22年度吉岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について、本委員会に付託された認定第9号については、審査の結果、認定すべきものと決定したので、吉岐市議会会議規則第103条の規定により報告いたします。

もう1件、陳情第3号の付託を受けておりましたが、陳情第3号郵政改革法案の早期成立を求める陳情については、慎重審議をいたしたいと思ひまして継続審査といたしております。

以上、報告いたします。

議長（市山 繁君） これから、総務文教常任委員長の報告に対し質疑を行います。なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので、申し上げておきます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教常任委員長（今西 菊乃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。町田正一厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 登壇〕

厚生常任委員長（町田 正一君） 委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、吉岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

議案第70号平成23年度吉岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。議案第71号平成23年度吉岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。議案第

73号平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第1号)、原案可決。議案第76号平成23年度壱岐市病院事業会計補正予算(第1号)、原案可決。

続きまして、認定第2号平成22年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号平成22年度壱岐市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号平成22年度壱岐市後期高齢者事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第12号平成22年度壱岐市病院事業会計決算認定について、本委員会に付託された認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第8号については、審査の結果、認定すべきものと決定いたしました。

また、認定第12号については、認定しないこととしたので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

委員会意見、認定第12号壱岐市病院事業会計決算認定については、市民病院建設から7年が経過し、建設費等44億円の債務の返済等過重なる負担がかかっているとはいえ、累積赤字は20億円を超え年次ごとにも収支の改善が全く見られない。

公営企業法の独立採算の原則から見ても、改善命令や減少の指示さえ出されない状態である。

委員会としても、毎年のように離島の置かれた厳しい医療環境、医師確保の困難性等の観点から赤字予算を追認してきた。26年度から交付税の減額が目の前に迫っている今、このまま多額の赤字決算を容認することはできない。

また、医師の招聘、病院スタッフ等の話し合い等は執行部に全面協力することを確認している。早急に短・中期の改善計画を議会に示されることを強く要望し、不認定といたします。

続きまして、本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので壱岐市議会会議規則第138条の規定により報告します。

陳情第2号介護保険法の居宅介護給付サービスについて改善を求める陳情、審査の結果、採択すべきもの、委員会の意見は下記のとおりであり、措置としては市長へ送付しております。

委員会の意見、介護保険の運営状況は厳しく、昨年においても基金を4,000万円取り崩し、残9,200万円になっております。またさらに言えば、本年度は恐らく5,000万円近く取り崩して基金残高は4,000万円前後になることが予想されております。

将来の高齢化の状況を考えると、保険料の改定なしにはいたずらにサービスの向上のみを議論することはできない。よって、資格対象として、1、居宅介護者に限定する。2、要介護4、5の認定を受けている被介護者を介護する者。3、市内での非課税世帯に限定する。

以上の条件をつけて、執行部におかれましては、早急に予算措置をされることを望むものである。

根拠法となる介護保険法115条の44項にいう地域支援対策事業として年額3万円程度を紙オムツ代として補助されたい。対象は、市内で166人で、合計金額は498万円であります。

県下の市では、吉野市、対馬市のみがこれを実施しておらず、居宅介護者の窮状を今まで見過ごしてきた厚生委員会も深くこれを反省するものであります。

以上です。

議長（市山 繁君） これから、厚生常任委員長の報告に対し質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで厚生常任委員長の報告を終わります。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。田原輝男産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（田原 輝男君） 登壇〕

産業建設常任委員長（田原 輝男君） 委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、吉野市議会会議規則第103条の規定により報告いたします。

議案第67号市道路線の認定について、原案可決。議案第72号平成23年度吉野市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。議案第75号平成23年度吉野市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

続きまして、認定第6号平成22年度吉野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号平成22年度吉野市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第10号平成22年度吉野市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について、認定第11号平成22年度吉野市水道事業会計決算認定について。

以上、本委員会に付託された認定第6号、認定第7号、認定第10号、認定第11号については、審査の結果、次の意見を付して認定すべきものと決定いたしましたので、吉野市議会会議規則第103条の規定により報告いたします。

委員会の意見、付託を受け審査した4つの各会計の使用料の未収金徴収について、訪問徴収や分納誓約等、鋭意努力され、未納金額は若干減少しておりますが、今後とも悪質滞納者には規程に基づく給水停止や法的措置など強い徴収姿勢で臨まれない。

また、統一した滞納整理をするためにも、監査委員指摘の未納者徴収マニュアルを作成するとともに、定期的・効果的な訪問や交渉に加え、滞納要因の分析や徴収経過記録をもとに対策を講じるなど、一層の工夫と努力により収納率向上のために努力を尽くされるように強く要望をいたします。

以上です。

議長（市山 繁君） これから、産業建設常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（田原 輝男君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。市山和幸予算特別委員長。

〔予算特別委員長（市山 和幸君） 登壇〕

予算特別委員長（市山 和幸君） 委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

議案第69号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）、原案可決。

委員会意見、3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費の「壱岐市納骨堂屋根改修工事費」については、公平の原則からも問題があると思われ、設置の経緯、維持管理費等調査・確認の上、議会の了解を得た上で執行すること。

以上、報告いたします。

議長（市山 繁君） これから、予算特別委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（市山 和幸君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 次に、決算特別委員長の報告を求めます。町田光浩決算特別委員長。

〔決算特別委員長（町田 光浩君） 登壇〕

決算特別委員長（町田 光浩君） 決算特別委員会の報告をいたします。

認定第1号平成22年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について、本委員会に付託された認定第1号については、審査の結果、認定すべきものと決定いたしましたので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告をいたします。

意見は付してありません。

以上です。

議長（市山 繁君） これから、決算特別委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで決算特別委員長の報告を終わります。

〔決算特別委員長（町田 光浩君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから、議案第65号吉岐市附属機関設置条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第65号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第65号吉岐市附属機関設置条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号吉岐市税条例等の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第66号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第66号吉岐市税条例等の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号市道路線の認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第67号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第67号市道路線の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号武生水A辺地（変更）、武生水C辺地（変更）、渡良B辺地（変更）、原島辺地、勝本辺地、東可須辺地、立石辺地、本宮辺地、諸吉辺地、仲・大石辺地、芦辺浦辺地、大左右・中山辺地、瀬戸浦辺地及び石田辺地に係る総合整備計画の策定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第68号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第68号武生水A辺地（変更）、武生水C辺地（変更）、渡良B辺地（変更）、原島辺地、勝本辺地、東可須辺地、立石辺地、本宮辺地、諸吉辺地、仲・大石辺地、芦辺浦辺地、大左右・中山辺地、瀬戸浦辺地及び石田辺地に係る総合整備計画の策定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第69号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第69号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第70号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第70号平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号平成23年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第71号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第71号平成23年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第72号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第72号平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第73号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第73号平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第74号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第74号平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号平成23年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第75号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第75号平成23年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号平成23年度壱岐市病院事業会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第76号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第76号平成23年度壱岐市病院事業会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号平成22年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、認定第1号平成22年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号平成22年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第2号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、認定第2号平成22年度吉野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号平成22年度吉野市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第3号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、認定第3号平成22年度吉野市老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号平成22年度吉野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第4号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、認定第4号平成22年度吉野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号平成22年度吉野市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第5号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、認定第5号平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第6号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、認定第6号平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号平成22年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第7号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、認定第7号平成22年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第8号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、認定第8号平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定い

たしました。

次に、認定第9号平成22年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第9号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、認定第9号平成22年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第10号平成22年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第10号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、認定第10号平成22年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第11号平成22年度壱岐市水道事業会計決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第11号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、認定第11号平成22年度壱岐市水道事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第12号平成22年度壱岐市病院事業会計決算認定について討論を行います。討論

ありませんか。中村議員。

議員（12番 中村出征雄君） 私は、認定をするという立場で賛成の立場で討論したいと思えます。

皆さんも御承知のように、全国の自治体病院は8割近くが赤字経営となっております。当然、民間では不採算部門等について自治体病院が担うということで、そのかわりに当然、国も病床数あるいはいろんなルールで交付税に算定をされております。

先ほども委員長が申されたように、22年度末には累積赤字が20億円というかつてない累積赤字となって厳しい経営にはかわりはありませんが、平成22年度については、先般来から経営委員会等でも努力されて、病院収入、そして一般会計からの国から交付税措置された分の一定のルールの繰入金によって病院経費の支出に充てる。

少なくとも、償却費を除いた分はその経費で賄うということで努力をされてきておられます。

22年度の償却は、御承知のように2億5,500万円だったと思います。そして、単年度は約2億円、1億9,900万円程度の単年度赤字でございますが、償却を除きますと5,500万円の、除くと黒字となっております。

当然、企業経営ですから償却分も含めて黒字になるというのが、それはもう一番いいわけですが、22年度についてはそういったことで、私は改善された跡が見られますので認定することに賛成であります。

以上で終わります。

議長（市山 繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） ほかにありませんので討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第12号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定しないとすべきものであります。

したがって、この決算について採決します。認定第12号平成22年度吉野市病院事業会計決算認定については、この決算のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立少数です。よって、認定第12号平成22年度吉野市病院事業会計決算認定については、認定しないことに決定いたしました。

次に、陳情第2号介護保険法の居宅介護給付サービスについて改善を求める陳情に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、陳情第2号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択とすべきものです。本案は、委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、陳情第2号介護保険法の居宅介護給付サービスについて改善を求める陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開を11時5分といたします。

午前10時53分休憩

.....
午前11時05分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案審議を続けます。

日程第27・発議第6号

議長（市山 繁君） 次に、日程第27、発議第6号「離島振興法」の改正・延長を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。13番、鵜瀬和博議員。

〔提出議員（鵜瀬 和博君） 登壇〕

提出議員（13番 鵜瀬 和博君） 発議第6号、市山議会議長殿。提出者、壱岐市議会議員、鵜瀬和博。賛成者、同じく中村出征雄、今西菊乃。

「離島振興法」の改正・延長を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

「離島振興法」の改正・延長を求める意見書（案）、昭和28年の離島振興法制定以後、全国の離島において離島振興事業が積極的に進められ、離島の生活条件が大いに改善し、産業基盤も着実に整備されてきたところである。

しかしながら、高齢化の進行、割高な流通・生活コスト、航路及び航空路の廃止、減便、医療従事者の不足等、離島を取り巻く環境は依然として厳しい状態が続いている。

また、外海離島のように国境を接している自治体は、領域や海洋資源、海岸漂着物等の大きな問題を抱え、周辺諸国との難しい国際関係に直面している。

よって、国は離島の国家的、国民的な役割を十分認識し、離島自治体が自主自立性を発揮し、離島振興を進めることができるよう離島振興対策の見直しを図る必要がある。

特に、下記事項の実現を強く要望する。

- 1、総合的な離島振興策を強力に推進するため、離島振興法を改正・延長すること。
- 2、国庫補助負担金の一括交付金化に当たっては、離島への補助金、交付金等は一括交付金の対象から除外し、国の責任において必要な額を確保すること。
- 3、平成23年度に実施された「離島ガソリン流通コスト支援事業」については、暫定的予算措置であるため、税制改正により恒久的な措置を実現すること。
- 4、離島航路運賃については、JR並みの運賃とするなど低廉化を図ること。
- 5、離島医療の深刻な事業にかんがみ、総合医の養成・確保を早急に行う対策を講じるとともに、ドクターヘリ等緊急輸送体制の整備を積極的に進めること。
- 6、離島へき地教育を充実するため、学校統合に伴う遠距離通学に係る財政措置を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成23年9月22日、長崎県壱岐市議会。

提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、内閣官房長官です。

以上です。

議長（市山 繁君） これから、発議第6号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（鵜瀬 和博君） 降壇〕

議長（市山 繁君） お諮りいたします。発議第6号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、発議第6号「離島振興法」の改正・延長を求める意見書の提出については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、発議第6号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、発議第6号「離島振興法」の改正・延長を求め

る意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第28 発議第7号

議長（市山 繁君） 次に、日程第28、発議第7号離島の燃油流通コストを支援する事業の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。16番、大久保洪昭議員。

〔提出議員（大久保洪昭君） 登壇〕

提出議員（16番 大久保洪昭君） 発議第7号、吉岐市議会議長市山繁様、提出者、大久保洪昭、賛成者、深見義輝、同、中村出征雄。

離島の燃油流通コストを支援する事業の拡充を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり吉岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

離島の燃油流通コストを支援する事業の拡充を求める意見書（案）、「国の離島ガソリン流通コスト支援事業」により、離島のガソリン価格は平成23年4月から実質的に割り引きになった。

しかし、離島におけるガソリン価格は本土に比べ、依然として割り高な状況にあり、ガソリン以外の燃油については手つかずのまま高騰が続いている。

また、離島では公共交通機関も十分な整備もされておらず、通勤通学など移動を伴う活動は自家用車に頼らざるを得ない。

また、生活を支える経済活動においても、燃油に依存する比重が非常に高く、特に基幹産業である農漁業においては燃油を欠かすことができない。

このように、島民の生活は本土に比べ割り高な燃油を利用することでしか成り立たない状況であり、社会活動、経済活動全般において、高いコストを強いられている。

さらに、離島の平均所得は本土に比べ約3割程度低く、安定した生活の維持がより困難な状況にあると言わざるを得ない。生活の厳しさはもはや待ったなしである。

人口流出や過疎化の進行はもとより、もはやとどまる兆しも見えず、深刻で本土との経済的格差の拡大継続は離島における生活の疲弊に拍車をかけている。

したがって、国において、離島に対する本土との生活格差是正のため、適切な施策の実施を求めるものである。

離島における住民の生活の安定と、産業の振興を図り、自発的かつ持続的に離島が発展するようガソリン流通コスト支援事業の拡充を求めるものである。

具体的には、輸送コスト1リッター当たり7円からの支援額をさらに引き上げ、かつガソリン以外の燃油についても流通コストを支援するよう事業を拡充する措置を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成23年9月22日、長崎県吉

岐市議会、提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、総務大臣、経済産業大臣。

以上です。

議長（市山 繁君） これから、発議第7号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（大久保洪昭君） 降壇〕

議長（市山 繁君） お諮りいたします。発議第7号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 御異議なしと認めます。よって、発議第7号離島の燃油流通コストを支援する事業の拡充を求める意見書の提出については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、発議第7号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、発議第7号離島の燃油流通コストを支援する事業の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第29．発議第8号

議長（市山 繁君） 次に、日程第29、発議第8号航路対策調査特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。8番、今西菊乃議員。

〔提出議員（今西 菊乃君 登壇）

議員（8番 今西 菊乃君） 発議第8号、壱岐市議会議長市山繁様。提出者、壱岐市議会議員、今西菊乃君、賛成者、町田正一、田原輝男。

航路対策調査特別委員会の設置に関する決議について、上記の議案を別紙のとおり壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

航路対策調査特別委員会の設置に関する決議、次のとおり、航路対策調査特別委員会を設置す

るものとする。

記。1、名称、航路対策調査特別委員会。2、設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第6条。3、目的、航路・空路対策に関する調査。4、委員の定数、19名。5、委員の指名、議長を除く全員。6、期限、閉会中も継続して調査終了まで。

以上、提案いたします。

議長（市山 繁君） これから、発議第8号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（今西 菊乃君 降壇）〕

議長（市山 繁君） お諮りいたします。発議第8号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、発議第8号航路対策調査特別委員会の設置に関する決議については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、発議第8号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、発議第8号航路対策調査特別委員会の設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。

次に、航路対策調査特別委員会の正副委員長を決定する必要がありますので、委員会条例第10条第1項の規定により、直ちに航路対策調査特別委員会を召集します。

委員会においては、委員長及び副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いします。

議員控室に集合願います。

しばらく休憩します。

午前11時19分休憩

.....
午前11時25分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

航路対策調査特別委員会の正副委員長が決定いたしましたので、御報告をいたします。委員長

に、8番今西菊乃議員、副委員長に10番、田原輝男議員、以上のとおりです。

日程第30．委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申し出の件

議長（市山 繁君） 次に、日程第30、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申し出の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、産業建設常任委員長から委員会の審査及び調査中の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出があったております。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定いたしました。

日程第31．議員派遣の件

議長（市山 繁君） 次に、日程第31、議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第159条の規定により、お手元に配付のとおり、関係議員の派遣をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については可決されました。

お諮りいたします。今期定例会において議決されました案件について、その条項・字句・数字・その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に一任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よってそのように取り計らうことに決定いたしました。

議長（市山 繁君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

ここで、白川市長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 議会閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る9月2日から本日まで、21日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして慎重審議を賜り、まことにありがとうございました。衷心より敬意と感謝の意を表しますとともに、今会期中に賜りました御意見等につきましては十分尊重し市政運営に当たる所存でございます。今後とも、御指導・御鞭撻のほどをよろしくお願いを申し上げます。

さて、本年度も昨年度に引き続き、市政懇談会を予定をいたしております。10月から11月にかけて、小学校区単位、全18地区で計画をいたしておるところでございます。

これは、市民の皆様には現在の市の取り組みや懸案事項について御説明し、理解を深めていただくとともに、市民皆様の生の声をお聞きし、市政に反映させるために実施するものでございます。市民皆様の多数の御参加をお願い申し上げたいところでございます。

さて、離島航路につきましては、行政報告の中で離島航路運賃の低廉化、JR並み運賃の実現を強く訴えてまいるということを申し上げました。

このことにつきましては、これから長崎県離島振興協議会、そして全国離島振興協議会におきまして関係省庁あるいは国会議員等に要望活動が活発化してまいります。

私は、全国離島の悲願であります航路運賃低廉化に向けて、この実現を強く訴えてまいりますので、議員各位、市民皆様の御理解・御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、この離島航路の話題の中で、アルミ3胴船カーフェリーについて報道がなされております。

私は、議員皆様、市民皆様から誤解を受けることがあってはならないと思っております。現状について御説明を申し上げます。

まず、申し上げておかなければならないことは、3胴船の件について壱岐市に公文書、要望書や事業計画書等の公文書はいまだ一切いただいていないということでございます。

したがって、議会に御報告あるいは御相談申し上げる資料が手元にないということでございます。

しかしながら、「融資が受けられないのは市長の反対が壁である」、また「市が妨害する」という報道がございました。私は、一企業者が行う事業に反対したことはございませんし、反対する権限もございません。まして、妨害するなどということがあろうはずがございません。

私が反対しておりますのは、市のお金、すなわち市民皆様の税金をアルミ3胴船に使うことができないと申し上げているのでございます。

報道の中で、融資には市のバックアップ体制が最終的に不可欠とあります。市のバックアップ体制とはどういうことでしょうか。私は市がバックアップするということ、すなわち市が後方支援とするということは市が保証するということにほかならないと理解をいたしております。

このことにつきましては、私は市報6月号で市が関与できない理由を述べておりますけれども、

ここであえて申し上げたいと思います。

その時点では、壱岐市と対馬市が借り主ということでございましたけれども、今回は保証ということでございます。保証をするということは、それなりのリスクを覚悟しなければなりません。

壱岐市の普通税、市民税、固定資産税、軽自動車税等でございますけれども、約22億円でございます。3胴船の建造費等については資料がございませんが、当時と同じ計画といたしますと、このアルミ3胴船カーフェリーの建造費は約40億円を要します。壱岐市の普通税の2倍に近い金額を保証するということになります。万一の場合は、後世に莫大な借金を残すことにもなりかねません。

また、現在、合併により優遇されております地方交付税が平成31年度には、現在より21億円も減るという試算もされております。

厳しい財政運営を強いられることが明らかでございます。私は市民皆様の税は慎重が上にも慎重を期して、大事に使わねばならないと肝に銘じておるところでございます。

また、株式会社市民フェリー壱岐対馬は、直接の運行会社ではありませんので、どこかの会社に運行を任せることになると思われませんが、その辺も全く情報がございません。

したがって、このような状況の中で、まだ申し入れは受けておりませんが、たとえ申し出を受けたといたしましても、現段階で私は借り入れに対する保証なできないと考えているところでございます。

また、報道にありました鉄道運輸機構が壱岐市に対し、過疎債を活用し船を購入したらどうかという提案があったということに対し、なぜ壱岐市が船を購入しなければならないのか。鉄道運輸機構に文書をもって回答するように、要求を求めているところでございます。

蛇足でございますが、この3胴船は日本にまだ一隻も導入をされておられません。

こうした状況を、議員各位、市民の皆様におかれましては、ぜひ御理解をいただきますようお願い申し上げます。

さて、今議会において、さまざまな施策等について御議論を賜りました。病院改革、壱岐市特別養護老人ホーム、防災に関する事など、いずれも本市にとって極めて重要な問題、課題であることは言うまでもございません。

私は、これまで市民皆様とお約束したマニフェスト達成に向けて誠心誠意取り組んでまいりました。また、多くの問題、課題に取り組んでまいりました。

残りの任期期間中、特に病院改革について、医師の確保を初め最大限努めてまいりますので、御指導・御鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。

台風15号は、本市を中心に大きな被害をもたらしております。これからまだこうした台風がいつ接近するかわかりません。

吉崎市といたしましては、今後とも防災対策に十分力を入れてまいりますので、市民皆様におかれましても、みずからの防災対策について、いま一度御確認いただきますようお願い申し上げます。

日に日に、秋の気配が感じられるようになってまいりました。議員皆様、市民皆様におかれましては、御健勝にて日々過ごされますことを心から御祈念申し上げまして閉会のごあいさついたします。

大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

・ ・

議長（市山 繁君） 以上をもちまして、平成23年第3回吉崎市議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさんでございました。

午前11時35分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 市山 繁

署名議員 今西 菊乃

署名議員 市山 和幸

閉会中継続審査 申出書

委員会名	事 件 及 び 理 由
総務文教 常任委員会	事件 陳情第3号 郵政改革法案の早期成立を求める陳情 理由 更に慎重な審査を必要とするため
産業建設 常任委員会	事件 発議第4号 指定外来種等による生態系等に係る被害の 防止に関する条例の制定について 理由 更に慎重な審査を必要とするため

閉会中継続調査 申出書

委員会名	事 件
議会運営委員会	事件 ・本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項 期限 ・次期定例会招集日前日まで
総務文教 常任委員会	事件 ・政策企画課、総務課、財政課、管財課の各所管に関する調査 ・税務課の所管に関する調査 ・消防本部の所管に関する調査 ・教育委員会の所管に関する調査
厚生常任委員会	事件 ・市民福祉課、保護課の所管に関する調査 ・健康保健課、環境衛生課の所管に関する調査 ・壱岐市民病院及びかたばる病院の所管に関する調査
産業建設 常任委員会	事件 ・観光商工課、農林課、水産課の所管に関する調査 ・建設課、水道課の所管に関する調査

議 員 派 遣 に つ い て

平成23年9月22日

吉岐市議会議長 市山 繁

次のとおり議員を派遣する。

1. 厚生常任委員会行政調査

- (1) 目 的 所管に関する調査
- (2) 派遣場所 水俣市・合志市
- (3) 期 間 平成23年10月17日～19日(2泊3日)
- (4) 派遣議員 厚生常任委員長 町田 正一外5人